

未来投資戦略 2017

—Society 5.0 の実現に向けた改革—

具体的施策

平成 29 年 6 月 9 日

第2 具体的施策

I Society 5.0 に向けた戦略分野 ······	39
1. 健康・医療・介護 ······	39
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築	
① データ利活用基盤の構築	
② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化	
③ 遠隔診療・AI等のICTやゲノム情報等を活用した医療	
④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現	
⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上	
ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進	
iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化	
iv) グローバル市場の獲得、国際貢献	
2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現 ······	48
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	
ii) 高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速	
iii) 技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等	
① 走行映像データ・事故データ等の戦略的活用	
② 自動走行地図の実用化等	
③ 第5世代移動通信システム(5G)の実現・活用	
④ 車載セキュリティの確保	
⑤ ソフトウェア人材の育成	
⑥ 安全運転サポート車の普及の促進	
iv) 小型無人機(ドローン)等の産業利用の拡大に向けた環境整備	
v) 自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化	
3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現 ······	53
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) データ連携の先進事例の創出・国際標準化	
ii) データ連携・利活用を促進する制度・ルール	

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等	56
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) インフラの整備・維持管理の生産性向上	
ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等	
iii) 民間投資の喚起による都市の競争力の向上等	
5. FinTech の推進等	60
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) イノベーションのための環境整備等	
① FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速	
② オープン・イノベーションの推進	
ii) 国際的な人材や海外当局との連携・協働	
iii) 企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン	
① 中小企業等を含む企業会計の IT ・クラウド化	
② 商流情報の IT 化の推進	
③ 全銀システムの 24 時間 365 日対応化等	
④ 金融 EDI の推進等による金・商流連携の推進	
⑤ XML 新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等	
⑥ オールジャパンでの電子手形・小切手への移行	
iv) キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等	
6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大	65
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 徹底した省エネルギーの推進	
ii) 再生可能エネルギーの導入促進	
iii) 新たなエネルギー・システムの構築等	
iv) 福島新エネ社会構想の推進	
v) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化	
vi) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等	
vii) 安全性が確認された原子力発電の活用	
viii) 日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進	

7. ロボット革命／バイオ・マテリアル革命	71
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) ロボット革命	
① ロボット新戦略の実行・進化	
② 「改革2020」プロジェクト(先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現)	
ii) バイオ・マテリアル革命	
iii) 宇宙ビジネスの拡大	
iv) 航空機産業の拡大	
8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化	78
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講すべき施策	
ii) 次世代住宅の普及促進に向けて講すべき施策	
II Society 5.0 に向けた横割課題	80
A. 価値の源泉の創出	80
1. データ利活用基盤の構築	80
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 公共データのオープン化の推進	
ii) 事業者間のデータ流通	
iii) パーソナルデータの利活用	
iv) 地域におけるデータ利活用	
v) データの越境移転等	
vi) 情報アクセシビリティの確保	
vii) 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用	
viii) 電波周波数の調整・共用	
2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保	87
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講るべき具体的施策	
i) 第4次産業革命に対応した知財・標準化戦略	
ii) 知財・標準化人材の育成	
iii) 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化	
iv) 公正な競争環境の確保	

3. 人材の育成・活用力の強化 ······ 90

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

① IT 人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応した IT スキル標準の改定

② 実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステムの構築

③ 大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援

④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

⑤ 産業界をリードする IT 等トップ人材・専門人材の創出

⑥ 初等中等教育におけるプログラミング教育等の IT・データ教育の実装

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

① 多様で柔軟な働き方の実現

② 賃金引上げと労働生産性向上

③ 経営戦略としてのダイバーシティの実現

④ 女性活躍の更なる促進

⑤ 若者や就職氷河期世代の活躍支援

⑥ 障害者等の就労促進

iii) 生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

① 労働市場における「見える化」の促進

② 中高年・高齢者の就業・転職促進

③ 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

iv) 外国人材の活用

① 高度外国人材の更なる呼び込み

② 生活環境の改善

③ 就労環境の改善

④ 外国人留学生の就職支援

⑤ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受け入れ促進

⑥ 建設及び造船分野における外国人材の活用

⑦ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

⑧ 外国人材受け入れの在り方検討

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム ······ 102

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 大学のインセンティブ設計の抜本的強化

ii) 我が国が強い分野への重点投資

iii) 大学等の投資受け入れ・自己資金獲得促進

iv) 産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進	
v) 世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み	
vi) ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速	
B. 価値の最大化を後押しする仕組み	108
1. 規制の「サンドボックス」制度の創設	108
(1) 新たに講ずべき具体的施策	
i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設	
ii) 国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する取組	
2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進	110
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底	
ii) デジタル時代の公共サービスの提供	
iii) 技術革新に合わせた行政手続の革新	
3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝	114
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進	
① コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上	
② 経営システムの強化、中長期的投資の促進	
③ 企業の情報開示、会計・監査の質の向上	
④ 事業再編の円滑化	
ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進	
① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等	
② 金融仲介機能の質の向上	
4. 公的サービス・資産の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大等)	123
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 成長対応分野で講ずべき施策	
ii) 成熟対応分野で講ずべき施策	
iii) 推進体制の整備・運用のための施策	

5. 国家戦略特区による大胆な規制改革	128
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
i) 迅速な事業の具体化・実施	
ii) 更なる規制改革事項の追加	
① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設	
② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進	
③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進	
④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等	
⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進	
⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し	
iii) 指定区域の追加等	
6. サイバーセキュリティの確保	134
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
7. シェアリングエコノミー	136
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講すべき具体的施策	
III 地域経済好循環システムの構築	138
1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上	138
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講るべき具体的施策	
i) 中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進	
ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進	
iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化	
2. 攻めの農林水産業の展開	145
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講るべき具体的施策	
i) 生産現場の強化	
① 農地中間管理機構の機能強化等	
② 米政策改革	
③ 経営体の育成・確保のための環境整備	
④ 外部からの人材・知見の取込み	

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

- ① 多様なデータに基づく農業への転換
- ② バリューチェーンの高度化
- ③ 6次産業化の推進
- ④ 規格・認証、知的財産の戦略的推進
- ⑤ 食品表示の充実
- ⑥ ジビエの利活用の促進等

iii) 輸出の促進

iv) 林業の成長産業化と森林の適切な管理

v) 水産業の成長産業化と資源管理の充実

3. 観光・スポーツ・文化芸術 · 151

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 観光

- ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に
- ② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に
- ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

ii) スポーツ産業の未来開拓

- ① スポーツを核とした地域活性化（「スポーツ未来開拓プラン」の実行）
- ② スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出促進
- ③ スポーツの海外展開の促進
- ④ スポーツ実施率の向上

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

- ① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備
- ② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上
- ③ コンテンツを軸とした文化芸術産業の強化

IV 海外の成長市場の取り込み · 164

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 我が国企業の国際展開支援

- ① インフラシステム輸出の拡大
- ② 経済連携交渉、投資関連協定、租税条約の締結・改正の推進
- ③ データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成
- ④ 中堅・中小企業の海外展開支援
- ⑤ 高度外国人材の活用

ii) 日本の魅力をいかす施策

- ① 対内直接投資誘致の強化

- ② クールジャパンの推進
- ③ クリーンで魅力ある「日本型 IR」（特定複合観光施設）の整備推進
- ④ 2025 年国際博覧会の誘致
- ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

法律名等につき、本文中では以下の略語等を用いることとする。

卸売市場法	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）
海上運送法	海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）
確定拠出年金法等の一部を改正する法律	確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）
学校教育法の一部を改正する法律	学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）
割賦販売法の一部を改正する法律	割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）
官民データ活用推進基本法	官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）
銀行法等の一部を改正する法律	銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）
金融商品取引法の一部を改正する法律	金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
鉱業法	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）
工業標準化法	工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）
航空法	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
港湾法	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
個人情報保護法等の一部を改正する法律	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）
国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）
国家戦略特別区域法改正法案	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（平成 29 年 3 月 10 日国会提出）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
下請振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
自転車活用推進法	自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）
住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業法（平成 29 年 6 月 9 日成立）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

信用保証協会法	信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）
水道法	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
水道法の一部を改正する法律案	水道法の一部を改正する法律案（平成 29 年 3 月 7 日国会提出）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）
地域未来投資促進法	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）
中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）
中小ものづくり高度化法	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）
著作権法	著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律	通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）
電気事業法	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
電気事業法等の一部を改正する等の法律	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）
電子帳簿保存法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）
道路運送法	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
道路運送車両法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
道路交通法	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
独占禁止法	独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）
都市公園法	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
土地改良法	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
農地法	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)
不正競争防止法	不正競争防止法 (平成 5 年法律第 47 号)
無電柱化の推進に関する法律	無電柱化の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 102 号)
労働安全衛生法	労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
労働基準法	労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
労働基準法改正法案	労働基準法等の一部を改正する法律案(平成 27 年 4 月 3 日国会提出)
労働契約法	労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
IR 推進法	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 115 号)
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号)

第2 具体的施策

I Society 5.0 に向けた戦略分野

1. 健康・医療・介護

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》国民の健康寿命を 2020 年までに 1 歳以上延伸し、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】
→2013 年：男性 71.19 歳、女性 74.21 歳

(2) 新たに講すべき具体的施策

団塊の世代が全て 75 歳以上となる「2025 年問題」に間に合うよう、技術革新を最大限活用し、個人・患者本位で、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、新しい健康・医療・介護システムを構築する。オールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、個人の状態に合った効果の高いサービス提供による、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活を実現する。また、AI、ロボット等も組み合わせて現場の生産性を上げながら、高齢化・人口減少下でも質が高く、効率的な健康・医療・介護のサービス提供を可能とするモデルを構築する。こうした仕組みを支えるため、効果的な民間サービスの育成・普及を促すとともに、日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化を進める。このように、費用対効果も勘案しつつ、基盤構築・制度改革・民間投資促進を一体的に進め、2020 年には新しいシステムを構築し、国民が安心できる医療・介護が 2025 年に国民生活に定着していることを目指す。

こうした健康・医療・介護サービスは、今後世界各国で必要とされる。他国よりも早く課題に直面している日本で課題解決モデルを早期に作り上げ、グローバル市場の獲得と国際貢献を目指す。

i) 技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

① データ利活用基盤の構築

- ・個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な患者情報を救急時に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で

構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年に把握できる仕組みである PHR (Personal Health Record) として自身の端末で閲覧できるようにすることを目指す。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。

- ・「全国保健医療情報ネットワーク」のうち医療・介護事業者のネットワーク化については、クラウド化・双方向化等による地域の EHR (Electronic Health Record) の高度化を推進するとともに、広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について、実証を本年度中に行う。PHR については、EHR の情報だけでなく保険者等の多様な主体が有するデータについて、本人のライフステージに応じて民間サービスを取り入れた多様な活用を可能とするよう、サービスモデルの構築等を来年度までに行う。特に、ウェアラブル端末等の IoT 機器を用いた日々の健康情報の収集による効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けては、昨年度までの実証結果を踏まえ、より厳格な効果検証を本年度より 3 年間実施するとともに、当該事業等を通じて収集される健康情報を活用した AI アルゴリズム開発を通じ、新たな民間による健康情報利活用サービスの創出・高度化を図る。
- ・研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析できるようにするため、「保健医療データプラットフォーム」を整備する。同プラットフォームでは、レセプト・特定健診情報の NDB (National Data Base)、介護保険情報の介護保険総合データベース、DPC データベース等の既存の公的データベースについて、他のデータベースと併せて解析可能とする。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- ・本年 4 月に成立した次世代医療基盤法による認定事業者を活用し、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進める。上記の「保健医療データプラットフォーム」は公的データベースを基礎とした ^{しつかい} 悉皆 ^{しつかい} 的な情報を提供し、同法による認定事業者は、治療の結果であるアウトカム情報を含め医療分野の研究開発の多様なニーズに応えるデータを任意の仕組みで集めて提供する。
- ・これらを支える基盤として、医療保険のオンライン資格確認及び医療

等 ID 制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

- ・健康・医療・介護分野のデータの徹底的なデジタル化や標準化の取組については、技術の進展を踏まえつつ、データの利活用主体がデータの共有や二次利用を円滑に行えるよう、標準化すべきデータの範囲と標準化の手法を含め、具体的な施策について、2020 年度からのデータ利活用基盤の本格稼働に間に合うよう検討を加速し実施した上で、その後も技術の進展等を踏まえて必要な施策を講じる。

② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化

- ・予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。健保組合・共済組合については、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、加算率・減算率ともに、来年度から段階的に引き上げて 2020 年度には最大で法定上限の 10%まで引き上げる。協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020 年度から都道府県単位保険料率に反映する。国保については来年度から保険者努力支援制度を本格実施する。各制度共通の評価指標は、特定健診・特定保健指導の実施率に加え、がん検診、歯科健診の実施状況や ICT 等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うこと等を追加することで、予防・健康づくりなど医療費適正化に資する多様な取組をバランス良く評価するものとする。また、保険者の責任を明確化するため、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を今年度実績から公表し、開示を強化する。
- ・保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者活用を促進する。
- ・保険者の有するデータを集約し、健保・共済組合、協会けんぽ、国保等の各被保険者情報を横断的に管理できるシステムにより、保険者が変わってもデータが引き継がれ効果的にデータヘルスを行える環境整備を行う。
- ・地方公共団体において保健師等が効果的にデータヘルスを行うため、健康診断・レセプト等のデータを AI により分析し、保健指導施策立

案を行うモデルについて具体的な検証を行う。

- ・保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）を推進する。このため、経営者が、自社の健保組合の状況を全国との比較で客観的に把握した上で、保険者と連携して健康づくりに取り組めるよう、厚生労働省と日本健康会議が連携して、各保険者の加入者の健康状態や医療費、健康への投資状況等をスコアリングし経営者に通知する取組を来年度から開始する。同様の取組を共済組合はじめ他の保険者でも展開する。
- ・健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定を拡大するとともに、働き方改革等も踏まえ、必要な評価項目の見直しを行うこと等を通じて、健康経営の質の向上と更なる普及を図る。

③ 遠隔診療・AI 等の ICT やゲノム情報等を活用した医療

- ・遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020 年度以降の改定でも反映させていく。また、遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討する。
- ・保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等の AI 開発を戦略的に進めるため、画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点 6 領域と定めて開発・実用化を促進する。AI 開発用のクラウド環境の整備・認証の仕組みを構築とともに、実用化に向けて、AI を活用した医療機器の質や安全性を確保するための評価の在り方等のルール整備を行う。これらを踏まえ、医師の診療に対する AI を用いた的確な支援による医療の質の向上等について、次期以降の診療報酬改定等での評価を目指す。
- ・がん、難病・希少疾病領域でゲノム医療提供体制を整備する。がんについては、ゲノム変異や治療効果等に関する情報等を集約し、解析するための AI 基盤の整備や、医療関係者等が AI や情報技術を利用した治療を行うために全国的な支援の体制の整備（コンソーシアムの構築）を行う。また、条件付き早期承認による医薬品の適応拡大等を含めた

施策を行うとともに、一人ひとりに最適な最先端のがん治療を公的医療保険で受けられるよう有効性・安全性等を確認した上で保険適用を行う。さらに、全ゲノム解析や免疫関連検査等を利用した革新的治療法の開発、リキッドバイオプシー等を用いた低侵襲性の診断技術や超早期診断技術等の開発を推進する。難病については、ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、早期診断の実現や創薬開発を促進するための体制の整備を進める。

- ・災害時に被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、医療活動訓練等の中で、被災地域で必要とされる医療モジュールの検討に取り組む。

④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現

- ・次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。
- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築する。本年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、来年度中にデータベースの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、こうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年

夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格である ISO13482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

- ・介護職員の負担軽減のため、行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、介護記録の ICT 化について普及を促す取組を強化する。加えて、これまでの処遇改善の着実な実施や、返済免除付きの貸付制度の活用等の多様な介護人材の確保策等に総合的に取り組む。また、AI を活用したケアプランの作成支援についても、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援する。

ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進

- ・高齢となっても自分らしく生ききることの出来る「生涯現役社会」を実現するために、医療・介護関係者や大学、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体の連携の下、高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、要介護状態になることを予防し、進行を抑制する。例えば、「仕事付き高齢者向け住宅」(仮称) 等について実証事業を実施し、認知症や要介護状態の予防及び進行抑制に向けて、医学的・科学的に効果が認められるモデルケースの構築を進める。
- ・老化プロセスと年齢の相関関係を再評価するため、これまで蓄積された知見やデータを整理しつつ、加齢による生活機能や認知機能の低下等について類型化し、予防、治療、社会参加支援等に役立てる。
- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャル・インパクト・ボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。このため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備や地方公共団体における案件形成の支援等を行う。また、行政・金融・実施事業者それぞれの課題や対応について、これまでの事例を踏まえた検証や整理を行う。

iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

- ・「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定、平成 29 年 2 月 17 日一部変更) 等に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構

(AMED)において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。

- ・健康寿命の延伸・患者 QOL の向上と医療経済価値を両立する革新的な医薬品や再生医療等製品の創出を促進する。具体的には、最先端バイオ技術や AI 技術等を活用した創薬基盤技術の開発に加え、再生医療技術を用いた医薬品候補の安全性等の評価方法の開発、再生医療の実用化を促進するためのナショナルコンソーシアムの構築、再生医療とリハビリテーション技術との融合による医療応用の推進等の、我が国の優れた技術シーズの実用化支援等を通じ、国際競争力の高い医療産業の構築を図る。
- ・生活習慣病や認知症の予兆を発見できるバイオマーカー・リスクマーカーの研究・開発を促進するとともに、開発されたバイオマーカーの有用性を検証する。また、生活習慣病や認知症の予防等の効果が期待できる医薬品等の研究・開発を進める。
- ・異業種参入により、ICT 等の技術革新も取り入れた革新的な医療機器・システムの開発を支援するため、医療機器開発支援ネットワークの充実化、臨床現場・関係学会等との連携などの開発支援環境の整備を行う。また、革新的な医療機器・再生医療等製品の評価方法等を世界に先駆けて提案し、国際標準の獲得を図る。
- ・8K 等高精細映像技術の内視鏡や診断支援システム等への応用の実用化に向けた研究を行う。
- ・国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備や、PMDA の医療情報データベースシステム（MID-NET）の構築による医薬品等の評価と安全対策を高度化するための環境整備を進める。
- ・革新的な医薬品の早期実用化のため、リアルワールドデータなどの活用を踏まえた条件付き早期承認制度を検討する。
- ・医療系ベンチャーが起業しやすい環境を整備するため、薬事や知的財産等の専門的な知識を有する人材の確保など総合的な支援の充実を行う。

iv) グローバル市場の獲得、国際貢献

- ・医療・介護の国際展開のうちアウトバウンドの推進は、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関（日本の医療拠点）の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援、開発途上国等のニーズを把握した上での相手国の保健・医療の課題解決に向けた医療機器開発などの取組を行う。また、海外における医療機器メーカーによるメンテナンス体制の構築・充実を推進する。
- ・医療のインバウンドの推進については、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。また、「改革2020」プロジェクトの一環として、本年1月31日に公表されたジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）の海外での認知度向上を図りながら、円滑な渡航や受診を支援するコーディネーターの質の向上や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。
- ・「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験をアジアの実情とニーズに見合う形で紹介し、新しいアジアに相応しいUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）モデルの確立を目指す。民間事業者のアジア地域への展開を支援するとともに、介護人材への日本語教育の基盤整備、送出国との連携強化等を推進することにより、アジアにおける高度な介護人材の育成及び還流を推進する。
- ・「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）等に基づき、官民一体での我が国の医薬品等の途上国への提供に係る国際協力、長崎大学の高度安全実験施設を中心とした感染症研究拠点の形成等による研究能力・機能の強化、指定医療機関の拡充等を推進する。世

界保健機関（WHO）や「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等の国際保健機関、途上国において必要な医薬品等の開発・普及を進めるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、国際的なワクチン開発の取組等への支援を行うとともに、国際的な重要課題となっている薬剤耐性（AMR）対策を推進する。加えて、国際保健分野での日本のプレゼンスを發揮すべく人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載

⇒国内販売新車乗用車の装着率：45.4%（2015 年）

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の 3 割獲得

⇒国内車両の装着率：6.5%（2015 年）

世界市場獲得率の代替値：40.5%（2014 年）

《KPI》2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：42.2%（2015 年）

国内車両の装着率：6.5%（2015 年）

(2) 新たに講すべき具体的施策

ヒト・モノの移動について、我が国が本格的な人口減少社会に直面し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応、交通事故の削減等が喫緊の課題である。こうした社会課題に対応しつつ、産業競争力の強化等を図るため、具体的なビジネスモデルを念頭に置いた上で、世界に先駆けた無人自動走行による移動サービスの実現と社会に取り入れることを目指し、制度整備、技術開発、実証環境整備などの取組を明確な期限を示して強力に推進する。

社会に取り入れるための基本アプローチとして、自動走行のハード・ソフトの「技術」と「事業化」の両面で世界最先端を目指し、技術が完全に確立してからではなく、制度やインフラで補いながら、その時点の最新技術をいかして社会に取り入れていく。専用空間や中山間地域など比較的簡単なシーンから始め、安全・安心して実用化できる具体的事例を積み重ね、技術や社会的受容性を高めながら、都市の一般道路といった複雑なシーンに広げていく。

このため、まず、本年 2 月の未来投資会議で取りまとめた実行計画に基づき、より具体的なビジネスモデルを念頭に置いた車両内に運転者が

いない遠隔運行による公道実証やトラックの隊列走行の公道実証という新たな段階の実証を円滑・迅速に実施できるよう、必要な制度・インフラの整備を時期を明確にして進める。その際、実証の成果・データを関係者間でしっかりと共有し、官民が積極的に対話・協力する連携体制の下で、必要な制度整備等を進める。また、将来の高度な自動走行の市場化・サービス化には、「ドライバーによる運転」を前提とした、これまでの交通関係法規の見直し等が必要であり、国際的な制度間競争も見据え、2020年頃に高度な自動走行の事業化を目指した本格的な制度整備等の検討を加速する。さらに、自動走行のコア技術である認識・判断技術の強化などの技術開発を加速するため、データの共有・活用等を進めながら、リアルデータプラットフォームを創出するなど、各事業者が戦略的に協力して取り組む協調領域を深化・拡大していく。これらの実現に向けて、官民一体で国家戦略として強力に実行するための政府の司令塔機能を強化しつつ、取り組む。制度・インフラ面の環境整備、研究開発等を総合的・計画的に進めるため、「官民ITS構想・ロードマップ2017」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を政府一体で推進する。

陸上の自動走行に加えて、物流効率化や移動サービスの高度化に向けて、空路、海路における自動化にも積極的に取り組んでいく。そのため、小型無人機（ドローン）による荷物配送など産業利用を拡大していくとともに、「自動運航船」を社会に取り入れるため、研究開発や基準・ルールの整備などによる海上交通の高度化を進めるための取組を行う。

i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- ・高速道路でのトラック隊列走行を早ければ2022年に商業化することを目指し、2020年に高速道路（新東名）での後続無人での隊列走行を実現するため、本年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始する。本年中に、公道実証に向けた安全を確保する車間距離に関連した事項について検討し、具体的な走行場所や走行方法を確定し走行計画を整備する。あわせて、ダブル連結トラックの実験の状況も踏まえ、隊列走行に用いる技術や実証の成果や運用ルール等に応じ、インフラ面等の事業環境を検討する。
- ・無人自動走行による移動サービスを2020年に実現することを目指し、本年度から、道の駅など地域における公道実証（遠隔運行によるもの

を含む。) を全国 10 か所以上で実施する。このため、専用空間の要件設定や走行方法の具体化を本年中に行うなど、必要な制度整備等を行う。

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動走行技術を国内外に発信するショーケース、レガシーとするため、国家戦略特区を活用するなど、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動走行に向けた最先端の実証を行う。事業化を目指した実証が可能となるよう、2019 年までに必要な制度や基盤を整備する。
- ・こうした実証を安全・円滑・迅速に進めるため、関係地方公共団体等とも密接に連携・協力しながら、国家戦略特区の活用を進めるとともに、当該特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための規制の「サンドボックス」制度の仕組みを検討し活用する。(後掲「II - B - 5. 国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載。)
- ・様々な走行環境における実証の成果・データを共有しつつ、官民が積極的に対話・協力する官民連携の仕組みの下、民間ニーズを踏まえた実証プロジェクトの工程管理、実証の成果・データの共有、必要な制度整備等を進める。本年中に、走行環境の複雑性の指標化や共通して収集すべき実証データの明確化など情報共有・収集体制を構築する。

ii) 高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速

- ・将来の高度な自動走行の市場化・サービス化に必要な交通関係法規の見直し等について、国際的な制度間競争や国際条約に係る議論も見据えつつ、2020 年頃に完全自動走行を含む高度な自動走行(レベル 3 以上)の市場化・サービス化に向け、制度整備の議論を加速し、本年度中に、政府全体の制度整備の方針(大綱)を取りまとめる。

iii) 技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等

① 走行映像データ・事故データ等の戦略的活用

- ・自動走行の鍵を握る技術である認識・判断技術の競争力を抜本的に強化するため、研究開発を加速するとともに、安全評価と関連付けた質の高いデータ整備・利活用を進める観点から、開発を加速する走行映像データ・事故データ等の戦略的収集・利活用の基本方針を、本年度中に取りまとめる。

② 自動走行地図の実用化等

- ・自動走行地図について、企業の枠を超えて仕様を統一し、官民連携で地図関連データの整備を進める。高速道路地図については、来年度中の実用化を目指し、海外展開に向けた国際連携を推進する。一般道路地図については、来年度中に整備方針を決定する。
- ・自動走行地図を基盤とし、その上にリアルタイムに変化する情報を紐付けたダイナミックマップについて、仕様や仕組み、プローブ情報の活用方法を検討し、来年度中に取りまとめる。

③ 第5世代移動通信システム（5G）の実現・活用

- ・自動走行等を社会に取り入れることに寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第5世代移動通信システム（5G）の2020年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。
(後掲「II - A - 1. データ利活用基盤の構築」において詳細記載。)

④ 車載セキュリティの確保

- ・車両外部からのサイバー攻撃への対応等、自動走行の安全性を確保する車載セキュリティについて、国際的に共通な開発プロセス、安全性評価の仕組み作りを進めるための工程表を本年度中に取りまとめ、人材育成を含め官民連携した取組を加速する。

⑤ ソフトウェア人材の育成

- ・自動走行の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。

⑥ 安全運転サポート車の普及の促進

- ・高齢運転者による交通事故対策等の喫緊の課題に鑑み、自動車の安全性能評価の拡充や先進安全技術の基準策定等を検討するとともに、先進安全技術を搭載した自動車の普及の促進を図る。

iv) 小型無人機（ドローン）等の産業利用の拡大に向けた環境整備

- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で

荷物配送を実施し、2020 年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。あわせて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。こうした小型無人機などロボット技術の活用により、物流効率化など産業利用の拡大を図る。

v) **自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化**

- ・2025 年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の 2023 年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025 年までに 250 隻程度で導入されることを目指す。

3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上

⇒直近3年間（2013年～2015年）の伸び率の平均：1.4%

《KPI》2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、
収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企
業の割合を40%にする。

⇒2016年：それぞれ67%、20%

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講すべき具体的施策

我が国は人口減少社会の到来によって需給両面で構造的な課題を抱える。こうした中、付加価値の源泉は「もの」から「サービス」、「ソリューション」への移行が加速している。この状況を、消費者・顧客の多様なニーズを潜在需要の開花につなげ、現場の生産性を飛躍的に高める大きなチャンスとしていく。

第4次産業革命において、我が国の産業が目指すべき姿は、「Connected Industries」、すなわち、高い技術力や現場の知見に裏付けられた臨機応変な課題解決力といった我が国の強みを最大限いかしながら、IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会である。第4次産業革命の技術革新により、開発・製造・販売・消費のあらゆる段階のデータをリアルタイムに取得し利活用可能となることで、個々の顧客のニーズに即した革新的な製品・サービスの創出、データ連携による無駄のない最適化されたサプライチェーン、安全で生産性の高い製造プロセスの実現を目指していく。

我が国は製造現場における個々の機器や最終製品の世界的に高いシェアにより潜在的には豊富なデータを取得・利活用できる素地がある一方、現状は、大企業で機器間・企業内のデータ連携は進みつつあるが、工場や企業の枠を超えたデータ連携はこれから段階である。多くの中小企業では機器間・企業内のデータ連携が進んでいない。潜在的な強みを競争力につなげるため、工場・企業の枠を超えたサプライチェーン全体でのデータ連携を加速していくとともに、データに関する競争領

域と協調領域の切り分けを進め、協調領域においてリアルデータのプラットフォームの構築に取り組む必要がある。

このため、企業の枠を超えたデータ連携の先進事例の創出・国際標準化と、データ連携・利活用を促進する制度・ルールづくりを行うため、以下の取組を行う。

i) データ連携の先進事例の創出・国際標準化

- ・中小企業を含め、企業の枠を超えて、受発注・設計・生産・物流・販売・消費・保守等のデータ連携の先進事例の更なる創出と普及を進める。このため、国内での実証に加え、サプライチェーン上の国内外の複数企業にまたがる国際的実証を本年度から開始する。これらの成果を踏まえ、本年度中に統一的なデータ記述フォーマット（データプロファイル）を策定し、2020年までに国際標準提案につなげる。
- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・日本の強みである「すりあわせ」開発を、デジタル技術を活用してサプライチェーン全体で高度化する。まず、自動車分野において車両性能評価のシミュレーションモデルの構築を目指し、産学が連携して取り組む。
- ・スマートサプライチェーンの実現を支えるものづくり人材のデジタルスキルの習得を促進するため、実践的なカリキュラムを本年度中に策定する。その際、本年3月の「ハノーバー宣言」の合意も踏まえ、ものづくりの強みを共有するドイツの産学とも連携する。
- ・「IoT推進コンソーシアム」を通じた先進的なIoT等ビジネスの発掘・育成等を強化するため、海外のIoT推進団体等との連携や海外企業とのマッチング支援等の国際連携、「地方版IoT推進ラボ」として選定した地域における具体的なプロジェクトの創出支援を推進する。更なる先進的プロジェクトの創出に向け、課題解決型のコンテスト形式に

によるプロジェクトの選定や、重要インフラ企業等が保有するリアルな産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等について本年度中に検討し、具体的な取組を実施する。

ii) データ連携・利活用を促進する制度・ルール

- ・企業の枠を超えたデータ連携・利活用を促すため、本年5月に策定したデータの利用権限に関する契約ガイドライン等の活用を推進し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促進する。あわせて、本年度中に産業界等との対話を通じて分野別に留意すべき事項の整理を行い、個別の産業分野への展開を進め、必要に応じてガイドラインの改訂や追加的な措置を講じるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- ・安心してデータを取り扱いでき、データの創出・収集・分析・管理等に対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。
- ・サプライチェーン上の複数事業者間でのIoT関連機器によるデータの連携・利活用を促すため、個々の事業者ではなく複数事業者で連携した省エネを適切に評価できる「連携省エネ」を新たな省エネの手法として位置付けるべく、必要な制度の見直しを本年度中に検討する。
- ・IoT・データを活用して設備の常時監視を行うなど高度な産業保安に取り組む事業者に対して規制上のインセンティブを付与するため、新たに開始した高圧ガス保安法上の「スーパー認定事業所制度」等の産業保安分野での普及を図るとともに、実証等も踏まえ、IoTを駆使した高度な保安を促す分野の拡大を検討する。
- ・製造現場のデータ収集・利活用に必要な最新のIoT関連機器を迅速に導入するためには、こうした機器を製造現場で使う際の安全規制に関する国際標準を国内規制に速やかに取り入れる必要がある。このため、まずは労働安全衛生法に基づく防爆規制において、本年度中に最新の国際標準を取り入れるとともに、その後の国際標準の改訂にも迅速に対応できる体制を検討する。

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る。

⇒2016 年：3 位（2012 年：4 位）

(2) 新たに講すべき具体的施策

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。あわせて、以下の施策を講ずる。

i) インフラの整備・維持管理の生産性向上

- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセスについて ICT の全面的な活用を推進する i-Construction について、産官学の i-Construction 推進コンソーシアム企画委員会で昨年度末に取りまとめたロードマップを踏まえ、2019 年までに、橋梁^{りょう}・トンネル・ダムといった土工・舗装等以外の工種や維持管理を含む全てのプロセスに対象を拡大する。また、中小事業者や自治体への適用拡大を目指し、講習・研修を実施するなど ICT 導入を支援する。さらに、今夏までのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化を踏まえ、2019 年までにオープンデータ化が実現できるよう、具体的な利活用ルールを整備する。これらにより、2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。
- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋梁^{りょう}・トンネル等の他分野において

も順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI 等の先進的技術の開発支援を進める【再掲】。

ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等

以下の取組等を推進し、2020 年までに物流事業者の労働生産性を 2 割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。

- ・船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力を向上させる「i-Shipping」の推進により、世界における我が国の船舶の建造シェアを 2025 年までに約 10% (20%→30%) 向上させる。特に、2025 年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の 2023 年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025 年までに 250 隻程度で導入されることを目指す。
- ・国内産業基礎物資輸送の 8 割を担う内航海運の輸送効率化・生産性向上を図るため、個別の船舶の運航や保守、船員の雇用といった管理業務について、事業者の太宗を占める中小零細事業者から、技術と信頼のある船舶管理会社が集約して実施できるよう、本年度中に国土交通大臣による登録制度を創設し、2025 年までに内航船舶の 10%程度で船舶管理会社による管理が普及することを目指す。
- ・荷役機械の遠隔操作化に向けた制度改正を本年度中に行うとともに、AI や IoT 等も活用することで港湾物流全体の効率化を推進する。
- ・2020 年の船舶排出ガス規制強化に対応しつつ、荷役と同時に燃料供給を行い運航効率化を図るため、来年度までに世界最先端の我が国 LNG 燃料供給技術の国際標準化を目指す。
- ・我が国が競争優位を有するクール宅配便などのコールドチェーン物流サービスについて、国際標準化を推進するため、まずは来年度までに、ASEAN10 か国と共同でガイドラインを策定する。
- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020 年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物

配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。【再掲】

- ・道路ネットワークのストック効果を最大限に發揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進するとともに、利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策を実施する。
- ・高速道路と近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度の活用を推進するため、速やかに具体的なルール化を行う。
- ・今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。

iii) 民間投資の喚起による都市の競争力の向上等

- ・都市再生緊急整備地域について、候補地域の早期公表や情報基盤の活用による民間の投資提案の強化、解決すべき社会的課題を明確にした指定基準への改正等により、効果的な民間投資が実現される地域に限定して指定するため、来年夏を目途に「都市再生基本方針」（平成14年7月19日閣議決定）の改正等を行う。
- ・公的不動産を含めた空き地等の有効活用やエリア単位での駐車場の適正配置など、地域の実情に応じた柔軟な都市再編を図るための制度見直しを本年度中に行い、都市開発を集中的に促進する。
- ・都市公園における持続的な施設の整備・更新を可能とし、魅力向上・利用増進を図るため、改正後の都市公園法等に基づき、民間主体がレストラン等の収益施設を長期間設置管理するとともに、その収益により広場等の公園整備が行われることを、本年度からの5年間で約100件実現することを目指す。
- ・2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性

に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。

- ・官民データ活用推進戦略会議・官民ラウンドテーブルにおける重点分野を中心としたオープン化や、地域未来投資促進法における事業者からの提案制度の活用等により、地域の社会課題の解決に資する、地方自治体が保有するデータの活用を促進する【再掲】。
- ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手する。
- ・官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。

5. FinTech の推進等

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》今後5年間（2022年6月まで）に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年度までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5%改善することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講すべき具体的施策

FinTechについては、決済高度化アクションプラン等、金融審議会報告及び決済高度化官民推進会議において示された課題・基本的方向性を踏まえ、利用者保護等にも留意しつつ、金融サービスの高度化を図り、利用者利便や企業の生産性向上等、我が国経済・金融の成長につなげていくとの観点から取組を加速する。

i) イノベーションのための環境整備等

① FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速

日本発のFinTechが世界をリードしていくよう、FinTechを活用したイノベーションに向けた関係者のチャレンジを加速する観点から、以下の施策に取り組む。

ア) チャレンジを容易化する環境整備（FinTech実証実験ハブ（仮称））

金融庁において、FinTechに係る実証実験を容易化するための措置を

講じる。その際、金融規制当局においては、より能動的で深度ある対応を行うことにより、FinTech 企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇^{ちゅうちよ}・懸念（コンプライアンスや監督対応上のリスク）の払拭を図ることの重要性を踏まえた取組を検討するとともに、関係省庁においては、当該措置の実施について連携・協力することにより、金融関係法令以外の障害についても解決が図られるよう窓口の設置等に取り組む。

イ) ブロックチェーン技術の金融サービスにおける実用化に向けた取組の加速

ブロックチェーン技術は、特に金融の仕組みそのものを変革するゲームチェンジャーとなる可能性が高いため、我が国金融ビジネスの競争力を確保する観点から、金融分野における実用化に向けた取組を先取的に進める。

具体的には以下のような取組を展開し、ブロックチェーン技術の実用化に係る国際的なイニシアティブの確保と利用者利便向上、成長力強化を目指す。

- ・ブロックチェーン技術に係る実証実験のためのプラットフォームの運用を開始し、これをブロックチェーン技術の実用化の核として、FinTech 企業と金融機関、金融庁・日本銀行等が連携・協働しつつ、電子記録債権取引や本人確認、決済・物流情報の管理等、金融インフラの高度化に向けた実証実験を推進する。
- ・ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、国際的な研究機関等と連携した共同研究を推進するとともに、ブロックチェーン技術に係る国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加について検討する。

② オープン・イノベーションの推進

FinTech を巡り世界的なイノベーション競争が生じつつあることを念頭に、我が国において、これまで高度に発達した銀行システムのネットワークや、決済等のビッグデータなど、金融面での充実したストックを戦略的に活用することを基本的な方向性として取り組む。

このため、オープン API を核としたオープン・イノベーション(FinTech 企業と金融機関等との連携・協働) のためのエコシステム形成を中心に、FinTech 企業が、銀行のネットワークをいかして、先進的なアイデアや

技術を実際の金融サービスへとつなげることを可能とする世界最先端の環境・インフラを整備するよう取り組む。

こうした観点から、具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・銀行法等の一部を改正する法律を施行するとともに、銀行によるオープン API の取組の進捗状況として、API を提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数、電子決済等代行業者として登録した者の数等についてフォローアップを行う。また、銀行代理業等に係る金融審議会報告で示された課題について検討を行い、オープン・イノベーションのための環境整備を推進する。さらに、FinTech 企業等の関係者において設置されたオープン API 検討会において、オープン API の推進に係る更なる課題について検討を進める。
- ・FinTech 企業等による金融サービスのイノベーションを促進するとともに、金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開し、周辺領域も含めて事業機会を拡大していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等、金融機関等をめぐる法制の在り方について、更に検討を進める。
- ・FinTech に対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。
- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うこと等により、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech）の推進に向けて、検討を行う。

ii) 国際的な人材や海外当局との連携・協働

FinTech の世界的進展の中で、我が国がイニシアティブを発揮していく観点から、国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を推進することにより、国内外を問わず、最先端の人材・知見を結集した取組を行う。具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・英国やシンガポールの金融当局との FinTech に関する国際的な協力枠組みを活用し、FinTech を巡る国際的な取組や FinTech 企業の海外展開を支援する。さらに、海外金融当局との協力枠組みの拡大について検討を進める。
- ・アジアを含む海外の優れた人材が日本で金融事業等を起業する（インバウンド・ベンチャー）動きを促進する観点から、東京都とも連携しつつ、金融業の拠点開設サポートデスクにおける海外金融事業者の日

本拠点開設支援等を進める。

- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うことなどにより、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech）について、海外の関係者と連携しつつ、国際的に取り組む。
- ・FinTech 業界や民間団体とも連携して、FinTech に関する関係者が一堂に会する国際会議（「フィンテック・サミット」）を開催する。

iii) 企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン

XML 新システムの整備を契機に、企業の財務・決済プロセス全体の高度化を図る観点から、金融 EDI 活用を起点として、企業の財務・決済プロセス全体を一括して高度化する「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」を推進する。その際、オールジャパンでの電子手形・小切手への移行について検討を進める。

① 中小企業等を含む企業会計の IT・クラウド化

- ・経済産業省等において、産業界と連携し、中小企業等におけるバックオフィス業務の効率化等に資する IT・クラウド化の状況について、現在実施している取組を踏まえ、より適切な目標値等について検討する。
- ・中小企業等のバックオフィス業務の高度化やデータを活用した新たな法人向け融資サービスの活用につながるクラウドサービス等の導入の推進に向けた取組を進めるとともに、企業の健康診断ツールである「ローカルベンチマーク」も活用し、FinTech 導入先進事例を創出する。
- ・電子決済等代行業者による電子帳簿保存法への対応を推進する。

② 商流情報の IT 化の推進

2020 年度までに、金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及を図るとともに、業種を超えた企業間の EDI 連携を更に推進する。

③ 全銀システムの 24 時間 365 日対応化等

来年中に、全銀システムの 24 時間 365 日対応化を実現するとともに、法人のネットバンキング利用の推進に向けて、進捗状況のフォローアップを開始する。

④ 金融 EDI の推進等による金・商流連携の推進

- ・金融機関における XML 電文化について、来年中の XML 新システム稼動と、2020 年までの XML 電文への全面的移行について着実に取り組む。
- ・本年秋以降、金融関係業界において、金融庁等と連携しつつ、ブロックチェーン技術を活用した決済・物流情報の管理に係る実証実験を実施する。

⑤ XML 新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等

XML 新システム等のデータを活用（商流情報分析等）した融資サービスや税務支援（XML 新システムによる税務対応支援（電子領収書の発行等））を検討する。

⑥ オールジャパンでの電子手形・小切手への移行

手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する。

iv) キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等

- ・割賦販売法の一部を改正する法律において措置したクレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、FinTech の活用によるカード決済のコスト削減や消費者にとっての利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・FinTech の活用等を通じた消費データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進や、レシートの電子化を進めるためのフォーマットの統一化等の環境整備を本年度内に行う。
- ・全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備すべく、金融機関の海外発行カード対応 ATM の設置促進について、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、来年中にメガバンクの全 ATM 設置拠点の約半数（計約 3,000 台）の大半を海外対応に整備する。

6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。

⇒平成27年4月1日に電力広域的運営推進機関を設立。同年6月17日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が成立。同年9月1日に電力取引監視等委員会（現・電力・ガス取引監視等委員会）を設立。昨年4月1日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。

⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%（昨年度時点）

《KPI》商用水素ステーションを2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する。

⇒90か所が開所済み（本年3月末）

(2) 新たに講すべき具体的施策

エネルギー・ミックスの実現及びパリ協定を踏まえ、エネルギー・環境投資の拡大を図り、エネルギー制約を克服し、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現する。このため、エネルギー効率の改善による収益改善と省エネ投資の好循環の創出、固定価格買取制度等による再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、電力・ガス市場の競争活性化と自由化の下での公益的課題への対応、水素の利活用など新たなエネルギー・システムの構築に取り組む。また、戦略的な資源開発投資、資源調達環境の整備、二次資源の着実なリサイクル、エネルギー・環境産業の国際展開等を促進する。さらに、G7伊勢志摩首脳宣言を踏まえ、2020年の期限に十分先立って長期の温室効果ガス低排出型発展戦略を策定し、国連に提出すべく検討するとともに、気候リスク情報の基盤整備を進め、国内各地域での農業や防災に関する適応策を促進し、国際展開することで、投資リスクの低減や適応ビジネスの発展につなげる。

i) 徹底した省エネエネルギーの推進

- ・規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組（スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等）、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。
- ・民生部門の省エネを推進するため、2020年までに、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化し、2030年までに新築住宅・建築物について平均でZEH・ZEB相当となることを目指す。このため、断熱性能やエネルギー消費性能の社会的認知の拡大を進める。
- ・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及や輸送事業者の評価制度の構築・普及等による省エネを推進する。車載用蓄電池については、現在の液系リチウムイオン電池よりも安全面等で性能が高い全固体リチウムイオン電池等の開発・実用化を加速する。
- ・国民運動による低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図り、地方公共団体等と連携しつつ地域における省エネ取組の促進を図る。

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・系統設備の効率向上や地域間連系線等の整備、出力制御の実運用の効率化、出力予測や蓄電池の放電制御等に関する技術開発・実証、風力発電適地での送電網の整備・技術課題等の実証等、系統制約の解消に向けた対策を進める。
- ・太陽光発電の低コスト化・パッケージ化に向けた技術開発や風力発電のデータ産業化、コスト低減等に取り組む。また、環境アセスメント迅速化手法の一般化を進めるとともに、洋上風力発電導入促進のため、港湾法に基づく港湾区域の占用手続と電気事業法の工事計画届出の審査の合理化、一般海域の利用のルール化を行う。
- ・木質バイオマス、下水汚泥などの廃棄物バイオマス等のバイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備を行う。
- ・環境保全と両立した風力発電の導入促進に向けたゾーニング手法検討モデル事業を進めるとともに、風力・太陽光の導入促進のため、情報

共有や合意形成を推進するための地域協議会の設置等を進める。

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ・市場メカニズムを有効に活用して電力市場の競争活性化を促しつつ、3E+S の実現を目指す。このため、卸電力市場の流動性を高めるとともに、ベースロード電源市場、容量市場、非化石価値取引市場などの新たな電力市場の創設及び連系線利用ルールの見直しを行い、2020 年度を目安に導入することを想定して詳細な制度設計を進める。また、電力先物取引が LNG その他のエネルギー先物取引とできるだけワンストップで行われる環境を整備する観点も踏まえながら電力先物取引の検討を行う。
- ・「革新的エネルギー・マネジメントシステムの確立（「改革2020」プロジェクト）」を目指し、ネガワット取引やバーチャルパワープラントなどに活用可能なエネルギー設備の拡大、通信規格の拡張、秒単位での高精度な制御技術の確立や通信インフラの整備等に向けた実証、定置用蓄電池の価格低減の取組を進める。さらに、再生可能エネルギーの最大限の活用のため、今年度から需要創出型ディマンドリスポンスの実証を行うとともに、省エネ法における電気需要平準化の制度見直しを本年度中に検討する。また、地産地消型のエネルギーシステムの構築を進める。
- ・水素エネルギーを本格活用する「水素社会」の実現に向け、家庭用、業務・産業用の燃料電池の導入を進めるとともに、水素ステーションの戦略的整備に向けた官民一体の新たな推進体制の構築、コスト低減等に向けた技術開発・実証、新たな規制改革実施計画に基づく水素ステーションの保安管理等に関する規制改革をパッケージで推進し、燃料電池自動車や燃料電池バス、水素ステーション等の普及を加速化する。これらに加え、国際的な水素サプライチェーン構築と水素発電の技術開発・実証を進めるとともに、2030 年頃の本格導入に向けたシナリオ等を盛り込んだ、水素社会実現への政府を挙げての基本戦略を年内に策定する。

iv) 福島新エネ社会構想の推進

- ・「福島新エネ社会構想」（平成 28 年 9 月 7 日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大等のため、風力

発電送電線の増強等の各種施策を進める。また、「再生可能エネルギー由来の CO₂フリー水素の利用（「改革2020」プロジェクト）」として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用することで、水素の可能性と福島の復興を世界に発信する。このため、実証設備の導入に本年度中に着手する。

v) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

- ・産学官の研究会を設置し、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成28年4月19日総合科学技術・イノベーション会議決定）で特定した有望分野のボトルネック課題の抽出とその解決に向けた検討を本年度から開始し、新たに実施すべきプロジェクトを検討するとともに官民挙げた取組を促す。

vi) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

- ・2016年11月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、アラブ首長国連邦（UAE）、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。
- ・国内の在来型石油・天然ガス開発を更に進めるため、三次元物理探査船の更新を含む探査体制の見直し、鉱区情報等のデータ利活用促進等を行う。また、海洋資源開発に関して、メタンハイドレートについては、海洋産出試験の結果等を踏まえ、開発・商業化に向けた技術開発等の官民協力を促進する。海底熱水鉱床、リアース泥等については、開発・商業化に向けて官民で取り組む。
- ・我が国の誇る環境技術の先進性をいかして有用金属等のリサイクルを進めるため、非鉄製錬所の生産性向上等に資する技術開発を行うとともに、都市鉱山を活用したオリンピック・パラリンピック入賞メダルの製作等を通じ、小型家電リサイクル制度の定着と回収量増加、資源循環システムの構築に向けた循環産業の競争力強化を図る。
- ・「LNG市場戦略」（平成28年5月2日経済産業省策定）に基づき、官民一体で柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現に向けた取組を進める。

特に、仕向地制限の撤廃、我が国を含むアジア全体の LNG 市場の拡大を支援し、アジア大のエネルギー安全保障を実現する。

vii) 安全性が確認された原子力発電の活用

- ・いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。
- ・原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める。同時に、地域の声に耳を傾け、原子力発電に関わる全ての関係者が対話を重ね、不斷に安全性を追求する枠組み（継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム）の構築や、事故収束・被災者支援活動の充実・具体化に政府を挙げて取り組む等、原子力への社会の信頼回復に努める。
- ・安全性向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核不拡散の取組を前提に、国際協力も適切に進めながら、「高速炉開発の方針」（平成 28 年 12 月 21 日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえるとともに、日本原子力研究開発機構や大学等が所有する高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉も活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

viii) 日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進

- ・電力・ガス市場の小売全面自由化後の環境下において、エネルギー産業の国際的な競争力を強化し、海外展開を推進するため、発電所の運営・保守に関する国際規格策定を主導するとともに、ASEAN 諸国等での人材育成の強化、東アジア・ASEAN 経済研究センターの体制強化等により、新興国のエネルギー政策の整備を支援する。
- ・パリ協定の下、日本の優れた低炭素技術等の国際展開により、地球全体の排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長につなげる。「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」（平成 28 年 11 月 11 日環境省策定）の推進、公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢

献分の「見える化」、補助金に依存しない民間主導のプロジェクトの普及につながる二国間クレジット制度（JCM）等を通じて、海外で2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す。

- 循環産業の国際展開及び適切な資源循環システムの構築に向け、アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進によるメリットを積極的に発信するとともに、廃棄物発電、生活排水処理等に係るビジネスモデルや適切な技術の選定プロセスの確立、制度の導入等をパッケージで支援する。アフリカにおいても、廃棄物処理に係る人材育成、ガイドラインの作成等を進める。

7. ロボット革命／バイオ・マテリアル革命

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2015 年度：製造分野 約 6,890 億円、非製造分野 約 1,239 億円
(2014 年度：製造分野 約 5,901 億円、非製造分野 約 610 億円)

《KPI》製造業の労働生産性について年間 2 %を上回る向上

⇒直近 3 年間（2013 年～2015 年）の伸び率の平均：1.4%

《KPI》ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約 2,600 億円【約 10 億円（2012 年）】

⇒2015 年：24.7 億円

《KPI》国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020 年頃までには 20%、2030 年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検補修を高効率化

⇒次世代社会インフラ用ロボット点検等については、水中分野は 2016 年度より現場導入に向けた試行的導入を実施中。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、順次現場検証を実施中。

《KPI》ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現

⇒遠隔監視による農業機械の無人走行等の実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」において実施中。また、有人監視下での農業機械の自動走行の市販化に向け、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成 29 年 3 月農林水産省策定）を策定。

(2) 新たに講すべき具体的施策

生産年齢人口の減少による人手不足という社会課題を、世界一のロボット活用社会の実現のための大きな機会とする。その戦略と道筋を示した「ロボット新戦略」を 2015 年 2 月に日本経済再生本部決定して以降、戦略に掲げた各分野（ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業）での技術開発・実証の

取組を加速してきた。これからは、開発・実証の段階から、実際に社会に取り込む段階へのシフトを本格化させる。

第4次産業革命を我が国全体に波及させるための鍵となる中小企業・小規模事業者へのロボット導入を進める。2020年までのロボット導入コストの大幅削減や、ロボットシステムの導入を支援する人材の倍増に向けた取組を推進する。

様々な分野の現場のニーズに応じたロボット導入を進める。これに向けて必要な技術開発・実証を加速するため、福島県浜通り地域に整備する新たな「福島ロボットテストフィールド」を来年度より順次活用できるよう整備し、世界に誇る次世代ロボットの実証拠点としていく。併せて、当該拠点を核とした産業集積の実現や周辺環境の整備、地元企業と域外企業の連携によるビジネス創出等を進め、ロボットを重点分野の一つとし、本年改正した福島復興再生特別措置法にも位置付けられた「福島イノベーション・ココスト構想」を推進する。小型無人機についても、2020年代には人口密度の高い都市でも安全に物流利用が本格化するよう技術開発・制度的対応を進めるなど、産業利用を拡大していく。2020年に向けて、先端ロボット技術の現実の社会への取り込みやショーケース化を推進する「改革2020」プロジェクトについて、構想の具体化を加速する。

また、バイオテクノロジーの分野においてはビッグデータ・AI技術との融合が急速に発展し、これまで利用し得なかつた潜在的な生物機能を最大限活用することが可能になってきた。一方で、現状高コストなバイオ製品の国内市場は小さく、我が国が持つ要素技術を十分にいかせていない。今後、技術基盤の整備と市場創出を一体的に官民で連携して実施することで、革新的なバイオ技術を活用した新産業創出・循環型社会を実現する。

さらに宇宙分野においても、利用可能なデータの質・量ともに抜本的に向上する中、ビッグデータ・AI技術を活用した新ビジネス・サービスは市場規模の大幅な拡大が見込まれ、今後我が国が国際競争を勝ち抜くための鍵となる。基盤となる宇宙機器産業と併せて、新産業創出を後押しする。

こうしたロボットや最先端分野の技術とあわせ、VR・AR¹等の幅広い産業分野に応用されうる新しい技術も進展している。移動しなくともその場で実体験に近い感覚がある、現実に情報を重ねられる、といった特徴とロボット等を組み合わせつつ、社会を変革しうる新しい商品・サービスの提供、人命に関わる分野での訓練、娯楽や観光など幅広い分野におけるイノベーションの創出が期待される。

i) ロボット革命

① ロボット新戦略の実行・進化

- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・2020年までの小型汎用ロボット導入コスト2割以上削減に向け、汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットについて、2019年度中に上市可能な水準となるよう開発を進める。
- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。【再掲】
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年

¹VR・AR：VRとはVirtual Reality（仮想現実）の略。仮想空間にいるような没入感が体験できる技術。ARはAugmented Reality（拡張現実）の略。現実空間に重ね合わせて画像等の情報を映し出し、目前の環境に情報を附加した体験ができる技術。

夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格である IS013482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。【再掲】

- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋 梁りょう・トンネルなどの他分野においても順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI 等の先進的技術の開発支援を進める。
- ・地理空間情報(G 空間情報)を活用した、来年までの農機の有人監視下での無人システムの市販化、2020 年までの遠隔監視による無人自動走行システムの実現等に向けて、農林水産分野における AI や IoT、ビッグデータ、ロボット技術について、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020 年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。あわせて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。こうしたドローンの産業利用の拡大に向けた技術開発・制度的対応を進め、これらを通じたドローン産業の活性化を図る。
- ・次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーヤーカメラシステム等

の技術と AI 技術との融合分野に関するグローバル研究拠点において模擬環境を整備し、例えば、AI による製造ライン制御、自律作業ロボットの連携等について、研究開発から実用化・事業化まで一貫した产学研官連携プロジェクトに本年度から着手する。

- ・2020 年に愛知県及び「福島ロボットテストフィールド」で開催する「World Robot Summit」（ロボット国際大会）に向け、海外との連携による競技分野のロボットの国際的な標準評価手法を構築しつつ、広報・周知活動を含め、来年度のプレ大会の準備を進める。

② 「改革 2020」プロジェクト(先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現)

- ・产学研官学が参画する協議会の下で実証実験等を進めるとともに、本年度の「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」において、地方公共団体等地元関係者と密に連携しつつ、ショーケース化を試行する。
- ・市街地・空港等でサービスを提供するロボットの早期実現に向け、具体的な活用事例を創出する実証事業を実施し、その成果を国際展示会等を通じて広く発信する。「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン（第一版）」（平成 28 年 6 月ロボット革命イニシアティブ協議会策定）を実証事業で実際に現場で活用し、必要に応じて改訂を検討する。

ii) バイオ・マテリアル革命

- ・生物を活用した機能性物質生産のための产学研官による技術開発を推進するとともに、革新的なバイオ素材等による炭素循環型社会や食による健康増進・未病社会の実現等に向け、本年度中を目途に我が国のバイオ産業の新たな市場形成を目指した戦略を策定し、制度整備も含めた総合的な施策を推進する。
- ・公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースを整備するとともに、AI 等により解析するためのリアルデータプラットフォームを来年度中に構築し、产学研官で利用できるようにする。
- ・成長が見込まれるバイオ分野に対する民間投資を加速するため、本年度中に、ゲノム編集技術の産業利用に当たり、使用する生物単位での申請に加え、技術を利用する施設単位での包括申請も可能とする等の円滑化を図る。またバイオ製品の環境配慮性能の評価等を通じた新た

な市場の創出、上場後のバイオ産業を投資対象とするファンドの創設の促進等を通じた研究開発資金等の供給円滑化など、事業環境整備に向けた施策を本年度中に検討する。

iii) 宇宙ビジネスの拡大

- ・「宇宙産業ビジョン 2030」（平成 29 年 5 月 29 日宇宙政策委員会取りまとめ）に基づき、民間事業者の積極的活用等により、宇宙の本格的なビジネス利用の推進及び宇宙機器産業の国際競争力強化を図る。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、AI 等の解析技術と組み合わせつつ、政府衛星データ（安全保障用途に係るもの）について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生み出すべく、農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証を本年度から開始する。あわせて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用（いわゆるアンカーテナンシー）を促進する。
- ・宇宙機器開発について、市場ニーズに対応した衛星のシリーズ化を図るとともに「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」（平成 28 年 3 月 31 日内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・防衛省取りまとめ）に基づき国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を促進する。
- ・国際競争力強化を目指した H3 ロケットの開発、民間小型ロケット事業の競争力強化、民間打ち上げ射場の整備に向けたガイドラインの整備等、世界的に旺盛な小型衛星打ち上げビジネス需要の我が国への取り込みを図る。
- ・宇宙利用のフロンティア開拓を担う小型衛星を大量に運用する「コンステレーション企業」等のベンチャー企業支援を強化するとともに、日本政策投資銀行等の政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給や宇宙資源探査等ベンチャー企業の事業性を高めるための制度整備の検討を進める。
- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）及び「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、来年度に準天頂衛星 4 機体制を確立し、高精度測位サービス等の実現を通じ

た、農業機械の自動走行、防災システムの高度化等を図る。さらに、G 空間情報センターを中心とした地理空間情報の流通・利活用を行う G 空間プロジェクトの推進、2023 年を目途に準天頂衛星 7 機体制を通じた持続測位の実現及び衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化を図る。また、アジア・太平洋における高精度測位情報の配信サービスの事業化支援や、欧州の Galileo 衛星の信号との相互運用性の確保を通じた欧州等への国際展開を図る。

iv) 航空機産業の拡大

- ・特殊工程（非破壊検査）を担う人材育成や IoT を活用した設備投資支援等を通じて、生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現した「松阪クラスター」モデルの展開を目指す。また、「全国航空機クラスター・ネットワーク」を構築し、全国のクラスターを国内外に一体的に売り込めるよう支援するとともに、拡大する海外需要を直接取り込む自立したクラスターを育成すべく、海外企業との商談機会の創出等を行う。
- ・さらに、我が国航空機産業の事業規模を拡大するため、先進的な技術開発や人材育成、効率的なサプライチェーン構築などの支援を通じてボーイングとの協業深化を図るとともに、これまで協力機会の少なかったエアバス等とのマッチング機会を創出する。
- ・また、MRJ（三菱リージョナルジェット）を含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、トップセールスによる受注拡大やアジアなど新興国向けの人材育成や受注に向けた事前調査（空港インフラ等）等を実施するとともに、開発完了後の MRJ を実証インフラ（テストベッド）とし、航空機関連部品の国内開発を加速する。

8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに既存住宅流通の市場規模を 8 兆円に倍増する
(2010 年 4 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。
⇒2013 年：4 兆円

《KPI》2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する
(2010 年 6 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。
⇒2013 年：7 兆円

(2) 新たに講すべき具体的施策

人口減少と少子高齢化が進む中、経済成長を実現していくためには、新たな住宅市場を開拓・育成する必要がある。

そこで、建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を図りつつ、良質な既存住宅が適正に資産として評価される市場の整備や既存住宅を安心して取引できる環境の整備などの取組を総合的に進めることにより、既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。

あわせて、相続等を契機に発生し、深刻化する空き家問題へ対応するため、利用できるものは利用し、除却すべきものは除却との考え方の下、個々の住宅だけでなく、居住環境や地域コミュニティといった住宅地の魅力の維持・向上の観点からも、空き家の発生の抑制、適切な管理等を図るとともに、市場での流通活性化や既存ストックの有効活用を促進する。

また、IoT 技術等を活用した次世代住宅の普及を促進することで、新たな住生活サービス市場の創出を図る。

i) 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講すべき施策

- ・官民連携による空き家等の流通・利活用等の促進に向け、所有者情報等を活用した空き家の利活用のための仕組みの構築や財産管理制度等の円滑な活用方法の取りまとめを本年度中を目途に行うなど、地方公共団体、不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、全国版空き家・空き地バンクを構築する。また、空き地の利活用に係る優良事例の横展開を行い、併せて必要な制度等について検討する。
- ・所有者不明土地の解消に向け、相続登記が長期にわたり行われていな

い土地を調査して所有者の把握を容易にするため、制度改革を含めた具体的施策の検討を行い、来年度中を目途に検討結果に応じた所要の措置を講じる。

- ・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化を行う。
- ・若年・子育て世帯が、安心して空き家などの既存の民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、適正に家賃債務保証を行う業者について本年秋頃を目途に登録制度を創設する。
- ・老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の仕組みを本年度中に構築する。

ii) 次世代住宅の普及促進に向けて講すべき施策

- ・家庭内機器や関連データの連携・活用による新サービス創出に向けて、製品安全やセキュリティの確保等についてモニター実証を実施し、その結果を踏まえて、データ流通等に関する共通ルールを策定する。また、来年を目途に、通信機能に関する国際標準化に向けた提案等を行う。

II Society 5.0 に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて
公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に
機械判読に適したファイル形式での提供率が100%

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を
100%とする

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講すべき具体的施策

今後、日本が直面する本格的な人口減少社会において経済成長を実現するためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会に取り入れていくことによる生産性の飛躍的な向上が求められるが、データの徹底的な利活用は重要なカギの一つである。そのためには、「新しい社会インフラ」である「データ基盤」づくりへの未来投資を加速する必要がある。社会ニーズの大きい分野を中心とした公共データのオープン化をはじめ、個別分野におけるデータ流通基盤等のリアルデータのプラットフォーム、企業間のデータ流通を促進するためのルール、パーソナルデータの流通基盤等の整備や、これらを通じた民間ビジネス投資誘発が焦眉の急となる。また、データ利活用を最大限に進めるためには、公正な競争秩序の構築、Society 5.0 に対応した知財システムの構築の検討も喫緊の課題である。

今後、官民データ活用推進基本法に基づき設置された官民の専門家等から成る司令塔である「官民データ活用推進戦略会議」が強力なリーダーシップを発揮していく。同会議の下に産業界・ベンチャー、民間有識者、関係省庁から成る、民間人がトップの実行委員会が設置され、その議論を基に、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が本年5月に閣議決定された。今後、8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動の各分野）を中心に、オンライン原則化、オープンデータの促進、行政のIT化・BPRの推進、データ流通基盤やサービス

プラットフォームの整備、デジタルデバイド対策、国と地方の施策の整合性確保など、官民データ活用の推進を総合的かつ効果的に進めていく。

i) 公共データのオープン化の推進

- ・官民の専門家等から成る「官民データ活用推進戦略会議」を司令塔として、2020年までを「集中取組期間」として、全府省庁でオープンデータを強力に実行する。
- ・安全・安心・個人情報に配慮しつつ、利便性の高い形で公共データを提供するための「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国や地方公共団体が保有するデータとしてどのようなものがあるか実態把握のための「棚卸し」を、IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議の下、本年中に全府省庁にて実施する。
- ・官民ラウンドテーブルを本年度から隨時開催し、棚卸しリストを基に、官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でのデータのオープン化を推進する。このような官民の継続的な対話を通じ、民間ニーズを吸い上げながら、必要に応じた重点分野の追加や開示方法の在り方の検討に活用する。
- ・登記所の地図データについて、IT総合戦略本部による官民データ活用推進施策の一環として、2021年度までに提供を開始することができるよう検討し、その具体的な条件や内容を本年度中に決定する。
- ・産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」等を通じ、電力、観光、流通、保険、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報の利活用を促進し、新たな気象ビジネスを強力に創出するため、基盤的な気象観測・予測データの公開を進めるとともに、本年度中に省令等の必要な制度の見直しを行う。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く）について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、AI等の解析技術と組み合わせつつ、新たなビジネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生み出すべく、農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データ

の融合に向けた実証を本年度から開始する。あわせて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用（いわゆるアンカーテナンシー）を促進する。【再掲】

- ・広域性・リアルタイム性及び利便性の高い海洋情報を政府・公的機関以外にも広く提供し、海運、漁業、再生可能エネルギーの開発など多くの産業分野での海洋情報の利用促進が図られるよう、我が国の海洋状況把握（MDA）における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備や、MDAに資する研究開発など、その能力強化に向けた取組を推進する。
- ・政府が保有する法人活動情報を一括検索、閲覧、取得できる法人インフォメーションにおいて、共通語彙^い基盤を使いつつ、許認可情報、間接補助金の受託情報等掲載情報の拡充を行い、平成30年度までに100万件の掲載を目指す。
- ・AI・IoT等によるソリューションを、行政手続への導入や、支援措置との連携、法制度に基づく規格化等を通じた幅広い社会実装につなげるため、具体的な取組の方向性の検討を本年より開始する。

ii) 事業者間のデータ流通

- ・本年5月に策定したデータの利用権限に関する契約ガイドライン等により、データ創出への寄与度等に応じた利用権限の設定等に関する留意点を整理し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促す。あわせて、本年度中を目途に産業界等との対話を通じて分野ごとに留意すべき点の整理を行い、個別分野への展開を進めるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- ・データ利用者の利便性を高め、データ流通市場の拡大・活性化を促進するため、データ流通プラットフォーム間の相互連携を実現するため最低限共通化することが必要な事項（データカタログ、カタログ用API）を整理した「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」（平成29年4月28日 IoT推進コンソーシアム、総務省、経済産業省取りまとめ）の内容を踏まえ、民間事業者間の自主ルールの策定及びその普及促進を図るための民主導の枠組みが本年度中に構築されるよう支援する。
- ・イノベーションへの投資を促進するため、著作権法の柔軟な権利制限

規定の整備、データの不正取得・使用・提供の禁止等に関し、必要な法制度・対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。(後掲「II - A - 2. 「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」において詳細記載。)

iii) パーソナルデータの利活用

- ・個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みであるPDS (Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、その具体的なメリットの「見える化」に配慮しつつ、観光や医療・介護・ヘルスケア等の分野における官民連携実証事業の推進等を通じて先駆的な取組を後押しするとともに、具体的プロジェクトの創出を取り組む。あわせて、こうした実証事業や諸外国における検討状況等を踏まえてデータ流通・活用を更に促進するため、情報銀行やデータ取引市場について、個人の関与の下で信頼性、公正性、透明性を確保するための制度の在り方等について検討し、本年中に結論を得る。

iv) 地域におけるデータ利活用

- ・地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案手続等の支援措置を通じて、地域におけるIoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出を図る。
- ・地域の課題解決を促進するため、地方公共団体等に対して、データ利活用に資するIoTの地域実装に係る計画策定支援、専門人材派遣等の人的支援、必要なルールの明確化、成功事例の横展開等の民間資金・ノウハウを活用した施策のパッケージ支援及び共通するオープンなプラットフォーム上で観光、防災等複数の分野でデータを利活用してサービスを提供するスマートシティの構築を積極的に行い、2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例を創出する。
- ・地方公共団体等の職員がオープンデータに必要な技術を習得できる試験環境の整備、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間企業等との調整・仲介機能の創設を本年度中に行う。また、地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公

共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。

v) データの越境移転等

- ・日 EU 間の個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するため、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築について、引き続き戦略的に取り組む。
- ・CeBIT 2017 における日 EU 共同プレスステートメントを踏まえ、日 EU の関係省庁や政府組織関係者が参加するデータ・エコノミーに関するハイレベル・専門家会合を開催し、対話を実施する。
- ・個人データの越境移転を引き続き促進するため、企業認証である APEC 越境プライバシールール (CBPR: Cross Border Privacy Rules) システムを推進する。
- ・本年 5 月の個人情報保護法等の一部を改正する法律施行等を踏まえ、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応を本年度上半期中に開始するとともに、個人情報保護に関するデータ利活用促進に向けて、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信等について本年度中に開始し、パーソナルデータに係る適切な利活用環境を継続的に整備する。あわせて、個人情報保護委員会について、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備に必要な体制を整備する。

vi) 情報アクセシビリティの確保

- ・現行の「障害者基本計画（第3次）」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）において位置付けられている情報アクセシビリティの向上について、障害者政策委員会の議論を踏まえてその拡充に向け検討し、今年度中に策定予定の障害者基本計画（第4次）において必要な施策を盛り込む。

vii) 第 5 世代移動通信システム（5G）等の情報通信基盤の活用

- ・自動走行等の社会実装に寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第 5 世代移動通信システム（5G）の 2020 年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。本年夏に、周波数確保に向けた基本戦略を取りまとめ、技術的条件や周波数確保の

検討を加速する。あわせて、本年度以降、交通などの分野で具体的な利活用を想定した総合的な実証試験を地方都市を含め実施するとともに、国際標準化活動への参画や電波利用環境の整備を積極的に推進する。また、5G を含めたモバイル市場や IP 網への円滑な移行が求められる固定通信市場において、MVNO などの非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進する。

viii) 電波周波数の調整・共用

- ・周波数の有効利用の観点から、政府部门に割り当てられた周波数について、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受・妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。加えて、政府部门に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、第三者による監査などを含め、調査方法の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。いずれも、来年度中に結論を得、順次措置を講ずる。
- ・次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部门が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討する。その際、米国・英国での先行事例も参考にしつつ検討する。
- ・政府部门に割り当てられた周波数の価値の精査を行い、これを管理・有効活用するための方策・体制の在り方についても関係省で検討する。
- ・周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行い、準備ができ次第、技術試験を行った上、平成 32 年度に結論を得る。
- ・周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務承継に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて本年度中に検討し、結論を得る。また、政府部门に対するインセンティブ付けなど、更なる再編促進の方策についても検討を行い、結論を得る。
- ・周波数の調整・共用に係る上記取組の進捗状況を踏まえ、公共の電波

の有効活用に係る政府の管理体制について、必要に応じて、所要の見直しを行う。

- ・新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点から、「実験試験局制度」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。また、申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常免許の取得を可能とすることについて、是非を本年度中に検討し、結論を得る。

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後 10 年間(2023 年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2015 年度実績は平均 15.0 月

《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15% とする。

⇒2015 年実績は 14%

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。

⇒2016 年末実績は、5 件

(2) 新たに講すべき具体的施策

第 4 次産業革命の進展に伴い、多様な主体間でデータが流通し、相互のつながりが急拡大している。他方、データの流通と利用の拡大は、データやその分析技術の価値を高めるとともに利害関係を複雑化させており、現行の知財システムが十分に対応できていないとの懸念がある。データ流通基盤が未整備で、不正利用された場合や紛争が生じた場合の対応に関する懸念等が大きいと、データや AI の利活用は進まない。したがって、データや AI の徹底的な利活用による Society 5.0 時代の経済成長を実現するためには、データの利用に伴う利害関係を適切に調整する知財システムを構築する必要がある。また、中小・ベンチャー企業を含む多数の関係者による協働も念頭に、知的財産権としての権利化、営業秘密としての秘匿化、標準化戦略の一層の強化の他、データの取得や利活用に関する戦略も含め、複合的なオープン・クローズ戦略の浸透を図ることが重要である。こうした状況を踏まえ、知財・標準化戦略を「知的財産推進計画 2017」(平成 29 年 5 月 16 日知的財産戦略本部決定) に基づき推進することが必要である。

i) 第 4 次産業革命に対応した知財・標準化戦略

- ・データ・AI の利活用やイノベーションへの投資が促進されるよう、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定を整備し、対応するガイドラインや契約環境の

整備を進める。また、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続（ADR）制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化、知財と標準に関する弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる。さらに、データの利用権限に関する契約ガイドライン等の整備やデータ流通基盤構築の支援、IoT 関連発明等に適切に対応する審査体制の整備・強化、AI の生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。

- ・国際標準を通じた市場優位性を確保するため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、国際標準獲得に向けた司令塔機能（政府 CSO（Chief Standardization Officer））を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方について検討する。あわせて、官民連携の下、自動走行、スマート工場、IoT 等の重要分野の国際標準における優位性を確保するとともに、国際標準と各省規制との連携強化、政府調達基準への国際標準の積極的活用、次期通常国会における工業標準化法の改正を目指した検討等を通じて、官民を挙げて国際標準化に戦略的に取り組む。

ii) 知財・標準化人材の育成

- ・「知財創造教育推進コンソーシアム」を起点とした教材開発や全国の学習支援体制の構築を促進する。また、「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」（平成29年1月31日標準化官民戦略会議標準化人材育成WG策定）等に基づき、産官学で標準化人材育成を強化する。

iii) 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化

- ・「地域知財活性化行動計画」（平成28年9月26日特許庁公表）に基づく各種支援、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用推進、地域拠点特許推進プログラムを含む出張面接審査等を通じて、中堅・中小企業における知財・標準化戦略の強化を促進する。

iv) 公正な競争環境の確保

- ・デジタル市場における公正かつ自由な競争環境を確保し、イノベーションを促進する観点から、同市場の取引実態等を把握する。また、市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないか

を経済環境や市場の変化を踏まえて検証し、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。さらに、法執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて検討を進め、次期通常国会を含め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講ずる。

3. 人材の育成・活用力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2022 年までに大学・専門学校等の社会人受講者数を 100 万人とする。

⇒2015 年：約 49 万人（※今回、新たに設定する KPI）

《KPI》2022 年までに専門実践教育訓練給付の対象講座数を 5,000 とする。

⇒2017 年：2,417 講座（※今回、新たに設定する KPI）

《KPI》授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す。

⇒2015 年度：73.5%（※2014 年度：71.4%）

《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す。

⇒2015 年度：29.8%（※2014 年度：27.2%）

**《KPI》2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。
さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。**

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2016 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 6,669 人

(2) 新たに講すべき具体的施策

日本経済は、所得・雇用環境が改善する中にあって、潜在成長力の伸び悩み、デフレマインドの継続や将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている。

第 4 次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

AI・IoT の利活用、イノベーションの創出を通じて、ユーザーの多様なニーズに応えるサービス等が創出され、豊かな成長や健康長寿が実現し、年齢・性別等に関わりなく国民一人一人が多様な形で社会とつながり、能力・所得を高めることができる生涯現役社会、超スマート社会

(Society 5.0) という、将来の在るべき姿に向けた取組を、構造改革の好機として捉え、人的資本の質を高め、潜在成長力を引き上げていく必要がある。

こうした課題解決のカギは、「人材への投資を通じて経済社会の生産性を上げること」であり、包括的に政策を推進していくべきである。

あらゆる産業で IT との組合せが進行する中で我が国は国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、IT を駆使しながら創造性や付加価値を發揮し、日本が持つ強みを更に伸ばす人材の育成が急務であり、「IT 力強化集中緊急プラン」を策定し、次の考え方に基づき教育・人材育成を抜本的に拡充することが必要である。

- ①人生 100 年時代に対応した、「社会人の生涯学び直し」も含めた教育・人材育成システムの再構築
- ②学び・働く「個人」に光を当てた支援
- ③第 4 次産業革命時代の競争の決め手となる「IT 力」への重点化
- ④産業界の今後のニーズに合致した実践的な能力・スキルを養成するため、全体感をもって産官学の取組を統合

さらに、教育・人材育成の抜本拡充を効果的なものとするためには、働く一人一人の活力と主体性を引き出し、企業の生産性向上と新しい価値創出力強化に結び付けるための働き方の実現が不可欠である。働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など待遇体系全体を可能な限り速やかに構築していくことが望まれる。

外国人についても、起業家や高度外国人材の更なる受入れ拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図る。

また、第 4 次産業革命の進展により産業構造が急速に変化していく中で、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革を進めていく。

以下、今後 2 ~ 3 年を視野に喫緊に取り組むべき内容を掲げていく。

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

① IT 人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応したITスキル標準の改定

- ・セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT 等の先端 IT 分野等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性・喫緊性を明確化するため、経済産業省、厚生労働省、文部科学省等が連携して IT 人材需給を把握する仕組みを早期に構築する。
- ・IT 人材に求められる能力・スキルを明確化するため、人材需給の見通しを踏まえつつ、情報サービスの提供に必要な実務能力を明確化・体系化した指標（IT スキル標準）を全面的に改定し、IT スキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できる IT 人材に焦点を当てた新たなスキル標準を本年度中に策定する。

② 実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステムの構築

教育機関において実践的な IT・データ等に係る能力・スキルや課題設定力の育成を図る教育を実施するため、インターンシップを積極的に活用するとともに、企業が現場で直面している実際の課題や現場の実データを用いた PBL（Project Based Learning：課題解決型学習）の手法などによる产学が連携した実践的な教育やそれらを用いたコンテスト形式の人材育成の取組を推進する。このため、産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と产学協働による教育プログラムの構築・実施、専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による产学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

③ 大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援

- ・新たな産業の創出など、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の6年

一貫制など教育年限の柔軟化、主たる専門に加えた副専門分野の習得など、具体的な制度改正等の在り方について本年度中を目途に検討しつつ来年度から順次実施し、2019年度からの本格実施を目指す。

- ・文系理系を問わず専門分野を超えた全学的な数理・データサイエンス教育及び情報技術教育を実施するセンターの整備、大学・高等専門学校等の高等教育機関における情報セキュリティ等の情報技術人材育成を推進する。
- ・これらの取組を進めるため、産業界との連携の下、産業界からの教員やサポートスタッフの派遣の推進、教育プログラムの協働開発などの取組を実施する。
- ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」におけるカリキュラム策定等において、産業界のニーズを適切に反映できる仕組みを本年中に構築する。
- ・専門職大学院の特色や強みをいかすため、他の課程の専任教員を兼務可能とする制度改正等について議論し、本年秋を目途に必要な見直しを行う。既存の経営系大学院から専門職大学院への移行促進や、産業界との連携による教育プログラムの共同開発等により、企業等の高度な専門性を有するグローバル経営人材や地方の産業等を担う経営人材の養成機能の充実強化を図る。
- ・高等専門学校について、理工系大学等と共同で教育課程の編成を可能とするなど教育の高度化を図るとともに、教員や学生の海外派遣等による国際化や教育システムの海外展開を一体的に推進する。

④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

- ・民間事業者が社会人向けに提供する IT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・企業の生産性向上に資する IT 人材の育成のため、各企業のニーズに応じた在職者訓練のコーディネートなど総合的な事業主支援等を実施する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的な IT・データスキルを身に付けることは重要である。意欲のある社会人の

「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。

⑤ 産業界をリードする IT 等トップ人材・専門人材の創出

- ・未踏 IT 人材発掘・育成事業で培われたコミュニティ等を活用して、豊富なネットワークを持つプロジェクトマネージャーのマンツーマン指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムを創設する。このような取組により、チャレンジ精神あふれ将来の起業へつながる人材を年間 100 名輩出することを目指す。
- ・破壊的イノベーションを創出する技術課題を公募し、研究開発を支援する「異能 vation」プログラムを進める。
- ・「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成 29 年 4 月 18 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策間の連携強化を図りつつ推進する。
- ・IoT を支えるネットワークの運用・管理人材の育成について、本年内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始する。

⑥ 初等中等教育におけるプログラミング教育等の IT・データ教育の実装

「未来の学びコンソーシアム」と連携し、2020 年度の新学習指導要領の全面実施を待つことなく、現場のニーズに応じた楽しみながら学べるデジタル教材の開発と学校現場での活用・評価、活用結果を踏まえた教材の更なる改善及び指導事例の蓄積に向けた産業界と教育現場が連携した取組を今年度秋から開始し、来年度から本格展開する。あわせて、新学習指導要領の全面実施に向けて、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。また、学校でのプログラミング教育を通じて IT への興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインを策定する。さらに、2020 年度までに普通教

室における無線 LAN 整備率及び超高速インターネット接続率を 100%に引き上げることなどを目指し、学校における IT 環境整備を加速化させる観点から、学校現場で導入すべき IT 関連機器等の整備方針を優良な先進導入事例を参考しつつ本年中に策定するとともに、各自治体の導入状況をフォローアップしていく。また、EdTech やクラウド技術等を活用した民間による IT 教育サービスの振興により、教育課程内外で用いられる教育ツール・教材等の充実を支援する。

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

① 多様で柔軟な働き方の実現

- ・長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現することを支援するため、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直し等を内容とする労働基準法の改正法案について、国会での早期成立を図る。
- ・長時間労働を是正するため、いわゆる 36 協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める労働基準法改正法案を国会に提出する。
- ・仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲を持って働くよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金を導入するため、パートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正法案を国会に提出する。
- ・労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業を原則として認める方向で副業・兼業の普及促進を図る。
- ・働く方の健康確保のため、産業医・産業保健機能の強化を図る。このため、必要な法令・制度の改正を行う。
- ・柔軟な働き方が普及する中で、最新の技術を活用した健康管理手法等について、好事例の収集、開発・普及支援等を行っていく。また、将来的な導入も視野に入れ、新たな労務管理指標等を検討する。
- ・子育て・介護と仕事の両立や地方への人や仕事の流れの創出等、多様な人材の能力発揮を可能とするテレワークについて、長時間労働を招くことがないよう留意しつつ、その普及に向けて、ガイドラインの改定を行うとともに、関係府省が連携して国民運動等を展開する。

- ・「雇用関係によらない働き方」について、良好な就業形態となるよう、実態を把握した上で、働き手が自律したキャリア・スキル形成を行うことを可能とする支援策を検討・実施するほか、保護の在り方に関する検討等を行う。こうした取組を通じて、企業・組織に属さない働き方を選択肢の一つとして確立させる。

② 賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

③ 経営戦略としてのダイバーシティの実現

中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、昨年度策定した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」（平成29年3月ダイバーシティ2.0検討会取りまとめ）も踏まえ、継続的なダイバーシティ経営の取組で成果を生んでいる企業を表彰する新たな仕組みを導入する。

④ 女性活躍の更なる促進

「子育て安心プラン」に基づき、安定的な財源を確保しつつ、待機児童解消等の取組を推進する。これらを含め、女性活躍の更なる推進に向けて、「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、女性活躍情報の「見える化」徹底による労働市場・資本市場における活用の促進、女性活躍に資する働き方、男性の暮らし方・意識の変革、女性に対する暴力の根絶、待機児童解消のための取組等、必要な施策を推進する。なお、若い世代や子育て世帯に光を当てていく中で、個人所得課税の改革について、そ

の税制全体における位置付けや負担構造の在るべき姿について検討し、丁寧に進めていく。

⑤ 若者や就職氷河期世代の活躍支援

学生等に対する早期からの職業意識形成の支援や業界・企業研究がしやすい環境整備等を行うとともに、就職氷河期世代を含む若者等が活躍できるよう総合的な支援を行う。

⑥ 障害者等の就労促進

- ・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。
- ・がんなどの病気を抱える方が治療状況に合わせた働き方ができるよう、経営トップ等の意識改革や治療と仕事の両立に向けたトライアングル型のサポート体制の構築等の取組を進める。

iii) 生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

① 労働市場における「見える化」の促進

転職・再就職の拡大に向けて、職業情報に関して総合的に提供するサイト（日本版O-NET）や女性や若者が働きやすい企業の職場情報をワンストップで閲覧できるサイトの創設、技能検定やジョブ・カードの活用促進等により、職業能力・職場情報の「見える化」を促進する。また、高い付加価値を生み出すものづくり分野等の熟練技能者が評価されるよう、高度な技能を「見える化」するための取組を進める。

② 中高年・高齢者の就業・転職促進

年齢に関わりない転職者の受け入れ促進のための指針の策定、ハローワークの専門窓口による高齢者への再就職支援の強化や、副業・兼業などの緩やかな労働移動環境の整備等の取組により、中高年・高齢者の就業・転職の促進を図る。また、中高年者が培った経験等を最大限活用し活躍できる環境整備のため、働き手へのキャリア教育の充実、送り出し側でのキャリア面談の徹底、受け手側での外部人材の活躍推進のためのノウ

ハウの獲得、労働市場における求職・求人情報の共有等のトータルパッケージでの対策を講じていく。

③ 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方については、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

iv) 外国人材の活用

第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、高度な知識・技能を有する研究者・技術者をはじめ、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる優秀な外国人材について、より積極的な受入れを図り、イノベーションを加速し、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、国際的な人材獲得競争が激化する中、起業家や高度外国人材の更なる受入れ拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できる戦略的な仕組みを構築する。

① 高度外国人材の更なる呼び込み

第4次産業革命の推進や、イノベーション創出のためには、多様な知見を有する高度外国人材の積極的な受入れが不可欠である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から最短1年に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件見直し、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野で我が国への貢献が大きい外国人材の「我が国への貢献」に関するガイドラインへの追加等に取り組んできたところ、我が国高度外国人材に対する入管制度は国際的にも「極めてオープン」となってきている。起業家や高度外国人材の更なる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの

下、高度外国人材の在留資格認定申請を原則 10 業務日以内に審査する「高度外国人材ビザ・ファストトラック」、外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈などの周知を含む我が国の入管制度や、外国人の生活環境や就労環境の改善状況について、ハイレベルを含め、在外公館・日本貿易振興機構（JETRO）等と連携しながら国内外に向け積極的な広報活動を行う。また、特に企業のイノベーションに結びつく高度 IT 人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討に着手する。

② 生活環境の改善

必要とする全ての外国人子弟（小・中学生）に日本語と教科の統合指導（JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム）を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 2020 年までに 100 か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

③ 就労環境の改善

外国人材の活用を含むダイバーシティ経営の実践を促すため、「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」も踏まえ、先進的な企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施する。こうした取組等を通じ、我が国企業に対して、外国人登用に関する全体戦略の構築や、外国人を含めた全社的な人材マネジメント・職務内容の明確化・公正な評価の仕組み、英語でも活躍できる環境等の導入をはじめとした高度外国人材を積極的に受け入れるための就労環境整備を促していく。

④ 外国人留学生の就職支援

ODA 等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・還流事業である

「イノベーティブ・アジア」事業により、本年度から 2021 年度までの 5 年間でアジアのトップレベル大学等の 1,000 人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の 12 大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

⑤ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受け入れ促進

小売業において、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とするため、「製造業外国従業員受入事業」の仕組みを参考とした制度について、本年度内の開始に向けて具体的な制度設計を行う。また、製造業、小売業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、当該仕組みを参考とした制度構築の可能性及び必要性について、引き続き検討を行う。

⑥ 建設及び造船分野における外国人材の活用

外国人建設就労者受入事業は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020 年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる来年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても同様の制度を実施しており、造船分野においても同様に運用を見直す。

⑦ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

外国人材の受け入れを一層進めるに当たって、平成 30 年度からオンライン

イン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進める等し、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。

そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。

⑧ 外国人材受入れの在り方検討

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指す。

⇒2015 年：1,209 億円

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4 % 以上とする。

⇒2015 年度：3.56%

《KPI》ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す。

⇒2013 年～2015 年の 3 か年平均：0.029%

(2) 新たに講すべき具体的施策

資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・国立研究開発法人が持てる力を最大限発揮し、産学官で我が国の在るべき将来像を共創する中核としての役割がより高まっている。

これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、イノベーションナショナルシステム構築が行われた。今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。

このため、研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4 % 以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の 1 % にすることを目指すこととする。期間中の GDP の名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。また、2025 年までに大学・研究開発法人等に対する企業の投資額を 2014 年の水準の 3 倍とすることを目指す。このため、大学等の有する優れた基礎研究力の強化・活用、我が国が強い分野への資源の集中と大学等における産学官連携体制の抜本的な強化、ベンチャーの自発的・連続的創出、AI 等の新たな技術を社会に取り入れること

と、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」（平成 28 年 12 月 21 日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会策定）を推進する。これに向けて、以下の取組を行う。

i) 大学のインセンティブ設計の抜本的強化

- ・大学のイノベーション力強化には、産学連携も含む大学の取組を評価しその結果を「見える化」しながら、投資を呼び込み自己収入を獲得する経営への転換の一層の促進、独自経営に活用できる多様な資源の獲得を加速し、大学がその資金を再投資して教育研究活動が充実し、更なるイノベーションが生まれる好循環の仕組みを構築することが重要である。このため来年度から本格実施することとしている、各大学が設定した定量的な KPI を基準として取組実績を評価し、結果を国立大学法人運営費交付金の重点配分に反映するルールに関し、大学の積極的な取組に対して投資が集まるよう評価結果の周知を強化する。あわせて、共同研究に取り組む教職員が処遇及び環境で適切に評価・支援される人事制度改革などの大学の取組に対する評価等を通じて良い取組を周知し、先進的取組を促進する。
- ・産学官連携の国の施策についても大学への投資の呼び込みを促すため、課題選定時の審査要件に産業界の投資誘発効果を、採択先選定の評価項目には「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議策定）の対応状況を本年度より追加する。
- ・また、本年度から全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるデータを整備して毎年公開し、産業界が本データに基づき各大学の取組を評価し、共同研究の連携相手として有望な大学を選べるようにする。
- ・本格的な産学官連携体制の実施等を要件とする指定国立大学法人制度を本年度開始する。また、企業等と連携し学際領域や我が国が強い分野の最先端教育を提供する卓越大学院プログラム（仮称）については、来年度の本格実施を目指し、本年度中に各大学の構想の具体化を加速させるとともに、審査等の具体案をまとめる。

ii) 我が国が強い分野への重点投資

- ・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」（平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、

政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1 %にすることを目指すこととする。また「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による民間研究開発投資の誘発等によって、民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3 %にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4 %以上とすることを目標とする。

- ・「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、来年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、民間の研究開発投資誘発効果の高いターゲット領域への各府省施策の誘導等を行う。
- ・世界の Center of Excellence を目指し、組織の長のトップマネジメントの下、内外のトップ研究者を結集し、世界トップレベルの大学・研究開発法人の研究拠点がベンチャーを含む産業界と連携してイノベーションを生み出せるよう、来年度中に少数の拠点に絞りリソースを集中投下する。加えて、現在の取組の検証の上、将来的に世界トップを狙える分野の拠点整備について検討する。
- ・AI 開発やビッグデータ処理を加速するためのスーパーコンピュータを含む国際的に優位な学術情報通信基盤の強化に向けて検討するとともに、大学と併せ共同研究する企業等も活用できるようにする。
- ・AI に関する司令塔機能を強化しつつ、「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」（平成 29 年 3 月 31 日人工知能技術戦略会議取りまとめ）に基づき产学研官で連携し、生産性、健康／医療・介護、空間の移動の各分野について社会への取り込みを目指し本年度中にオープンイノベーションによる研究開発プロジェクトに着手する。また、AI 学習効率の向上、自然言語処理、ディープラーニング翻訳、超高効率 AI 処理に資する半導体及び革新的センサー等の基盤技術開発及びその組込みシステムへの適用を加速する。
- ・AI の開発や社会に取り入れることを促す観点から、国内外の民間等の議論を踏まえ、開発者が留意すべき基本的な原則について、関係行政機関が連携しつつ、人工知能技術戦略会議において、開発者等と対話しながら国際的な議論に積極的に貢献する。

iii) 大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進

- ・経営トップ配下の強力な権限で、優れた研究者を部局を超え組織化し、

事業化・知財等の専門人材により産学官連携を集中管理する新体制を来年度中に構築するとともに、地方大学支援のため来年度中の全国5か所での優れた技術移転機関の契約・事業化ノウハウの横展開について検討する。

- ・大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、施設の戦略的なリノベーションを行う。また、土地等の保有資産の新しい活用モデルを全国の大学で広めるため、時代にそぐわない制度の見直し方針を本年度中に策定するとともに、大学等への土地、株式の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具体的な方策や制度の在り方について検討する。
- ・本年度早期に、大学等がベンチャーを支援する場合、コンサル料・施設利用料としても新株予約権を取得可能とし、新株予約権を行使して取得した株式も、当該株式公開後、一定の期間、保有することを許容する。

iv) 産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進

- ・科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを体系的に整備し、客観的根拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する。
- ・運営費交付金などの基盤的経費の確保を図りつつ、競争的資金をはじめとする公募型研究資金の更なる拡充を目指すとともに、間接経費に関する考え方や、研究費不正に係る応募資格制限の考え方等について、関係府省間で統一的な運用を図り、より効果的・効率的な予算執行を実現する。また、公募型の補助事業等と大学・国立研究開発法人の改革における取組の連携を促進する。
- ・科学研究費助成事業の安定確保・充実強化のため、「科研費改革の実施方針」(平成29年1月27日文部科学省改定)に基づき、「科研費審査システム改革2018」や「科研費若手支援プラン」の実施等を通じた改革を本年度から進める。
- ・優秀な人材が研究者を目指すよう、卓越研究員事業の推進等により若手研究者の安定・自立した研究環境を確保する。また大学等における優れた人材育成・人事システム改革を加速する方策を来年度中に構築する。
- ・官民協同した研究課題コンペティションやアワード型制度など、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法について検討、本年度

中に結論を得る。

- ・基礎研究とその成果を活用した概念実証の支援や、将来にわたり継続的に民間投資を誘発するための方策について来年度から改革を実施する。
- ・産官でマッチング事業等を担う人材が事業や組織を超えて自在に連携できる自律的コミュニティを確立する協議会を本年度から立ち上げる。
- ・产学官連携を支える先端的な放射光施設等の研究施設・設備の共用ネットワークを推進・構築するとともに、来年度末までに研究組織内共用システムを 70 組織を目指して展開する。また、产学官が利用できる物質・材料開発等の研究開発に資するデータベース及び解析ツール等の構築・利活用に向けて、本年度からデータ収集や解析手法の開発等を進める。
- ・地域大学等の特色ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進し、地域におけるイノベーションエコシステムの形成を図る。

v) 世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み

- ・产学官で連携しシリコンバレーやアジアなど学生も含めた海外派遣の拡充、起業関係者とのネットワーク形成等を通じ、大学生や独創的なアイデアを持つ未踏 IT 人材等の起業の一貫した支援を来年度中に開始する。また、独創的な ICT 技術課題を発掘する「異能 vation」プログラムを進める。
- ・デジタルサイエンス分野において、若手研究者の日米相互受入れ等を図るコンソーシアムを本年度中に形成する。
- ・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・日本貿易振興機構（JETRO）等と連携しながら積極的に対外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。

vi) ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速

- ・大企業によるベンチャーの M&A などイノベーションを創出するためのファンド機能の強化を検討する。

- ・国立研究開発法人の研究開発成果を一層イノベーション創出につなげていくため、業務・財務の健全性確保等に配慮した上で出資業務の更なる活用の在り方について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・企業や投資家の共同研究・投資に資する大学等の研究者や技術シーズのデータベースを本年度中に300社分構築し、国内外に発信する。また、ベンチャーや企業、ベンチャーキャピタル等と共に整理したベンチャーと企業の連携に係る課題解決策の周知、地方公共団体や地域産業界・金融機関等の起業家支援機能の強化のためのメンター派遣等によりベンチャーの成長を支援する。さらに、素材等の研究開発型ベンチャーの技術の早期実用化を支援するため、必要な生産設備を備えた企業とのマッチングを来年度中に実施する。
- ・共同研究における特許を機動的に活用しベンチャー創出等につなげるため、大学等の単独所有とするモデルを本年度中に構築する。
- ・機関投資家によるベンチャーキャピタルへの出資促進や投資環境の向上を図るため、ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル契約等の知的インフラを整備し、本年度中に実証を開始する。
- ・社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーの活性化や効果的な活用の促進に向けた支援等の在り方を検討する。
- ・国の技術ニーズに照らして政府調達における研究開発型中小・ベンチャーの活用を促進する試行的取組を本年度から開始する。また、宇宙・海洋・防災等の基幹技術の研究開発において、ベンチャー等の外部技術を積極的に活用するための技術領域を本年度中に設定する。
- ・法人インフォメーションと連携し、政府の支援策の申請様式の共通化・オンライン化によるワンストップ申請システムの試行運用を本年度中に開始するとともに、他の手続への展開も視野に本格運用に向け課題を整理する。

B. 値値の最大化を後押しする仕組み

1. 規制の「サンドボックス」制度の創設

(1) 新たに講すべき具体的施策

急速に進展しているAI・ビッグデータ・分散台帳技術・自動飛行・自動走行をはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証する機会を確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを喚起し我が国経済を活性化する必要がある。

このため、具体的な社会実証を通じてイノベーションを促進する仕組みとして2つのアプローチから成る規制の「サンドボックス」制度を創設する。

第1に、プロジェクト単位の取組として、参加者や期間を限定することにより、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを、既存の枠組みにとらわれることのない白地の形で創設する。

第2に、国家戦略特区において、事前規制・手続の抜本的見直し等により実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設する。

i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設

- ・イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、試行錯誤のための社会実証を積み重ねることが不可欠である。試行錯誤のための社会実証がなされなければ、必要なデータ等を取得することができず、規制当局に対して「このようにやればうまくいく」という具体的なニーズを十分に証明することができないという悪循環を招来する。こうしたイノベーションは想定外のスピードで進展するため、従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れ、ガラパゴス化してしまう懸念がある。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上ででの参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、必要な法制上の措置を講じる。
- ・その際、こうした取組の実行に当たり関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築する。
- ・実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証が上手くいかなかつた場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実証により得られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、

実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかす。

- ・各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ直轄の部局とする。
- ・年内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、次期通常国会までに関連する法案を提出するなど必要な措置を講ずることとする。

ii) 国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する取組

- ・国家戦略特区において、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を速やかに実現する。
- ・その際、i)の制度の基本的考え方を踏まえつつ、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。
- ・現在国会提出中の国家戦略特別区域法の改正法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
(後掲5.「国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載。)

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。

⇒2016年10月公表時26位（前年比2位後退）

《KPI》2020年3月までに重点分野の行政手続コスト¹を20%以上削減する。

※今回、新たに設定するKPI

（¹「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」に沿って、9つの重点分野について削減。事項によっては2022年3月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。以下同様。）

(2) 新たに講すべき具体的施策

これまで政府は、政府のポータルサイトe-Govを整備するとともに、個別の規制改革、行政手続の簡素化を積み重ねてきた。「日本再興戦略2016」を踏まえ、外国企業目線で、「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」（平成29年4月24日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定）をまとめ、法人設立時の出資金払込等の手続の改善等、必要な措置を講じた。国内企業目線で、「技術革新に合わせた行政手続の革新」、「行政手続の重複排除」という観点から、スマート保安などの先行的な取組を未来投資会議構造改革徹底推進会合において決定し、着手した。また、更に事業者の負担を抜本的に改善するために、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」に沿って、2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指すという大きな一歩を踏み出した。

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン

手続きに置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと（ワンスオンリー）を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化（ワンストップ化）を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAIといった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不斷に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底

- ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。
- ・各省庁は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）及びこれに基づき本年中に策定する政府横断的な実行計画を踏まえ、来年上半期を目途に、行政手続のオンライン化を含めた中長期的な電子行政推進の計画を策定する。その際、規制改革推進会議行政手続部会が定める重点分野等を踏まえる。あわせて、各府省システムと法人インフォメーションとの連携による政府機関間の情報共有など、横断的課題への対応の方向性を示す。
- ・国民や事業者のニーズが高く、早期の効果発現が見込まれる分野等を、

本年内に重点分野として設定し、先行的に BPR を実施するとともに、成果の横展開や他分野への拡張を行う。また、地方公共団体の IT 化・BPR を推進し、業務の共通化・標準化等を行いつつ、本年度末までのクラウド導入市区町村の拡大（約 1,000 団体）、更には情報システム運用コストの圧縮（3割減）を図る。

ii) デジタル時代の公共サービスの提供

- ・本年 3 月に取りまとめたマイナンバーカード利活用推進ロードマップに基づき、子育て、相続などライフイベントに係るサービスのワンストップ化・API 連携等によるマイナポータルの利便性向上、スマートフォンの活用等アクセス手段の多様化のほか、マイキープラットフォームの活用による地域経済応援ポイントの導入、チケットへの活用、公的個人認証と連携した民間認証の普及、券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。
- ・法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携 API を活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携 API 等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・貿易手続に関し、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官公庁や民間事業者が一堂に会して制度面や技術面など総合的な観点から検討する官民協議体を今夏までに立ち上げ、速やかに検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

iii) 技術革新に合わせた行政手続の革新

- ・起業家目線で政府の支援策をスピード一に活用できるワンストップ申請システム（ベンチャー支援プラットフォーム）について、本年度から試行的な運用を開始する。また、法人インフォメーションとの連

携による法人基本情報のワンストップリモート機能や、中小企業向け補助金等への展開について検討を行い、本年度中に一定の方向性を得る。

- ・ブロックチェーン技術について、本年度中を目処に、政府調達や申請手続等の分野で、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、電子委任状に係る制度やサンドボックス制度の活用、個別機器等の分散型認証の仕組みの構築やブロックチェーンに記録されるデータの真正性確保やアクセス権確認のための公的個人認証の活用、スマートコントラクトを活用した手続の効率化の促進等の実現に向けて、運用・ルール面の課題について検討する。その結果も踏まえ、こうした新たな技術を取り込んだ業務改革により、効率性や利便性の向上に資する革新的な電子行政の実現に向けた計画を、来年度を目処に策定する。
- ・化学物質審査について、事業者の試験に要する負担を軽減するため、これまで申請されたデータ等のAI分析を本年度より開始し、動物試験に係るスクリーニング試験の不要化を目指す。また、化学構造コードを用いて審査書類を作成することで、事業者の負担や申請処理の迅速化・効率化につながる新システムを2019年度から運用することを目指す。
- ・産業保安に関し、IoT・ビッグデータ等を活用して常時監視を行うなどの高度な自主保安を行う事業者に対して規制上の優遇措置を認める高圧ガス保安法における「スーパー認定事業所」を着実に実施する。また、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、現状紙で窓口に提出されている年間約25万件の産業保安法令に基づく申請について、安全を前提とした手續の簡素化、IT化を行う。2019年度中の電子申請システム利用開始を目指す。
- ・鉱業法に基づく鉱業権の登録手続等の電子化による行政手續の簡素化や鉱区情報等のデータ利活用促進を通じて、石油・天然ガスなどの鉱業分野に資金力・技術力のある民間企業が広く参画しやすい事業環境の整備を図る。2019年度中のシステム供用開始を目指す。
- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセスにおいてICT等を全面的に活用するi-Constructionを推進し、最先端技術の現場実装によって建設工事の検査日数を5分の1に短縮、検査書類を50分の1に削減するなど、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

これまでの継続的な取組により、企業の取締役会の構成の変化や投資家の企業との対話に臨む姿勢の積極化、また、政策保有株式の縮減に向けた動きなど、コーポレートガバナンス改革には着実な進展が見られる。他方で、我が国企業は、欧米企業と比較すると、事業ポートフォリオの転換等が十分に進まず、収益力の面でいまだ改善の余地がある。第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、取締役会等の適切な監督の下、中長期的な視点に立った投資家との「建設的な対話」を通じて、経営陣が果敢にリスクテイクを行い、中長期的な企業価値の向上に向けて、人材力、研究開発力、ブランド力などの向上に向けた投資や事業再編などの取組を進める必要がある。

このため、引き続き、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組を深化させるとともに、大胆な事業再編を後押しする制度改革など、中長期的な企業価値の向上を促すための取組を進める。

① コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

企業と機関投資家の中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実効性を向上させることで、コーポレートガバナンス改革の進展を更に後押しするため、本年5月、スチュワードシップ・コードを改訂し、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を求めるとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化した。

アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論・検討等を通じて、以下のような取組の強化を促していく。

- ・機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、ガバナンス・利益相反管理の強化、議決権行使結果の公表の充実、自己評価、運用機関に対するモニタリング、企業側に「気づき」をもたらす付加価値の高い対話などの実効性あるスチュワードシップ活動等
- ・上場企業による、資本政策を含む経営方針・経営戦略、経営状況等、投資家との建設的な対話に資する情報提供や、より実効的な対話等の実施
- ・経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たすことを確保するための、客觀性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
- ・株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示と保有の合理性のない政策保有株式の縮減

また、我が国におけるコーポレートガバナンスに関する取組への国際的な理解を高めていく観点から、これらの取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。

② 経営システムの強化、中長期的投資の促進

- ・「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGS ガイドライン)（平成 29 年 3 月 31 日経済産業省策定）の普及・周知を進めるとともに、企業における指名・報酬委員会の活用状況、経営経験者の社外取締役についての活用状況、インセンティブ報酬に関する導入・開示の状況等を本年度中に分析・公表する。
- ・我が国においては社長・CEO が取締役を退任した後も、当該会社において相談役、顧問等の役職及び地位を得て、社外活動や社内への指導助言等、引き続き一定の役割を担うという慣行が存在している。コーポレートガバナンスに関する透明性向上の観点から、退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度を株式会社東京証券取引所において本年夏頃を目途に創設し、来年初頭を目途に実施する。
- ・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、引き続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化、株主総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定するため

の環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。

－特に、開示情報の充実に向けた環境整備の一環として、株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、結論を得る。

－株主総会の開催日の柔軟な設定を可能とするための法人税等の申告期限延長の特例の適用等について、手続等の整備・周知を図る。

また、対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者による取組の進展についてフォローアップを行い、内外に情報発信していく。

- ・「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 -」（価値協創ガイダンス）（平成29年5月29日経済産業省策定）を踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析及びそれを推進する場の設置、機関投資家による運用機関に対するガイダンスの活用促進、非財務情報へのアクセス向上を目的とした関係者による取組を行う。また、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を行う。これらの取組等を通じ、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む情報提供や対話、投資手法の普及・発展を図る。

③ 企業の情報開示、会計・監査の質の向上

活力ある資本市場を実現し、持続的成长を図る企業に対する円滑な資金供給、国民の安定的な資産形成を実現するためには、投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供されること、また、こうした開示が効果的かつ効率的に行われることが必要である。

グローバル化、技術革新の進展等により、上場企業が経営課題の複雑化に直面する中、上場企業による総合的で分かりやすく充実した情報開示を促進するため、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きつつ、開示の在り方について総合的な検討を行う。

あわせて、我が国で用いられる会計基準の品質向上、複雑化する企業活動に対する適正な会計監査の確保に継続的に取り組むことで、企業による情報開示の信頼性を確保していく。

ア) 企業による情報開示の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的か

つ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- ・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年内に成案を得る。
- ・本年1月27日に開催された未来投資会議における議論も踏まえ、金融審議会において、企業・投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、市場や開示をめぐる環境が変化している中で十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略やガバナンス情報等を含む上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方について総合的な検討を行い、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始する。
- ・決算短信については、本年2月に、自由度を高め、「速報」としての役割に特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しするための見直しが行われた。当該見直しの効果の分析結果や、国際的な状況や議論も踏まえ、四半期開示については、義務的開示の是非を検証しつつ、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きながら、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等について検討を行い、来年春を目途に一定の結論を得る。
- ・引き続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化や、株主総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定するための環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。【再掲】

イ) 会計基準の品質向上

我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、関係機関等と連携して、国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進、のれんの会計処理等 IFRS に関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けて必要な取組を推進する。

ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保

監査法人が、実効的な組織運営の下で高品質な会計監査を提供することで、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立するため、監査法人のガバナンス・コード（平成29年3月31日金融庁策定）を踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップや、業務管理態勢の検証等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図る。

④ 事業再編の円滑化

第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、積立NISAを含め、NISA制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

金融商品の販売・開発等を行う全ての金融機関等が、「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成29年3月30日金融庁策定）を踏まえ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことで、家計の安定的な資産形成を促進する。

ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等
・家計の安定的な資産形成を促すため、積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進を図るほか、ジュニアNISAについて手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。

- ・また、家計の投資に関する知識（投資リテラシー）が深まるよう、実践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資産形成に関心のなかった層も対象に、確定拠出年金制度や職域でのNISA制度の利用を促進する。
- ・上場投資信託（ETF）が国民の安定的な資産形成に活用されるよう、ETF市場の流動性の向上、ETFの認知度の向上等に関する市場関係者の取組を政府として促していく。

イ) 「顧客本位の業務運営」の定着

「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関等において、実効的な取組方針を策定する等の取組を進める際に、その取組が形式的なものに止まることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった実質を伴う形で確立・定着していくことが重要である。したがって、金融庁において、各金融機関等の取組方針と取組の実態が乖離していないか等についてモニタリングを行い、それを通じて把握した事例等の様々な形での公表を検討する。また、各金融機関等に対し、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針等に盛り込んで公表するよう働きかける。

ウ) 株式等の高速取引への対応

市場の安定性や効率性、投資家間の公平性、中長期的な企業価値に基づく価格形成、システムの脆弱性等の観点から懸念が指摘されている株式等の高速取引への制度的な対応を図るため、金融商品取引法の一部を改正する法律を施行し、市場の公正性・透明性・安定性を確保するための環境整備を推進する。

エ) 中長期的な投資の促進に向けた取組

中長期的な視点からの投資を促進することにより、投資先企業の持続的な成長を図るとともに、投資家にとって中長期的な投資リターンの拡大を図ることで、日本経済全体の好循環を実現することも重要な課題である。

このため、積立を利用した長期・分散投資の普及・促進や、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への更なる深化、高速取引に関する登録制の導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に取り組む。

オ) 金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年5月1日のT+1化、株式・社債等については2019年4月又は5月のT+2化の実施に向けた、日本証券業協会等による各種の取組の着実な実施を促す。
- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

カ) 金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化
金融規制に関する国際的な議論が、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立といった日本の考え方と整合的なものとなるよう努めていく。また、低金利環境やテクノロジーの進化など、国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して国際的な意見発信などを行い、議論に貢献する。加えて、金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、海外当局との間の監督協力・技術協力を強化するほか、「グローバル金融連携センター」における新興国当局職員の受入れを通じて知日派を着実に育成する。

キ) 東京国際金融センター構想の推進

金融面において、東京が魅力あるビジネスの場として認知され、世界中から人材、情報、資金の集まる拠点として発展していくことは重要である。こうした観点からは、年金基金などの世界有数のアセットオーナーの存在が我が国の強みの一つと考えられる。これを踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等について、金融業の登録申請等をスムーズに進め、「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していく。

また、その際、海外当局との連携を強化し、海外で実績のある海外資産運用業者の円滑かつスピーディーな登録を図る。

さらに、我が国の国際的なプレゼンスを高め、東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、本年4月、金融分野における国際機関の事務局としては初めて我が国に開設された IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていく。

ク) 個人型確定拠出年金（iDeCo）や企業年金等の普及・充実

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の円滑な施行や中小企業等への周知を図るとともに、リスク分担型企業年金制度の周知や、年金基

金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進等を通じて、iDeCo や企業年金等の普及・充実を図る。

② 金融仲介機能の質の向上

金融機関は、人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化に適時適切に対応し、我が国産業・企業の持続的成長を金融面から支援することが期待される。こうした観点から、金融機関の健全性確保や、経済や市場のストレス時でも金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく企業価値向上につながるアドバイスとファイナンスの提供といった質の高い金融仲介機能を発揮すること等を通じ、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等につなげていく。

ア) 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等

金融機関は、経済・市場の大きな変化に機動的に対応し、金融仲介機能を安定的に発揮することを通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組を金融面から支援することが求められる。こうした観点から、金融機関における強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。特に、システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。また、国際金融規制の見直しや足元の低金利の状況等も踏まえ、金融機関に対しては、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。地域金融機関については、地域における人口減少等の継続を踏まえ、自らのビジネスモデルを検証し、将来にわたって健全性を維持し金融仲介機能を円滑に発揮していくため、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて具体的かつ有効な取組を行うよう促していく。

イ) 金融仲介機能の更なる充実・強化

金融機関が企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関も安定した顧客基盤と収益を確保する取組（顧客との「共通価値の創造」）は金融機関の持続可能なビジネスモデルの有力な選択肢であるとともに、地域経済の活性化にもつながる。

こうした観点から、金融機関が担保・保証に過度に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスが行われるよ

う、引き続き金融機関の組織的・継続的な対応を促しつつ、諸般の取組を行う。(後掲「III - 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」において詳細記載。)

ウ) 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつ、民間からの成長資金の供給を促すため、引き続き機能発揮に向けた取組を検討する。

4. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2015 年度の事業規模（2017 年 1 月時点の数値）

- ・ PPP/PFI 事業：約 9.1 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.1 兆円

（2）新たに講すべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものである。こうしたことから、

「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」（平成 29 年 6 月 9 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。）に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

そのため、公共施設等運営権方式が重点的に対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野（成長対応分野）」と

「水道、下水道、有料道路、公営住宅、公営発電施設、工業用水道など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野（成熟対応分野）」に分類し、以下に掲げるそれぞれの分野特有の課題の解決を図る。

これにより、事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを構築し、納税者や利用者の立場に立って、公共サービス・資産の担い手を、官と民から適切に選択されるようにすることが重要である。

そして、この仕組みは官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していくことが重要である。そのためのガイドライン、改善メカニズムを含めた推進体制を整備し、運用していくための施策も併せて実施する。

i) 成長対応分野で講すべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化と CIQ 施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・国と運営権者の間で区分所有されている CIQ 施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・北海道における 7 空港（新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港）での公共施設等運営権方式の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、イコールフッティングの確保や特定地方管理空港運営者制度の活用のため必要な施策を実施し、アクションプランに掲げられた「5 原則」に基づき、2019 年までに運営権者選定を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI 法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。

ii) 成熟対応分野で講すべき施策

- ・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI 法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。
- ・水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要

な措置を講ずる。

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成 28 年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。
- ・公営発電施設については、重点分野の指定と数値目標の設定について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行うことにより現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案の公募を本年中に実施する。

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

- ・官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年 7 月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI 法について所要の措置を講ずる。
- ・上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・適切なマーケットサウンディングの方法（開示すべき情報・項目と対話の方法等）について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年 7 月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- ・管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないよ

うにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。

- ・運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- ・関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money:支払いに対して最も価値の高いサービスを供給すること)の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。
- ・公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。

①ガイドライン化されたルールの運用と遵守徹底

分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。

②入口から出口までのハンズオン支援の実施

公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。

③関係省庁との協議のワンストップ化

新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。

④PDCAサイクルの確立

全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させることができる仕組みであるべき。

⑤管理者と運営権者との間での調整・仲裁機能の確保

公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取組を常に生み出せる仕組みであるべき。

- ・これらのほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。
- ・我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。

5. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る

⇒2016 年 10 月公表時 26 位（前年比 2 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）

⇒2016 年 10 月公表時 3 位（前年比 1 位上昇）

(2) 新たに講すべき具体的施策

（残された「岩盤規制」の改革等による国家戦略特区の加速的推進）

「国家戦略特区」については、2013 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、2015 年度末までの 2 年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

また、昨年度からは、国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、本年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。

なお、これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 70 以上となっており、特に、都市計画の手続迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、2014 年 5 月、2015 年 8 月、昨年 1 月と 3 次にわたり指定してきた 10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、

「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」）において、合計 242 もの事業が、それぞれ 83 回、30 回開催した国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、本年 3 月には、「日本再興戦略 2016」に盛り込んだ規制改革

事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、前述の6つの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正法案を、国会に提出しているところである。

i) 迅速な事業の具体化・実施

現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的な事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。

その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

ii) 更なる規制改革事項の追加

国家戦略特区に関し、特に前述の重点的に取り組むべき6つの分野・事項など、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、規制の「サンドボックス」制度の創設などの以下規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針において、「少なくとも年2回は提案募集を実現する」としていることに基づき、本年についても夏の間に全国の地方公共団体や民間からの提案募集を行う。

（「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設等）

- ① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設

- ・国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽引する「近未来技術の実証」を高い頻度で行うことにより、地方発・全国初のイノベーションを加速的に推進することが重要である。
- ・このため、国家戦略特区において引き続き、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、諸外国の「規制の砂場（レギュラトリーサンドボックス）」を参考に、国家戦略特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を、速やかに実現する。
- ・具体的には、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案の規定に基づき、具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとするが、その際、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年11月の仙北市における無人バスの実証実験や、本年3月の東京都(大田区)における第1回「サンドボックス分科会」の開催などの取組を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・また、いわゆる「完全自動走行(レベル4、5)」までの技術開発を目指すため、本年中を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、
 - 遠隔型自動走行システムの公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路交通法上の道路使用許可に係る規制・手続の見直しや明確化
 - ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路運送車両法上の保安基準(代替の安全確保措置)に係る規制・手続の見直しや明確化

等を検討し、可能な限り早急に所要の措置を講ずる。

- ・また、実証実験を実施しようとする民間事業者等からの要望に基づく無人自動走行等に係る新たな制度的・技術的課題として、
 - 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象（現行は運転手個人）の在り方
 - 信号情報について、車両上のカメラ等で検知できない場合も想定した上での、特区自治体や事業者への円滑な提供
 - 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現
- 等についても、国家戦略特区ワーキンググループや各特区の区域会議等において、事業実現に向け、早急に論点整理を行っていく。
- ・さらに、前述の国家戦略特別区域法改正法案の成立後、同法案にも規定した、民間事業者に対し関係法令上の手続に係る各種相談への対応や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行う「近未来技術実証ワンストップセンター」を、東京都や仙北市、愛知県等の区域会議の下に速やかに設置し、公道実証実験に係る道路管理者や警察などの関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年4月の千葉市や7月の仙北市における実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ドローンについては、来年頃には山間部などニーズの見込まれる地域における目視外飛行を実現することを目標としているが、本年中に予定している千葉市の沿岸海上などの国家戦略特区における実証実験については、当該目標を前倒して実現することを目指し、安全を確保しつつ、事前の規制・手続を最小限のものとする必要がある。
- ・具体的には、例えばドローンが水上に安全に着水するための各種装置の整備や熟練者による操作の義務付けを検討するなど、特区自治体と事業実施者に対して具体的な安全対策の提示を求めるとともに、前述の「近未来技術実証ワンストップセンター」を、千葉市等の区域会議の下に速やかに設置し、漁業を含む船舶関係者や国土交通省などの幅広い関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

(幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など、重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項等の推進)

④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等

- ・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、2015年7月に改正した国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に加え、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案には、「クールジャパン・インバウンド人材」や「農業人材」についても、特例措置を盛り込んだところである。
- ・引き続き、これらの外国人材の受入れに係る事業計画の認定を着実に行っていくとともに、関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、国家戦略特区において受け入れるべきその他の幅広い外国人材についても、地方公共団体や民間からの提案等に基づき、必要な検討を進めていく。
- ・特に、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、地方公共団体と国の行政機関で構成する「協議会」を核とした適切な管理の下、一定水準以上の技能等を有する農業支援外国人材の在留を通算3年間可能として、当該人材が、雇用契約を結ぶ特定機関から農業経営体に派遣され農業支援活動に従事することにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大等による農業の成長产业化・国際競争力の強化を図る。

⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進

- ・都市の国際金融機能の強化に向け、フィンテック分野等への外国企業の進出を促進するため、地方公共団体の支援の下、国内金融機関や投資家等とのネットワークを構築した外国人が帰国することなく継続して創業活動を行うための対応の在り方について検討し、本年内に結論を得る。
- ・また、金融外国人材の受入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該人材の親や家事使用人の帯同要件の在り方について検討し、本年内に結論を得る。

⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し

- ・待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、

保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定について、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、採光規定上有効となる大きさの窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。

iii) 指定区域の追加等

全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、本年中を目途に、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある地方公共団体に対しては国家戦略特区の4次指定を実現する。

なお、現在、被災地等において、復興支援及び被災地を拠点とするイノベーションの推進を図るため、様々な近未来技術を活用する取組が積極的に行われている。また、これらの取組等により、第一次産業や観光分野等を中心とした被災地の活性化が期待されるところである。

こうした観点から、国家戦略特区の4次指定については、特に、被災地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく必要がある。

iv) 成功事例等に係る広報・PR活動の抜本的強化

国家戦略特区における成功事例等の広報・PR活動の抜本的強化を図ることにより、指定区域以外の地方公共団体・民間事業者にも規制改革による経済成長及び地域活性化に向けた取組の可能性を示し、国家戦略特区の効果を全国に拡大していく。

具体的には、これまで取り組んできている内閣府・地方公共団体主催によるシンポジウムの開催や、テレビ番組・パンフレット等の作成については一層の拡充を図るとともに、現在、東京都と養父市に設置している内閣府と特区自治体との「特区推進共同事務局」等を通じた体制強化を図ることにより、特区ごとの広報総合戦略を抜本的に強化する。

6. サイバーセキュリティの確保

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

⇒2017年4月1日：4,172名

(2) 新たに講すべき具体的施策

あらゆる場面で快適で豊かに生活できる超スマート社会、Society 5.0 では、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤になる。データ利活用等を通じたイノベーションを社会に取り入れていくことによって国民生活の利便性が今後更に高まっていくことが期待される一方、技術の発展を背景とした攻撃手法の高度化・大規模化、防護対象の拡大等によってサイバーセキュリティ上の脅威は確実に高まっている。したがって、サイバーセキュリティ対策は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における万全の対策実現や経済・社会活動の安定確保に不可欠な「未来への投資」となる。今後は、現行のサイバーセキュリティ戦略にとどまらない抜本的な取組を検討し、政府機関及び重要インフラ等に関する取組強化、IoTセキュリティの強化、信頼できるセキュリティ人材の育成・確保等の必要な取組を官民を挙げて迅速かつ強力に推進していくべきである。

特に、情報通信、電力、金融等の重要インフラについては、その機能が停止・低下した場合には国民生活・企業活動に重大な悪影響を及ぼしかねない。障害・事故情報に限らず、その予兆段階と思われる情報を含め、各分野から広く情報を集約するなど、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組み等を検討していくことで、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を確保していく必要がある。

- ・本年夏にサイバーセキュリティ戦略本部が取りまとめる「2020年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方」を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、政府機関及び重要インフラ等に関する取組強化、IoTセキュリティの強化、セキュリティ人材の育成、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化等を図る。
- ・重要インフラ防護については、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ

戦略本部決定）に基づき、サービスの安全かつ持続的提供の観点からその具体化を行う。これを含め、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が官民連携の活性化を進める結節点として機能するよう、専門機関等を活用し、障害・事故情報に限らず、予兆段階と思われる情報を含めたサイバーインシデント関連情報を集約・分析し、関係主体と共有する体制強化を図るとともに、その情報を対処につなげることができるように、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組みについて本年度中に結論を得て、速やかに必要な制度的措置等を講じる。

- ・ IoT システムの設計・開発・運用に係る概念について、国内において官民が連携してモノ・ネットワーク、システム等に関する各種基準等への組込みを促進するとともに、その国際標準化に積極的に取り組み、国際標準を踏まえた安全、高品質な IoT システムの実現を通じて、国際的な競争力強化を目指す。また、IoT 機器のセキュリティ対策の強化に向けて、継続的かつ広範な実態の把握、利用者等への対策の実施・周知、同様の被害を防止する取組等を推進するための官民等の関係者による連携の枠組みを本年度中に構築し、必要な対策を推進する。
- ・「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成 29 年 4 月 18 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策間の連携強化を図りつつ推進する。
- ・セキュリティ産業の活性化を推進するため、需要・供給両面から取組を進め、好循環を生み出す。需要面に関しては、政府が積極的に調達すべきセキュリティ製品・サービス分野及び要件の明確化とリストの改定による活用の奨励、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等の普及啓発によって中小企業も含めた経営層の更なる意識改革を図るとともに、IoT 産業等の関連産業等の成長を見据え、企業におけるセキュリティ投資を促進する。供給面に関しては、本年度中に一定の品質を備えたセキュリティ製品・サービスの認定制度を整備し、その供給を促す。こうした取組と併せて、本年度中に策定する「サイバーセキュリティ研究開発戦略」に基づく技術開発やセキュリティバイオデザインの普及推進等を図り、セキュリティ産業の国際競争力強化等を図る。

7. シェアリングエコノミー

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》シェアリングエコノミー活用地方公共団体の事例を平成 29 年度中に少なくとも 30 地域で創出する。

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講すべき具体的施策

シェアリングエコノミーは、十分に使われていないモノ、空間、知識・知恵、技能等の遊休資産を ICT の活用によって共有する幅広いビジネスであって、新たなビジネス領域の創出による我が国経済の活性化や国民生活の利便性向上、新しい生活産業の実装による地域経済活性化に寄与することが期待されている。

我が国におけるシェアリングエコノミーは黎明期にあり、今後も多様な分野で多様なサービスが登場することが期待されるが、一方で従来想定していなかった課題が発生することも容易に想定される。そのため、本年 1 月に内閣官房に設置されたシェアリングエコノミー促進室等において、民間部門の創意工夫を最大限尊重することによってシェアリングエコノミーの普及促進を図るとともに、安全・安心等の確保に向けて必要な検討を併せて行う必要がある。具体的には、安全・安心を確保するための自主的なガイドラインの普及促進や、グレーゾーン解消制度の活用支援等に取り組むほか、その他分野横断的課題が生じた場合に必要な検討等を迅速に進めていくことが求められる。

また、シェアリングエコノミーは海外でも急速に普及しており、官民協働による国際的なルールづくりに向けた検討の動きが見られることから、今後我が国の取組事例の積極的な発信を通じて、国際的な合意形成に貢献していくべきである。

- ・本年 1 月に設置されたシェアリングエコノミー促進室を中心に、「シェアリングエコノミー推進プログラム」（平成 28 年 11 月 10 日シェアリングエコノミー検討会議中間報告）に基づき民間団体等の自主的ルールの普及展開によるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保を高めるほか、今後議論の本格化が見込まれる官民協働による国際的なルールづくり等の場に参画し、我が国の取組事例の積極的な発信を通じて国際的な合意形成に貢献する。
- ・シェアリングエコノミー促進室において、民間事業者・地方公共団体

等からの相談に適切に対応して必要な情報提供や調整、法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用等に向けた支援を行う。また、これらの相談対応や今後のシェアリングエコノミーの進展・変化によって施策を見直す必要性や分野横断的な課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を行う。

- ・シェアリングエコノミーを活用した地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化のため、シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣や、民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組みの本年度中の整備等を進め、大都市圏や地方中核都市、過疎地域等の異なる課題を抱える地方公共団体ごとに、モデルとなるシェアリングエコノミー活用の事例を本年度中に少なくとも 30 地域で創出することを目指す。また、抽出されたベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、幅広い地方公共団体への横展開・普及啓発を進める。

III 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2015 年度：923,037 社（2014 年度：859,753 社）

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%（2013 年：0.8%）となることを目指す

⇒2015 年：1.3%（2014 年：1.0%）

(2) 新たに講すべき具体的施策

地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。

事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。

域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかつた。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。

このため、第 1 に、中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本的に向上させるための投資やイノベーション等を促進する。これに向け、IT 化・ロボット導入、データ利活用等に取り組む。

第 2 に、金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じて、生産性向上の取組や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝を促進する。2020 年頃に到来する団塊世代経営者の引退期を円滑な事業承継により乗り越える。経営者の経営改善・生産性向上の意欲を高め、金融機関が事業性評価・経営支援を適切に行う動機付けになるよう信用保証制度を強化する。金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に

依存しない融資を促進し、成長資金の供給を加速する。これらを各種支援機関の相互連携・機能強化・質の向上を図りつつ推進する。

第3に、事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が、地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作る。域外への販売が大きく、その多くを域内から調達する中核企業等とその取引群を重点支援し、当該企業の生産性向上・地域経済圏の活性化とともに外需の取込みも図り、圏域の中小企業・小規模事業者等が一体として発展することを目指す。観光・スポーツ・文化芸術・先端ものづくり分野といった地域の成長分野において、地方公共団体・中核企業など地域の関係者による「地域ぐるみ」の計画的な取組を強力に支援する。世代を超えた交流人口の拡大等の地域活性化の取組の推進、兼業やIターン等による人材の活用や経営人材の育成により、地域の成長を支える。これらの取組により、「地域への未来投資」を拡大し、今後3年程度で、投資拡大1兆円、GDP5兆円の押上げを目指す。

あわせて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」

（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

i) 中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

- ・製造業の「カイゼン活動」等のノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを全国の中小企業・小規模事業者・サービス業に展開する国民運動を、本年5月に官民で発足した「生産性向上国民運動推進協議会」の活動により推進する。
- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業・小規模事業者にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・中小企業・小規模事業者の「スマート化」を共通のプラットフォーム

を構築しながら推進するため、IT クラウドサービス等の導入による多数の中小企業・小規模事業者の付加価値向上・業務効率化に向け、IT クラウドサービス等による生産性向上の効果やセキュリティ対策等の「見える化」、サービス間の連携、企業間取引（EDI）、業務プロセス改善（BPR）の促進等を通じた更なる普及策について、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関や事業分野別経営力向上推進機関等との連携も視野に入れて検討し、本年中に結論を得る。

- ・中小企業等経営強化法による業種別アプローチの効果を最大限に引き出すよう、関係省庁が中小企業庁と連携し、業種毎の実効性を高めるため、業種の特性に応じた生産性向上の指針の策定や業種ごとに牽引する事業者団体との連携・推進体制づくりを計画的に行う。実施状況のフォローアップを踏まえて、同法に基づく基本方針や、生産性の低い分野における事業分野別指針の策定等、制度上の措置を講じる。サービス産業も含め、中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」による生産性向上を後押しし、来年にリーマンショック前を超える設備投資 14 兆円を目指す。
- ・中小企業・小規模事業者の技術開発からその事業展開における第4次産業革命への対応に向け、中小ものづくり高度化法の指針などを含む技術開発の枠組みについて、IoT や AI 等の技術革新を一層取り込み付加価値向上を進めるための見直しを本年度中に行う。
- ・サービス産業の高付加価値化に向け、サービス業に関わる人材が備えるべきスキルを「おもてなしスキルスタンダード（仮称）」として本年内に策定する。2020 年までに 30 万社への普及を目指す「おもてなし規格認証」と併せて普及を行い、2020 年頃を目途に 3 万人の取得を目指す。また、優れたサービスに適正な対価が支払われず、事業者の生産性向上を強く制約している商慣行等の是正に必要な対応策を検討し、本年度中に結論を得る。
- ・昨年 12 月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画（自動車・電機電子・トラック・建設など 8 業種）における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請 G メンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。また、自主行動計画策定業種における中小企業等経営強化法に基づく事業

分野別経営力向上推進機関の認定を拡大する。

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

- ・地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援、地域経済の面的活性化に、地域金融機関が関係機関と連携して一層積極的に取り組むよう促す。地域金融機関の目利き力強化に向けた取組や、民間金融機関の投融資の呼び水となるような、官民ファンドや政府系金融機関による成長資金の供給を一層促進する。また、地域金融機関と地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行（DBJ）の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援、DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援等の取組を強化する。
- ・金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資の促進により、成長資金の供給を加速するとともに、金融機関と事業者双方の生産性向上に向けた取組を促すため、「金融仲介機能のベンチマーク」・「ローカルベンチマーク」・「経営者保証に関するガイドライン」について、中小企業支援機関を通じた事業者への普及や金融機関における活用状況の開示等を促し、金融機関・事業者双方への普及・活用を政府一体となって推進する。
- ・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備（プレ支援）、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援（ポスト支援）に取り組む。新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じたM&A等の成約件数の年間2,000件を目指す（直近の約5倍）。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。
- ・信用保証制度について、本年度に制度改正した中小企業信用保険法及

び信用保証協会法等に基づき、プロパー融資と保証付融資との適切な組合せの実現に向けた指針の整備等に取り組むとともに、各保証協会・各金融機関の保証利用の状況を中小企業庁と金融庁がモニタリングし、実効性を担保する。資金繰り管理・採算管理など事業者の早期段階からの経営改善の取組を促すための支援策を本年度から講じる。

- ・商工会・商工会議所等の中小企業団体・よろず支援拠点・経営革新等支援機関・中小企業再生支援協議会・事業引継ぎ支援センター等について、全国・地方双方のレベルで連携を強化し、優良事例の共有を図る。よろず支援拠点の実績向上のための行動指針や評価手法の策定等を行い、本年度より新たな仕組みを導入する。最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の課題解決能力を向上させ、効果的な支援を実施する。中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の数は2万6千まで拡大してきたところ、各機関の具体的な経営支援内容を事業者目線で「見える化」するとともに、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を本年内に具体化し実行する。
- ・創業支援の成功要因の分析を踏まえ、支援機関間の連携強化や潜在的な創業者の掘り起こしを図る観点から、創業支援事業計画の認定制度の見直しも視野に、今後の創業支援策について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・地域での創業を活性化し、事業の持続可能性を向上させる観点から、日本政策金融公庫等の政府系金融機関と地域金融機関・中小企業支援機関・地方公共団体等の連携を促進し、創業前後で切れ目なく経営支援とともにを行う創業金融を活性化するため、本年度中に、創業支援ネットワークの取組や地域金融機関との協調融資スキーム等の優良事例の分析・収集・発信を行う。
- ・事業継続の取組の普及を図るため、昨年度創設した事業継続計画(BCP)策定等の取組を積極的に行う企業等を第三者が認証する「国土強靭化貢献団体認証制度」について、来年度末までに400件の認証を目指し、中小企業・小規模事業者向けのBCP策定に係るノウハウ集の活用による普及啓発や、金融機関等への周知・説明を通じて、例えば金融機関がBCPに関連した融資等を行う際に本認証を活用するよう促進するなど、本認証取得のインセンティブの充実等を推進する。

iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化

- ・本年度改正した地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等の支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。効果的な実施に向け、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム（RESAS）の活用等により、本年夏を目途に2,000社程度を選定・公表する。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000社程度の支援を目指す。
- ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。
- ・商店街の活性化に向けて、地域に期待される商店街の特徴や機能を類型化し、規模・ステージに合った支援の在り方について検討し、本年内に結論を得る。中心市街地活性化に向け、地方公共団体のまちづくり施策との連携強化等を図る。
- ・経営人材や右腕人材等の中核人材について、最新の知見が豊富な大企業等の人材の活用を視野に、送出し企業や受入れ企業、働き手、市場の抱える課題を調査し、インセンティブや受入れノウハウ等の必要な対応方針について本年度中に一定の結論を得る。
- ・中小企業・小規模事業者が直面する人手不足に対応するため、「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」（平成29年3月中小企業庁策定）の普及、よろず支援拠点での相談体制の充実、都道府県労働局との連携、雇用関係助成金の活用促進等を通じた支援を行う。あわせて、多様な人材の確保や創業等につながる副業・兼業を推進する

ため、地域のモデル事例を創出する。長時間労働規制への対応も含め、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）の実践が中小企業・小規模事業者において進むよう、周知徹底や相談体制の整備など必要な支援策を実施する。

- ・大学院・大学におけるサービス産業の経営人材の育成に特化した実践的経営プログラム・カリキュラムの開発を支援し、2019年までに30校程度の学部・学科・コースを形成する。さらに、世界最高峰の高等教育機関との連携を進め、食分野や観光分野において、2020年代初頭に国際的な専門教育プログラムを国内に形成する。
- ・中小企業大学校について、地域の事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの導入など機能強化を検討し、本年度中に試行し、来年度から実施する。
- ・高齢化に対応した新たなサービス・製品の創出を地域社会の活性化につなげるため、産官学金が連携して取り組むプラットフォームを本年度中に形成し、データ収集・分析や、モデル地域での実証等を行う。
- ・「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細かな支援を行うべく検討する。あわせて、JETROによるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ロシア・中東欧・中南米等の新たな市場の開拓、アジアの新興国での医療・介護分野の支援、スポーツ及びIoTの重点的な支援を行う。
- ・中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、海外向けeコマース等を活用した販路開拓や海外デザイナー等を活用したブランディング等の支援について本年度中に結論を得る。

2. 攻めの農林水産業の展開

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2016 年度末：54.0%

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2015 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営* 11,397 円/60kg (29% 減)
- ・組織法人経営** 11,996 円/60kg (25% 減)

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稻作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稻作付面積 15ha 以上層)

**米の販売金額が第 1 位となる稻作主体の組織法人経営体(平均水稻作付面積約 26ha)

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする（2010 年：12,511 法人）

⇒2016 年：20,800 法人

《KPI》6 次産業化の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする

⇒2015 年度：5.5 兆円

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）

⇒2016 年：7,502 億円

(2) 新たに講すべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の生産性を高め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図る。

このため、「日本再興戦略」、「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、これまでの改革の取組を着実に実行するとともに、農林水産業を取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を更に加速させてい

く。その際、外部からの人材・知見の取り込み、バリューチェーン全体での付加価値の向上、データに基づく産業への転換等に向けた取組の強化を図る。

これらを具体化するため、以下の施策に取り組む。

i) 生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

- ・農地中間管理機構（機構）の機能強化のため、中山間地域や果樹産地での利用の促進、農地利用最適化推進委員との連携の強化、機構事業に係る事務の効率化等を進めるとともに、そのフォローアップを行う。
- ・土地改良事業については、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の実施を強化する。また、土地改良法等の改正によるほ場整備事業と機構との連携円滑化を受け、担い手が使いやすい農地の整備と集積・集約化を併せて推進する。

② 米政策改革

- ・米政策の改革を着実に進めることにより、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備する。
- ・米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は、2018年産から廃止する。
- ・ノングルテンの米粉も含め米の新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
- ・これらの改革を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・主食用米及び飼料用米の生産性向上については、担い手への農地集積・集約化、生産資材価格の引下げ、省力栽培技術の導入等の取組を効果的に進めるとともに、コスト削減・単収向上の状況を検証し、PDCAサイクルを通じKPIを確実に達成する。

③ 経営体の育成・確保のための環境整備

- ・農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う。
- ・地域の経済界とも連携し、経営の法人化、円滑な経営継承、経営管理能力の向上、他産業との人材マッチング等を推進する。
- ・営農しながら本格的に経営を学ぶ場である農業経営塾を本年度に20県程度で開講するとともに、外国人材受入れの在り方に関する検討状況に留意しつつ、外国人材の活用による人材力の強化策について

検討を進める。

- ・株式会社日本政策金融公庫等の事業性評価融資の点検・改善を行うことにより担保・保証人に依存しない融資を推進する。
- ・農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を創設する。
- ・生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編を進めるとともに、生産資材に関する各種法制度及びその運用等について、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。
- ・農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。あわせて、農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する。
- ・所有者不明の優良農地の利活用の促進策を検討する。
- ・日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ・都市農業振興のため都市農地の貸借の促進に係る制度を創設する。

④ 外部からの人材・知見の取込み

- ・6次産業化・農商工連携の推進のため、商工会・商工会議所等の経済団体を活用し、人材育成、新商品の企画・開発、販路開拓等を含めた農林漁業者と中小企業者等のニーズやシーズをマッチングさせる取組を全国的に推進する。
- ・経済界との共同により最先端のモデル農業の開発・普及を進める。
- ・他分野の専門家や農林漁業者が参加し、产学研官の連携を図る、「「知」の集積と活用の場」を活用し、実践的技術の創出を進める。
- ・最先端技術の橋渡し人材の育成・支援、研究機関のネットワーク化等により、先進技術の現場への実装の円滑化・迅速化を図る。

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

① 多様なデータに基づく農業への転換

- ・異なる農業ICTシステムの連携、共有すべきデータの標準化、公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化や提供等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年内に立ち上げる。

- ・「農業データ連携基盤」を活用したデータに基づく農業の現場への実装を推進するため、民間企業等と連携して、活用事例の拡大と新たなサービスの創出を促進するとともに、幅広い主体の参画を進め、流通や消費までバリューチェーン全体に取組を広げることを目指す。
- ・人工知能、IoT、ビッグデータ、ロボット技術等の活用を、果樹、施設園芸、畜産・酪農等の多様な分野において、バリューチェーン全体にわたって進めるため、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

② バリューチェーンの高度化

- ・流通・加工の構造改革を進めるため、中間流通の抜本的な合理化を含めた事業・業界の再編や、農産物の規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革等を推進する。
- ・農產品物流の効率化のため、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等を進める。
- ・卸売市場法について、経済社会情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、合理的理由のなくなっている規制を廃止する。
- ・食品ロスの削減について、事業者及び消費者、地方公共団体と連携した国民運動を進める。特に、小売・消費レベルでの食品ロス削減を進めるため、食品小売業、外食産業が異業種（IoT、気象等）と連携した需要予測や物流効率化の取組を推進する。

③ 6次産業化の推進

- ・インバウンド向け商品の開発、輸出対応施設の整備等、6次産業化に関する多様化する現場ニーズに円滑に応えることができるよう、関係施策の集約・再編を進めるなど6次産業化の支援策を総合的に推進する。
- ・農林漁業成長産業化ファンドについて、本年5月に措置された農業法人等に対する直接出資の仕組みを活用しつつ、株式会社日本政策金融公庫と連携を図りながら、ファンド活用を推進する。

④ 規格・認証、知的財産の戦略的推進

- ・日本産のアピール力を強化するため、日本農林規格（JAS）を戦略的に制定・活用するとともに、その国際規格化を進める。
- ・地理的表示（GI）の登録を進めるとともに、諸外国とのGI相互保護手続を活用し、我が国の高品質な農林水産品の海外でのブランド価値

値を保護する。また、ブランド化に向けた地域の取組を推進する。

- ・国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、生産現場における国際水準のGAP(農業生産工程管理)の実施及び認証取得の拡大、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大、HACCP(食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム)に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進するとともに、日本発のGAP認証、HACCPをベースとした食品安全管理規格認証及び水産エコラベル認証の仕組みに関し、普及及び国際承認に向けた民間団体の取組や、国際標準の議論に参画できる人材育成体制整備を促進する。
- ・優良な植物品種の開発と海外における品種登録を促進し、日本産農産物の国際競争力を強化する。

⑤ 食品表示の充実

- ・消費者の選択に資するよう、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示の導入を進める。

⑥ ジビエの利活用の促進等

- ・鳥獣被害防止のため有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を通じた地域の所得向上を図るため、ジビエの需要開拓を図りつつ、人材育成、流通ルールの導入など安全・安心なジビエの供給体制を整備する。これと併せて、鳥獣の捕獲から搬送・処理加工までつながるモデル地区を来年度に全国で12地区程度整備する。

iii) 輸出の促進

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、輸出促進の取組を着実に実行する。
- ・日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を核として、綿密な需要把握、日本食文化と一体となったブランディング・プロモーション、継続的な商流確立に向けた販売支援等を行う。また、インバウンド観光施策と一体で、お土産等の市場開拓を推進する。

iv) 林業の成長産業化と森林の適切な管理

- ・林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税（仮称）の検討と併せて行う。
- ・施業集約化に資するため、林地台帳の整備とともに、地理空間情報（G空間情報）とクラウド等のICTやリモートセンシング技術を活用した資源状況や境界の把握等を進める。
- ・ICTを活用し、素材生産業者、加工業者、需要者等が需給情報を共有するなど、木材のジャストインタイムでの供給に向けた取組を進める。
- ・木材需要の拡大のため、CLT（直交集成板）等について、量産化によるコスト削減や中高層建築物等への利用の推進とともに、「地域内エコシステム」としての木質バイオマスの熱利用等を進める。また、セルロースナノファイバー・リグニン等について、国際標準化や製品化等に向けた研究開発を進める。

v) 水産業の成長産業化と資源管理の充実

- ・漁業所得の向上のための数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を行う。
- ・資源評価の精度向上のため、ICTを活用し、資源、漁獲、気象等に関する大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設ける。
- ・海上の高速通信インフラの整備状況も踏まえ、漁船への高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。
- ・ICTの開発・普及を推進し、経験と勘のみに頼らない漁業を実現する。
- ・水産物取引や物流の在り方の総合的な検討やICTの活用により、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。

3. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。

⇒2016年：2,404万人（2012年：836万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。

⇒2016年：3兆7,476億円（2012年：1兆846億円）

《KPI》スポーツ市場規模（2015年：5.5兆円）を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

⇒5.5兆円（2015年）

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。

※本年度、新たに設定するKPI

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

⇒2015年：8.8兆円（2014年：8.7兆円）

(2) 新たに講すべき具体的施策

事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作るため、地域経済への波及効果が期待できる観光・スポーツ・文化芸術等といった地域の資源や魅力をいかした分野の成長を後押ししていく。

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱であることから、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく。

このため、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）並びに「観光ビジョン実現プログラム2017（観光ビジョンの実現に向けたアクシ

ヨン・プログラム2017)」(平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、観光先進国の実現に向けて取り組む。その際、各地方ブロックにおいても、関係省庁の地方支分部局をメンバーに加えた「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催し、関連施策を省庁横断的に効果的に推進する。

スポーツを核とした地域活性化は構想から具体化の段階に入っている。スタジアム・アリーナ改革への機運が全国で高まっている中、民間の投資や知恵を活用した魅力の高いスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として地域活性化の起爆剤とするため、様々な支援策を政府横断的に講じるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしてスポーツ人口の拡大を図ることにより、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させる。

产学研官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランド力向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化芸術産業の経済規模(文化GDP)及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

消費マインドの喚起策も進める。「プレミアムフライデー」が地方にも浸透するよう、好事例の横展開等を通じて官民が連携して定着・拡大を図り、働き方改革による休暇取得の促進、高付加価値の商品・サービスの提供等を通じ、ライフスタイルの変革にもつなげる。

地方公共団体や地元企業を巻き込んだ地域ぐるみの取組を法律、予算、税制措置、金融機能等の政策手段を総動員して地域経済牽引事業を後押しし、観光・スポーツ・文化芸術等の地域資源の魅力や関連するサービス産業の付加価値・生産性を向上させることにより、世代を超えた交流人口を拡大し、国内外からより多くの人が何度も長期間にわたり訪れる地域を実現する。

i) 観光

① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

ア) 魅力ある公的施設・インフラの大膽な公開・開放

・赤坂・京都迎賓館について、一般公開を通年で実施するほか、季節に応じた夜間開館など魅力向上の取組を進める。また、特別開館の取組

を進める。赤坂迎賓館前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を整備するため、本年度に設計業務に着手する。

- ・桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充するほか、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施する。
- ・公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るための料金徴収の在り方について、引き続き、有識者の意見を踏まえ検討する。

イ) 文化財の観光資源としての開花

- ・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中心とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4か所の地域を重点支援する。さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札など手続の改善を行う。

ウ) 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・「国立公園満喫プロジェクト」で選定された8つの国立公園において、公募等により民間の知恵や資金を最大限活用し、上質なホテル誘致、アクティビティ充実、上質なガイド育成、ビジターセンター等への民間ツアーデスク設置、景観デザイン統一、外国人に配慮した施設整備、施設の維持管理や自然保全コストについて利用者が負担する仕組みの導入等を進めるほか、海外への情報発信、消費額等「質」に着目した指標の開発等を進める。8つの国立公園の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。

エ) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

- ・2020年を目途に全国の主要な観光地での景観計画策定を促進するほか、「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を重点支援する。
- ・無電柱化の推進に関する法律や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく無電柱化を、PFI手法等も活用しつつ、推進する。

オ) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ・農泊に取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等への支援を行い、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出するととも

に、「Savor Japan」、「日本農業遺産」などの取組を行う。

カ) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設等に改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に 2020 年までに全国 200 地域で展開する。

キ) 新たな観光資源の開拓

- ・「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツの SNS も活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

ク) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

- ・2020 年までに外国人受入可能な伝統的工芸品産地を 100 か所以上に拡大するため、伝統的工芸品等の産地への海外有識者の招へい等を行う。

ケ) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

- ・全国 11 の地域における広域観光周遊ルート形成計画について、それぞれにおけるモデルコースを中心に、滞在コンテンツの充実等の取組を支援するほか、地域の魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上の支援を行う。
- ・街道、社寺、酒蔵、古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、情報発信強化による地方誘客を目指す。

コ) 「観光立国ショーケース」の形成の推進

- ・釧路市・金沢市・長崎市における「観光立国ショーケース実施計画」に対して、3 都市と民間事業者とのマッチングの場の創設による民間投資の促進のほか、関係省庁が連携を取りつつ、優先的に支援を行うとともに、必要な規制改革について速やかに対応を進める。

サ) 東北の観光復興

- ・東北 6 県の外国人宿泊者数を 2020 年に 150 万人泊（2015 年の 3 倍）とするため、観光資源の磨上げ、受入環境整備、広域観光周遊ルート

形成の促進、旅館の再生・活性化、デスティネーション・キャンペーンによるプロモーション等に取り組むとともに、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリア（「復興観光拠点都市圏」）への重点支援のほか、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

ア) 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

- ・通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律により、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を全国において可能とするほか、通訳案内士の質の維持・向上を図る。また、ランドオペレーターの登録制度の導入により業務の適正化を図るとともに、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備する。
- ・ICT の活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む。

イ) 民泊サービスへの対応

- ・住宅宿泊事業法により、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講じ、民泊サービスの適正な運営を確保する。

ウ) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ・トップレベルの観光経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBA を含む。）に来年度から形成するため、実践的・専門的な教育プログラムの開発等を行うとともに、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けカリキュラムポリシーの策定を促進するほか、学校教育法の一部を改正する法律により、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設する。

エ) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

- ・日本ならではの宿泊体験や上質なサービスを提供する宿泊施設等多様なニーズに合わせた宿泊施設を地方を含めた全国各地で提供することに向け、官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となつた投融資及びノウハウ支援等により、宿泊施設に対する投資の促進を図る。

オ) 世界水準の DMO の形成・育成

- ・2020 年までに世界水準 DMO を全国で 100 組織形成するため、日本版

DMO 候補法人に対するワンストップ相談対応、「DMO ネット」の機能強化、「地方創生推進交付金」等を活用した総合的な支援を行う。

- ・都道府県単位の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を来年 1 月より本格実施する。

カ) 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- ・地域経済活性化支援機構 (REVIC) が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

キ) 次世代の観光立国実現のための財源の検討

- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

ク) 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

- ・欧米豪や富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むべく、外国人有識者アドバイザリーボード、マーケティングや ICT の専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化、デジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、在外公館や民間企業等と連携しつつ、国別戦略に基づいた現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開する。外国人の視点を入れた JNTO ウェブサイトの抜本的リニューアル、ブロガーや SNS の活用を進める。また、地方公共団体・DMO との連携やコンサルテーション等の地方支援を行う部署の設置により、地方が行うプロモーションの質の向上を実現する。なお、プロモーションの実施に当たっては成果の管理と施策への反映を徹底する。

- ・「ホストタウン」の推進を通じ海外への情報発信等を強化する。

ケ) MICE 誘致の促進

- ・「MICE 推進関係府省連絡会議」において、本年度中に政府横断的な支援策をアクションプランとして取りまとめる。また、「グローバル MICE 都市」を中心に MICE 誘致・開催力を世界水準に引き上げるほか、ユニークベニュー施設での会議等の開催促進のための支援を行う。

コ) ビザの戦略的緩和

- ・訪日プロモーション事業の重点 20 か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な 5 か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和を積極的に実施する。

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
ア) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、バイオカート対象空港の拡大の検討、プレクリアランスの早期実現、顔認証技術の導入、外国人出国手続等における自動化ゲートの利用拡大に向けた検討等を進める。また、成田・関西空港において入国諸手続所要時間公表システムの導入に向けた準備を進める。
- ・ボディスキャナーを 2019 年までに全国の主要空港へ導入するほか、2020 年までにその他の先進的な保安検査機器の導入を進める。

イ) キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応 ATM の設置促進を含む）

- ・3 メガバンクの海外発行カード対応 ATM を 2020 年までに全 ATM 設置拠点の約半数で整備（計約 3 千台）することを目指し、3 メガバンクに対し、来年中にその大半を設置するよう着実な取組を促す。
- ・2020 年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100% のクレジットカード決済対応」及び「100% の決済端末の IC 対応」を実現することに向け、決済端末の設置を働きかける。

ウ) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- ・2019 年度までに約 3 万か所の防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備を推進する。また、来年までに既設の Wi-Fi アクセスポイント等 20 万か所以上で認証連携の仕組みを構築するほか、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の 2020 年までの解消を目指す。
- ・「グローバルコミュニケーション計画」（平成 26 年 4 月 11 日総務省発表）に基づき、多言語音声翻訳システムの研究開発と普及拡大に向けた実証実験等を行う。
- ・JNTO 認定の外国人観光案内所を本年度中に 1,000 か所程度とすることを目指し、宿泊施設等への案内所の整備を促進するほか、観光拠点情

報・交流施設の整備や観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進する。

- ・ムスリム旅行市場からの誘客のための省庁横断のアクション・プランを本年度中を目途に策定する。

- ・自転車活用推進法に基づく取組を通じて、国内外のサイクリストにも安全で快適な自転車利用環境を創出する。

エ) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

- ・医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 2020 年までに 100 か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。また、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」(約 900 か所) を更に充実する。

オ) 高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備

- ・本年 3 月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進するほか、共通乗車船券等の造成・情報発信等により、観光地へのアクセスの利便性向上を図る。
- ・「高速道路ナンバリング」や道路標識の表記の改善を 2020 年の概成に向けて実施する。高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して地方の高速道路において周遊ドライブパス等の企画割引を展開する。
- ・国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に基づく道路運送法の特例措置である「自家用有償観光旅客等運送事業」の活用を図る。

カ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化

- ・「訪日誘客支援空港」に対し、着陸料の割引・補助、CIQ 施設整備等への支援を行い、新規就航・増便の促進、航空旅客の受入環境高度化を図る。また、北海道における複数空港の一体運営(コンセッション等)の実現に向け、本年中にマーケットサウンディング等を実施する。
- ・羽田・成田両空港の処理能力を 2020 年までに各 4 万回拡大する。羽田空港では、飛行経路見直しに必要な施設整備、環境対策の推進、丁寧な情報提供、民間と協力したターミナルビル拡充に取り組む。拡大される発着容量は、訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、国際競争力の強化に資する日本発の直行需要が高い路線への活用を主眼とし、関係国との協議に向けて準備する。成田空港では、第 3 滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地方公

共団体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組む。

- ・羽田空港での駐機可能スポットの増設等や、成田空港での関係者間の協議を進め、首都圏のビジネスジェットの受入環境改善を図る。
- ・中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備、新千歳空港におけるエプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備、新石垣空港におけるエプロン拡張等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。
- ・成田空港・羽田空港を世界に誇る日本の玄関口とするため、関係者連絡会を活用して、鉄道・バスによる空港アクセスの改善等に取り組むとともに、空港をゲートウェイにした情報発信拠点を整備する。

キ) クルーズ船受入の更なる拡充

- ・係船柱や防舷材、桟橋等の整備を推進するほか、移動式ボーディングブリッジ等の設置を支援する。また、クルーズ船社と港湾の「マッチング」サービスの提供等によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。
- ・民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る。

ク) 公共交通利用環境の革新

- ・全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、東海道山陽新幹線での本年夏までの開始及び九州新幹線での早期導入に向け、関係鉄道事業者との調整を進める。また、手ぶら観光カウンターの主要交通結節点への設置を促進するほか、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語表示の充実等を図る。

ケ) 休暇改革

- ・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進する。

コ) オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の施策を着実に推進するほか、バリアフリー法を含む関係諸制度の検討を行うとともに、バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路の連続的・面的なバリアフリー化等を進める。

ii) スポーツ産業の未来開拓

① スポーツを核とした地域活性化（「スポーツ未来開拓プラン」の実行）

- ・スポーツを核とした経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、スポーツのほか音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするスタジアム・アリーナ改革を進める。具体的には、スタジアム・アリーナのプロフィットセンター化に向け、地域のニーズに応じた専門家の派遣や、施設の効率的整備・運営に向けた公共施設等運営権方式等の PPP/PFI の活用、施設の集客機能・利便性の向上に向けた高速無線 LAN や 4K・8K 等の高度な映像・配信技術等の活用、本年改正した都市公園法の制度の活用、ネーミングライツ（命名権）等による民間活力の導入促進、地域未来投資促進法の活用等を通じた地域経済を牽引する地域ぐるみ事業の集中的支援等を通じて、施設整備の計画策定や地域における官民連携に向けた支援を行う。
- ・「部活動指導員」の制度化を契機として、部活動指導の質の向上及び新たなスポーツ指導ビジネスの創出を通じて、子どものスポーツ実施率の向上を目的に、地域特性に応じた学校と地域のスポーツ団体・企業等との協働に向けた取組を進める。
- ・こうしたスポーツを核とした地域活性化に向けた政府一体の取組を、「スポーツ未来開拓プラン」として、本年より実行していく。

② スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出促進

- ・スポーツ関連団体の経営人材の充実に向けたインフラを整備するべく、学位（スポーツ MBA）の創設も見据えた、育成、マッチング、研究開発を柱とする教育機関の設立に向け、スポーツ団体・大学・研究機関等と連携して検討を進める。

- ・大学スポーツについて、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の平成30年度中の創設を目指し、产学研連携協議会を設置し制度設計を進める。大学におけるスポーツ分野のキャリア形成・地域貢献・資金調達力の向上等の取組を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置について、今後5年間で100の大学が取り組むよう推進する。
- ・スポーツ分野におけるAI・IoT、ビッグデータ等の研究や、バイタルデータ等の利活用について、スポーツの現場における実証や、事業化を促進するため、スポーツ団体、企業、関係省庁、大学の連携による「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（仮称）」の構築に向けた検討を行う。
- ・「スポーツツーリズム」を活性化・定着化させるための官民協働によるプロモーション戦略を本年度中に策定し、実施する。また、地方公共団体・スポーツ団体・観光産業等が連携した「地域スポーツコミュニケーション」の取組支援、スポーツ・文化芸術・観光の分野における更なる連携・融合を促進する。
- ・アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリアの構築について、個々の選手に適した取組を行うため、スポーツ団体や企業等の関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリアや学び直し、学校・地域等における活躍の場の拡大など現役時代と引退後をつなぐアスリートキャリア支援の方策について検討を行う。

③ スポーツの海外展開の促進

- ・日本独自のスポーツコンテンツ（体育、部活動、運動会、町道場等）の教育的効果等の付加価値を地域の実情に応じて海外展開することについて、国際交流との連動も視野に、官民連携によるスポーツ国際協力戦略を検討する。
- ・スポーツのライブ中継がコンテンツとしての強みを持つことをいかし、海外地域での放映権ビジネスの拡大を狙い、我が国プロスポーツリーグ等におけるインバウンド促進等の戦略的取組について検討を行う。

④ スポーツ実施率の向上

- ・女性のスポーツ実施率の向上について、国民及び幅広い関係者に対し

てメッセージを発信する「女性スポーツキャンペーン」を検討し、本年度中を目途に結論を得る。

- ・スポーツ関係機関の役職員等の女性比率に関する目標・対策等の方針について、スポーツ関係機関と共同で検討し、本年度中を目途に結論を得る。
- ・障害者のスポーツ実施率の向上に向けて、スポーツ関係団体、経済界等と連携し、障害のある子供たちが参加する全国的なスポーツイベントの開催を推進するとともに、全ての特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用するための支援を行う。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

- ・我が国の誇る文化ストックの継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大するため、関係省庁の連携により「文化経済戦略（仮称）」を本年中に策定する。
- ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。
- ・文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VR や「クローン文化財」（高精度な文化財の複製）の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

- ・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等（アーツカウンシル機能）の連携・強化、日

本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。

- ・イノベーションを促進するため、高度デザイン教育に取り組む大学等高等教育機関によるプラットフォームの構築等を支援し、モデルとなる教育カリキュラムを検討するとともに、地方大学も含めた横断的な产学連携を図り、高度デザイン人材の育成を図る。また、企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用の在り方を検討する。
- ・「beyond2020 プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。
- ・国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力に推進する。
- ・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、優れた芸術作品を商品化し、その利益を創作者や施設等に還元する取組等を促進する。

③ コンテンツを軸とした文化芸術産業の強化

- ・地域コンテンツの新たな市場開拓のため、急拡大するアジアのコンテンツ市場開拓に向けた各国との官民対話を拡充するとともに、国内外におけるビジネスマッチングイベントの開催や、業界団体等とともにVR/AR等の先進的なコンテンツ技術を活用するためのガイドラインを整備する。
- ・コンテンツ産業や観光の振興、地方創生等につながる映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の国内外への発信機能の強化等を図る。
- ・我が国の知的資源・文化芸術資源を一元化し新規ビジネス・サービスを創出するため、各分野でのデジタルアーカイブ化や、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築を推進する。

IV 海外の成長市場の取り込み

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）を目指す。

⇒2016年度末時点：40.0%

※日本の貿易総額に占める、2016年度末時点におけるEPA/FTA発効済・署名済の国との貿易額の割合（2016年貿易額ベース）

※6本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中（交渉中のものを含めると85%）。

《KPI》2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年末時点19.2兆円）。

⇒2016年末時点：27.8兆円

《KPI》2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2010年比2倍を目指す。

⇒2014年度：14.9兆円（2010年度：12.6兆円）

《KPI》2020年に約30兆円（2010年：約10兆円）のインフラシステムの受注を実現する。

⇒2015年：約20兆円

※KPIは「事業投資による収入額等」を含む。

《KPI》2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる。

⇒2015年度：288.5億円

※従来のKPI（「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010年度）の約3倍に増加させる。」）は、2015年度実績で達成。（2010年度：66.3億円、目標：約200億円）

(2) 新たに講すべき具体的施策

日本企業の活力を海外展開し、新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込み好循環の拡大を図る。

この目標を達成するため、我が国企業の比較優位とも言えるIoT等Society 5.0時代の高度技術をいかした海外展開を図り、これら技術を有しながらこれまで海外展開に踏み切れなかった中堅・中小等我が国企業の海外展開を支援し、また、対内直接投資の誘致やクールジャパン

の推進等において、日本の魅力を高める施策を講ずる。

具体的には、 i) 「我が国企業の海外展開支援」として、インフラシステム輸出の拡大、貿易・投資の国際ルールづくり、データ利活用促進に資する国際的な共通認識形成・ルール整備、中堅・中小企業支援及び先端分野の高度外国人材を活用すべく積極的に受け入れる取組、 ii) 「日本の魅力をいかす施策」として、対内直接投資誘致強化、クールジャパンの推進、クリーンで魅力ある「日本型 IR」（特定複合観光施設）の整備推進、2025 年国際博覧会の誘致及び海外日系社会との連携を通じた成長市場の取り込みをそれぞれ検討・推進する。

i) 我が国企業の国際展開支援

① インフラシステム輸出の拡大

- ・インフラシステム輸出による経済成長の実現とともに我が国企業の競争力強化のため、将来にわたり勝ち続けるインフラシステム輸出を目指し、他の競合国と差別化を図るべく、「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」（平成 29 年 5 月 29 日経協インフラ戦略会議決定）における重点施策を、テロ対策を含む安全対策に十分配慮の上、官民一体となって推進する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での地域の連結性強化にも留意する。
- ・電力、鉄道、情報通信等の主要産業・重要分野において、IoT、AI 等の高度な ICT の活用も念頭に、我が国インフラ輸出産業が将来にわたる競争力強化に向けて進むべき方向性を示した海外展開戦略を策定する。
- ・同戦略も踏まえたインフラシステム輸出の展開に向け、トップセールスを推進し、また政策支援ツールを一層有効活用するとともに、次の取組を行う。
 - 「質の高いインフラ投資」の概念を国際的に普及させつつ、インフラの「質」が正当に評価されるよう、相手国の入札制度改善・体制強化等に向けた支援に引き続き取り組む。その際、適切なメンテナンス・更新の必要性に係る理解促進・情報共有に努める。
 - 「面的開発」（都市形成・改善、地域開発、回廊・拠点開発）の推進をはじめ、「最上流段階」である開発計画の策定や既存計画の見直し、法制度整備支援、人材育成等の推進や、新興国が選好する PPP 案件への提案力・実行力の強化に取り組むことにより、我が国企業の受

注機会拡大を目指す。

- その他、ア) インフラ案件に関する相談窓口、法的側面支援等に関する機能・体制の充実等の官民のコンサルティング機能強化、イ) 我が国企業が新たな市場に進出し一層の競争力強化を図るための他国と連携した第三国への取組の推進、ウ) 鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるようにする制度的措置の検討を含め更なるインフラシステム輸出を推進する体制構築を進める。

② 経済連携交渉、投資関連協定、租税条約の締結・改正の推進

- ・自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結した TPP 協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。包摂的でイノベーション志向の成長をアジア地域に実現し、また質の高い RCEP を実現するための対 ASEAN 協力を具体化していく。
- ・「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年 5 月 11 日公表）の下、2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効を目指し、体制を強化しつつ交渉に取り組む。現在交渉中の協定を含めると合計 82 の国・地域をカバーする見込みであるところ、本年内に、相手国と協議の上、更に 13 か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。
- ・租税条約については、我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充を進める。

③ データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成

- ・IoT やビッグデータ等、技術革新による成長に向けた潜在力を最大限

に発揮するため、サイバーセキュリティを確保する等の正当な公共政策目的がある場合を除き、情報の自由な流通の促進、データ・ローカライゼーション（サーバー設置要求）やソースコードアクセス・移転要求といったデータ保護主義的政策の禁止等の国際ルール形成に努める。

- ・G20、G7、OECD、APEC、WTO 等の国際フォーラムや EPA/FTA 等で共通認識を形成し協力を進める。
- ・WTO や経済連携交渉等を通じて、デジタル貿易ルール形成を牽引する。

④ 中堅・中小企業の海外展開支援

- ・「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細やかな支援を行うべく検討する。
- ・日本貿易振興機構（JETRO）によるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ア) ロシア・中東欧、中南米等の新たな市場の開拓、イ) アジアの新興国での医療・介護分野の支援、ウ) スポーツ及び IoT の重点支援分野化を行う。
- ・その他、中堅・中小企業に対する次の支援策を検討・推進する。
 - －安全対策（「中堅・中小企業安全対策ネットワーク」の更なる拡大を図りつつ、安全対策マニュアルの配付・拡充やセミナー・研修・訓練実施等を通じ情報発信・共有を強化、ODA 等による途上国でのテロ対策支援）
 - －現地トラブル対策（在外公館、JETRO や法曹を含む専門家等による進出日本企業向け法務・労務・税務相談等コンサルテーション及び調査研究）
 - －ビジネス関係者の移動の促進（APEC ビジネストラベルカード発行対象の中堅・中小企業への拡大による申請数の増加を受けた迅速な発行）

⑤ 高度外国人材の活用

- ・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO 等と連携しながら積極的に对外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。【再掲】

ii) 日本の魅力をいかす施策

① 対内直接投資誘致の強化

- ・「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」（平成 29 年 4 月 24 日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定）を踏まえ、規制・行政手続等に関し外国企業が直面するビジネス上の課題を効果的に解決する。また、JETRO に「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、重点 10 分野の英語情報発信や、誘致担当者と専門家チームによる、関係省庁等との連携を通じた外国企業へのコンサルテーションの充実及び個別課題の解決を図る。
- ・特に、外国企業の研究開発等高付加価値部門を積極的に誘致し、我が国のイノベーションにつなげる。
- ・「対日直接投資の拡大に向けた誘致方策（「改革 2020」プロジェクト）」については、ア) 2019 年から 2020 年に開催される Regional Business Conference に向けて、自治体交流を外国企業とのビジネス交流につなげるべく、ビジネス交流イベント等を実施する。また、イ) 2020 年のグローバル・ベンチャー・サミットにつなげるべく、大企業や投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベント等の集中的な実施を検討する。

② クールジャパンの推進

- ・コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。
- ・「クールジャパン人材育成検討会第一次とりまとめ」（平成 29 年 5 月 26 日クールジャパン人材育成検討会決定）に基づき、プロデューサー等の育成支援、産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成・活用、外国人材活用・集積等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進する環境整備を図る。
- ・地域経済活性化に直結する取組として「クールジャパン拠点構築検討会最終報告書」（平成 29 年 5 月 17 日クールジャパン拠点構築検討会

決定)に基づき、ジャパン・ハウスを含む内外拠点や産業間の連携、地域產品データベース構築等を推進する。

- ・映画の海外展開促進のため、「映画の振興施策に関する検討会議報告書」(平成29年3月28日映画の振興施策に関する検討会議決定)に基づき、国際共同製作の基盤整備、内外作品のロケの促進、フィルムセンターの機能強化、映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし等を推進する。
- ・コンテンツの海外展開について、ローカル放送局等への支援策の充実や海外市場を念頭に置いたコンテンツ製作のための資金調達・権利処理スキームの環境整備の検討等を通じて、放送コンテンツに関する新たな海外売上高目標達成など一層の海外展開の促進に向けて取り組む。
- ・「日本産酒類の輸出促進連絡会議改訂対応方針」(平成29年3月28日日本産酒類の輸出促進連絡会議決定)に基づき、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)の活用等による販路開拓・市場の拡大、地理的表示制度活用促進等による品質・ブランド力向上、酒蔵ツーリズム推進等を通じ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図る。

③ クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合観光施設)の整備推進

- ・昨年末にIR推進法が成立したことを受け、国民の理解を得つつ、制度設計について、本年夏頃の大枠取りまとめを目指して検討を進める。
- ・家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、日本の伝統・文化・芸術をいかしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現する。また、大規模な民間投資により大きな経済効果を創出し、IRからの送客で全国に経済効果をもたらすとともに、カジノ収益の幅広い公益目的への還元を図る。その際、世界最高水準のカジノ規制の導入、それを的確に執行するための体制の整備、依存症などの様々な懸念への万全の対策を行う。

④ 2025年国際博覧会の誘致

- ・2025年国際博覧会の日本開催を、Society 5.0がもたらす未来の社会・経済システムやライフスタイル等の姿を世界に発信し、イノベーションを促進する機会にすることにより、海外の成長市場を取り込む起爆

剤とする。

- ・来年11月予定のBIE（博覧会国際事務局）総会における開催地決定投票に向けて、政府は自治体や経済界とともにオールジャパンの体制で国内外の支持獲得に向けた必要な措置を講じる。

⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

- ・中南米諸国等の日系社会と連携して、これら諸国の市場を開拓するべく、在外公館やジャパン・ハウス、独立行政法人国際交流基金等も活用し、日本文化・コンテンツ・イベントのPR、日本語教育、在外教育施設の教育機能の強化、日本事情の発信、日系農業者と日本企業とのビジネス交流や研修、日系人のインバウンド観光、留学需要の掘り起こしや科学技術分野の交流等を拡充・推進するとともに、地方公共団体等と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化のための施策等を拡充・推進する。

中短期工程表

- ※ 全政策分野に関して2013年度から現時点までの進捗状況を示すとともに、当面3年間（2019年度まで）と2020年度以降の詳細な施策実施スケジュールを整理したもの。
政策群ごとに達成すべき成果目標（KPI）を設定する。
- ※ KPIのうち下線を付したものは、「日本再興戦略2016」の中短期工程表から追加・変更したもの。

I .Society 5.0に向けた戦略分野	II .Society 5.0に向けた横割課題
1. 健康・医療・介護 2 2. 移動サービスの高度化、「移動弱者の解消」、物流革命の実現 12 3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現 17 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等 19 5. FinTechの推進等 28 6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大 31 7. ロボット革命／バイオ・マテリアル革命 56 8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化 63	B. 価値の最大化を後押しする仕組み 1. 規制の「サンドボックス」制度の創設 114 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 115 3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝 120 4. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等) 134 5. 国家戦略特区による大胆な規制改革 136 6. サイバーセキュリティの確保 137 7. シェアリングエコノミー 139
II .Society 5.0に向けた横割課題	III. 地域経済好循環システムの構築
A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築 66 2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保 72 3. 人材の育成・活用力の強化 77 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム 99	1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／ サービス産業の活性化・生産性向上 140 2. 攻めの農林水産業の展開 157 3. 観光・スポーツ・文化芸術 164
	IV. 海外の成長市場の取り込み 190

中短期工程表「健康・医療・介護」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ利活用基盤の構築	<p>健康・医療戦略推進本部の下に設置された次世代医療ICT基盤協議会(2015年1月～)等において継続的に検討</p> <p>＜医療等分野におけるIDの導入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において報告書を取りまとめ(2015年12月) 医療保険オンライン資格確認システムの整備に向けて、具体的なシステムの仕組み・実務等について検討 <p>＜ビッグデータ活用等＞</p> <p>「医療等分野データ利活用プログラム」を策定(2016年3月次世代医療ICT基盤協議会)</p> <p>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の成立(2017年4月)</p> <p>＜個人の医療・健康等情報の統合的な活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地の医療情報連携ネットワークで共有されている情報の調査等を実施 在宅医療・介護の関係者による情報連携を図るための標準規格の検討 平成28年度診療報酬改定において、画像情報・検査結果等の電子的送受に関する評価等を実施 各都道府県が策定する医療計画に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促進 <p>「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」において、個人が自らの健康・医療・介護情報を収集・活用する仕組み(PHR)等について検討結果を取りまとめ(2015年11月)</p> <p>企業・保険者が有する健診情報や、個人から取得する健康情報等を活用し、糖尿病軽症者等の行動変容を促す「個別化健康サービス」の実証事業を実施(2016年度)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>次世代ICT基盤協議会及びその下のワーキンググループにおける包括的な検討・調整等、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用</p>				
		<p>医療保険オンライン資格確認システムの整備に向けて、具体的なシステムの仕組み・実務等について検討</p> <p>医療保険オンライン資格確認システムについて開発・構築</p> <p>医療保険オンライン資格確認の基盤も活用し、医療等分野のIDを段階的に導入</p> <p>医療等分野のIDについて本格導入</p> <p>患者データの長期追跡、各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて引き続き検討</p> <p>新法の円滑な施行</p> <p>保健医療データプラットフォームの整備に向けて実証実施</p> <p>実証結果等踏まえ設計</p> <p>全国規模のネットワーク整備に向けて実証実施</p> <p>実証結果等踏まえ設計</p> <p>2020年度からの本格稼働</p> <p>引き続き、診療報酬上のICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討</p> <p>診療行為の実施結果の標準化されたデジタルデータの構築、ネットワーク構築に係るシステム仕様等の標準化、クラウド化等によるネットワークの整備・運営コストの低減</p> <p>電子版お薬手帳の普及推進</p> <p>個人が自らの健康・医療・介護情報を収集・活用する仕組み(PHR)の実現に向けたモデル研究を実施</p> <p>日本医療研究開発機構(AMED)において、医療研究開発事業としてより精緻な検証を行い、糖尿病等の生活習慣病領域における「個別化健康サービス」の明確な効果を示す</p> <p>社会実装 他分野や他主体への横展開</p> <p>社会実装 他分野や他主体への横展開</p>				<ul style="list-style-type: none"> 国民の健康寿命を2020年までに1歳以上延伸し、2025年までに2歳以上延伸 全国保健医療情報ネットワークの2020年度からの本格稼働 2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%

中短期工程表「健康・医療・介護」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化／遠隔診療・AI等のICTやゲノム情報を活用した医療	＜保険者による予防・健康づくり＞	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	健保組合等においてデータヘルス計画に基づく事業の実施、保健事業の実施計画の見直し 国保等におけるデータヘルスの実施、保健事業の実施計画の見直し、有識者等からなる支援体制による国保等のデータヘルスへの評価、支援	糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開の実施 医療費適正化効果の分析・検証結果の普及・啓発	保険者による民間事業者の活用拡大に向けた実態把握・課題整理を行い、民間事業者の活用拡大に向けた取組を実施	見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施 協会けんぽにおけるインセンティブ制度の実施	
	糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開に向け、2015年7月発足の日本健康会議の下に各種WGを設置し、支援策の調整・実施				後期高齢者支援金の加算・減算制度の制度設計を検討 協会けんぽにおける新たなインセンティブ策の検討	見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施 協会けんぽにおけるインセンティブ制度の実施	
	保険者と民間事業者のマッチングを推進するため、2015年度、2016年度に「データヘルス・予防サービス見本市」を開催				国保において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度を活用して前倒しで実施 保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討	保険者努力支援制度の本格実施	後期高齢者医療制度における保険者インセンティブの本格実施
	・「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」において、特定健診・保健指導による検査値の改善状況及び医療費適正化効果等について、最終取りまとめを公表(2015年6月) ・医療保険制度改革において、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しや、国保等において、新たなインセンティブ制度を創設(2015年5月関連法案成立)。保険者種別に関わりなく共通的に推進すべき取組を取りまとめ(2016年1月) ・国保において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度を活用して前倒しで実施(2016年度実施) ・ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援などの実施方法等についてのガイドラインの策定(2016年5月) ・保険者全数調査やデータポータルサイトを通じて、保険者の予防・健康づくりに関する取組状況の見える化を推進			後期高齢者医療制度における新たなインセンティブ制度の具体化	後期高齢者医療制度における保険者インセンティブの本格実施	健保組合の加入者の健康状態等をスコアリングし経営者に通知する取組の具体的な仕組みを検討 共済組合はじめ他の保険者でも展開	
	＜遠隔診療＞			対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては2018年度診療報酬改定で評価			更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも更に反映
	＜AI活用＞			画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点6領域と定めて開発・実用化を促進			
＜ゲノム(がん)＞			AI基盤の整備や、医療関係者等がAIや情報技術を利用した治療を行うための全国的な支援体制の整備(コンソーシアム構築)等を通じた、ゲノム医療提供体制の整備				
＜ゲノム(難病)＞			ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、早期診断実現や創薬開発を促進するための体制整備				

中短期工程表「健康・医療・介護」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ロボット・センサー等の技術を活用した自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現／介護の質・生産性の向上	<p>＜自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の評価に関するアウトカム評価としての加算の効果検証に着手 ・介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業を実施 <p>＜ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上＞</p> <p>ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータを収集・分析するための実証実施</p> <p>＜ロボット介護機器開発＞</p> <p>移乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業</p> <p>介護現場への導入に関するマッチング支援、相談窓口の開設等</p> <p>生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に基づく安全認証を取得(2014年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進 ・シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施(2014年度～) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果のある自立支援について評価を行う ・ケアの分類法等のデータ収集様式作成 <p>引き続き、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータを収集・分析するための実証実施</p> <p>ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討・結論</p> <p>開発重点分野再検証</p> <p>ロボット介護機器の開発・本格導入の実現</p> <p>個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるためのシーズ・ニーズマッチング強化事業等、障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進を継続</p>	<p>データベース構築開始</p>	<p>試行運用</p>	<p>データベースの本格運用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円 ・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台

中短期工程表「健康・医療・介護」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
産学官民が一体となつた健康維持・増進の取組促進①	<p><健康寿命延伸産業の育成> 産業競争力強化法に基づくグレーゾン解消制度を利用し、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定・公表(2014年3月)</p> <p>2016年4月に「次世代ヘルスケア産業協議会」において、ヘルスケア産業創出のための需給両面の対策をまとめた「アクションプラン2016」を策定・公表。これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給面として、 <ul style="list-style-type: none"> 地域版協議会の設置等による地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出 地域包括ケアシステム実現に向けた民間活力活用に関する基本方針の策定 ヘルスケアファンドの創設・支援 ヘルスケアサービスの品質認証制度の構築・普及等による信頼に足るヘルスケアサービスのエビデンス作り ヘルスケア分野のエコシステム作り等を行う。 需要面として、 <ul style="list-style-type: none"> 健康経営銘柄をはじめとした大企業、中小企業それぞれの状況に応じた健康経営の推進及び情報開示の促進等を行う。 <p>糖尿病が疑われる者等を対象に、ホテル・旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラムについて、これまでの研究結果を踏まえ、地域版協議会等を通じて普及・啓発を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示基準に機能性表示食品として規定(2015年4月施行) 消費者庁において「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を設置し、報告書を公表(2016年12月) 施行後2年で800件超の届出品目を公表 	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>グレーゾン解消制度を活用し、ヘルスケアに係る新事業等を行いやすくするような適法性確認を推進</p> <p>地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の設置促進・機能強化・相互ネットワークの構築、地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出</p> <p>地域経済活性化支援機構における「地域ヘルスケア産業支援ファンド」や地域金融機関と連携した資金供給の円滑化</p> <p>ヘルツーリズムの品質認証制度構築・普及等による信頼に足るヘルスケアサービスのエビデンス作り</p> <p>資金供給と一体的に、ヘルスケア産業の事業化を促進する人材の育成・派遣体制の構築及びビジネスコンテスト等を通じた事業家支援プログラムや優良事例の顕彰により、ヘルスケア分野のエコシステムを構築</p> <p>大企業の健康経営を促進するため、健康経営銘柄の継続的実施、選定企業等の分析による健康経営の投資効果の研究、健康経営に取り組む企業への更なるインセンティブの設計</p> <p>中小企業を対象とした、健康経営の優良企業に対する認定を行うとともに、当該認定制度等と連動したインセンティブ措置を検討</p> <p>健康経営を行う中小企業の裾野拡大に向け、健康経営アドバイザーの制度設計・認定を開始、運用体制を全国的に整備</p> <p>自治体における健康投資の促進、保健福祉分野における社会的課題の解決に向けた民間活力の活用促進のため、SIB等新たな資金供給手法の構築や、それを含む「社会的インパクト投資」の普及のための環境整備を促進</p>	<p>普及促進</p> <p>機能性表示食品制度を適切に運用し、届出品目の充実を図る</p> <p>機能性表示食品制度創設時の積み残し課題の検討を行い、必要に応じて制度を見直し</p> <p>施行状況の把握を行い、必要に応じて制度を見直し</p>		<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにメタボ人口(特定保健指導の対象者をいう。)を2008年度比25%減 2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む。)

中短期工程表「健康・医療・介護」⑤

	2013年度～2016年度	概算要求 税制改正要望等	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
			秋	年末	通常国会					
産学官民が 一体となつた 健康維持・ 増進の取組促進 ②	<介護を支える保険外サービス市場の創出等>	地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するための「保険外サービス活用ガイドブック」を策定・公表(2016年3月)	地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するための「保険外サービス活用ガイドブック」を活用し、取組を推進			地域における保険外サービスについて、利用者や家族、ケアマネジャー等の関係者が情報を取得できるよう体験会等を実施				
			介護サービス情報公表システムを活用して効果的な情報提供を実施			介護食品の普及に向けた取組を実施				
			薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、健康サポート薬局の活用推進			新たな販売ルールの周知等、改正法の円滑な施行				
			スイッチOTCを加速するための、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査における審査期間の短縮、相談体制の拡充等							
	<薬局・薬剤師の活用等>	患者のための薬局ビジョン推進事業等を実施(2014年度～2016年度)、健康サポート薬局の公表制度の施行(2016年4月1日)								
	一般用医薬品のインターネット販売等の適切なルール等を整備する改正薬事法成立(2013年11月)、政省令改正(2014年2月)及びガイドライン公表(2014年3月)									
	スイッチOTCの一般用としてのリスク評価期間を原則4年から原則3年以下に短縮									

中短期工程表「健康・医療・介護」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化①	<医療分野の研究開発の推進> 健康・医療戦略推進本部設置(2013年8月) 健康・医療戦略推進法及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)法の成立(2014年5月) 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の策定(2014年6月) AMEDの設立(2015年4月) 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の一部変更(2017年2月)	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	健康・医療戦略の推進	AMEDによる医療分野の研究開発の推進		
	<イノベーション推進> 「医療分野の研究開発に関する総合戦略」に基づき、ナショナルセンターと企業等との連携強化のため、治験連携事務局の設置及び疾患登録システムの構築を開始 薬事法改正法、再生医療等安全性確保法の成立(2013年11月)・施行(2014年11月) • iPS細胞等再生医療研究の推進、ヒト幹細胞等を用いた研究等に対する補助金等の支援による再生医療実現化プロジェクトの推進 • 個別化医療や最先端医療機器開発の推進		ナショナルセンター等の疾患登録情報を活用した臨床開発インフラの整備 (クリニックル・イノベーション・ネットワークの構築)	改正法、新法の円滑な施行		• 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を2020年までに20件実施
	早期・探索的臨床試験拠点整備事業及び臨床研究品質確保体制整備事業の実施等 2014年度～ 医療機関(11施設)での医療機器開発の人材育成支援 2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築 • 平成26年度診療報酬改定：医薬品・医療機器やそれらを組み合わせた新規医療材料のイノベーション評価を実施 • 平成28年度診療報酬改定：医療ニーズの高い医療材料の評価、迅速導入加算の継続、医薬品と併せて開発された医療機器の保険収載の迅速化等を実施		臨床研究中核病院等の整備 医療機器開発の人材育成を実施する医療機関を選定し、事業を実施 医療機器開発支援機関の連携体制の運用・整備、医療機器産業への参入支援	改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価		• 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに5件策定
	(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の強化、薬事戦略相談(2013年10月～)の実施 市販後情報収集体制の強化等による、迅速な医療機器・再生医療等製品承認の実現	常勤職員数(上限)を2018年度末までに1,065人体制へ(第3期中期計画期間)	先駆け審査指定制度の試行運用を含む、世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推進(「先駆けパッケージ戦略」)	同戦略に基づき国際規制調和・国際協力を推進することで、国内・国外メーカーの対日投資の呼び込みや、優れた製品の輸出拡大による我が国の医薬品・医療機器産業の活性化を促進	革新的医薬品、医療機器・再生医療等製品の安全性、有効性の評価方法の確立に資する研究等の推進	• 2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」
	先駆け審査指定制度の検討、試行的運用 「国際薬事規制調和戦略」の策定、実行					

中短期工程表「健康・医療・介護」⑦

	2013年度～2016年度	概算要求 税制改正要望等	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			秋	年末	通常国会				
日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化②	・製薬会社等のスーパーコンピュータ利用促進方策の検討 ・2014年度～ ポスト「京」の開発開始								
	2013年4月 後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ公表								
	<先進的な医療へのアクセス向上>								
	先進医療の評価に際し、抗がん剤について、新たな専門評価体制を創設、運用開始(2013年11月)。再生医療、医療機器についても、専門組織を創設、運用開始(2014年12月)。								制度の運用
	<療養時のアメニティ向上>								
	意見募集及び中央社会保険医療協議会での議論を踏まえ、選定療養の見直しを実施(2016年6月)。療養の給付と直接関係の無いサービスの範囲を明確化(2016年6月)。								選定療養として導入すべき事例等を定期的に把握し、隨時、中医協で検討・措置
	<保険適用評価時の費用対効果評価制度導入等>								
	中央社会保険医療協議会(中医協)費用対効果評価専門部会において、医療技術の費用対効果評価について検討し、2016年度より、医薬品・医療機器について、費用対効果評価を試行的導入								制度化に向け、議論を継続 2018年度から制度化 保険適用の評価時に費用対効果が低いとされた医療技術について、継続的な保険外併用療養費制度の利用が可能となる仕組みを検討
	<新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養」の創設)>								
	患者申出療養制度を施行(2016年4月)								制度の運用
	<「人道的見地から実施される治験(日本版コンパッショナートユース)」>								
	人道的見地から実施される治験の仕組みの検討、運用開始(2016年1月)								新たな制度の周知、運用
	<8K等活用>								
	8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた検討(2016年8月報告書公表)								8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた取組の推進

中短期工程表「健康・医療・介護」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
グローバル市場の獲得、国際貢献	＜医療の国際展開＞	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	健康・医療戦略推進本部の下に 医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月)					
	医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化 (2014年3月)					
	海外における日本の医療拠点構築に向けた課題整理や今後の方向性の取りまとめ(2016年3月)					
	2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築					
	新興国等における医療機器のメンテナンス体制の向上に向けた課題の整理や今後の方向性の取りまとめ(2016年3月)					
	WHO等の国際的な組織と連携しつつ、世界的な公衆衛生危機や高齢化・認知症等への取組に資する我が国の技術・知見の国際社会への発信 官民連携による、開発途上国向けの医薬品研究開発・供給支援					
	厚生労働省とバーレーン・トルクメニスタン・カンボジア・ラオス・ミャンマー・トルコ・ベトナム・メキシコ・ブラジル・インド・カタール・イラン・フィリピン・タイ・ロシア・サウジアラビア各との保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係を樹立					
	＜改革2020＞ 2014年11月 医療国際展開タスクフォースの下にインバウンド・ワーキンググループを設置 2015年6月 「医療渡航支援企業認証等ガイドライン」の策定 2017年1月 「日本国際病院(仮称)」としてジャパン・インターナショナル・ホスピタルズを公表 2017年1月 医療国際展開タスクフォースの下に在留外国人への適正な医療の給付等に関するワーキンググループを設置					
	外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充					
2016年5月 医療国際展開タスクフォースの下にアジア健康構想ワーキンググループを設置 2016年7月 健康・医療戦略推進本部において「アジア健康構想に向けた基本方針」の決定 2017年2月 官民連携のプラットフォーム「国際・アジア健康構想協議会」の発足						
		MEJ・JETRO等を活用し、新興国を中心に日本の医療拠点の創設等				
		海外市場への進出支援				
		メンテナンス体制の強化等を通じた医療機器の販売拡大				
		各国の保健当局間の関係樹立を通じた、公的医療保険制度などの法制度の整備を含めたパッケージ輸出を推進				
		＜改革2020＞ 医療を目的に訪日する外国人患者の受入れ体制の強化、 医療渡航支援企業の認証枠組みの運用、外国人患者受入れを行う 「ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ」のリストの随時更新、 海外へのPR等を通じた医療分野のインバウンドの充実				
		・「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、 2017年度中の達成を目指す ・基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す				
		左記の取組を着実に実施				
		アジアに紹介すべき「日本の介護」の整理(事例の整理等)、 民間事業者のアジア地域への展開支援、 アジアにおける介護人材の育成及び還流の推進 等				

中短期工程表「健康・医療・介護」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
「地域医療連携推進法人」制度の具体化等	＜地域医療連携推進法人制度の創設等＞	2015年9月 「地域医療連携推進法人制度」の創設等を内容とする関連法案の成立 2016年12月 省令等の改正(大学附属病院の大学からの別法人化を可能とすること、及びその要件を示した大学設置基準の一部を改正) 2017年2月 関係政省令の公布(地域医療連携推進法人関係)						
	＜がん対策の一層の推進＞	「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を柱とした「がん対策加速化プラン」を策定(2015年12月)	同プランに基づきがん対策を推進 次期「がん対策推進基本計画」の策定					
	＜医療・介護サービスの高度化＞	「医療の質の評価・公表等推進事業」として9団体(同一団体を含む)を選定し、医療の質の評価・公表を推進 ・都市部の高齢化対策に関する検討会において、都市部での高齢化対策としての地域包括ケアシステムについて検討、報告書公表(2013年9月) ・介護保険事業計画(市町村)、介護保険事業支援計画(都道府県)の策定 ・全都道府県で地域医療構想の策定完了(2017年3月)	医療の質の評価指標やその公表方法の標準化について研究を実施し、事業の見直しについて検討 所要の措置を実施 市町村で「第7期介護保険事業計画」、都道府県で「第7次医療計画」及び「第7期介護保険事業支援計画」を策定					
			・地域医療連携推進法人制度の設立・活用事例を把握し、情報提供や助言等の支援を実施 ・大学附属病院の大学からの別法人化について、改正省令等に基づく運用の開始					

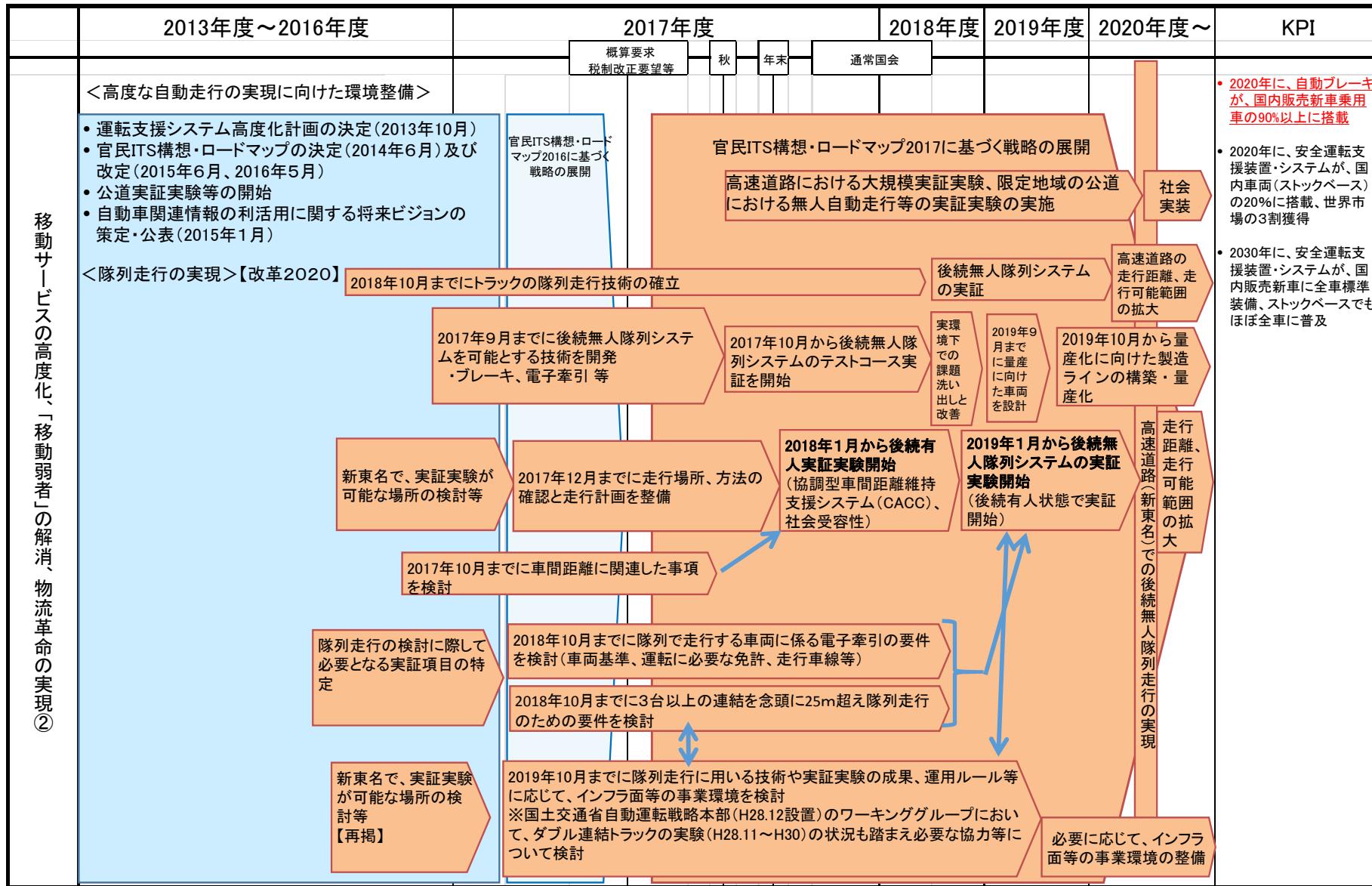
中短期工程表「健康・医療・介護」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
（安心して歩いて暮らせるまちづくりへのアクセス向上）						
	<安心して歩いて暮らせるまちづくり>					
	2014年6月 リートによる高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドライン公表 2015年6月 病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン公表	ヘルスケアリートの普及啓発等の取組を継続、強化				
	2014年5月 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律成立 2014年8月 交通政策審議会地域公共交通部会にて取りまとめ	地域公共交通確保維持改善事業や出資制度の活用により、地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワーク再編を着実に実施				
	・ 地域公共交通確保維持改善事業において、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実(平成27年度予算) ・ 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資制度を創設(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第28号)・平成27年度財政投融資計画)	女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析した手引書を活用し、普及啓発等を実施(長期にわたり安定的な労働力(バスの運転者等)を確保し、地域公共交通の充実を図るもの)	高齢者等が安心して健康に暮らし、移動することができる住宅・まちづくり・交通の実現			• 地域公共交通網形成計画の策定総数 2020年度に100件
	地域公共交通の充実のためにはバスの運転者等の確保が必要であるところ、長期にわたり安定的な労働力の確保を図るために、女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析した手引書を作成(平成27年度)	バスの運転者等の確保について、女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・分析した手引書を活用し普及啓発等を実施				
	ビッグデータを活用し、地域のバスの利用状況、人の移動状況や地域住民のニーズ等を把握する手法を検討し、マーケット調査や経営分析するデータ収集・分析ツールを作成するとともに、路線バス事業者等がバス路線再編の計画、実施、評価、見直しを継続的に行うビジネスモデルを策定	交通関連ビッグデータを活用した交通計画の策定支援策を推進				
	自動車の運転に不安を感じる高齢者が、安心して移動できる環境の整備に向けて、具体的な方策に関するとりまとめを策定	とりまとめを踏まえた取組を推進するとともに、更なる取組の方向性について引き続き検討				
	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を実施(平成26年度予算)	超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図るための先導的な取組を継続、導入を加速				

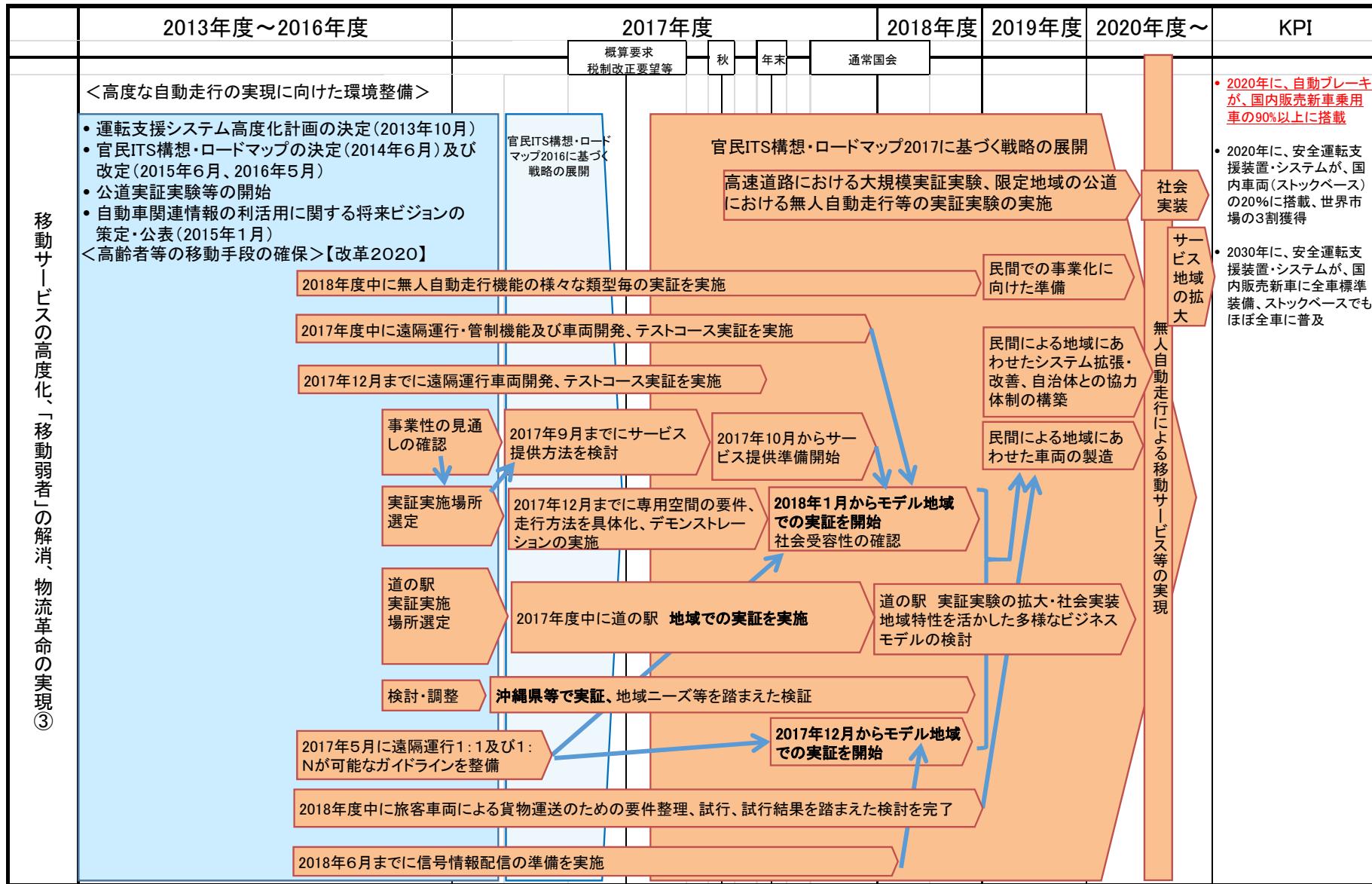
中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現①	<高度な自動走行の実現に向けた環境整備>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会			
		官民ITS構想・ロードマップ2016に基づく戦略の展開		官民ITS構想・ロードマップ2017に基づく戦略の展開		<ul style="list-style-type: none"> 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90%以上に搭載 2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両(ストックベース)の20%に搭載、世界市場の3割獲得 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
	<ul style="list-style-type: none"> 運転支援システム高度化計画の決定(2013年10月) 官民ITS構想・ロードマップの決定(2014年6月)及び改定(2015年6月、2016年5月) 公道実証実験等の開始 自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンの策定・公表(2015年1月) 	<p>官民ITS構想・ロードマップ2016に基づく戦略の展開</p> <p>官民ITS構想・ロードマップ2017に基づく戦略の展開</p> <p>高速道路における大規模実証実験、限定地域の公道における無人自動走行等の実証実験の実施</p> <p>社会実装</p> <p>実証の成果・データを共有するための官民連携の仕組みの構築、収集すべき実証データの明確化</p> <p>走行映像データ・事故データ等の戦略的収集・利活用の基本方針の策定</p> <p>高度な自動走行の実現に向けた政府全体の制度整備の方針(大綱)の策定</p> <p>高速道路における自動走行地図の実用化</p> <p>一般道路における自動走行地図の整備方針の決定</p> <p>5G周波数確保に向けた基本戦略の取りまとめ</p> <p>交通分野等での具体的な利活用を想定した総合的な実証実験の実施、国際標準化活動への参画、電波利用環境の整備</p> <p>5Gの社会実装</p> <p>車載セキュリティに関連する事項を盛り込んだ工程表を策定</p> <p>ソフトウェア人材の育成システムの確立</p> <p>安全運転サポート車の普及の促進</p> <p>自動車の運転に不安を感じる高齢者が、安心して移動できる環境の整備に向け、具体的な方策に関する取りまとめを策定</p> <p>取りまとめを踏まえた取組を推進するとともに、自動車運送関連分野の変化に対応しつつ、更なる取組の方向性について引き続き検討</p>				

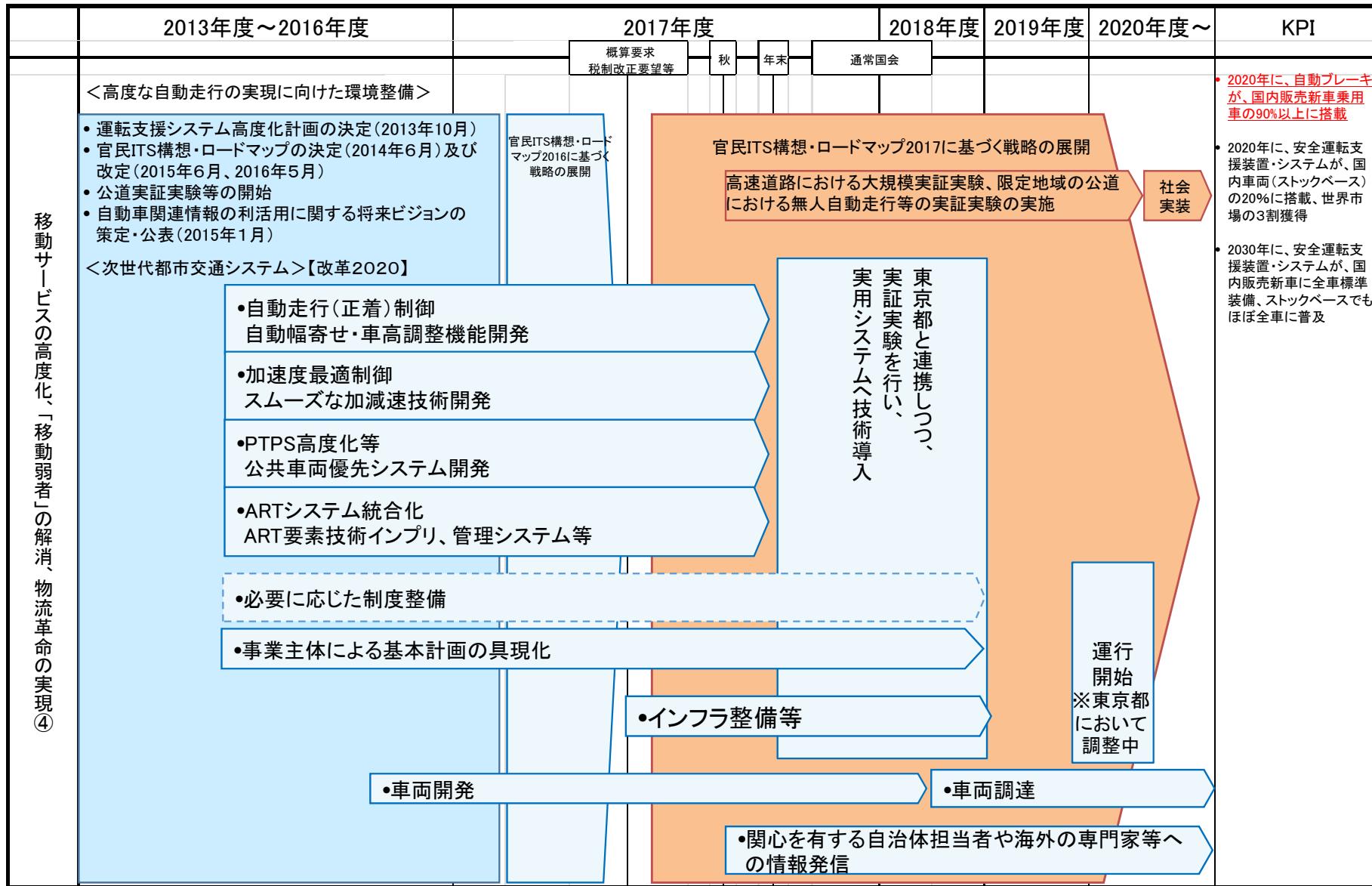
中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」②



中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」③



中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」④



中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現⑤	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<p><小型無人機></p> <ul style="list-style-type: none"> 「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」において運用ルール全体の骨子の取りまとめ(2015年6月) 航空法の改正による小型無人機の基本的な飛行ルールの導入(2015年12月) 「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、利活用と技術開発に関するロードマップの策定(2016年4月)・改訂(2017年5月)及び制度設計の方向性の取りまとめ(2016年7月) 小型無人機等のロボットにおける電波利用の高度化のための使用周波数帯の拡大等の制度整備(2016年8月)、携帯電話の上空利用に係る制度整備(2016年7月) 	<p>「小型無人機の利活用と技術開発に向けたロードマップ」に基づく技術開発・実証、環境整備に向けた更なる検討その他の必要な措置の実施</p> <p>山間部等における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施</p> <p>有人地帯における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施</p> <p>機体や操縦者等の要件の明確化</p> <p>航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂</p> <p>新たな審査要領の運用</p> <p>制度の運用・更なる電波利用に向けた検討</p>			
	<p><i-Shipping></p> <p>海上運送法及び船員法の一部改正(2017年4月)</p>	<p>「i-Shipping」の推進</p> <p>船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を策定</p> <p>国内基準の整備</p> <p>船舶の設備、運航等に係る国際基準の合意(~2023年)</p> <p>「自動運航船」の実用化</p>				

中短期工程表「世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ連携の先進事例の創出・国際標準化	<p>＜データ連携の先進事例の創出・国際標準化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例の創出、国際標準提案に向けた実証等 IoT・インダストリー4.0協力に係る日独共同声明（2016年4月） 日独共同声明（ハノーヴァー宣言）（2017年3月） <p>「スマートものづくり応援隊」の拠点整備（2016年度：5拠点）</p> <p>汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えた「プラットフォームロボット」の導入が効果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野、備えるべき仕様等を整理、取りまとめ（2016年6月）</p> <p>「IoT推進コンソーシアム」の設置（2015年10月）（「IoT推進コンソーシアム」の下に、「IoT推進ラボ」、「スマートIoT推進フォーラム」を設置）</p> <p>新ビジネスに向け、公募プロジェクト37件への資金支援や制度的課題への対応（2015年度～2016年度）</p> <p>「IoTセキュリティガイドラインver1.0」の策定（2016年7月）</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>2017年度</p> <p>2018年度</p> <p>2019年度</p> <p>2020年度～</p> <p>サプライチェーン上の国内外の複数企業にまたがる国際的実証</p> <p>統一的なデータ記述フォーマット（データプロファイル）策定</p> <p>モノづくり人材のデジタルスキル習得のための実践的カリキュラム策定</p> <p>国際標準化に向けた取組</p> <p>カリキュラムの導入促進</p> <p>・小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引下げ（2020年まで）</p> <p>・ロボット導入支援人材（システムインテグレーター）の倍増（2020年まで）</p> <p>「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の拡大（全国40か所へ）</p> <p>「プラットフォームロボット」の開発、上市</p> <p>IT・ロボット導入の専門家による1万社への支援</p> <p>専門家による継続的な支援</p> <p>「すりあわせ」開発におけるデジタル技術による高度化を通じた車両性能評価のシミュレーションモデルの構築（自動車分野）</p> <p>・「IoT推進ラボ」等を通じた取組（個別企業の短期的なプロジェクトに対する資金・規制の両面からの支援、複数企業の中長期的な実証プロジェクトへの支援、地方版IoT推進ラボの設置の促進等）</p> <p>・国際機関等との事業連携・国際協力の推進</p> <p>重要インフラ企業等が保有するリアルな産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等の検討</p> <p>具体的な取組の実施</p>	<p>製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上</p> <p>2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする。</p>			

中短期工程表「世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ連携・利活用を促進する制度・ルール	<p><データ連携・利活用を促進する制度・ルール></p> <p>「データの利用権限に関する契約ガイドライン」の策定(2017年5月)</p> <p>審議会等における検討 「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」中間とりまとめ(2017年5月)</p> <p>(スマート産業保安) IoT・BD・AIを活用した高度な自主保安を行う事業者を認定し、規制上のポジティブインセンティブを与える「スーパー認定事業所」制度の開始(2017年4月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会</p> <p>「データの利用権限に関する契約ガイドライン」の活用推進 産業界等との対話を通じた分野別に留意すべき事項の整理 個別の産業分野への展開、必要に応じたガイドラインの改訂等</p> <p>不正競争防止法の改正 新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、次期通常国会への法案提出を視野に入れ産業の実態を踏まえた検討 複数事業者で連携した省エネを適切に評価できる「連携省エネ」を新たな省エネの手法として位置付けるための必要な制度の見直しの検討 検討を踏まえ必要な措置を実施 必要な制度的対応の実施 産業保安各分野において引き続きIoT活用を促す制度の整備・運用 企業の枠を超えたデータ共有のためのプラント等での実証、実証結果の新たな制度への反映 IoTを駆使した高度な自主保安を行う分野の拡大(ビッグデータを用いた都市ガス配管の安全度評価や、休廃止鉱山からの廃水処理の高度化等) 製造現場のデータ収集・利活用に必要なIoT関連機器の製造現場への導入の迅速化に向けた、労働安全衛生法に基づく防爆規制に係る検討 必要な制度的対応の実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする。
先端設備の投資促進	<p><先端設備の投資促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度税制改正において、中小企業が先端設備の導入やオペレーションの刷新・改善を促す設備に対して税額控除・即時償却を認める中小企業経営強化税制を創設。 リース手法を活用した先端的新規設備投資の支援措置を盛り込んだ産業競争力強化法が2013年の臨時国会で成立し、2014年1月に施行。平成25年度補正予算で関連予算を措置、平成27年度末で申請受付終了。 					法の執行・関連施策の周知広報

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
インフラの生産性と都市の競争力の向上等①	<p>「i-Construction」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う大規模な土工工事での導入 ・ロードマップの取りまとめ(2017年3月) <p>橋梁・トンネルといった土工工事以外の工種に対象を拡大 維持管理を含む全てのプロセスに対象を拡大</p> <p>データ利活用方針の策定、データ様式の標準化 → オープンデータ化</p>					
	<p>「i-Shipping」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上運送法及び船員法の一部改正(2017年4月) <p>船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を策定 国内基準の整備 船舶の設備、運航等に係る国際基準の合意(～2023年) 「自動運航船」の実用化</p>					
	<p>内航未来創造プラン(仮)の策定</p> <p>国土交通大臣による登録制度の創設 → 管理業務の船舶管理会社への集約を促進</p>					
	<p>コンテナターミナルの生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ(2014年1月) <p>荷役機械の遠隔操作化に関する実証事業 ICT活用によるゲート処理の自動化に関する実証事業</p> <p>AIやIoT等を活用したコンテナターミナルの更なる生産性向上 荷役機械の遠隔操作化やゲート処理自動化の導入促進</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG燃料供給促進に関する国際覚書を我が国を含めた7か国8者で署名(2016年10月) <p>LNG燃料供給促進に関する国際覚書に基づき、我が国LNG燃料供給技術を踏まえた国際標準化を推進</p> <p>2020年までに大型船に対応したLNG燃料供給体制を構築、強化</p>					

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
インフラの生産性と都市の競争力の向上等②	<ul style="list-style-type: none"> ・物流総合効率化法の改正(2017年5月) ・クール宅配便サービスに関する国際規格が発行(2017年2月) 	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p> <p style="text-align: center;">秋 年末 通常国会</p>	<p>コールドチェーン物流サービスのアジア等における普及促進</p> <p>コールドチェーン物流のガイドラインの策定 → 国際標準化の推進</p> <p>「小型無人機の利活用と技術開発に向けたロードマップ」に基づく技術開発・実証、環境整備に向けた更なる検討その他の必要な措置の実施(再掲)</p>	<p>新たな総合物流施策大綱の策定</p> <p>関係省庁が連携した総合的・一体的な取組</p>		<p>・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が成立(2016年6月) <ul style="list-style-type: none"> - 地域指定における政令の改廃規定の明示等 ・都市再生基本方針を改正(2016年8月) <ul style="list-style-type: none"> - 法改正を踏まえた評価指針等 		<p>既指定地域の評価実施、効果分析を踏まえた地域の解除、拡大等の政令指定</p> <p>・都市再生基本方針の改正等 都市再生緊急整備地域の候補地域の早期公表や情報基盤の活用による民間の投資提案の強化、新たな社会的課題に対応した指定基準の改正等</p>		<p>新たな制度の本格運用</p> <p>情報基盤の活用(i-都市再生)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「不動産投資市場政策懇談会」において、不動産投資市場の成長目標(2020年頃にリート等の資産規模約30兆円)と具体的な取りまとめ(2016年3月) ・民間の2次活用に役立つ不動産関連情報等のオープンデータ化等 		<p>成長分野(観光、物流、ヘルスケア等)に係るリート市場の機能強化(組入れ支援等)等 志ある資金等を活用して地域の空き家・空き店舗等を再生する「ふるさと再生投資」事業のための枠組みの整備等</p> <p>寄付等された遊休不動産の管理・活用等 不動産投資市場の拡大に資する鑑定評価の充実(不動産鑑定士・鑑定業者の質の向上、活用促進)</p> <p>一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直し</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法の改正(2017年4月) 			<p>収益施設を長期間設置・管理する民間主体による公園整備を促進</p>			
				<p>柔軟な都市再編を図るための制度見直し(空き地、駐車場等)</p>			

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」③

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
インフラの生産性と都市の競争力の向上等③	<p>所有者不明土地等の公共的事業での活用の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインの策定(2016年3月)、改訂(2017年3月) 法定相続情報証明制度の施行(2017年5月) 	<p>ガイドラインの普及、改訂</p> <p>関係省庁が一体となった検討 (共有地の管理に係る同意要件明確化、公的機関の関与による公共的利用を可能とする仕組みの構築、長期間相続登記が完了した土地の解消を図るための方策等)</p> <p>必要な法制度の整備</p> <p>登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的な課題への対応 (関連する審議会等において速やかに検討に着手)</p> <p>法定相続情報証明制度の利用範囲拡大等</p>						<p>2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る</p>

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI						
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化①	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な交通政策の基本的な枠組みを定める交通政策基本法に基づく交通政策基本計画を閣議決定(2015年2月) 都心直結線(都心-首都圏空港)整備に関する現況調査等を実施 東京圏における今後の都市鉄道の在り方(空港アクセス等)について交通政策審議会で審議・答申(2014年5月～2016年4月) 	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会							
		交通政策基本計画に基づく諸施策の着実な推進										
		'東京圏における今後の都市鉄道のあり方について'(交通政策審議会答申)を踏まえた必要な措置の実施										
		三大都市圏環状道路の整備										
		高速道路等へのアクセシビリティの高い物流拠点の整備等を促進するため、物流拠点との直結や道路空間の有効活用を推進										
		利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策の実施										
		特車ゴールド制度の導入(2016年1月～)	ダブル連結トラック導入を可能とする基準緩和や特車通行許可に係る審査期間の短縮									
		物流を考慮した建築物の設計・運用に係る手引きの策定(2017年3月)	手引きを周知し、活用を推進									
		安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や日本主導の国際規格の策定										
		2016年度までに大水深コンテナターミナルを12バース整備										
		国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルの整備										
		国際コンテナ戦略港湾における港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営										
・港湾運営会社への国の出資を可能とする港湾法の改正(2014年4月成立) ・阪神国際港湾株式会社の設立(2014年10月)及び同社に対する国の出資(2014年12月) ・横浜川崎国際港湾株式会社の設立(2016年1月)及び同社に対する国の出資(2016年3月)												
・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る												

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化②	<ul style="list-style-type: none"> 横浜港の強制水先の緩和に向けて、東京湾における安全対策を含めた検討を行い、結論を取りまとめ(2014年8月) 水先法施行令の改正・周知、地元協議会による安全対策の検討・周知、防衛対策、東京湾の管制一元化の横浜港における先行導入を実施 横浜港における強制水先の緩和(2015年8月～) 「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」交通政策審議会(海事分科会船舶交通安全部会付託)答申(2016年1月) 「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が2016年の通常国会で成立(2016年5月) <ul style="list-style-type: none"> 分散して存在する不動産取引に必要な情報を効率的に集約し、適時適切に提供できるシステム(不動産総合データベース)の基本構想を策定(2014年3月) 基本構想を踏まえたプロトタイプシステムの構築(2015年3月) プロトタイプシステムによる横浜市、静岡市、大阪市、福岡市の試行運用(～2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> 「不動産市場における国際展開戦略」を取りまとめ(2013年8月) 海外向けに不動産市場情報の発信(2014年8月、2015年10月) 国際的な不動産投資促進の影響に係る調査、海外資金を活用した地域のブランド化や活性化に関する事例調査(2016年3月) 不動産取引における国際対応の円滑化に関する検討の取りまとめ(2017年3月) 					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化③	<ul style="list-style-type: none"> ・空きビル等既存ストックの再生・有効活用のための不動産マネジメント手法(ビジネス手法の多角化と関係者間のコーディネート等)の検討 ・不動産価格指数(住宅)の試験運用及び本格運用の開始(2015年3月) ・不動産価格指数(商業用不動産)の試験運用の開始(2016年3月) ・都市開発の円滑化のための土地境界情報の整備の加速化の一環として、国土調査事業十箇年計画の中間見直しを実施(2014年8月) ・新技術やITの活用等による地籍整備の新たな促進策を検討 ・都市再生等の基盤となる都市部における登記所備付地図の整備を推進するため、新たな3つの計画を策定(2015年4月) ・都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ策定(2013年7月) ・大都市戦略検討委員会において「大都市戦略」を策定(2015年8月) ・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立(2016年6月) 	<p style="text-align: center;">ガイドラインの作成・普及</p> <p style="text-align: center;">・不動産価格指数(住宅)の提供・活用 ・不動産価格指数(商業用不動産)の開発・提供・活用</p> <p style="text-align: center;">新技术やITの活用等による地籍整備を普及・推進するとともに、技術・制度の両面から新たな促進策を検討</p> <p style="text-align: center;">新たな促進策も含め、地籍整備の更なる加速化</p> <p style="text-align: center;">次期国土調査事業十箇年計画の策定</p> <p style="text-align: center;">登記所備付地図作成作業の推進</p> <p style="text-align: center;">民間都市開発、国際的なビジネス・生活環境の形成、シティセールスの強化等に係る支援措置を実施</p>				・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化④	<p>概算要求 - 税制改正要望等 -</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>＜コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市再生特別措置法を改正して立地適正化計画制度を創設（2014年8月施行） 関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置（2015年3月） 新たな市街地整備手法の創設を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立（2016年6月） <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会地域公共交通部会において最終取りまとめ策定（2014年8月） 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」成立（2014年5月） 地域公共交通確保維持改善事業において、同法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実（平成27年度予算） 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資制度を創設（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」成立（2015年5月）・2015年度財政投融資計画） <ul style="list-style-type: none"> 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」が成立（2014年4月）し、同法に基づく基本方針が改定（同年7月） 法改正等により創設した制度により、中心市街地の活性化に資する民間プロジェクトを支援 稼げるまちづくりを支援する包括的政策パッケージ2017、取組事例集「地域のチャレンジ100」の取りまとめ（2017年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施 立地適正化計画制度についての周知・普及を図るとともに、コンパクトシティ形成支援チーム等を通じて、都市のコンパクト化に取り組む地方公共団体を支援 既存ストックを活用して、地域の身の丈に合った規模の市街地再開発を可能とする新たな市街地再開発手法の周知・普及 国際的なビジネス・生活環境の向上に向けて、国際会議場や外国人対応の医療、子育て施設等を整備 空き店舗、遊休施設等のリノベーション事業などの地域の民間活動へ支援 					2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置を全ての市区町村で整備（2016年度末時点）						
	全ての指定都市で新型レーダによる詳細なリアルタイム雨量観測を開始（2015年6月）						
	「『世界一安全な日本』創造戦略」を開議決定（2013年12月）						

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
次世代インフラの機能強化①	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月) ・インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(国・地方公共団体等)を推進 ・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定(国・地方公共団体等)を推進 ・国による地方公共団体等への計画策定支援体制等の充実、継続的な支援 ・基準・マニュアルを見直し、それに基づき運用 ・公共施設等総合管理計画の策定指針の公表(2014年4月) <p>・メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度の活用</p> <p>・インフラメンテナンス国民会議により、産学官民が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入、民間のノウハウの積極的な導入の促進</p> <p>・メンテナンスにおける優れた取組を表彰するインフラメンテナンス大賞の創設・実施</p> <p>インフラ情報のデータベース化とともに各施設の現況等のデータを統一的に扱うプラットフォームを構築し、試行版を公開(2017年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質・材料研究機構と土木研究所の間で包括的連携協定を締結(2013年7月) ・物質・材料研究機構と鉄道総合技術研究所、農業・食品産業技術総合研究機構との連携推進 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>インフラ長寿命化基本計画に基づく施策の推進</p> <p>インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定</p> <p>個別施設ごとのインフラ長寿命化計画(個別施設計画)の策定</p> <p>国による地方公共団体等への計画策定支援体制等の充実、継続的な支援</p> <p>新基準・マニュアルに基づき運用</p> <p>メンテナンス産業の育成・拡大</p> <p>民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保</p> <p>インフラメンテナンス国民会議等により、産学官民が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入、民間のノウハウの積極的な導入の促進、産業規模について検討、メンテナンスに係る高度な技術者の育成等を実施</p> <p>インフラメンテナンス大賞により、事業者等の優れた取組を促進し、理念を普及</p> <p>インフラ情報のデータベース化</p> <p>インフラ維持管理・更新情報プラットフォームの本格運用、機能強化</p> <p>対象インフラの順次拡大</p> <p>インフラ長寿命化に貢献する新材料の関係府省間の連携等による研究開発・隨時現場導入</p> <p>材料技術シーズの実証試験を経て随时現場導入</p>	<p>・国内の重要なインフラ・老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化</p>			

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
次世代インフラの機能強化②	<ul style="list-style-type: none"> 日中韓におけるNEAL-NET対象港湾拡大 日中韓とASEAN諸国等でNEAL-NET対象港湾の拡大協議を実施 	概算要求 税制改正要望等 	日中韓におけるNEAL-NET対象港湾の更なる拡大 日中韓とASEAN諸国等でNEAL-NET対象港湾の拡大協議及び順次拡大 新たな貨物ステータス情報や船舶以外の輸送モードに係る 貨物情報の共有協議及び順次共有 日中韓におけるパレットに係る物流情報の共有協議			
	貿易関連手続の電子化推進、民間貿易取引の電子化推進とNACCS連携、 通関手続に係る電子手続の原則化 <ul style="list-style-type: none"> 動物検疫検査手続電算処理システム、植物検疫検査手続電算処理システム、輸入食品監視支援システムの輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)への統合(2013年10月) 医薬品等輸出手続機能を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)に追加(2014年11月) 					

中短期工程表「FinTechの推進等」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
イノベーションのための環境整備等	<FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
		<p>チャレンジを容易化するための措置(FinTech実証実験ハブ(仮称))を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁は、FinTechに係る実証実験を容易化するための措置を講じる 関係省庁は、当該措置の実施について連携・協力し、解決が図られるよう取り組む <p>ブロックチェーン技術の金融サービスにおける実用化に向けた取組の加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロックチェーン技術に係る実証実験のためのプラットフォームの運用を開始 <ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権取引 本人確認 決済・物流情報の管理 等 ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導 ブロックチェーン技術に係る国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加について検討 <p>「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の検討等を通じ、フィンテックベンチャーの登場・成長が進んでいくよう環境(エコシステム)の構築を進める</p>				
<オープン・イノベーションの推進>		<p>銀行法等の一部を改正する法律を施行</p> <p>施行後の状況を踏まえ、必要に応じ更なる取組の検討</p> <p>オープンAPIを核としたオープン・イノベーション(連携・協働による革新)の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正銀行法を施行するとともに、APIを提供する銀行の数等についてフォローアップ 銀行代理業等に係る金融審議会報告で示された課題について検討 オープンAPI検討会において、オープンAPIの推進に係る更なる課題について検討 <p>金融業での新技術の活用や、金融機関がITでサービスを機動的に開発・展開し、周辺領域も含め事業機会を拡大していく必要性等を十分に踏まえ、決済を巡る横断的な法制の整備等、金融機関等を巡る法制の在り方を検討</p> <p>FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討</p> <p>RegTechの推進に向けて検討</p>				
国際的な人材や海外当局との連携・協働	<国際的な人材や海外当局との連携・協働>	<p>ブロックチェーン技術について、国際共同研究を立ち上げるとともに、全銀協において検討会の報告を取りまとめ(実証実験のためのプラットフォーム設立を決定)</p> <p>FinTechの促進等に向け、英・星当局との協力枠組みを構築</p> <p>各国のFinTech関係者が参加する第1回フィンテック・サミットを開催</p> <p>英・星当局との国際的な協力枠組みを活用し、FinTechを巡る国際的な取組やFinTech企業の海外展開を支援</p> <p>海外金融当局との協力枠組みの拡大を検討</p> <p>インバウンド・ベンチャーを促進する観点から、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点開設支援等を進める</p> <p>RegTechについて、海外の関係者と連携しつつ、国際的に取り組む</p> <p>業界・民間団体と連携し、FinTechに関する世界の関係者が一堂に会するフィンテック・サミットを開催</p>				

中短期工程表「FinTechの推進等」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン	<企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン>							<ul style="list-style-type: none"> ・今後3年以内(2020年6月まで)に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。 ・今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。 ・今後5年間(2022年6月まで)に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務(財務・会計領域等)を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを目指す。 ・2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率(サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル:SCCC)を5%改善することを目指す。

中短期工程表「FinTechの推進等」③

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等	<p>＜キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性向上を図るための対応策を取りまとめ、公表(2014年12月) ・産業構造審議会割賦販売小委員会において、決済代行へのFinTech参入等の取引環境の変化を踏まえ、FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を提言(2015年7月) ・第192回臨時国会において、「割賦販売法の一部を改正する法律案」が可決・成立し、同月に公布(2016年12月) ・割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)の成立を受け、2018年6月までの円滑な施行に向けて、本年2月より産業構造審議会割賦販売小委員会を再開し、政省令等の整備に係る検討を実施中(2017年2月から) ・キャッシュレス決済のビッグデータの利活用に向けた環境整備の具体的の方策として、「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」報告書を公表(2016年2月) ・クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を行うため、「クレジットカードに関するデータ標準化ワーキンググループ」報告書を公表(2016年12月) <p>クレジットカード会社とFinTech企業との連携を促す観点から、「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会」が中間取りまとめを公表(2017年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通・物流分野における情報の利活用に関する対応策と電子レシート仕様書を取りまとめ、公表(2016年5月) ・電子レシートを用いた個人を起点にした購買履歴の管理に係る実証実験を実施(2017年3月) 	<p>The timeline diagram illustrates the progression of policy implementation across various stages:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013-2016 (Blue Boxes): Initial policy formulation and law changes. 2017 (Yellow Boxes): Focus on payment system integration and data sharing. 2018 (Orange Boxes): Implementation of new regulations and standards. 2019 (Red Boxes): Finalization of standards and market readiness. 2020 (Green Boxes): Full-scale implementation and future goals. <p>Key milestones include the publication of a general plan for cashless payment convenience, the proposal of a new regulatory framework for FinTech, the revision of the Consumer Credit Law, and the establishment of a working group for big data and card industry standards.</p>	<p>関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく下記施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人向けの利便性向上等 ・クレジットカード等を消費者が安全に利用できる環境整備 ・公的分野の効率性向上の観点から電子決済の利用拡大 <p>関連事業者団体におけるプライバシー配慮に関するルール整備を促す</p> <p>ビッグデータの政策的活用(各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等</p> <p>金融機関の海外発行カード対応ATMの設置促進</p> <p>メガバンクの全ATM設置拠点の約半数(計約3,000台)の大半を海外対応に整備</p> <p>クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対策の義務付けや、クレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和等を措置した、割賦販売法の一部を改正する法律による改正後の割賦販売法の円滑な施行に向けて、政省令等を整備</p> <p>施行を通じ、クレジットカード決済端末の100%IC対応化等の安全・安心なクレジットカード利用環境を実現</p> <p>施行を通じ、FinTechの参入によるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現</p> <p>クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進</p> <p>検討会開催及び報告書取りまとめ</p> <p>電子レシートのフォーマットの統一化等の環境整備</p> <p>個人を起点にした購買履歴データの流通を目指す検討会における検討</p> <p>策定したフォーマットの普及</p> <p>検討会の結果を踏まえたデータ流通環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後3年以内(2020年6月まで)に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。 ・今後10年間(2027年6月まで)に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。 ・今後5年間(2022年6月まで)に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務(財務・会計領域等)を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを目指す。 ・2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率(サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル:SCCC)を5%改善することを目指す。 				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
電力システム、ガスシステム及び熱供給システム改革の断行	<p>＜電力システム改革＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 改革の第1段階として、電力広域的運営推進機関を設立(2015年4月) 改革の第2段階として、小売全面自由化を実施(2016年4月) <p>改革の第3段階(送配電部門の法的分離等)に必要な措置を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力取引監視等委員会設立(2015年9月) ※ 電力・ガス取引監視等委員会に改編(2016年4月) 商品先物取引法を改正し、「電力」を先物取引の対象に追加(2014年6月) 電力先物市場協議会が報告書を取りまとめ(2015年6月) LNG現物市場創設(2017年4月) <p>＜地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備＞</p> <p>FC(周波数変換設備)を、120万kWから210万kWまで増強(※2020年度を目標に運用開始)、その後300万kWまで増強 北本連系設備を、60万kWから90万kWまで増強(※2019年3月を目標に運用開始)</p> <p>＜ガスシステム改革＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 導管の中立性確保等を盛り込んだガス事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立 小売全面自由化を実施(2017年4月) <p>＜熱供給システム改革＞</p> <p>料金規制の撤廃等の熱供給事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金規制の撤廃等の実施(2016年4月) 	概算要求 料制改正要望等	秋 年末	通常国会		

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
基本計画の策定	<p>＜エネルギー基本計画の策定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次エネルギー基本計画を閣議決定(2014年4月) 長期エネルギー需給見通し(2030年)を決定(2015年7月) 					
徹底した省エネルギーの推進①	<p>＜事業者の省エネの推進＞</p> <p>業務部門における産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)の創設 (コンビニエンスストア業において産業トップランナー制度を導入(2016年4月)、ホテル業及び百貨店業において産業トップランナー制度を導入(2017年4月))</p> <p>セメント製造業、洋紙製造業、ソーダ工業において産業トップランナー制度における目指すべき水準を見直し(2016年4月)</p> <p>「総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会」にて、原単位改善に向けた事業者単位の省エネ取組に対するインセンティブの強化、複数事業者が連携して行う省エネ取組の促進策の在り方等を検討し、「中間取りまとめ」を策定(2017年1月)</p> <p>全国19の省エネルギー相談地域プラットフォームの活動を支援(2016年度)</p>	<p>エネルギーをめぐる情勢の変化等を勘案し、少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更する。この検討に合わせて、長期エネルギー需給見通しについても、必要に応じて見直す。</p> <p>産業トップランナー制度の対象について、2018年度中に全産業のエネルギー消費量の7割のカバーを目指す(スーパー、貸事務所、ショッピングセンター等に産業トップランナー制度の対象を拡大することを検討)</p> <p>エネルギー需給や技術的動向等の変化により対応すべき事態が生じた場合に業種ごとに産業トップランナー制度の見直しを検討</p> <p>経営層による省エネ投資判断を促進するため、省エネ法告示(工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準)の見直しを検討</p> <p>原単位の改善に即した省エネや、業界やサプライチェーン単位で複数事業者が協調して行う省エネ(スマート工場のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化、大企業から中小企業への省エネ技術の供与や事業連携等)を後押しするよう、支援制度や省エネ法に基づく制度の見直しを検討</p> <p>荷主との連携による省エネ化を推進</p> <p>省エネ法の定期報告データのオープン化の促進(ニーズ調査・データベース構築)</p> <p>全国に省エネ支援窓口が存在するよう自治体と連携とともに、省エネルギー相談地域プラットフォームによる支援を充実</p> <p>省エネノウハウを有する民間企業(エネマネ事業者等)による中小企業支援を促進</p> <p>エネルギー小売事業者に対する省エネガイドラインの検討</p> <p>エネルギー小売事業者による省エネ情報提供の促進</p>				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
徹底した省エネルギーの推進②	<p>＜民生部門における省エネの推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が成立（2015年7月）、表示制度等の誘導措置を施行（2016年4月）、大規模建築物の省エネ基準への適合義務等の規制措置を施行（2017年4月） 省エネ基準に一次エネルギー消費量基準を導入（2015年4月完全施行） 一次エネルギー消費量等級を住宅性能表示基準に導入（2014年2月） 新築及び既存の非住宅建築物を対象に「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」を開始（2014年4月）、評価対象に新たに住宅を追加（2016年4月） 環境・ストック活用推進事業等による住宅・建築物の省エネ化の推進 大工・工務店向け省エネ技術講習会を実施 <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の長期優良化に係る基準案を取りまとめ、長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施を通じて基準案の検証（平成25年度補正予算～）を行い、認定基準として告示（2016年4月） 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の創設（2017税制改正） 住宅性能表示制度における既存住宅の表示事項に、「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」を追加 建築物省エネ法に基づく表示制度等が施行、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」の評価対象に新たに住宅を追加（2016年4月） 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>新築住宅・建築物の省エネ基準への段階的適合義務化（大規模建築物から）</p> <p>ZEHの加速的な普及・ZEBの実現</p> <p>ZEHロードマップのフォローアップ、所要のインセンティブ見直し</p> <p>ZEHビルダーによる自主目標管理の推進・強化</p> <p>ZEBの実証→設計ガイドラインの策定</p> <p>ZEBの扱い手拡大（ZEBプランナー、ZEBリーディング・オーナー登録制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の品質の向上、認定制度の普及等を通じた既存住宅の長期優良化の促進 エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価される環境整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年の新築住宅の省エネ基準適合率を100%とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する 2020年の新築ビルの省エネ基準適合率を100%とし、新築公共建築物等でネットゼロエネルギー・ビルの実現を目指す 2020年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する 		

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
徹底した省エネルギーの推進③	<p>＜民生部門における省エネの推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築材料(断熱材、窓など)をトップランナー制度に追加できるよう、省エネ法改正(2013年5月) LED電球をトップランナー制度の対象に追加(2013年11月) 建築材料(断熱材)をトップランナー制度の対象に追加(2013年12月) 建築材料(窓:サッシ及び複層ガラス)をトップランナー制度の対象に追加(2014年11月) ショーケースをトップランナー制度の対象に追加(2017年3月) 「照明器具等判断基準ワーキンググループ」にて、白熱灯をトップランナー制度の対象に追加する旨の報告書を策定(2017年3月) <p>省エネ型自然冷媒機器の導入補助</p> <p>フロン類対策の今後の在り方について検討(2017年3月環境省取りまとめ)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
徹底した省エネエネルギーの推進④	＜運輸部門における省エネの推進＞	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
	「自動車産業戦略2014」を策定(2014年11月)					• 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す
	EV・PHV・FCV・CDVの導入補助					【補助指標】 • EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを目指す。
	車載用蓄電池等に関する研究開発を実施					• FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを目指す。
	• DC充電に関する国際標準発行(2014年3月) • 車両とインフラ間の充電通信に関する国際標準発行(2014年3月)					• 商用水素ステーションを2020年度までに全国に160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する
	• 47都道府県及び高速道路会社4社が充電インフラ整備のビジョンを策定し、インフラ整備を推進 • 公共用充電器は2.4万基を整備(2016年12月)					
	水素ステーションの普及・整備拡大 戦略的整備に向けた官民一体の新たな推進体制の構築					
	水素ステーションに対する導入支援等の実施 商用水素ステーションの先行整備 (4大都市圏を中心に累計100か所程度)					
	再エネ由来水素ステーション(比較的小規模の小さなステーション)の整備 (2020年度までに累計100か所程度)					
	低コスト化等に向けた研究開発・実証 規制の総点検 新たな規制改革実施計画等に基づく規制改革					
効率的で低炭素な輸送手段への転換や更なる物流拠点等の効率化、低炭素化を推進						
トラック輸送事業者及び船舶の運行効率に関する省エネ評価制度の構築・普及 再配達の削減に向けたオープン型宅配ボックスの導入支援や、鉄道等へのモーダルシフト、物流システムの効率化を推進し、物流システム全体を低炭素型に転換						

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
徹底した省エネルギーの推進⑤	<国民運動による低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		「COOL CHOICE」を旗印とする普及啓発の強化				
	<p>• 政府が旗振り役となった「COOL CHOICE(賢い選択)」の推進</p> <p>国民運動実施計画の策定</p>	<p>環境大臣をチーム長とし、経済界、地方公共団体、消費者団体、メディア、NPO、関係省庁等をメンバーとする「COOL CHOICE推進チーム」の設置・開催</p> <p>「COOL CHOICE推進チーム」のもと、省エネ家電(5つ星家電、LED等への買換え)、省エネ住宅(ZEH、断熱リフォーム、BELS等の普及)、低炭素物流(再配達による年間CO₂排出量42万トンの削減)、エコカー(エコカー減税対象車への買換え)、ライフスタイル(CO₂削減に貢献するシェアするライフスタイル)等の主要分野毎に作業グループを設置し、効果的な普及啓発を検討・推進</p> <p>各家庭への具体的な省エネ対策提案を行う家庭エコ診断(2030年度:診断世帯数394万世帯)の実施等</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す 2020年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
再生可能エネルギーの導入促進①	<再生可能エネルギーの導入促進>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会			
	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統整備や系統運用の広域化、蓄電池の研究開発・実証、環境アセスメント手続の迅速化、バイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備、ベースロード電源である地熱発電への支援策の強化など、各電源の特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入に取り組む					
	<固定価格買取制度の見直し>					
	<ul style="list-style-type: none"> 買取制度運用WGにおいて、回避可能費用の算定方法と認定制度の在り方を見直し(2014年3月) 系統接続ルール・認定制度の在り方を見直し(2015年1月) 2015年度、2016年度、2017年度参入者向け買取価格・賦課金を決定(それぞれ2015年3月、2016年3月、2017年3月) FIT法の改正による固定価格買取制度の見直し(新認定制度・価格決定方式の見直し・買取義務者の変更等) 	固定価格買取制度(FIT)の安定的かつ適切な運用				
	<系統制約の解消>					
	<ul style="list-style-type: none"> 電力広域的運営推進機関の発足(2015年4月) 広域系統長期方針の策定(2017年3月) 	再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる				
	<研究開発の推進>					
	太陽光発電・風力発電の低コスト化に向けた技術開発	太陽光パネルと屋根材とのパッケージ化など低コスト化に向けた技術開発				
	<改革2020> 気象観測・予測データの活用による安定的な電力供給	メンテナンスのデータベース作成等による風力発電のデータ産業化	太陽光・風力のモニタリングシステムと予測技術の開発、蓄エネ設備と連動して出力変動を制御する技術等の開発	自然変動電源発電予測・制御技術の活用		<ul style="list-style-type: none"> 2020年までの地熱発電タービン導入量での世界市場7割を獲得する
	北海道・東北において風力発電向けの送電網を整備し技術の実証を行う事業を開始	送電網の整備・実証による風力発電の導入拡大				
	地熱発電に関する技術研究開発事業を開始	地熱発電タービンの高度化に向けた技術開発等を通じ、世界市場獲得支援				
	<ul style="list-style-type: none"> 福島県沖で浮体式洋上風力発電施設を運転開始2,000kW(2013年11月)、7,000kW(2015年12月)、5,000kW(2017年2月) 長崎県五島市沖で2,000kWの浮体式洋上風力発電施設を運転開始(2013年10月)、関連技術を確立 	福島県沖で3基を運用 2018年頃までの浮体式洋上風力発電の本格事業化を目指す 浮体式洋上風力発電の施工について、低炭素化手法や低コスト化手法を確立				<ul style="list-style-type: none"> 2018年頃までに世界で初めて浮体式洋上風力を商業化する

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
再生可能エネルギーの導入促進②	<p>＜規制制度改革の推進＞</p> <p>風力発電・地熱発電の環境アセスメントに活用できる環境基礎情報のデータベースを公開(2014年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者の統括事業場への選任でもって個別の発電所ごとの選任に替えることができる要件を明確化(2013年9月) 小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者の選任要件を見直し(2013年9月) <p>「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備について、荒廃農地の活用など第1種農地においても例外的に農地転用を可能とするよう措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設 当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入されるよう、「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針」を策定・公表(2016年7月) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 → 年末 → 通常国会</p>	<p>環境アセスメントの迅速化(3～4年程度 → 半減を目指す)、地域の方々の理解促進、ポテンシャル調査支援等により導入促進</p> <p>風力発電・地熱発電における地域のエネルギー資源の有効活用と環境や地元に配慮した地域主導型の適地抽出手法の確立・普及</p> <p>環境保全と両立した風力発電の導入促進に向けたゾーニング手法検討モデル事業</p> <p>成果を踏まえた導入促進の在り方の検討</p> <p>地域協議会の設置等</p>			

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
新たなエネルギーシステムの構築等①	<p>＜電力分野の新規参入とCO₂排出抑制の両立＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による自主的枠組みのPDCAサイクル等を含む規約の発表と電気事業低炭素社会協議会の創設 発電段階において、省エネ法で設備単位・事業者単位の効率基準の設定などのルール整備、小売段階において、供給高度化法で2030年度に非化石電源比率44%以上を目標とするなどのルール整備(2016年4月) 電気事業者の自主的枠組みにおける取組状況等をフォローアップ(政府は2016年11月に、環境省は2017年3月に実施) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				
	<p>＜石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化＞</p> <p>「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況(BATの参考表)」を見直し(2017年2月)</p> <p>2013年6月以降に環境影響評価法に基づく審査を完了した火力発電所13件(新設8件、リプレース5件)について、審査期間を平均約140日分短縮</p>					
	<p>＜電気料金の抑制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各電力会社からの電気料金値上げ申請に対し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるか、厳正に審査し、値上げ幅を圧縮(2013年度～2015年度) 託送料金について、電力取引監視等委員会が厳正に審査を行い、その結果を踏まえて、経済産業大臣が認可(2015年度) 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、原価算定期間終了後的小売電気料金の事後評価を実施(2015年度～2016年度) 					
				<ul style="list-style-type: none"> 国の審議会において、電力業界の自主的枠組みにおける取組等を毎年度フォローアップ 自主的枠組みの「実効性」と「透明性」を担保するために、省エネ法、高度化法等による措置を適切に運用し、毎年度取組の進捗状況を評価 		
				<p>毎年度見直し、必要に応じ修正</p>		
				<p>環境アセスメントの明確化・迅速化(3年→リプレースでは最短1年強)</p>		
				<ul style="list-style-type: none"> 託送料金や経過措置期間中の小売電気料金といった規制料金について値上げ申請が行われた場合には、引き続き、電気事業法に基づいて電力・ガス取引監視等委員会が専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行い、その結果を踏まえて、経済産業大臣が判断を行う 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、原価算定期間終了後的小売電気料金の事後評価を実施する 送配電事業の効率化・託送料金の低廉化・質の高い電力供給の両立の実現に向け、定期的に託送収支の事後評価を実施する 		

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
新たなエネルギーシステムの構築等②	<高効率化に向けた技術開発・最新設備の導入・海外への普及促進> (石炭火力)	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> A-USCについて、2020年代の実用化を目指す(発電効率:現状 39%程度→改善後 46%程度)
		• 2013年12月に60万kW級と100万kW級のUSCが国内で運転開始				
		• 2013年8月に本邦企業がマレーシアからUSC機器を受注				
	(LNG火力)	USC(超々臨界圧火力発電)(実用化済)の導入				
		A-USC、IGCC、IGFCの実用化に向けた次世代発電技術開発				
		<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素貯留適地調査 二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術開発 				
	2013年8月以降1,600度級LNG火力が国内で順次運転開始					
		高効率ガスコンバインドサイクル発電(1,600度級)の導入、1,700度級の実用化に向けた次世代発電技術開発				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑪

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
新たなエネルギーシステムの構築等③	<p>＜市場メカニズムを活用した電力市場の競争活性化と公益的課題への対応＞</p> <p>電力システム改革貫徹に向けた課題に対応するため、ベースロード電源市場、連系線利用ルール、容量市場、非化石価値取引市場に関する、電力システム改革貫徹のための政策小委員会においてその意義と基本的な考え方を整理(2017年2月)</p>	<p>ベースロード電源市場、連系線利用ルール、容量市場、非化石価値取引市場等の整合性を確保しつつ、より詳細な検討等を実施。その後、各制度の整合性を確保しながら、詳細設計を踏まえて導入。</p>				<ul style="list-style-type: none"> 電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す
	<p>＜ITの活用による再エネ・省エネ融合エネルギー・システムや地産地消のエネルギー・システムの構築＞</p> <p>2014年3月に開催された経済産業省の「スマートメーター制度検討会」において、全ての電力会社が、従来の導入計画を1年～8年前倒すことを表明</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力会社等によるスマートメーターの本格導入を開始 	<p>電力会社等によるスマートメーターの本格導入を促進</p>				
	<p>エネルギー・マネジメントシステムについて、実証事業や導入補助等を実施</p>	<p>料金メニューの多様化等に伴い、HEMS、BEMS、MEMS、CEMS等が本格普及開始</p>				
	<p>「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」において、電力利用データを利活用した新サービス創出に向けてプライバシーマニュアルを策定</p>	<p>IoT時代の到来を踏まえ、高度なエネルギー・マネジメントや、新たなサービスの創出に向けて更なる措置を検討</p>				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
新たなエネルギーシステムの構築等④	<ITの活用による再エネ・省エネ融合エネルギー・システムや地産地消のエネルギー・システムの構築>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
		<改革2020> <ul style="list-style-type: none"> スマートコミュニティ4地域でのディマンドリスpons(DR)実証の結果、電気料金の変動(電気料金型DR)によって2割のピークカットが継続的に可能であることを確認 4地域における実証での成果をいかし、ネガワット取引をはじめとするディマンドリスピスに係る実証事業等を実施 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの確立に向けた産学官有識者による検討を開始 ネガワット取引のガイドラインを策定(2015年3月) ネガワット取引に関する技術実証を実施 ネガワット取引市場の創設に向けた検討を開始 	エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの振興	需要家側エネルギー・リソースの拡大 価格低減メカニズムを組み込んだ補助制度の省庁横断的な展開	需要家側エネルギー・リソースの有効活用に向けた環境整備	<p>需要家ーアグリゲーター間のサイバーセキュリティの在り方の検討</p> <p>電力会社ーアグリゲーター間のサイバーセキュリティの在り方の検討</p> <p>ネガワット取引等において活用されるエネルギー・リソースの制御量の適切な評価方法の検討</p> <p>ネガワット取引市場の円滑な運用</p> <p>送配電事業者によるネガワットの活用</p>
	関係省庁連携の下、地産地消型のエネルギー・システムの導入を推進					

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
新たなエネルギーシステムの構築等⑤	<p>＜水素社会の実現に向けた技術実装の推進＞</p> <p>＜改革2020＞ 【水素社会実現に向けた官民の戦略】 ・2014年に策定した水素社会の実現に向けたロードマップを改訂（2016年3月）</p> <p>【定置用燃料電池】 ・定置用燃料電池（エネファーム等）について、日本提案による単位セルの性能試験法の国際標準が発行（2014年3月） ・家庭用燃料電池（エネファーム）の導入促進により、19.5万台が普及（2017年3月末現在） ・業務・産業用の定置用燃料電池の技術開発・実証</p> <p>＜改革2020＞ 【FCV・水素ステーション】 ・FCVの導入補助 ・累計90か所の商用水素ステーションが開所済み（2017年3月末時点） ・累計10か所の再エネ由来水素ステーションが開所済み（2017年3月末時点） ・規制改革実施計画等に基づき、水素ステーション等に係る規制の見直しを実施</p> <p>＜改革2020＞ 【水素発電・国際的水素サプライチェーン構築】 ・水素発電の本格的導入に向けた実証 ・国際的な水素サプライチェーンの構築</p> <p>＜改革2020＞ 【改革2020に基づく水素社会のモデル構築】 ・系統安定化や再エネ導入拡大に資するP2G（再生可能エネルギー電気からの水素製造）技術実証の候補事業者の決定</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				<p>(燃料電池) ・家庭用燃料電池（エネファーム）は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す</p> <p>【補助指標】 ・2020年にユーザー負担額が7、8年で投資回収可能な金額を目指す</p> <p>(水素ステーション) ・商用水素ステーションを2020年度までに全国に160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する</p>

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑭

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
福島新エネ社会構想の推進	<福島県における再生可能エネルギー等の導入拡大>							

・福島新エネ社会構想実現会議を設置(2016年3月)
 ・「福島新エネ社会構想」決定(2016年9月)
 ・送電線敷設に向けたルートを検討するFS調査を実施(～2017年3月)
 ・再エネを用いた大規模水素製造実証の仕様の検討(～2017年3月)
 ・3市町において、スマートコミュニティの構築に向けたマスターplanの策定完了(～2017年3月)

「福島新エネ社会構想」の推進

阿武隈山地・福島沿岸域における風力発電計画の実現に向けて効率的に送電線を増強

<改革2020>
再エネを用いた大規模水素製造実証の実証場所の選定

<改革2020>
再エネを用いた大規模水素製造や輸送・貯蔵に係る実証の実施、東京2020オリンピック競技大会の際の福島県産水素の活用

福島県でのスマートコミュニティ構築事業の実施

福島再生可能エネルギー研究所を核とした技術開発や実用化支援等の実施

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化	<革新的エネルギー技術の開発>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	(パワーエレクトロニクス)
	・第114回総合科学技術会議において、「環境エネルギー技術革新計画」を改訂(2013年9月) ・当該計画のフォローアップを実施(2015年3月)					・2020年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す
	・「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定(2016年4月)					
	<次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等)>					
	大口径・高品質SiCウェハの実用化など、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化に向け、研究開発事業を実施					
	「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の課題の1つとして次世代パワーエレクトロニクスを決定					
	<蓄電池>					(蓄電池)
	・定置用リチウム二次電池の性能に関し、IEC(国際電気標準会議)において日仏共同提案で国際標準を発行(2014年11月) ・定置用リチウム二次電池の安全性に関し、IEC(国際電気標準会議)において日仏共同提案で国際標準を発行(2017年2月)					・国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020年に年間5,000億円を目指す(世界市場の5割程度) ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象
	系統用蓄電池について、研究開発・実証等を実施					
	車載用蓄電池等に関する研究開発を実施					・2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に(2.3万円/kWh以下)

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等①	<安定的な資源開発投資の促進>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		<p>・第192回臨時国会において「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案」が成立(2016年11月公布・施行)。企業買収等に対する出資支援を可能にする等、JOGMECのリスクマネー供給機能を大幅に強化。また、平成28年度第2次補正予算においてそのための財源を措置。</p> <p>・米国において、日本企業がLNG引取契約を有する全てのLNGプロジェクトが、エネルギー省の輸出承認及びFERC(米国連邦エネルギー規制委員会)の承認を取得</p> <p>・2015年4月末、我が国企業が世界屈指の規模を誇るアブダビの陸上油田の権益獲得にアジア企業として初めて成功</p> <p>・我が国の自主開発原油の大部分を占めるアブダビ海上油田の権益について、その6割が2018年3月に権益期限を迎えるところ、2017年1月、一部油田について他の油田に先行して権益延長に合意</p> <p>・2014年7月、日チリ間の鉱業分野の関係強化に係る覚書を締結</p> <p>・「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の下、現地人材育成、リスクマネー供給等を実施</p> <p>・2015年5月、アフリカ16か国の代表団参加の下、「第2回日アフリカ資源大臣会合」を開催、共同議長総括を取りまとめ・採択</p> <p>・2016年11月、ペルーエネルギー鉱山省と鉱業分野に関する覚書を締結</p> <p>・2017年2月、鉱業投資会議「マイニング・インダバ」に併せて、南アフリカ共和国と鉱業分野における両国間の協力関係の強化を図るための覚書を締結</p>				

安定的かつ安価な資源の確保の推進

我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援

豪州・イクシスLNG生産開始(予定)
:我が国企業が主導・操業する初めての大型LNGプロジェクト

我が国企業が保有するアブダビ海上油田権益の延長交渉

石油・天然ガス分野及び鉱物資源分野における資源国との関係強化

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等⑯	<p>＜海洋資源開発の推進・関連産業の育成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな「海洋基本計画」を策定(2013年4月) 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定(2013年12月) 三次元物理探査船「資源」により、毎年度概ね6,000km²の物理探査を実施するとともに、山口・島根沖での試掘調査を実施(2016年度) 砂層型メタンハイドレートについて、世界初の海洋におけるガス生産実験を受けて、商業化に向けた課題解決のための研究開発を実施 表層型メタンハイドレートについて、資源量把握に向け、本格的な分布調査等を実施(2013年度～2015年度)し、1742か所のガスチムニー構造を確認 海底熱水鉱床等について、採鉱技術の改良加速化、資源量調査等を実施し、2014年度に2か所、2015年度にも2か所の有望な海底熱水鉱床の存在を発見し、2016年度は1つの既知鉱床の資源量を740万トンと確認 2015年の海の日に総理が立上げを表明したコンソーシアム(海洋開発の基盤となる技術者の育成のための大学と産業界のマッチング等の調整を行う専門機関・組織)の立上げを表明 民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランを策定 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>2018年度までに(2007年度からの累計で) 概ね6.2万km²の物理探査を実施</p> <p>砂層型メタンハイドレート: 2018年度を目途に商業化に向けた技術の整備 2017年4月～6月 第2回海洋产出試験</p> <p>表層型メタンハイドレート:資源回収技術の調査研究を継続するとともに、海底下の地層における分布、形態の特徴、周辺地盤の特性等の解明のための調査を実施</p> <p>海底熱水鉱床、レアース泥等:資源量調査、生産技術開発等を実施 (海底熱水鉱床については、2018年度に経済性を評価)</p> <p>採鉱・揚鉱パイロット試験の実施</p> <p>技術課題の克服</p> <p>新たな鉱床の資源量の把握</p> <p>新たな有望鉱床の発見</p> <p>次世代海洋資源調査技術:2018年度までに海洋鉱物資源を低コストかつ高効率で調査する技術等を、世界に先駆けて実現</p> <p>コンソーシアムの取組と一体となった人材育成システムの運用の推進 ・専門カリキュラム、教材等の作成 ・海外の大学等との連携体制の構築 ・技術開発推進</p> <p>人材育成システムの着実な運用と更なる発展</p>	<p>2019年度以降も引き続き物理探査を実施</p> <p>民間企業が主導する商業化のためのプロジェクト開始に向けた技術開発</p>	<p>海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、砂層型メタンハイドレートについては平成30年代後半に、民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、海底熱水鉱床については平成35年以後に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう資源量の把握や技術開発を推進する。</p>		

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等⑯	<p>「二次資源の確保」</p> <p>「都市鉱山」の利用によるレアメタル等の再資源化については、小型家電リサイクル法等に基づきリサイクルを実施するとともに、回収量向上や技術開発を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外で発生した二次資源について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第193回通常国会へ提出(2017年3月) 2018年度を目標年次とする小型家電の回収量に係る新たな目標の設定(2017年4月) 	<p>The timeline shows the following sequence of events:</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算要求 稅制改正要望等 (Budget Request, Tax System Revision Requests, etc.) 秋 (Autumn) 年末 (End of Year) 通常国会 (Ordinary Session of the Diet) 	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案成立後、法施行までに、必要な政省令等の改正を実施</p> <p>製品製造プロセスと再資源化プロセスの連携により、「都市鉱山」から有用金属資源を効率的にリサイクルする革新技術・システムの開発を着実に実施する</p>	<p>改正法の施行状況も踏まえつつ、定期的な見直しを実施</p> <p>技術開発や評価・見直しを踏まえた取組の実施</p>	<p>新たな目標(2018年度までに14万トン/年)に向けて、使用済小型家電の更なる効率的・効率的な回収・処理や都市鉱山を活用したオリンピック・パラリンピック入賞メダル製作等の取組を推進</p>	<p>継続的な取組により、小型家電リサイクル制度の循環型社会への定着と循環産業の競争力強化を図る</p>	
	<p>＜石油コンビナートの設備最適化・高付加価値化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年3月末を期限とするエネルギー供給構造高度化法の判断基準に基づき、国内製油所の残油処理装置装備率は当初の目標である50%程度を達成 重質油処理能力向上のための分子構造解析等に必要な実験装置を導入 						<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI				
						<table border="1"> <tr> <td>概算要求 税制改正要望等</td> <td>秋</td> <td>年末</td> <td>通常国会</td> </tr> </table>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会
概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会							
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等④	<p><石油・LPガス供給インフラ等のリスク対応力強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 製油所における非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012年度末)から100%(2015年度末)に上昇) 巨大地震発災における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) 高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づき事業者が耐震補強に向けた改修計画を策定(2015年5月) 内閣府・消防庁・経産省の3府省庁において大規模地震時の電気火災の発生抑制対策を取りまとめ(2015年3月) 都市ガスの安定供給のための経年管対策の加速化 <ul style="list-style-type: none"> 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更(2014年3月) 緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)2部隊を新設(2015年3月) エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの設計、部分試作及び性能検証に基づき、単体ロボットの1次試作を完了(2017年3月) 	<p>2017年度</p> <table border="1"> <tr> <td>概算要求 税制改正要望等</td> <td>秋</td> <td>年末</td> <td>通常国会</td> </tr> </table>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	<p>2018年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 製油所等における①耐震・液状化対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強対策等の実施を促進 「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社の「系列BCP」を不断に見直す 災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備と防災訓練の実施 災害時に中核SSや住民拠点SSの稼働状況等を速やかに把握する連絡システムの構築・運用 災害時にLPガスの供給拠点となる「中核充填所」の機能強化 大規模災害を想定した自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 需要家側への燃料備蓄(自衛的備蓄)の推進 電気・ガス設備の自然災害に対する復旧迅速化等に向けた取組強化 指導文書に基づき、高圧ガス設備の耐震補強に向けて事業者が策定した改修計画のフォローアップの実施 	<p>2019年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安上重要な建物(学校、病院、地下街、地下室等)の経年管の削減促進 	<p>2020年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年度までに緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を12部隊設置 実戦型消防ロボットシステムの開発・完成 	<p>順次導入・高度化</p>
概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会							

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等⑤	<p>＜産業事故の防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 製油所の事故要因を分析し、ビッグデータ解析手法による製油所の稼働信頼性向上の可能性を検討 IoTやビッグデータの活用等による先進的な自主保安に取り組むなど、「産業保安のスマート化」を推進し、産業構造審議会保安分科会において進捗を取りまとめ(2016年4月) IoT・BD・AIを活用した高度な自主保安を行う事業者を「スーパー認定事業所」として認定し、規制上のポジティブインセンティブを与える新制度開始(2017年4月) <p>＜備蓄の機動性向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油製品の増強を行った結果、全国需要の4日分の備蓄を確保(2014年6月)。さらに、それを全国10地域ブロック毎に、地域需要の4日分の備蓄体制構築を完了(2017年2月)。 タンク容量が不足する地域において、国家備蓄石油製品を貯蔵するタンクの新設・改修を支援した(2016年3月)。 国家備蓄石油ガスの増強を行った結果、135万トンの備蓄を確保(2017年3月)。 <p>＜地域における石油・LPガスの安定供給の確保＞</p> <p>石油元売会社、販売事業者、業界団体及び国で組織する「SS過疎地対策協議会」を設置(2015年3月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等⑥	<p>＜流動的なLNG市場の創出とLNG取引ハブの実現＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年5月、流動性の高い国際LNG市場の構築を目指すべく「LNG市場戦略」を策定し、北九州で開催したG7エネルギー大臣会合において公表 G7伊勢志摩サミット(2016年5月)において、仕向地制限の緩和等を含む、更なる透明性及び柔軟性がある、良く機能する天然ガス市場の強化について、先進国間で確認 LNG市場の拡大及びアジア大のエネルギー安全保障の強化に向け、EASエネルギー大臣会合(2016年9月)において、アジアにおける天然ガス利用促進に向けた政策オプションの検討を提案 2012年度より、LNG産消会議を毎年度開催し、2016年度会議(2016年11月)ではLNG需給を反映した価格指標や、アジアのLNG需要拡大に関するパネルディスカッションを開催 東京商品取引所が海外の価格報告機関との間で価格指標形成等に向けた協力に関する覚書を締結(2016年11月) LNG現物市場の創設(2017年4月) LNG先物市場の創設に向け、LNGのスポット取引価格に関する政府統計を2014年4月より公表 		<p>LNGの受渡しや必要なインフラへの第三者アクセスの確保</p>	<p>LNG取引の活性化に向けた、 アジア等でのLNG利用拡大やLNGバンкиング等、新たな需要拡大の促進</p>	<p>LNG需給を正確に反映した価格指標の確立による 適切な価格発見システムの構築</p>	<p>LNG消費国間の連携強化等による 日本のバーゲニングパワーの強化</p>	<p>仕向地制限の緩和などによるLNG市場の柔軟化の促進</p>

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
安全性が確認された原子力発電の活用	<安全性が確認された原子力発電の活用>	概算要求 税制改正要望等			秋	年末	通常国会	
		<ul style="list-style-type: none"> 「新規制基準」施行(2013年7月) 原子力規制委員会は、川内原子力発電所1、2号炉(2014年9月)、高浜発電所3、4号炉(2015年2月)、伊方発電所3号炉(2015年7月)、高浜発電所1、2号炉(2016年4月)、美浜発電所3号炉(2016年10月)、玄海原子力発電所3、4号炉(2017年1月)の原子炉設置変更を許可 2017年5月19日現在、川内原子力発電所1号炉(2015年9月～)、川内原子力発電所2号炉(2015年11月～)、伊方発電所3号炉(2016年9月～)、高浜発電所4号炉(2017年5月～)が通常運転中 	いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合する認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。					

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進①	<p>＜美しい星への行動(ACE、ACE2.0)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> COP19において、イノベーション、アプリケーション、パートナーシップの三本柱で技術で世界に貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略—Actions for Cool Earth (ACE)」を発表(2013年11月) ICEF(Innovation for Cool Earth Forum)の開催(第1回:2014年10月、第2回:2015年10月、第3回:2016年10月) COP21において、安倍総理より、2020年における官民合わせて約1兆3000億円の途上国支援実施と、経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化の2本柱からなる貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表(2015年11月) <p>＜エネルギーインフラ輸出を通じたエネルギー産業の国際展開の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア、タイ、インド、ミャンマーとエネルギー政策対話を実施 APECエネルギー大臣会合で合意した「質の高い電力インフラガイドライン」の普及 エネルギー管理制度の質の向上に向けた対象国の見極め IGCC等先端技術の導入促進 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>＜イノベーション＞(革新的技術の開発等)</p> <p>第4回ICEFの開催 ICEFの継続的な開催</p> <p>2020年度までの国地方の基礎的財政収支黒字化を前提としつつ、官民合わせ5年で1100億ドルの投資を目指す</p> <p>＜アプリケーション(ACEのみ)＞(日本の技術の海外展開等)</p> <p>二国間文書に署名した国におけるJCMプロジェクト形成促進</p> <p>2018年度を目途に温室効果ガス観測技術衛星の2号機を打ち上げ、全大気平均濃度と国別・大都市別排出量の監視を行う(2020年度以降を目途に国別・大都市別の排出量測定・削減対策を行うことを提案)</p> <p>＜パートナーシップ＞(途上国支援等)</p> <p>途上国支援の実施 途上国支援の更なる強化に取り組む</p> <p>東南アジアを中心にエネルギー政策対話を実施 各国のエネルギーマスタープランづくりを支援</p> <p>対象国の見直し・拡大</p> <p>アジア地域等への普及を促進</p> <p>エネルギー管理の判断基準の策定・運用能力向上に向けたトレーニングシステムの構築を支援</p> <p>最先端の高効率火力発電所の導入に向け、FS支援、専門家派遣・招へい等の技術協力を実施</p>				

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進②	二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の推進	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
		<パリ協定下での優れた低炭素技術等の国際展開>					
		「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」の策定(2016年11月)				同イニシアティブに基づく各種施策の推進	
		公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢献分の「見える化」					
		関係省庁・関係機関等の協議会立ち上げ(2013年11月)、二国間協議国を対象としたプロジェクト発掘を開始				二国間文書に署名した国におけるプロジェクト形成促進	
		国内制度の検討推進・登録簿等の制度整備に向けたロードマップの策定(2013年9月)、16件のJCMプロジェクトの登録(環境省設備補助事業及びNEDO実証事業)(2017年3月末時点)				プロジェクトの本格的な開始及びクレジットの獲得	
		17か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン)とJCMに係る二国間文書に署名(2017年3月末時点)				登録簿の運用、管理、改修	
		フィリピンを除く16か国との間で合同委員会を開催(2017年3月末時点)				ASEAN、インド等、主要国との二国間協議を推進	
						二国間文書に署名した国との制度運用を実施	
						COPにおける国際交渉を推進／ベストプラクティスとしての事例紹介を含む実績の国連への報告	
						・民間活力を最大限活用して、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す	

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進③						
	8か国(シンガポール、インドネシア、フィリピン、ロシア、タイ、ベトナム、中国、韓国)と協力覚書や政策対話等による廃棄物分野の国際協力を実施(2017年3月末時点)	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	二国間協力や自治体間協力と連携した循環産業の国際展開の優先支援を開始	アジア諸国との廃棄物分野の国際協力の継続的推進				
	国際研究開発・実証プロジェクト等において、海外技術実証や制度構築支援等を実施	循環産業の海外展開支援に新規参入事業者枠を新設	新規参入事業者枠を含めて支援			
	アジア・太平洋地域における廃棄物分野の情報整備に資する「アジア太平洋3R白書」の策定準備を2014年に開始	アジアにおける省エネルギー型資源循環制度の導入				
	2016年11月に第7回アジア太平洋3R推進フォーラムを開催	2017年12月までに「アジア太平洋3R白書」の第一版を公表予定	第二版の検討開始			
	「ハノイ3R宣言」等のアジア太平洋3R推進フォーラムを活用した、アジア・太平洋地域におけるハイレベルの廃棄物処理・3R政策強化の促進	第8回会合開催	引き続き、継続的に会合を開催			
		2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を立ち上げ、人材育成等を進める				• 焚却設備やリサイクル設備等の輸出額を2015年度実績から2020年度までに倍増させることを目指す。

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ロボット革命①	<p>＜ロボット新戦略の実行・進化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年9月より「ロボット革命実現会議」を開催し、「ロボット新戦略」を策定(2015年2月日本経済再生本部決定) 「ロボット新戦略」の推進母体として「ロボット革命イニシアティブ協議会」を立ち上げ(2015年5月) <p>「スマートものづくり応援隊」の拠点整備 (2016年度:5拠点)</p> <p>汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えた「プラットフォームロボット」の導入が効果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野、備えるべき仕様等を整理、取りまとめ(2016年6月)</p> <p>ロボット等の導入による介護現場の生産性向上等のアウトカムデータを収集・分析するための実証実施</p> <p>移乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット介護機器開発企業への補助事業</p> <p>介護現場への導入に関するマッチング支援、相談窓口の開設等</p> <p>生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に基づく安全認証を取得(2014年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進 シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施(2014年度～) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>フォローアップを踏まえつつ、「ロボット新戦略」の着実な遂行 (技術開発、人材育成、導入実証、規制改革・安全基準策定等による現場への普及促進)</p> <p>「ロボット革命イニシアティブ協議会」の取組を推進 (製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引下げ(2020年まで) ロボット導入支援人材(システムインテグレーター)の倍増(2020年まで) <p>「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の拡大(全国40か所へ)</p> <p>「プラットフォームロボット」の開発、上市</p> <p>IT・ロボット導入の専門家による1万社への支援</p> <p>引き続き、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータを収集・分析するための実証実施</p> <p>ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討・結論</p> <p>開発重点分野を再検証</p> <p>ロボット介護機器の開発・本格導入の実現</p> <p>国内認証の実施</p> <p>個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるためのシーズ・ニーズマッチング強化事業等、障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進を継続</p>	<p>通常国会</p>		<ul style="list-style-type: none"> 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台 国内の重要なインフラ、老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ロボット革命②	<ul style="list-style-type: none"> インフラ点検補修を高効率化するセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の公募・選定(2014年度) 次世代社会インフラ用ロボットについて、水中分野での試行的導入実施(2016年度～) <ul style="list-style-type: none"> 「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」の策定(2017年3月) 農業ITシステムで利用される各種の名称、規格等の標準化(2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> 「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」において運用ルール全体の骨子の取りまとめ(2015年6月) 航空法の改正による小型無人機の基本的な飛行ルールの導入(2015年12月) 「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、利活用と技術開発に関するロードマップの策定(2016年4月)・改訂(2017年5月)及び制度設計の方向性の取りまとめ(2016年7月) 小型無人機等のロボットにおける電波利用の高度化のための使用周波数帯の拡大等の制度整備(2016年8月)、携帯電話の上空利用に係る制度整備(2016年7月) 	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p> <p style="text-align: center;">秋 年末 通常国会</p>	<p style="text-align: center;">インフラ点検の高度化・効率化に向けた IT、ロボット、非破壊検査技術の研究開発・現場導入</p> <p style="text-align: center;">次世代社会インフラ用ロボットの公募、現場検証、評価等</p> <p style="text-align: center;">社会インフラのモニタリング技術の公募、現場検証、評価、現場導入等</p> <p style="text-align: center;">インフラ点検・災害対応ロボットの性能評価基準・試験手法等の策定</p> <p style="text-align: center;">性能評価基準・試験手法等の国際標準化</p> <p style="text-align: center;">「ロボット版点検手順」の策定(水中)</p> <p style="text-align: center;">橋梁・トンネル等で順次策定</p> <p style="text-align: center;">利用場面に応じた要求性能の設定・公表</p> <p style="text-align: center;">有人監視下での場内での無人システムの市販化実現</p> <p style="text-align: center;">遠隔監視による無人自動走行システムの実現に向けた開発及び環境整備</p> <p style="text-align: center;">個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進</p> <p style="text-align: center;">「小型無人機の利活用と技術開発に向けたロードマップ」に基づく技術開発・実証、環境整備に向けた更なる検討その他の必要な措置の実施</p> <p style="text-align: center;">山間部等における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施</p> <p style="text-align: center;">有人地帯における目視外飛行による利活用の本格化に向けた取組の実施</p> <p style="text-align: center;">機体や操縦者等の要件の明確化</p> <p style="text-align: center;">航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂</p> <p style="text-align: center;">新たな審査要領の運用</p> <p style="text-align: center;">制度の運用・更なる電波利用に向けた検討</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台 国内の重要なインフラ、老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ロボット革命③		概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
	次世代ロボットの実現に向けたグローバル研究拠点の設置に着手(2016年度)	次世代ロボット実現に向けたグローバル研究拠点の整備、研究開発から実用化・事業化まで一貫した産学官連携プロジェクトの着手		研究開発から実用化・事業化まで一貫した産学官連携プロジェクトの本格的実施		<ul style="list-style-type: none"> 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上
	「ロボットテストフィールド」の整備着手(2016年度)	「ロボットテストフィールド」の整備		「ロボットテストフィールド」の順次開所・運用		<ul style="list-style-type: none"> ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】
	・「World Robot Summit実行委員会諮問会議」等立ち上げ(2015年12月) ・「World Robot Summit(ロボット国際大会)」開催場所、競技種目決定(2016年12月)	国際標準を見据えた性能評価基準の策定		性能評価基準の国際標準化		<ul style="list-style-type: none"> 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台
		「World Robot Summit(ロボット国際大会)」プレ大会(2018年)に向けた広報・周知活動、準備		本大会準備・開催(2020年)		<ul style="list-style-type: none"> 国内の重要なインフラ、老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化
			海外との連携による競技分野のロボットの国際的標準評価手法の構築			<ul style="list-style-type: none"> 会場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ロボット革命④	<p>＜先端ロボット技術による未来社会の実現＞【改革2020】 (先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル未来社会推進協議会設立(2015年9月) 幕張新都心WG設立(2016年4月) —自動運転モビリティサービス(AMOS)及びパーソナルモビリティシェアリングサービス(PMS)におけるビジネスモデルの検討、試行的実証(2016年) 渋谷超福祉WG設立(2016年11月) —高層複合施設、公園及び渋谷駅前において超福祉展を実施(2016年) <p>(ロボット社会実装プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ロボット活用に係る安全性確保に関するルールをロボット革命イニシアティブ協議会において取りまとめ(2016年6月) 実証事業の実施(空港・ショッピングモール等)(平成28年度事業) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>ロボカップ2017 名古屋世界大会</p>	<p>東京大会</p> <p>シヨーケース構築</p> <p>ショーケースを中心とした技術の発信</p> <p>社会実装</p>	<p>東京大会会場が所在する地域を中心とした</p>	<p>・2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円</p> <p>・製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上</p> <p>・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円[約10億円(2012年)]</p> <p>・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台</p> <p>・国内の重要なインフラ、老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化</p> <p>・場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現</p>	

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
バイオ・マテリアル革命	<p><バイオ・マテリアル革命></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物や微生物を用いた高機能品生産技術の開発 公的機関等が保有する生物資源情報のデータベース化の検討を開始 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>我が国のバイオ産業の新たな市場形成を目指した戦略の策定</p> <p>生物を活用した機能性物質生産のための産学官による技術開発を推進</p> <p>生物資源データをAI等により解析するためのリアルデータプラットフォームを構築</p> <p>バイオ分野に対する民間投資の加速に向けた施策の検討</p> <p>戦略に基づき、炭素循環型社会や食による健康増進・未病社会の実現に向けた施策の推進</p> <p>データ基盤を活用した基盤技術開発の促進</p> <p>検討結果を踏まえ事業環境整備を実施し新市場創出</p>				

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
宇宙ビジネスの拡大	<p>＜宇宙機器・利用産業の強化・拡大＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇宙基本計画」を策定(平成28年4月) 「宇宙産業ビジョン2030」を策定(平成29年5月) 「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」を策定(平成28年3月) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律が成立し、ロケット打上げ市場等への民間参入のための環境整備、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度等を創設(平成28年度臨時国会) G空間情報センターの稼働(平成28年11月) 「地理空間情報活用推進基本計画」を改定(平成29年3月) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>準天頂衛星4機体制を確立</p> <p>準天頂衛星7機体制を通じた持続測位の実現 衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化</p> <p>アジア・太平洋における高精度測位情報の配信サービスの事業化支援 欧州Galileo衛星との相互運用性確保を通じた欧州等への国際展開</p> <p>G空間情報センターの稼働を契機に、G空間プロジェクトを推進 準天頂衛星システム等に高度なセキュリティ対策を行い、その安定的な利用環境を確保</p> <p>民間事業者の宇宙関連ビジネスへの参入促進のためのロードマップ策定</p> <p>宇宙関連ビジネスへのG空間情報センターの利活用促進 及び連携強化</p> <p>政府衛星データ(安全保障用途に係るもの)のオープン化及び利用者目線での開示方法整備 農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証</p> <p>民間小型ロケット事業の競争力強化</p> <p>小型衛星コンステレーション企業等のベンチャー企業への支援強化</p> <p>政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給、ベンチャーの事業性を高める制度整備の検討</p> <p>部品・コンポーネントの国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を抜本強化</p> <p>「宇宙システム海外展開タスクフォース」の立ち上げと推進</p> <p>アジア、中東等の有望案件の実現に取り組む</p> <p>新たな官民連携の枠組みを構築</p> <p>「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)」を通じて、宇宙ベンチャー創出、イノベーションを促進し、2020年度までに100の宇宙関連新事業の創出を目指す</p> <p>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する許認可制度整備の準備</p> <p>ロケット打ち上げ市場等への民間参入のための環境整備</p> <p>民間打上げ射場の整備に向けたガイドラインの整備</p> <p>衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する許認可制度整備の準備</p> <p>衛星運用・画像販売事業の育成等</p> <p>宇宙空間における国際的なルールの策定に向けた取組の推進</p> <p>我が国宇宙産業の国際競争力を強化するためH3ロケットや次世代衛星の開発を推進</p>					

中短期工程表「ロボット革命／バイオ・マテリアル革命」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
航空機産業の拡大	<航空機産業の拡大>	<ul style="list-style-type: none"> 「航空機部品産業における生産管理・品質保証ガイドブック」策定(2017年3月) 「国内航空機産業クラスターフォーラム」を2015年より毎年開催 日仏間の民間航空機産業協力を目的とした日仏ワークショップを2013年より毎年開催(WSの成果として日仏共同研究開発プロジェクトを実施中) 	<ul style="list-style-type: none"> デュアルユースの観点も踏まえた戦略的な研究開発の強化 航空機の生産工程へのロボットの適用などIoTを活用した生産性の大幅な向上 地域中核企業を軸とした材料・部品産業の強化や技術開発等により、地域に裾野産業を育成 	<ul style="list-style-type: none"> 生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現したモデルを展開 「全国航空機クラスター・ネットワーク」を構築 	先進的な技術開発や人材育成等の支援や、海外企業とのマッチング機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> MRJに対する安全性審査を適確に実施 MRJを含む今後の完成機事業の受注拡大、新興国向けの人材育成等 MRJを実証インフラとし、航空機関連部品の国内開発を加速 		

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
既存住宅の流通促進・空き家対策等①	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅インスペクション・ガイドラインを策定し、講習や補助事業における活用により普及を促進(2013年6月) 「中古戸建て住宅の建物評価の改善に向けた指針」を策定(2014年3月) 鑑定評価における留意点の策定、既存住宅価格査定マニュアルの改訂(2015年7月) 住み替えの円滑化支援(住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業の実施等:2014～2015年度) 既存住宅の長期優良化に係る認定基準を告示(2016年4月) 宅地建物取引業者と他の専門事業者の連携によるワンストップサービスの開発を支援 レインズ(不動産流通標準情報システム)の利用ルールや機能の改善(2016年1月) 宅地建物取引法を改正し、重要事項説明に建物状況調査(インスペクション)の実施の有無等を位置付け(2016年6月) 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の創設(2017年度税制改正) 「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)の創設(2017年) 							<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増(2010年4兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す。 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増(2010年6兆円)※可能な限り2020年までに達成を目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> 改正耐震改修促進法の施行、耐震診断義務付け対象建築物に対して、通常の助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設(2013年11月) 都市機能や居住の立地誘導を図る改正都市再生特別措置法等の施行(2014年8月) 改正マンション建替え法の施行、専門家による相談体制の整備等の老朽化マンション等の課題の解決のための支援措置を実施(2014年12月) 改正都市再生特別措置法等を施行し、市街地再開発事業における組合員の算定方法を見直し(2016年9月) 改正建築基準法施行規則を施行し、一団地認定の職権による取消しの手続きを明確化(2016年10月) 							<p>耐震診断義務付け対象建築物等への重点的・緊急的な支援等により、耐震診断・耐震改修を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に対する支援等を実施 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施 老朽化マンション等の課題解決のための支援措置等を実施

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
既存住宅の流通促進・空き家対策等 ②	空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行 (2015年5月)	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	空き地等の新たな活用に関する検討会の開催、提言取りまとめ(2017年1～6月)					同法に基づき市町村が策定する計画に沿った空き家の活用・除却の取組等を支援
	法定相続情報証明制度の施行(2017年5月)					・全国版空き家・空き地バンクの構築・活用 ・空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産関連団体への支援
						・空き地の活用に係る優良事例の横展開 ・左記提言を踏まえて、必要な制度等を検討
						法定相続情報証明制度の利用拡大と相続登記の促進
						相続登記が長期にわたり行われていない土地を調査して所有者の把握を容易にするための制度の検討
						左記検討結果に応じた所要の措置
	・ サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進、高齢者等の居住の安定を図る先導性が高い事業を支援 ・ サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施 ・ 居住支援協議会による高齢者等の「住まい」の包括サポートの取組への支援					・ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 【3～5%(2020年)】
	公的賃貸住宅団地(公営住宅、UR賃貸住宅等)の建替え等における福祉拠点化の事例収集					
	PPP/PFIの活用等による公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした再生・福祉拠点化の推進					
	民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進					
	空き家・空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立(2017年4月))					適正な家賃債務保証を行う業者について登録制度を創設
	都市機能や居住の立地誘導を図る改正都市再生特別措置法等の施行(2014年8月)					新たな住宅セーフティネット制度の普及促進
	立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施					

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」③

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
次世代住宅の普及促進	<p>IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅などの先進的な次世代住宅について、課題整理（2016年度）</p> <p>ICTの活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等により、健康の増進や環境負荷の低減に寄与するスマートウェルネス住宅の先進モデルの構築・普及促進</p> <p>民間等による省エネ・省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅等の先導的プロジェクトを支援（2014年度～）</p>							

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ利活用基盤の構築①	<p>公的統計データにおけるオープンデータの高度化 (API機能・統計GIS機能のサービス提供) (2014年10月)</p> <p>LOD形式のデータ「統計LOD」の提供 (2016年6月)</p> <p>LODの利用ガイド及び構築ガイドの策定</p> <p>地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの策定(2015年2月)、地方公共団体に向けた各種支援策として、伝道師の派遣制度創設、ツールの提供、事例集の取りまとめ(2016年3月)</p> <p>オープンデータ2.0の方針取りまとめ(2016年5月)</p> <p>官民データ活用推進基本法の公布・施行(2016年12月)</p> <p>リモートアクセス機能等の整備(2014年10月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実(オンラインサイト等)</p> <p>LODデータの拡充</p> <p>2020年までを「集中取組期間」として、オープンデータを強力に実行</p> <p>重点分野の指定、開示ルールの策定</p> <p>棚卸しの実施</p> <p>官民ラウンドテーブルの開催(民間のデータ公開の在り方の検討を含む)を通じたオープンデータの推進</p> <p>必要に応じた重点分野の追加や開示方法の在り方の検討</p> <p>地方公共団体のオープンデータの取組促進</p> <p>地方公共団体における官民データ活用推進基本計画の雛型の中で最低限公開すべきデータセット・フォーマット標準例を提示</p> <p>地方公共団体のオープンデータの取組推進</p> <p>官民データ活用推進施策の一環として、登記所の地図データを2021年度までに提供開始できるよう検討</p> <p>具体的条件や内容を決定</p> <p>政府情報システム改革ロードマップのフォローアップ・見直し 政府情報システムのクラウド化の推進</p> <p>自治体情報システムのクラウド化を加速、クラウド導入市区町村の倍増を目指す</p> <p>国民・利用者を中心とした電子行政サービスの推進</p> <p>政府職員のワークスタイル変革を促進</p> <p>利用者の拡大</p> <p>オフィス改革等によるペーパレス化の推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する (※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国とのブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す 	

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度				2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求	秋	年末	通常国会			
データ利活用基盤の構築②	「気象ビジネス推進コンソーシアム」の設置 「第1回気象ビジネスフォーラム」の開催 (2017年3月)	「気象ビジネス推進コンソーシアム」等を通じた気象情報の利活用促進、気象ビジネスの創出 実証プロジェクトによる新たなビジネスモデルの創出、フォーラム等による産業界のマッチング、人材の育成 気象ビジネスの創出に必要な基盤的な気象観測・予測データの公開 省令等の必要な制度の見直し							<ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する (※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国の中位水準を目標とする ブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す
	「法人インフォメーション」の検討・構築 <事業者間のデータ流通>	「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充							
	データの利用権限に関する契約ガイドラインの策定 (2017年5月)	産業界等との対話を通じて分野ごとに留意すべき点の整理を行い、個別分野に展開							
	データ流通プラットフォームを運営する事業者が共通して整備すべきデータ項目やAPIの在り方を整理した基本的事項を取りまとめ(2017年4月) <個人の関与のもとでのデータ流通>	民間事業者間の自主ルールの策定及びその普及促進を図るための民主導の枠組みが構築されるよう支援							
	個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行、データ取引市場の実現に向けた課題等を整理(2017年3月)	官民が連携した実証事業を実施しつつ、情報銀行等の制度の在り方等について検討							
	<データ利活用促進に向けた環境整備>	情報銀行等の実装に向けて、検討を踏まえた取組を推進							
	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が2015年の通常国会で成立(2015年9月)								
	「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」が2016年通常国会で成立(2016年5月)								
	汎用的なガイドラインや匿名加工情報に係るルールの整備 ・経済産業省にて「匿名加工情報作成マニュアル」のとりまとめ(2016年8月)								
		国民・事業者への周知・広報							

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ利活用基盤の構築③	<地域におけるデータ利活用>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
	地域未来投資促進法の成立(2017年5月)					<ul style="list-style-type: none"> ・官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%
	「地域IoT実装推進ロードマップ」の策定(2016年12月)					<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする
	「地方創生IT利活用促進プラン」の策定 (2015年6月IT総合戦略本部決定)					<ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する
	データ利活用型スマートシティの基本構想についてとりまとめ(2017年1月)					<ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する (※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。)
						<ul style="list-style-type: none"> ・OECD加盟国とのブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き継ぎ維持することを目指す
						<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す
						<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す
	<データの越境移転>					
	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が2015年の通常国会で成立(2015年9月)					

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
<p>データ利活用基盤の構築④</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>工程表該当施策を中心に、規制改革や政策資源を集中的に投入し、重点課題について分野複合的な解決を推進</p> <p>「官民ミッション」の派遣、実証事業の強化や国際イベントを通じた戦略的な広報の推進。 我が国のICTに精通した現地人材育成の推進、JICTの積極的活用によるリスクマネーの供給拡大等、機動的で実効的な官民連携体制を構築</p> <p>成功モデルをパッケージで海外展開</p> <p>安全・便利な生活が可能となる社会像の実現</p> <p>情報通信審議会で新たな情報通信技術戦略を検討 IoT技術開発・実証推進体制の構築</p> <p><第4次産業革命を支える情報通信環境整備></p> <p>世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化に向けたテストベッドの整備及び産学官への開放</p> <p>世界最高レベル(1Tbps級)次世代光通信技術の研究開発の推進</p> <p>第4世代移動通信システムの早期実用化に向け新たな周波数帯を割当(2014年12月)</p> <p>移動通信システムの国際的追加周波数分配に向け国際電気通信連合（ITU）世界無線通信会議（WRC-15）等に提案</p> <p>WRC-19等に向けた国際的な5G向け周波数の検討、各国間調整による移動通信システム用の周波数の検討</p> <p>第5世代移動通信システム(5G)等の周波数をより高度かつ効率的に利用可能とする技術の研究開発の推進</p> <p>5G周波数確保に向けた基本戦略のとりまとめ</p> <p>交通分野等での具体的な利活用を想定した総合的な実証実験の実施、国際標準化活動への参画、電波利用環境の整備</p> <p>5Gの社会実装</p> <p>移動通信システム用の周波数の確保等のため、周波数有効利用技術の研究開発・技術試験、既存業務の周波数共用・再編・移行等の推進</p> <p>小型無人機等のロボットにおける電波利用の高度化のための使用周波数帯の拡大等の制度整備(2016年8月)、携帯電話の上空利用に係る制度整備(2016年7月)</p> <p>制度の運用・更なる電波利用に向けた検討</p> <p>圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までに運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する(※2013年度時点での運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国とのブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す 						

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
データ利活用基盤の構築⑤	<p>「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会答申(2014年12月) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の成立(2015年5月)、施行(2016年5月)</p> <p>総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月) 解約期間延長の実現(2016年3月) プッシュ型通知の義務化(2016年5月) 新料金プラン導入の実現(2016年6月)</p> <p>モバイルネットワークの機能開放、SIMロック解除の推進等について、ガイドライン・省令改正(2016年3月、2017年1月、2月)</p> <p>「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会 一次答申(2017年3月)</p> <p>「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」 第四次報告書の公表(2016年1月) 上記報告書アクションプランの進捗状況の調査結果を公表(2017年3月)</p> <p>「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について情報通信審議会答申(2015年12月)</p> <p>国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月)</p> <p>衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大に向けた周波数割当等の制度整備の実施(2016年6月) 4K・8K実用放送の事業認定(2017年1月) 衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大に向けた技術的実証の実施(2017年3月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備</p> <p>条件不利地域等における、光化支援等によるデジタルデバイド対策の推進</p> <p>ガイドライン・省令改正を踏まえ、MVNOを含めた事業者間競争の促進</p> <p>同二次答申とりまとめに向けた検討</p> <p>我が国の基幹的な通信インフラである固定電話網について、公正な競争環境や利用者利便を確保しつつ、IP網への円滑な移行の実現に向けた取組の実施</p> <p>移動通信ネットワークのIPv6対応の推進・検証</p> <p>多機能ルータを利用するアドホック無線ネットワークの利用環境の整備</p> <p>M2M等向け専用番号の導入</p> <p>M2M等向け専用番号の活用の促進</p> <p>データセンター地域分散化の推進</p> <p>外国政府との二国間協議・多国間協議の推進</p> <p>衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大に向けた技術的実証及び試験放送の実施</p> <p>4K・8K放送の普及・推進に向けた周知・広報等及び、普及・推進に当たって必要となるIF漏洩対策等の技術的課題対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する (※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す 		

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	<産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応>					
	IoT・ビッグデータ・人工知能がもたらす産業構造・就業構造の変化の絵姿と、その対応の検討(2017年4月中間取りまとめ)					<ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%
	<未来社会を見据えた共通基盤技術等の強化>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までに運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) OECD加盟国の中でも、現在の1位を引き継ぎ維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す
データ利活用基盤の構築⑥	<p>・取りまとめた推進方策を踏まえ、人工知能や情報処理技術、高性能デバイス、ネットワーク技術、電波利用技術等については、コアテクノロジーの確立及び社会実装の推進</p> <p>・同様に、IoT・ビッグデータ・人工知能の分野を越えて融合・活用する次世代プラットフォームの整備に必要となる研究開発や制度整備改革等の推進</p> <p>・次世代人工知能の研究開発、実用化及び産業化支援等に関しては、総務省・文部科学省・経済産業省の他、厚生労働省、国土交通省、農林水産省等の出口官庁及び内閣府も含めた府省連携の強化により、一体的に推進</p> <p>・新たなビッグデータ利活用と高精度・高速シミュレーションを実現する最先端スーパーコンピュータの利用に係る研究開発とその産業利用の促進</p>					
	<電波周波数の調整・共用>					<p>公共用周波数帯の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の見直し</p> <p>公共用周波数の民間開放に係る目標設定</p> <p>官公・官民共用化の推進</p> <p>より効果的な周波数再編の促進</p> <p>実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の是非の検討</p>

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略①	<p><第4次産業革命に対応した知財等の制度整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産戦略本部のもとに「新たな情報財検討委員会」を設置し、第4次産業革命(Society 5.0)の実現に向けて、データやAI(AI学習のプロセスや生成物)などの新たな情報財の利活用促進の基盤となる知財システムの在り方について検討を行った(2016年度) 文化審議会著作権分科会において、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方や著作物等のアーカイブの利活用促進等について検討の上、報告書を取りまとめた ライセンシング環境の整備に資する著作物等の権利情報を集約化したデータベースの構築に向けた検討等を官民連携して実施(2016年度) <p>AI創作物や3Dデータに対する産業財産権としての保護の必要性について、調査研究を実施(2016年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続(ADR)制度の創設、知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、必要な制度の在り方を検討する 知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<p>データの利用権限に関する契約ガイドライン等の策定や流通基盤構築の支援を行う</p> <p>公正な競争秩序の確保に向けて、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、次期通常国会への法案提出を視野に入れ産業の実態を踏まえた検討を行う</p> <p>AI学習用データの作成促進のための環境整備を行うとともに、AIの生成過程・生成物に関する知財制度上の在り方について具体的な事例に即して検討する</p> <p>デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会での検討を踏まえて必要な措置を講じる</p> <p>権利情報を集約したプラットフォームの構築に向けた実証事業を実施</p> <p>国内外の議論及び技術の進展を注視しつつ、必要に応じて検討を実施</p>	<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、ガイドラインの策定等、更に必要な措置を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>	<p>必要に応じて適切な措置を実施</p> <p>必要に応じて適切な措置を実施</p>	

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」②

第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略②	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	<p>＜国際標準化推進体制の強化＞</p> <p>新市場創造型標準化制度において、中堅・中小企業等の26件の提案について、標準化を行うことを決定し、このうち5件の規格を策定</p> <p>各地域における潜在的な標準化案件を面向に発掘する、「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を全国47都道府県に設置</p> <p>大学及び大学院における標準化関連講義の拡充や講師派遣等を実施</p> <p>2017年1月に、産官学が取り組むべき標準化人材育成施策を取りまとめた「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」を策定</p> <p>大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池に関する試験認証設備を整備</p> <p>情報通信審議会におけるICT分野の標準化体制等の強化に向けた検討</p> <p>ICT分野のデジタル化及びフォーラム標準化活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準獲得に向けた司令塔機能(政府CSO(Chief Standardization Officer))を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方を検討 規制関連省庁と標準策定機関との連携強化 新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用等による中小企業に対する支援強化、アジア諸国との連携強化等、国際展開を念頭に置いた標準・認証施策を推進 国立研究開発法人等と連携し、先端技術等の国際標準化を推進 「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進 認証基盤を引き続き運用するとともに、得られた試験データを活用した国際標準の新規提案を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 法制面の詳細について検討し、次期通常国会への関連法案の提出を目指す 	<p>必要に応じて適切な措置を実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす 2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略③	<p><国際的に遅色ないスピード・質の高い審査実現></p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の例外を除き審査の権利化までの期間を36か月以内を実現(2014年度) 外部有識者により構成される審査品質管理小委員会の提言(2015年4月、2016年4月)を踏まえて、品質管理システムを強化 <p><グローバルな権利保護・取得の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年度にインドの新人審査官約400名、タイの新人審査官約50名に対して現地研修を実施。 2015年1月に「中韓文献翻訳・検索システム」をリリースし、中国語・韓国語の特許文献のデータ受領後6か月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を実現。 2017年3月現在、ASEANにおけるPCT全加盟国(9か国)及び米国等で受理した国際出願を対象とした国際調査を実施。 特許法条約及びシンガポール条約(商標)に対応した特許法等の改正を実現する「特許法等の一部を改正する法律案」が2015年の通常国会で成立、2016年4月施行。また、2016年6月11日に我が国について同条約が発効。 <p><職務発明制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し等を含む「特許法等の一部を改正する法律」が2016年4月1日施行 <p><営業秘密保護対策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を行う「営業秘密官民フォーラム」を設置・開催するとともに、営業秘密に関するメールマガジンの配信を開始 営業秘密の漏えいに対する抑止力向上のための「不正競争防止法の一部を改正する法律」が2016年1月1日に施行 2016年2月に「秘密情報の保護ハンドブック」を策定 2016年12月に「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」を策定 		<ul style="list-style-type: none"> 任期付審査官を含む審査官の確保等による審査体制の整備・強化 審査品質管理小委員会の提言等を踏まえ、引き続き品質管理システムを強化 			<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
知財・標準化人材の育成	<知財・標準化人材の育成>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		・次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産に関する資質・能力が教育課程総体として育まれるよう各学校における教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る				
		・関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を、2017年1月に構築				
		・知財教育に資する教材を作成				
		・標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高標準化責任者 CSO (Chief Standardization Officer)の設置等、企業内体制の強化を促進				
		・日本規格協会(JSA)と連携し、標準に関する資格制度を創設				
		・2017年1月に、産官学が取り組むべき標準化人材育成施策を取りまとめた「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」を策定				

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度			2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化	<p><地域中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域・中小企業支援を推進、体制を強化するため、2016年9月に「地域知財活性化行動計画」を策定。 2016年11月に、地域中小企業等の特許権利化・権利活用を支援する地域拠点特許推進プログラムを始めとした、面接審査に関連する施策を拡充。 2017年4月に、特許庁内において、地域イノベーション促進室を新設。経済産業局において、営業秘密、農業分野の知財を含め、横断的な課題に対応するため、「特許室」を「知的財産室」に改組。 <p>・標準化官民戦略に基づき、2014年7月に新市場創造型標準化制度を構築。2017年3月までに、中堅・中小企業等からの26件の提案について、当該制度を活用して標準化を行うことを日本工業標準調査会で決定し、このうち5件の規格を策定。</p> <p>・各地域における潜在的な標準化案件を面的に発掘するため、地域のパートナー機関（自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関）と一般財団法人日本規格協会（JSA）が連携して標準化の支援等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を全国47都道府県に設置。</p>							<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする 2016年までに1年あたりのよろず支援拠点での知財支援件数を2,000件とする 2020年までに1年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする 2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する
公正な競争環境の確保	<p><公正かつ自由な競争を維持するための実態把握と厳正な法執行></p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル市場における取引実態を把握するための調査 デジタル市場において市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないかを経済環境や市場の変化を踏まえて検証する等により、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う 							

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充	<「第4次産業革命 人材育成推進会議」の設置>	2016年12月 第4次産業革命 人材育成推進会議を設置	第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映			
	<IT人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応したITスキル標準の改定>	2017年2月 理工系人材に関する産学官円卓会議において、産業界の人材の専門知識ニーズに関する調査を実施	セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT等の先端IT分野等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性・喫緊性を明確化するため、IT人材需給を把握する仕組みを早期に構築	継続的に調査を実施し、IT人材需給の状況を把握	新たなITスキル標準の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 2022年：大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人（2015年：約49万人）
	2017年3月 情報セキュリティ人材について産業別・専門分野別の人材需給調査を実施	2017年4月 ITスキル標準について、「セキュリティ領域」や「データサイエンス領域」の類型を拡充	ITスキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できるIT人材に焦点を当てた新たなスキル標準を策定			
	<「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充>		民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を創設	認定講座の受講を開始するとともに、認定対象講座を拡大		
			年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身に付けることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。			
	<産業界をリードするIT等トップ人材・専門人材の創出>	【「異能vation」プログラム】 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に、独創的な人向け特別枠として「異能vation」プログラムを設置。2014年度から、独創的な技術課題への挑戦を支援。	豊富なネットワークを持つプロジェクトマネージャーのマンツーマン指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムを創設	将来への起業へつながる人材を年間100名輩出	独創的なICT技術課題の発掘により、破壊的イノベーションの創出を促進	<ul style="list-style-type: none"> 2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000（2017年：2417講座）
			独創的なICT技術課題を発掘			
			「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を各政策間の連携強化を図りつつ推進			
			IoTを支えるネットワークの運用・管理人材の育成について必要なスキルの明確化、スキルを身に付けるための実習・訓練、スキルの認定を一貫して行う体制の立ち上げ、実習・訓練の開始	ネットワークの運用・管理に必要なスキルを身に付けるための実習・訓練を実施		

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
初等中等教育を通じた資質能力の強化	<p><第4次産業革命に対応した初等中等教育改革></p> <p>2014年11月 中央教育審議会総会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問 2016年12月 中央教育審議会より答申「幼稚園・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要等の改善及び必要な方策等について」を取りまとめ</p> <p>小・中学校学習指導要領改訂</p> <p>周知・広報、教科書作成・検定・採択等 高等学校学習指導要領改訂に向けた作業 高等学校学習指導要領改訂</p> <p>教育コンソーシアムの構築に向けた検討 学校現場で導入すべきIT関連機器等の整備方針を優良な先進事例を参照しつつ策定 各自治体の導入状況のフォローアップ</p> <p>「プログラミング人材育成の在り方に関する調査研究」を実施(2014年度)、NPO法人等の取組に関するスキルの体系化等に向けた基礎的な検討を実施、先導的教育システム実証事業の一環として、一部の学校でプログラミング教育を実施(2015年度)、クラウド利用型プログラミング教育モデル(地域における民間指導人材の育成・活用方法を含む)の実証を開始(2016年度)</p> <p>文化審議会著作権分科会等においてICT活用教育の推進に係る著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、あるべき方向性について取りまとめ(2016年度)</p> <p>ITを活用した指導方法、デジタル教科書・教材等の機能の在り方、ITを活用した教育の効果等を取りまとめ(2014年3月) デジタル教科書の位置付け・関連した教科書制度の在り方についての検討(～2016年12月)</p> <p>教育現場におけるクラウド導入促進のための「クラウド導入ガイドブック」(2017年版)の作成(2016年度)</p> <p>クラウド活用やデジタル教材等の検証、教員のICT活用指導力向上に向けた実証事業を実施し、標準仕様等を取りまとめ(2014年度～2016年度)</p> <p>プログラミング教育等の充実のための教員向け資料の作成(2015年3月)、プログラミング等を含めた情報活用能力育成の指導モデルの策定</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 授業中にITを活用して指導することができる教員の割合について、2020年までに100%を目指す 都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す 無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%を目指す
高等教育を通じた人材力の強化①	<p>2015年3月、卓越研究員制度検討委員会において、「卓越研究員制度の在り方について」を取りまとめ、2016年3月より公募開始。毎年度150名程度の卓越研究員を選定予定</p>				<p>校務系・学習系クラウド間の情報連携等によるデータ利活用の推進(スマートスクール)</p> <p>クラウド等の活用や、1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策の整理・推進、デジタル教材の開発や教員の指導力向上に関する取組の推進</p> <p>プログラミング等を含めた情報活用能力育成の指導モデルの充実</p> <p>学校における円滑なICT利活用を図るための支援員の養成・確保</p> <p>卓越研究員制度の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを目指す 2020年度末までに40歳未満の本学本務教員の数を1割増にすることを目指す

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
高等教育を通じた人材力の強化②	<トップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
	2016年12月 数理及びデータサイエンス教育の強化に関する懇談会において、「大学の数理・データサイエンス教育強化方策について」取りまとめ	学部・大学院の整備・強化、産学連携ネットワークの構築、情報教育コアカリキュラムの策定等				
	AI・IoT・ビッグデータ等を牽引するトップレベル人材の育成	数理・データサイエンス教育を実施するセンターの整備、全国的なモデルとなる標準カリキュラム開発等				
	<「第4次産業革命 人材育成推進会議」の設置>	IoT・ビッグデータ・AI等の研究と人材育成を一体的に行う体制を整備し、実施 AIトップレベル人材の育成に向けた取組の実施(教育プログラム、ファンディング等)	より発展的な研究と人材育成を実施			
	2016年12月 第4次産業革命 人材育成推進会議を設置	我が国が強みをいかせる分野でビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成	国際研究拠点において、トップレベルの専門人材を育成			
	<実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化>	第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映				
	2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」を取りまとめ	学校教育法改正法案提出等	設置認可手続き	専門職大学の開設		
	2016年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための養育の多様化と質保証の在り方について」取りまとめ					
	2017年3月 学校教育法の一部を改正する法案閣議決定	高度専門職業人養成機能の充実				
		<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学制度の見直し(認証評価の導入、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化・可視化等) 経営系専門職大学について、各校の特徴を伸ばす形での機能強化策の実施 高度専門職業人養成を主たる目的とする地方大学における修士課程等について、地方創生を担う人材養成に果たす役割にかんがみ、専門職学位課程への移行を含めた充実方策の検討 				
	専修学校における企業等と連携した教育システム構築への支援					
	産学協同教育プログラム構築に向けたガイドラインの作成					
2017年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議において、「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)を取りまとめ	機動的な産学連携体制の整備等による地域や産業界のニーズを踏まえた実践的な職業教育の充実 産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等					
	高等専門学校における、今後の社会の変化や企業ニーズに対応した教育プログラムの見直し推進・海外展開の促進					
	インターンシップの単位化、中長期・有給のインターンシップ等を実施する大学等の取組推進					

- 2022年:大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人
(2015年:約49万人)

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
高等教育を通じた人材力の強化③	<p>＜実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステムの構築＞</p> <p>2015年3月 理工系人材育成戦略を策定 2015年5月 理工系人材育成戦略を踏まえた理工系人材育成に関する産学官円卓会議を設置 2016年8月 「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を策定 2016年12月 理工系人材育成に関する産学官円卓会議の下に人材需給ワーキンググループを設置し、円卓会議への報告を取りまとめ</p>	<p>大学協議体や専修学校による地域産業中核人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために「官民コンソーシアム」を設立し、取組を開始</p> <p>産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を目的とした大学関係者による大学協議体を2017年度早々に創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学協議体と産業界が実務レベルで教育機関側と産業界側それぞれに対する要望・産学連携の在り方について意見交換、寄附講座等の産学が連携した教育活動の実施 等 産業界は、大学協議体との意見交換に参加するための体制の整備や具体的な産学協働による教育プログラムとその協力方策を提示 <p>→これらの取組を並行して実施し、産学協働による教育プログラムの構築・実施等を推進</p>	<p>行動計画の実施・フォローアップ</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2022年：大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人（2015年：約49万人）
	<p>＜大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援＞</p> <p>2017年1月 大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会発足</p>	<p>AI・IoT・ビッグデータ等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革について、具体的な制度改正等の在り方について検討</p> <p>産業界との連携のもと、産業界からの教員やサポートスタッフの派遣の推進、教育プログラムの協働開発等の取組を実施</p>	<p>制度改正等を順次実施</p>	<p>本格実施</p>		
	<p>＜若者に対する就職支援の実施＞</p> <p>わかものハローワークの充実（2013年度3か所→2015年度28か所）（平成26年度～28年度予算）</p>					
	<p>就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施</p>					
	<p>ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援（平成26年度～29年度予算）</p>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年：20～34歳の就業率：79%

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
企業の 人材 管理 の促進 ①	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>＜企業における人材育成等の取組の情報提供の促進＞</p> <p>対処方針を取りまとめ</p> <p>求職者にとって実用性が高く、人材育成に前向きな企業が積極的に評価されやすいデータベースの構築</p> <p>データベースの運用 (労働環境の「見える化」推進)</p> <p>＜中高年人材の最大活用＞</p> <p>試行在籍出向プログラムの開始(平成28年度予算、平成29年度予算)</p> <p>試行型出向のノウハウ・課題を整理・取りまとめ、更なる支援制度の在り方を検討、結論</p> <p>更なる支援制度の創設を目指す</p> <p>＜未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化＞</p> <p>教育訓練につながるキャリアコンサルティングのうち一定の条件を満たすものに要する費用について、特定支出控除の対象となる旨を明確化</p> <p>「セルフ・キャリアドック」等の普及促進、積極的な情報提供 「セルフ・キャリアドック」の導入モデル・実施マニュアルの作成</p> <p>教育休暇制度等の導入促進やOJTとOFF-JTを組み合わせた雇用型能力開発の推進を通じた企業内人材育成の体制整備</p> <p>サービス分野を中心とした成長分野における業界内共通の検定、社内検定の普及・拡大</p> <p>ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援(平成26年度～29年度予算)</p> <p>ユースエール認定企業の普及拡大、 新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援</p> <p>2015年9月 積極的な職場情報の提供の仕組み等を内容とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の職場情報を提供するポータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコンサルティングの有無(「セルフ・キャリアドック」を含む)等を省令に規定(同年3月施行) 2016年10月 ポータルサイトの機能を拡充した「若者雇用促進総合サイト」を開設</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援(2013年度:1万人) ・2020年:20～34歳の就業率:79% ・2022年:大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人 (2015年:約49万人)

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
企業の 人材 管理の 促進 ②	<p>2013年9月・2014年11月・2015年11月、2016年11月 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施 2014年9月 労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開始 同年10月 大学生等を対象とした労働条件セミナーを開始 同年11月 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を開設(平成25年度補正予算、平成26年度～29年度予算) 2015年7月 「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を開始し、インターネット上の求人情報等を労働基準監督署による監督指導等に活用</p> <p>地域人材育成コンソーシアムの組成支援 (平成25年度補正予算、平成26年度補正予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2013年10月、起業家支援等のためのポータルサイト立上げ ・経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備 (平成26年度予算) <p>わかものハローワークの充実(2013年度3か所→2015年度28か所) (平成26年度～28年度予算)</p> <p>就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施</p> <p>社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメード型プログラムの開発・実証(平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算)</p> <p>若者雇用促進法が2015年の通常国会で成立</p> <p>人材確保・育成のための施策、周知・啓発運動、所要の制度改正等を実施・検討</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2020年: 20～34歳の就業率: 79% 2022年: 大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人 (2015年: 約49万人)

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換①	<p>2014年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト(平成26年度予算) ※雇用調整助成金:545億円(←平成25年度1,175億円) ※労働移動支援助成金:301億円(←平成25年度2億円)</p> <p>2015年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト・予算規模の逆転(平成27年度予算) ※雇用調整助成金:193億円(←平成26年度545億円) ※労働移動支援助成金:349億円(←平成26年度301億円)</p> <p>2014年12月～ <ul style="list-style-type: none"> 「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」報告書まとめ 「ジョブ・カード制度推進会議」にて普及・浸透方策まとめ これらの検討状況の公表・機運の醸成 2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるジョブ・カードのインセンティブ付与</p> <p>2015年10月 ジョブ・カード新制度へ移行</p> <p>・ジョブ・カードの電子化やネット化による共有促進のための調査研究実施</p> <p>・2015年12月～ ジョブ・カード制度総合サイトの創設、ジョブ・カード作成支援ソフトウェア等の開発・リリース</p> <p>2014年7月 キャリア・コンサルタント養成計画策定</p> <p>2015年 体制整備の方策についての検討・結論を踏まえ、職業能力開発促進法改正を含む改正法が成立、キャリアコンサルタント登録制度の施行(2016年4月)</p> <p>2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるインセンティブ付与</p> <p>2014年6月～ 能力評価制度全体の見直し等、職業能力開発促進法を含む政策全体の在り方にについて検討</p> <p>2015年 職業能力開発促進法改正を含む改正法が成立</p> <p>2014年度～2016年度 サービス分野の検定制度のモデル事例の開発</p> <p>・2014年 社会人の中長期的なキャリア形成促進のための教育訓練給付拡充等を含む雇用保険法改正法成立</p> <p>・2017年3月 専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ等を含む雇用保険法改正法成立(2018年1月施行)</p> <p>・中長期的なキャリア形成を目指す訓練の対象講座の指定等</p> <p>・2014年10月～ 中長期的なキャリア形成を目指す訓練を受講する社会人に対する支援を、着実に実行</p> <p>・中長期的なキャリア形成を目指す訓練を従業員に受講させた事業主に対する支援(平成26年度予算)</p> <p>・2014年10月～ 事業主に対する支援を着実に実行</p>							<ul style="list-style-type: none"> 失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少(2012年:151万人) 転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間(2018年まで)で9%(2011年:7.4%) 2020年:20歳～64歳の就業率81%(2012年:75%)

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換②	<ul style="list-style-type: none"> 産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成27年度予算、平成29年度予算) 個人の課題に応じた支援メニュー策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練等の実施 							<ul style="list-style-type: none"> 産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援(2013年度:1万人) 今後3年間(2017年まで)で公共職業訓練の委託を受ける民間教育訓練機関及び求職者支援訓練の認定を受ける民間教育訓練機関のうち、職業訓練サービスガイドライン研修を受講した者等の割合を100%とするなどを目指す 今後5年間(2019年まで)で地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みを47都道府県に展開することを目指す

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化	<民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化> ハローワークのパフォーマンスの比較・公表、意欲を持って取り組む職員が評価される仕組みについて2015年度から実施	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
	ハローワークでのITの利活用の促進		引き続き取組実施			• 失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少(2012年:151万人)
	2014年9月～ ハローワークの求人情報のオンラインでの提供		引き続き提供実施			• 転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間(2018年まで)で9%(2011年:7.4%)
	2016年3月～ ハローワーク求職情報の提供サービスの開始		引き続き提供実施			• 2020年:20歳～64歳の就業率81% (2012年:75%)
	2013年10月 民間人材ビジネスの活用を希望する場合への円滑な誘導開始(延べ4,000社が参加) 2017年3月 特定地方公共団体を誘導先に追加するとともに、希望する求人者を誘導対象に追加		引き続き提供実施			
	• 2014年4月 民間人材サービス推進室の設置 • 優良な民間人材サービス事業者の認定、育成・活用策の強化		引き続き、優良な民間人材サービス事業者の認定、育成・活用策の強化 オールジャパンでの外部労働市場整備の成功例紹介 労働市場全体のマッチング成果の評価・向上			
	地方自治体等との一層の連携強化(ベスト・プラクティスの整理・普及等)					
	トライアル雇用奨励金のハローワーク紹介要件の緩和、対象拡大の調整 (平成25年度補正予算、平成26年度予算)		引き続き、ハローワーク以外の紹介、正社員就職が難しいと認められる者へのトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給			
	キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託(平成26年度～29年度予算)	キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託推進	事業者の取組評価・選定への活用	キャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等についての民間委託推進		
	学卒未就職者等への紹介予定派遣を活用した正社員就職支援、研修と職業紹介を一体的に実施する民間職業紹介事業者支援の実施(平成25年度補正予算)	ビジネスモデルの構築・普及				

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
グローバル化等に対応する人材力の強化①	<グローバル化等に対応する人材力の強化>							
	2013年12月 国家公務員総合職試験への外部英語試験導入方法の決定・公表 2015年度～ 導入開始							着実な実施、導入後3年を目途に、実施状況等を踏まえた上で人事院による必要な見直し
	2014年3月 官民が協力した海外留学支援制度の創設(平成26年度予算)、民間資金を活用した奨学金制度「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の学生募集(第1期生) 2014年4月 「若者の海外留学促進実行計画」策定 2014年6月 第1期生323人(106校)を選抜、同年8月から順次留学開始 第6期までに計2,440人を選抜							官民が協力した海外留学支援制度の着実な推進
	2013年12月 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」取りまとめ、優秀な外国人学生確保のための重点地域等を設定 2014年7月 「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」報告書取りまとめ							重点地域における日本留学のプラットフォームの中核となる海外拠点整備、宿舎等の環境の整備や就職支援の充実・強化、外国人留学生のネットワーク強化、日本語教育の推進等及び海外に向けた日本留学に係る情報発信の強化等による受入れ環境の整備
	「スーパーグローバルハイスクール」の創設 (2014年度:56校、2015年度:56校、2016年度:11校、計123校を指定)							指定校等のネットワークの構築、高校生が国際的に発信できる機会の創出等の取組を推進
	・一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム(日本語DP)の開発に着手(平成25年度予算より) ・日本語DPの拡充(日本語で実施可能な科目的拡充等)及び導入 ・日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請・認定手続に係る支援 ・国内大学入試における国際バカロレアの活用促進及び国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育課程の特例措置、教員の養成・確保等)							引き続き、日本語DPの導入促進
								引き続き、国内大学入試における国際バカロレアの活用促進及び国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育課程の特例措置、教員の養成・確保等)
								引き続き、日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請・認定手続に係る支援
								日本語DPによる試験実施
								・2020年：海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 ・2020年：外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 ・2017年：英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校:28%から50%、高校52%から75%) ・2018年：国際バカロレア認定校(2013年6月現在DP:16校)等を200校 ・今後10年間(2023年まで)で世界大学ランクギングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
グローバル化等に対応する人材力の強化②	<p>2013年12月 小・中・高等学校における英語教育の強化のため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表</p> <p>2014年4月 現職教員への英語指導力研修の強化</p> <p>2014年9月 有識者会議において、「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を取りまとめ</p> <p>2015年6月 「生徒の英語力向上推進プラン」を策定</p> <p>2016年12月 中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を取りまとめ</p> <p>2017年3月 小・中学校新学習指導要領の公示</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス産業生産性協議会の再構築(2015年2月末現在の活動参加企業数1740社(2013年比約10倍)) サービス産業の高付加価値化に関する研究会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 国際機関の日本人職員増強戦略の策定 人材発掘・育成の強化 若手日本人送り込みの強化 (JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充) <p>スーパーグローバル大学創成支援 2014年10月 採択校決定・事業開始</p>	<p>次期学習指導要領の周知・広報、新教材の開発、教科書作成・検定・採択等 高等学校学習指導要領の改訂 現職教員の英語指導力向上、生徒の英語力の向上状況の把握・検証を通じたPDCAサイクルの構築 次期学習指導要領の改訂・実施に向けた指導体制の強化、外部人材の活用促進などの環境整備 在外教育施設における質の高い教育の実現、海外から帰国した子供の受入れ環境整備 企業のイノベーション促進、サービス産業の新陳代謝促進 人材の発掘・育成(2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人(現在約800人)にすることを目指し、国連広報を含めた広報活動の強化、日本人(特に女性)の就職・昇進支援、JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充、幹部候補となる中堅レベルの日本人の送り込み強化、国際機関経験者の外務省での積極的な登用・活用) 採択校の支援・取組状況の公表、人材教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成 中間評価</p>	<p>新たな教育課程の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年: 海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 2020年: 外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 2017年: 英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校: 28%から50%、高校52%から75%) 2018年: 国際バカロレア認定校(2013年6月現在DP: 16校)等を200校 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランクギングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す 					

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
働き方改革の実行・実現①（多様な働き方の実現①）	＜多様な働き方の実現＞						
	2013年9月～ 労働時間法制について、労働政策審議会で総合的に議論・取りまとめ 2015年4月 長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることを支援するため、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直し等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を2015年の通常国会に提出						
	大学の研究者等に対し、労働契約法の特例（無期転換申込権発生までの期間（5年間）の10年間への延長）を設けること等を規定した「研究開発力強化法等改正法（議員立法）」が2013年の臨時国会において成立						
	現行の業務区分による期間制限を撤廃し、全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限及び派遣先の事業所単位の期間制限を設けること等を内容とする労働者派遣法改正法が2015年の通常国会で成立						
	「派遣労働者のキャリア形成支援事業」を実施（平成26年度～29年度予算）	事業を着実に執行					• 2020年：20歳～64歳の就業率 81% (2012年：75%)
	「ジョブ・カードを活用した登録型派遣労働者等の職業能力の向上等に係る調査・研究事業」を実施（平成26年度予算）	事業の成果を踏まえてジョブ・カードの活用促進を図る					
	2014年7月～ 「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」報告書を公表・労働契約法の解釈について通知するとともに、周知を実施。加えて、好事例・就業規則の規定例等の情報発信を実施。	引き続き、「雇用管理上の留意点」を取りまとめた「導入モデル」や労働契約法の解釈、好事例、就業規則の規定例等について情報発信					• 2020年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下 (2014年：18.1%)
	専門的知識を有する有期雇用労働者及び定年後の高齢者について無期転換ルールの特例等を設けることを内容とする「専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が2014年成立、2015年4月施行	「多様な正社員」導入拡大のための政策的支援					
	通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別の取扱いの禁止の対象者の拡大等を内容としたパートタイム労働法改正法が2014年成立、2015年4月施行	パンフレットの配布等を通じた法律の趣旨・内容の周知					
	2016年1月 今後5年間の正社員転換・待遇改善に係る目標や具体的な取組を定めた「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定 2016年3月 各都道府県労働局にて「地域プラン」を策定	法律の趣旨・内容の周知					
• 最低賃金は全国加重平均で2013年度は764円（対前年度15円引上げ）、2014年度は780円（対前年度16円引上げ）、2015年度は798円（対前年度18円引上げ）、2016年度は823円（対前年度25円引上げ） • 中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の充実（平成26年度～平成29年度予算）	「正社員転換・待遇改善実現プラン」等を踏まえた正社員転換・待遇改善の推進						
	• 最低賃金について、年率3%程度を目指して、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す • 賃金引上げに必要な経営力や収益力を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大						

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
働き方改革の実行・実現①（多様な働き方の実現②）		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		2016年12月 同一労働同一賃金のガイドライン案を策定	働き方改革実行計画に基づき関連法案を国会に提出		施行準備・改正法の施行・施行後5年を経過した後適切な時期において、見直しを行う	
			国の非常勤職員の待遇改善について、関係省庁間で検討		非常勤職員の待遇について、民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえながら、必要に応じてさらなる取組を推進	
			・長時間労働を招かないよう、労働者が自ら確認するためのツールの雑形や、企業が副業・兼業者の労働時間や健康などをどのように管理すべきかを盛り込んだガイドラインを策定		ガイドラインの普及に向けた周知	• 2020年：20歳～64歳の就業率 81% (2012年：75%)
			・モデル就業規則を改定し、就業規則等において合理的な理由なく副業・兼業を制限できないことを周知		モデル就業規則の普及に向けた周知	• 2020年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下 (2014年：18.1%)
			・最新の技術を活用した健康管理手法等について好事例の収集、開発・普及支援等を実施 ・将来的な導入も視野に入れ、新たな労務管理指標等を検討			
			「雇用関係によらない働き方」について、良好な就業形態となるよう、実態を把握した上で、働き手が自律したキャリア・スキル形成を行うことを可能とする支援策の検討・実施、保護の在り方に関する検討等を通じて、企業・組織に属さない働き方を選択肢の一つとして確立			
			ガイドライン刷新		改定ガイドラインの発出・施行/周知・普及	
			国家戦略特区によるテレワーク導入企業に対するワンストップの相談支援実施等により導入支援・利用促進			
			テレワークデイなど関係省庁連携した国民運動の検討・実施・規模拡大			
			国家公務員について、テレワークの環境整備、リモートアクセス機能の全省導入			

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑭

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会	
働き方改革の実行・実現②(長時間労働是正等)	<長時間労働の是正等>					
	「ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)」において、「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロー)協定における時間外労働規制の在り方にについて、再検討を開始する」とされたことを受け、「働き方改革実現会議」において、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入等、長時間労働のは正について議論し、2017年3月28日「働き方改革実行計画」を取りまとめた	・労働基準法等の改正案を早期に国会に提出する ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる ・自動車運送事業、建設業、IT産業において、取引条件改善など業種ごとの取組を推進する				
	2013年9月・2014年11月・2015年11月・2016年11月 過重労働等が疑われる企業等に対する重点監督の実施					
	2015年1月～ 月100時間超の残業を把握したすべての事業場等に対する監督指導の徹底、同年4月から「過重労働撲滅特別対策班」を東京及び大阪労働局に設置、同年5月から社会的に影響力が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返した場合に、是正を指導した段階で公表					
	2016年4月～ 監督指導の対象を從来の月100時間超から月80時間超の残業を把握した全ての事業場に拡大、本省に「過重労働撲滅特別対策班」を設置、47労働局に「過重労働特別監督監理官」を任命					
	2017年1月～ 使用者による労働時間の適正把握のため新たなガイドラインの策定、違法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指導、是正指導段階での企業名公表制度の要件拡大、36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底など、違法な長時間労働を許さない取組の強化					
	・トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経産省等が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央(2015年5月)及び各都道府県(2015年7月・8月)で立ち上げ、先進事例の共有や実態調査、長時間労働改善に向けたパイロット事業を実施 ・上記協議会の枠組みの中で、運賃・料金の適正収受に向けた方策の検討を開始(2016年7月)		長時間労働改善に向けたパイロット事業の実施、課題や対策をまとめたガイドラインの策定・普及・運賃・料金の適正収受に向けた方策を検討・実施等	ガイドラインの普及・定着の促進等		
	「朝型」の働き方等に関して、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインに盛り込むことについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ		「朝型」の働き方等を、好事例の収集・情報発信及びシンポジウムの開催等により国民運動として推進 取りまとめを踏まえ、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの改正・周知			• 2020年:20歳～64歳の就業率81% (2012年:75%)
	2015年春以降「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の普及に向け、関係労使団体への協力要請や、地方公共団体及び企業等への働きかけを実施		引き続き「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の国民運動を展開。国家公務員については、率先して実施するほか、地方公共団体に対し、地域社会をリードする役割を果たすよう積極的な取組を働きかけ。 ・長時間労働は正に向けた企業の取組を促進することを目的として、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの見直し検討・普及 ・中小企業に対する支援体制の充実			
	2016年度から各府省等における調達時のワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価等を開始		各府省、独立行政法人等における調達時のワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価等の実施、地方公共団体での取組の促進、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等の調達における取組を促進するための働きかけの実施			
見える労働市場化促進のための取組み	2016年度よりIT産業における多重下請構造と長時間労働の改善に係る官民の協議の場を設置し、実態把握を開始		IT産業における多重下請構造と長時間労働の改善に係る官民の協議の場の設置、実態把握、改善方策の推進等			
	第4次産業革命に対応した組込みソフトウェア等のIT産業の構造転換を促進するための技術者能力の向上等の取組推進		働く人の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化のため必要な法令・制度改正	施行準備・周知期間をとった上で段階的に実施		
高額の予見可能な解決策等	データベース化の検討		分野を問わない職場情報のデータベース構築 様々な職業情報のあり方について関係省庁や民間が連携して調査・検討する研究会を立ち上げ	データベースの運用(労働環境の「見える化」推進) 調査・分析 データベース設計開発 日本版O-NET運用開始		
	「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理、諸外国の関係制度、運用に関する調査研究を実施(2014年度) ・「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方にに関する検討会」を設置(2015年10月) ・「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方にに関する検討会」報告書を取りまとめ(2017年5月)		熟練技能者の高度な技能を見える化するための取組を進める 解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方にについて、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方にに関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる			

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
女性の活躍推進①	<p>【女性活躍推進法、データベース等】</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立(2015年8月)し、円滑な施行に向けた取組を実施し、2016年4月から全面施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業への支援等の充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算) 「女性の活躍『見える化』サイト」(内閣府)と、「女性の活躍・両立支援総合サイト」(厚生労働省)を統合し、女性活躍推進企業データベースを開設・運営開始(平成27年度予算)。公務部門についてのサイト(内閣府)を開設・運営開始(平成28年度予算)。 女性活躍推進法に基づく状況把握項目や情報公表項目に残業時間の状況に関する項目を設定、行動計画策定指針で長時間労働の是正に向けた効果的な取組を規定 女性活躍推進法に基づく認定において、認定基準に残業時間の状況に関する項目を設定、企業の認定取得を促進 「女性活躍加速化助成金」を新設し、支給要件に長時間労働は正常など働き方の改革に関する取組の実施を設定(平成27年度予算) 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について、中小企業向けの説明会や個別訪問、相談援助などの支援を実施(平成28年度予算) <p>【国家公務員、地方公共団体等の取組促進】</p> <p>【国家公務員に係る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年2月：「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律」の施行 2014年6月：各府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」を設置 2014年10月：「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」の策定・公表 2016年7月：霞が関の働き方改革を加速するための懇談会での検討を踏まえ、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」の策定・公表 2016年10月～2017年3月：「管理職のマネジメント能力に関する懇談会」で、霞が関の管理職に求められるマネジメント能力について検討・整理 <p>【地方公務員に係る取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治大学校に「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」を新設(2015年)し、自治大学校の各種研修課程において、「女性活躍・働き方改革」に関する講義を新設(2016年) 「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会」において、女性地方公務員の人材育成の在り方等について報告書を取りまとめ(2017年2月) 女性地方公務員の活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>法の着実な施行</p> <p>女性活躍に関する企業情報の公表を促進する方策の検討・実施</p> <p>法の施行3年後見直しの検討・必要に応じ措置</p>				<p>左記施策の着実な実施を図るとともに、更なる施策について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進企業データベース」について、機能を拡充し、利便性を向上とともに、掲載企業数の増加に向けた取組を推進。公務部門についても、サイトを拡充し、「見える化」を促進 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画や上記データベース等のプラットフォームを活用し、各企業の労働時間の状況等の「見える化」を推進 企業訪問や電話相談等により、管理職割合が低い業種等を中心に、中小企業の女性活躍推進法に基づく行動計画策定の支援を充実 <p>・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度</p> <p>・2020年：25歳～44歳の女性就業率：77%</p>
	<p>国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化や超過勤務の縮減等に向けた働き方改革 子育てや介護等と両立できる職場環境の整備 女性の採用拡大、女性職員のキャリア形成支援と計画的育成による登用拡大 女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを実施 「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」に基づき、リモートアクセスとペーパーレス、国会関係業務の効率化等を推進 「管理職のマネジメント能力に関する懇談会」の整理を踏まえ取組を実施 <p>地方公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍・働き方改革に関する先進事例の収集・提供や、各地方公共団体が抱える課題解決に資する意見交換の場の設置等を通じ、各団体の取組を支援 自治大学校における「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」及び各種研修課程における「女性活躍・働き方改革」に関する講義を実施 					

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
女性の活躍推進②	【女性が働きやすい制度等への見直し】	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
	2017年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行うこととした	2018年からの導入に向け必要な準備を進める	2018年分以後の所得税について適用			• 2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率：55%
	・大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大（2016年10月） ・中小企業等で働く短時間労働者を対象とした労使合意に基づく被用者保険の適用拡大（2017年4月）	短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲について、2019年9月末までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる	着実な法の施行			• 2020年：男性の育児休業取得率：13%
	国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、2017年4月から段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しを行うこととする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が2016年11月成立	企業の配偶者手当に関するリーフレットの改定等による関係団体への周知	引き続き周知を実施し、施行状況を踏まえた更なる検討			• 2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%
	厚生労働省において「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」の報告書を取りまとめ（2016年4月）、「配偶者手当の在り方の検討に際し考慮すべき事項」について広く周知					
	【有価証券報告書における役員の女性比率記載】	有価証券報告書において役員の女性比率の記載を義務付ける内閣府令を公布（2014年10月）	有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書等を通じた女性の登用状況の情報開示			
	【ダイバーシティ経営の実現】	「なでしこ銘柄」の選定、「ダイバーシティ経営企業100選」等の表彰（2012年度～毎年度実施）	検討会を立ち上げ、ダイバーシティ経営について、企業・投資家双方への訴求力を高める方策を検討・具体化	ダイバーシティ経営の新たな表彰制度の導入等により、企業の実践を更に促進		
	【子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備】	・子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うため、育児・介護休業法を改正（2016年3月） ・保育所に入れない等の場合の離職を防ぐため、育児・介護休業法を改正（2017年3月）	円滑な施行に向けた取組	着実な法の施行		
	【次世代法の改正、少子化対策大綱】	次世代育成支援対策推進法（次世代法）を延長・強化する「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が2015年4月1日施行	・法の着実な施行 ・（プラチナ）くるみんマークの普及促進、（プラチナ）くるみんマーク取得企業における雇用環境改善の働きかけ ・長時間労働の是正に向けた働き方の見直しに関する事項を強化した認定基準の的確な運用	・出産直後からの休暇取得をはじめとする男性の子育て目的の休暇の取得促進（「さんきゅうパパプロジェクト」の推進等）		
	「少子化社会対策大綱」の推進（平成27年3月20日閣議決定）					
	【家事支援サービス】	「家事支援サービス事業者ガイドライン」（2015年1月） 「家事支援サービス事業者自己診断ツール」（2016年2月）の策定	「家事支援サービス事業者ガイドライン」の普及促進 家事支援サービスに関する事業者認証制度構築に向けた所要の検討			

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
女性の活躍推進③	【待機児童解消】 ・「待機児童解消加速化プラン」緊急集中取組期間(2013年度・2014年度)、取組加速期間(2015年度～) ・待機児童解消に向けた緊急対策(2016年3月～) ・切れ目ない保育のための対策(2016年9月～) ・子ども・子育て支援新制度等による取組 ・保育の受け皿の整備状況の的確な実態把握等(2015年度～) ・「子育て安心プラン」の策定(2017年5月)	「待機児童解消加速化プラン：取組加速期間」	「子育て安心プラン」に基づき、安定財源を確保しつつ、取組を推進	企業主導型保育事業の活用を含む子ども・子育て支援新制度等による取組 保育の受け皿の整備状況の的確な実態把握等		・「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を目指すとともに、女性活躍を推進	
	「保育士確保プラン」の策定(2015年1月)	・保育士確保プランの実施 ・2017年度から新たに実施する処遇改善について着実に取り組むとともに、安定財源を確保しつつ、引き続き保育人材確保策を総合的に実施	中長期的に評価を向上させる方策を検討				
	保育士の社会的評価向上に向けて諸外国調査を実施(2016年度)		朝夕の保育士配置要件の特例措置の実施 (保育の受け皿拡大が一段落するまでの当分の間)				
	朝夕の保育士配置要件の特例措置の在り方について検討・結論(2015年)		福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくなるための方策について 順次所要の措置				
	福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくなるための方策について検討・結論(2016年度)		大規模マンション建設時の保育所併設の促進				
	・潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (短時間勤務の保育士の取扱いに関する運用は正に向けた周知(2015年)、仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金の創設(2016年)) ・保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (卒業生の保育士就業率等、定量的な就業成果を保育士養成施設助成の評価指標へ取り入れ(2015年)、保育補助者の雇上支援や保育所等におけるICT化の推進を実施(2016年)) ・保育士試験の年2回実施(2015年、2016年)等	・潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金の活用等) ・新卒保育士の就職率の向上に向けた取組 ・保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (保育補助者の雇上支援や保育所等におけるICTの活用等) 等	保育所における第三者評価の受審促進	実施状況を踏まえ更に受審促進 段階的な受審率の引上げに向けた取組			
	・都市公園内における保育所等の設置を可能とする特例措置、地域限定保育士制度の創設を可能とする特例措置を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法が成立(2015年7月) ・都市公園内における保育所等の設置について国家戦略特区において事業認定を実施(2015年11月、2016年2月、4月、9月、12月、2017年2月) ・地域限定保育士制度について国家戦略特区において事業認定(2015年9月)及び試験実施(2015年10月、2016年10月) ・都市公園内における保育所が東京圏、仙台市、福岡市で開園(2017年4月) ・国家戦略特区における保育所等の占用特例を一般措置化する改正都市公園法が成立(2017年4月) ・通常国会に小規模保育事業の対象年齢の拡大、地域限定保育士試験の実施主体の拡大を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法を提出(2017年3月) ・「放課後子ども総合プラン」の策定(2014年7月) ・所要の制度的措置の実施(次世代法に基づく「行動計画策定指針」の策定(2014年11月)等)		都市公園内における保育所等の占用について適切に運用	地域限定保育士制度の実施(国家戦略特区の活用)		・放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分を新たに整備する	
				小規模保育事業の実施(国家戦略特区の活用)			
				「放課後子ども総合プラン」の着実な実施			

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
高齢者・障害者等の活躍推進	<p>＜中高年・高齢者の活躍推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域拡大や雇用環境の整備を行う事業主を対象とした高年齢者雇用安定助成金の助成上限額を引き上げるなど拡充（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算）。さらに、65歳以上への定年引上げ等を行った事業主を対象とした65歳超雇用推進助成金を創設。平成29年度より同助成金に高年齢者雇用安定助成金を統合（平成28年度予算、平成29年度予算）。 ハローワークの高年齢者の相談窓口における再就職支援等の実施（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算、平成29年度予算）。 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施（平成28年度予算、平成29年度予算）。 <p>• 2020年: 60歳～64歳の就業率: 67% (2012年: 58%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者の継続雇用に取り組む企業への職域開発等の支援 65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実 高年齢者の再就職支援の充実 				
	<p>• 2015年6月に「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」報告書を取りまとめ</p> <p>• 65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業務拡大等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律」が2016年3月成立</p> <p>• 地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業機会の確保を行う事業を推進（平成28年度予算、平成29年度予算）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正雇用保険法等の着実な施行 地域で多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国展開 	<p>年齢に関わりない多様な選考・採用機会の拡大に向けて、転職者の受け入れ促進のための指針を策定</p> <p>経済界への要請</p> <p>施行状況に応じて見直し</p> <p>全国マッチングネットワークを活用した企業の再就職受入れや就労マッチング支援、年齢に関わりなく職務に基づく公正な評価により働く企業へのマッチング支援</p>	<p>• 2020年: 障害者の実雇用率: 2.0% (2012年6月1日現在: 1.69%) ※2018年4月からの法定雇用率引上げに合わせて改定</p>	<p>引き続き、障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支援の充実（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算、平成29年度予算）</p>	

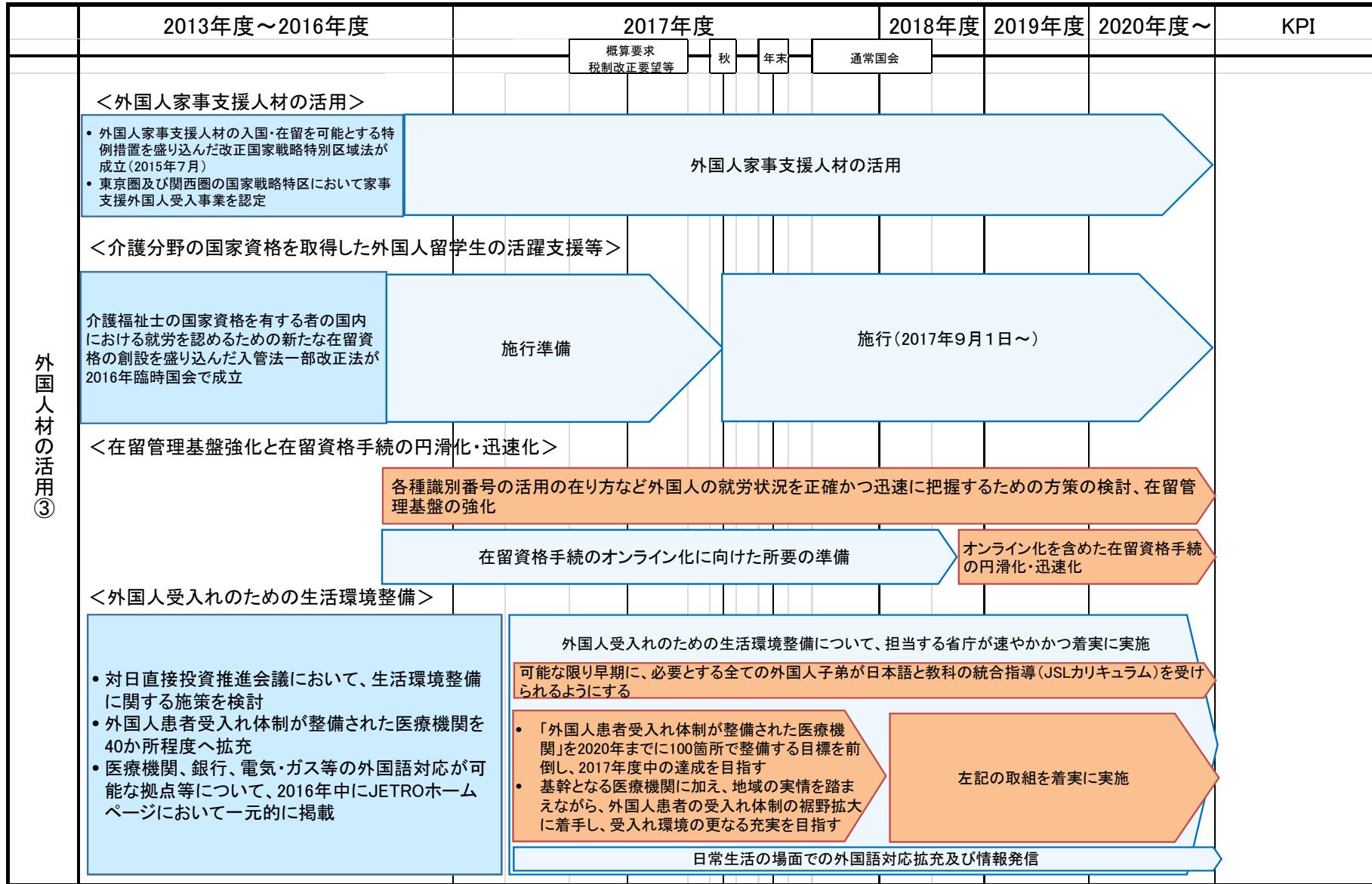
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
外国人材の活用⑯	<高度外国人材の受入促進>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO等と連携しながら積極的な対外発信	高度外国人材の受入れ加速化		• 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す。	
	<留学生、海外学生の活躍支援強化>	留学生就職促進プログラムの実施大学を選定 留学生就職促進プログラム修了者に対する在留資格変更手続上の優遇措置の検討 留学生就職促進プログラムを通じた留学生の日本への就職率5割達成 外国人雇用サービスセンター等におけるインターンシップ、就職啓発セミナー、雇用管理に関する相談支援、サマージョブ等に係る支援等の充実 左記施策の着実な推進 イノベーティブ・アジア事業の対象国政府との調整 イノベーティブ・アジア事業で指定する在留資格取得上の優遇措置（高度人材ポイント制における特別加算）、インターンシップ、ジョブフェア等の実施等を通じた受入促進 提携大学の開拓・調整、対象者の募集・選定、フォローアップ体制の整備・強化					
	<IT分野における外国人材の活躍促進>	コンピューター協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会を設立（2015年11月） 第4回日印共同作業部会（JWG）を開催（2016年11月） 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合（2015年4月） IT分野の人材に関する在留資格要件の明確化・周知（2015年12月）	IT分野における外国人材の活躍促進				
	<観光分野における外国人材の活躍促進>	ホテル・旅館等における専門的な知識を要するフロント業務等に関する在留資格が認められる場合の明確化、周知（2015年12月）	ホテル・旅館等における専門的な知識を要するフロント業務等における外国人材の活躍推進				

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会			
外国人材の活用②	<観光分野における外国人材の活躍促進>	外国人スキーインストラクターの在留資格に係る実務経験年数要件を見直し、法務省令及び告示を改正(2016年7月)	外国人スキーインストラクターの受入れ促進				
	通訳案内士として活動している外国人から、活動状況や外国人材の活用方策等についてヒアリングを実施し、具体的な取組を開始	通訳案内士業務における留学生等外国人材の活躍推進					
	<経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等>	経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉士の受け入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方にに関する検討会において検討を行い、2016年3月に取りまとめた報告書を踏まえて、2016年4月に受け入れ対象施設の拡大を実施	経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進				
	経済連携協定に基づく介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方にに関する検討会において検討を行い、2016年10月に取りまとめた報告書を踏まえて、2017年4月からEPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加						
	<外国人技能実習制度の見直し>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が2016年臨時国会で成立	施行準備	施行(2017年11月1日～)			
	対象職種の拡大(随時)	介護の対象職種追加について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方にに関する検討会において検討を行い、2015年2月に中間報告書を取りまとめ	質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う				
<グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受け入れ促進>	製造業における海外子会社等従業員の国内受け入れについて、経済産業大臣の認定を前提とした制度である「製造業外国従業員受け入事業」の開始	検討の結果を踏まえて、小売分野への制度拡大	引き続き、取組拡大に向けて、対象分野等についてニーズ調査の上、検討を実施				
	・ 取組拡大に向けて、対象分野等についてニーズ調査の上、検討を実施						

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②



中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
外国人材の活用④	<p><外国人受入れのための就労環境整備></p> <p>「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」とりまとめ(平成29年3月ダイバーシティ2.0検討会)</p> <p>外国人材にとっても魅力ある就労環境等を整備していくことを記載した働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を取りまとめ</p> <p><建設及び造船分野における外国人材の活用></p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連施設整備等による建設需要の増大に対応するため、外国人材の活用促進につき緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)。造船分野も同様の措置をとる。</p>		<p>企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施</p> <p>企業における職務等の明確化と公正な評価・処遇の推進や、英語でも活躍できる環境の整備など、外国人を更に積極的に受け入れるための就労環境の整備</p>	<p>関連工事が引き続き行われることが見込まれる2018年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少するおそれがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。造船分野においても同様に運用を見直す。</p>		

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
大学のインセンティブ設計の抜本的強化①	<p>＜大学のインセンティブ設計の抜本的強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学運営費交付金の重点配分枠において平成28年度から、各大学のミッションを踏まえた機能強化の構想内容となっているか評価し、評価結果を配分に反映 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>各大学が設定した定量的なKPIを基準として取組実績を評価し、結果を国立大学法人運営費交付金の重点配分に反映</p> <p>人事制度改革などの大学の取組に対する評価等を通じて良い取組を周知し、先進的取組を促進</p>				<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大學生が10校以上入ることを目指す 大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに5割増にすることを目指す。 国立大学法人の第3期中期目標(2016年度～2021年度)を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組(改革加速期間中(2013年度～2015年度)の改革を含む。)への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す。 2020年度末までに40歳未満の本学本務教員の数を1割増にすることを目指す。

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
大学のインセンティブ設計の抜本的強化②	<p><大学改革></p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年3月、理工系人材育成戦略を策定 2015年5月、理工系人材育成戦略を踏まえた理工系人材育成に関する産学官円卓会議を設置 2016年8月、「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を策定 2016年12月、理工系人材育成に関する産学官円卓会議の下に人材需給ワーキンググループを設置し、円卓会議への報告を取りまとめ <p>大学のガバナンス改革に関する学校教育法及び国立大学法人法の改正法に基づき、2015年に総点検・見直しの結果調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年4月、国立大学法人等から大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする産業競争力強化法施行 大阪大学、東北大学、京都大学、東京大学について、ベンチャーキャピタル及びファンド設立のための事業計画を認定、1号ファンドへの出資認可 年俸制適用者数約12,400人（2016年5月現在） 「国立大学経営力戦略」に基づき、法人ごとに中期計画に人事給与システム改革等に関する計画を記載 2013年11月、「国立大学改革プラン」策定。2014年1月、国立大学法人評価委員会の体制強化、同年4月から運営費交付金の戦略的・重点的配分を実施（平成26年度は18大学、平成27年度は30大学に重点配分）。 2015年6月、「国立大学経営力戦略」策定。同年12月、同戦略等を踏まえ、第3期中期目標期間の運営費交付金の重点配分に係る評価手法等を決定（「3つの重点支援の枠組み」）。 平成29年度予算において、機能強化促進係数、学長裁量経費の係数及び額を決定し、上記評価手法による重点配分を実施。 平成28年度税制改正において、国立大学法人等への一定の個人寄附に係る税額控除制度を導入（所得控除制度と選択可）。 2016年5月、指定国立大学法人制度、財務運営の自由度拡大方策を盛り込んだ「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立。 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を目的とした大学関係者による大学協議体を2017年度早々に創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学協議体と産業界が実務レベルで教育機関側と産業界側それぞれに対する要望・産学連携の在り方について意見交換、寄附講座等の産学が連携した教育活動の実施等 産業界は、大学協議体との意見交換に参加するための体制の整備や具体的な産学協働による教育プログラムとその協力方策を提示 <p>→これらの取組を並行して実施し、産学協働による教育プログラムの構築・実施等を推進</p> <p>行動計画の実施・フォローアップ</p> <p>各大学への周知・徹底、円滑な施行に向けた取組等</p> <p>出資事業に取り組む大学の出資認定・認可等</p> <p>計画に基づき、年俸制、学外機関との混合給与、クロスマーチントメントを促進</p> <p>年俸制の導入状況の調査</p> <p>国立大学法人における第3期中期目標期間の改革推進</p> <p>「3つの重点支援の枠組み」による重点配分（KPI等を用いた進捗状況の評価）</p> <p>学長裁量経費も活用した教育研究組織や、学内資源配分等の見直しを促進</p> <p>指定国立大学法人制度の適切な運用</p> <p>財務運営の自由度拡大方策の適切な運用</p> <p>国立大学法人等への一定の個人寄附に係る税額控除制度の運用</p> <p>卓越大学院プログラム（仮称）の実現に向けた各大学の構想の具体化を加速、審査基準等の具体化</p> <p>卓越大学院プログラム（仮称）の本格実施</p> <p>卓越研究員制度の運用</p>	<p>— 100 —</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大が10校以上入ることを目指す 大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに5割増にすることを目指す。 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを目指す。 国立大学法人の第3期中期目標（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す。 2020年度末までに40歳未満の本学本務教員の数を1割増にすることを目指す。 		

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
						<table border="1"> <tr> <td>概算要求 税制改正要望等</td> <td>秋</td> <td>年末</td> <td>通常国会</td> <td></td> </tr> </table>
概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
我が国が強い分野への重点投資①	<ul style="list-style-type: none"> GDP600兆円経済の実現に向け、成長のエンジンである科学技術イノベーションの活性化等を図るために、平成28年6月、経済財政諮問会議と総合科学技術・イノベーション会議の下に「経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会」を設置 同委員会で議論を重ね、平成28年12月に最終報告「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を取りまとめ 	<p>「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、研究開発の官民投資拡大に向け、以下の「3つのアクション」を強力に実行</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算編成プロセス改革アクション 研究開発投資拡大に向けた制度改革アクション エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大アクション 	<ul style="list-style-type: none"> 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする 			
	<p>総合科学技術・イノベーション会議において、政府研究開発投資目標対GDP比1%達成に向けた具体的な道筋を定めた「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」を決定（平成29年4月）</p>	<p>CSTIの特定する科学技術イノベーションに資することが期待される事業について、予算編成過程において重点が置かれるよう、財務省と連携。これにより、第5期「科学技術基本計画」で定められた「政府研究開発投資について、（中略）『経済・財政再生計画』との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこと」とし、所要の規模の予算が確保されるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す 			
	<p>総合科学技術・イノベーション会議において、2018年度に創設する方針の科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）（推進費）に係る研究開発投資ターゲット領域を決定</p>	<p>高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれるターゲット領域に対して各省施策を誘導とともに、産業界から評価の高いSIP型マネジメントを各省に展開、官民の研究開発投資を拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に 			
		<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも5つの大学・研究開発法人について、世界のトップ人材や企業との共同研究施設を備えた、世界最先端の戦略研究拠点とすることを目指す 特定国立研究開発法人等について、革新的なイノベーションが求められる分野等において、非競争領域を中心に産学官連携の研究開発・実証拠点の形成を推進 我が国が強みを活かせる分野においてビッグデータ等を戦略的に利活用するための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークの構築を図る 				

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
我が国が強い分野への重点投資②	<p>＜我が国が強い分野への重点投資＞</p> <p>世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)の構築を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度新規拠点2拠点の公募開始 平成29年度新規拠点2拠点の採択・運営 WPIアカデミーの仕組みを構築 <p>2016年4月より、学術情報ネットワーク(SINET5)の本格運用を開始</p> <p>＜人工知能に関する取組の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人工知能技術戦略会議」の設置(2016年4月) 人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを策定(2017年3月) 「インテリジェント化が加速するICTの未来像に関する研究会」にて、ICT分野の技術革新が急速に進展する中、大きく変貌する未来社会の像を展望し、現在取り組むべき課題を提言(2015年6月) 「AIネットワーク化検討会議」において、AIネットワーク化に関し、目指すべき社会像、AIネットワーク化の社会・経済への影響・リスク、当面の課題等について検討し取りまとめを公表(2016年4月及び6月) 「人工知能と人間社会に関する懇談会」において、人工知能の研究開発及び利活用を健全に進展させるべく人工知能技術と人間社会に関する論点を抽出した報告書を公表(2017年3月) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>内外のトップ研究者を結集し、大学学長のトップマネジメントのもと、世界トップレベルの大学研究拠点が産業界と連携してイノベーションを生み出せるよう、少数の拠点に絞りリソースを集中投下。加えて、現在の取組の検証のうえ、将来的に世界トップを狙える分野の拠点整備について検討。</p> <p>拠点における研究開発を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学術情報通信基盤の強化に向けて検討 • 大学とあわせ共同研究する企業等も活用できるようにする <p>生産性、健康／医療・介護、空間の移動の各分野について研究開発を実施し、社会への取り込みを目指す</p> <p>世界レベルでの競争力ある技術×AI等に係る研究開発拠点の整備、研究環境の向上等の推進</p> <p>開発者が留意すべき基本的な原則について、国際的な議論に積極的に貢献</p> <p>AIの開発や社会への取り込みを促す観点から、検討を進める</p>				<ul style="list-style-type: none"> • イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
	<p><本格的な産学官連携の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年7月、イノベーション促進産学官対話会議を設置 2016年11月、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定 文部科学省に設置した「オープンイノベーション共創会議」において、オープンイノベーションの加速に向けた具体的方策の検討を実施 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの周知とその実効性確保の取組を進める 大学の取組に対する評価を通じて良い取組を周知し、先進的取組を促進 <p>「ファクトブック-パイロット版-」を作成・公表</p> <p>産業界が共同研究先の連携相手の検討等に活用するための「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大학ファクトブック-正式版-(仮称)」を作成・公表</p> <p><オープンイノベーション機構(仮称)の整備></p> <p>事業化・知財等の専門人材により産学官連携を集中管理する新体制「オープンイノベーション機構(仮称)」の構築</p> <p>支援終了時には間接経費や特許実施料収入などを基に大学等が自立的に経営</p> <p>優れた技術移転機関の契約・事業化ノウハウを他地域へのTLOや地方国立大学の産学連携本部に横展開することを検討</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。
大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進	<p><大学の資産活用></p> <p>大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、施設の戦略的リノベーションを行う</p> <p>土地等の活用において時代にそぐわない制度の見直し方針を策定</p> <p>大学等への土地、株式の寄附を活発化するため、受入実態の把握等の結果を受けて、具体的な方策や制度の在り方について検討</p>		<p>方針に基づいて土地等の活用を進める</p> <p>実態把握・検討に基づいて、大学等への土地、株式の寄附を活発化</p>			<ul style="list-style-type: none"> 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを目指す。
	<p><大学等における新株予約権の取得ケース拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等がベンチャー支援をする場合、コンサル料・施設利用料等としても新株予約権を取得することを可能とする。 新株予約権を使用して取得した株式も、当該株式公開後、一定の期間、保有することを許容 				<p>大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進と大学発ベンチャーの創出を一体的に促進</p>	

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進①	<官・民の研究開発投資の強化>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会					
	<ul style="list-style-type: none"> 官・民の研究開発投資を強化するため、毎年度策定する「科学技術イノベーション総合戦略」等を通じて科学技術関係予算の重点化等を主導 企業の研究開発投資を2020年度頃までにGDP比3%以上とすることを目指し、あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリを効かせる等の研究開発税制の強化を実施 	<p>科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを体系的に整備し、客観的根拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する</p> <p>「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」に基づく官・民の研究開発投資強化策の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月に「第5期科学技術基本計画」を策定 2017年6月に「科学技術イノベーション総合戦略2017」を策定 第5期基本計画の進捗及び成果を把握するための目標値・指標の設定 					
	文部科学省に設置した「オープンイノベーション共創会議」において、オープンイノベーションの加速に向けた具体的方策の検討を実施	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研究とその成果を活用した概念実証の支援や、将来に渡り継続的に民間投資を誘発するための方策について改革を実施 	<p>左記を踏まえ取組を強力に実行</p> <p>卓越研究員制度の運用・拡充</p>				
	<事務局機能の抜本的強化>	<ul style="list-style-type: none"> 優れた人材育成・人事システム改革を加速する方策を構築 	<p>左記を踏まえ取組を強力に実行</p> <p>上席政策研究員等専門人材の登用、政府系シンクタンク等との連携・協力、企画・立案のための調査を推進し、事務局機能の抜本的強化を図る</p>				

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進②	<「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の推進>					
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算で「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、10課題を決定。平成27年度に1課題追加。 SIPガバニングボードを開催し、各課題のプログラムディレクターの選定、研究開発計画の策定等を実施。 					<ul style="list-style-type: none"> 各課題の研究開発計画に基づき、本格的に研究開発を実施 総合科学技術・イノベーション会議による管理運営・評価の実施
	<「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)の推進>					
	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度補正予算として550億円を計上し、「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)を創設するとともに、改正科学技術振興機構法に基づき同法人に基金を設立。 平成26年度にプログラム・マネージャーを12名任命。平成27年度に更に4名任命。 					<ul style="list-style-type: none"> イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に
	<競争的研究費改革>					
	<ul style="list-style-type: none"> 2015年3月、競争的資金制度における消耗品や備品の購入、設備・施設の共用等の運用改善に関するルールを統一化 2017年2月までに、競争的資金制度以外の公募型研究資金における間接経費の措置等について、新規採択分より、大学等に対し間接経費30%措置を概ね導入 					<ul style="list-style-type: none"> 官民協同した研究課題コンペティションやアワード型制度など、民間の研究開発投資を呼びこむ新しい研究支援手法を検討 検討に基づき研究支援の見直しを進める
	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月、科学研究費助成事業（科研費）の抜本的な改革についての具体的な実施方針・工程表を改定 2016年12月、若手研究者の挑戦を促す「科研費若手支援プラン」を策定 					<ul style="list-style-type: none"> 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進③	改正独法通則法等に基づき、平成27年4月、国立研究開発法人制度創設	国立研究開発法人制度の着実な推進				• 2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。
	• 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定)において、具体的な改善事項への対応を決定 • 上記閣議決定に基づき、報酬・給与、調達、自己収入の取扱い等について具体的な運用改善策を実施	改善策に係る適切な運用の確保 改善が必要な事項について、継続的にフォローアップ				
	2016年5月、「特定国立研究開発法人」制度の創設を盛り込んだ「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」が成立、同年10月から施行	「特定国立研究開発法人制度」の適切な運用・展開				• 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを目指す。
	<国立研究開発法人の機能強化と「クロスアポイントメント」制度の積極的な導入>	NEDOにおいて、変更した中期目標・計画に基づき、「橋渡し」機能強化に取り組む				
	• NEDOの第3期中期目標等を変更し、新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を20%以上とする目標等を設定	理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質・材料研究機構等について、引き続きその機能強化を図る				
	• 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質・材料研究機構等について、中長期目標・中長期計画にクロスアポイントメントや民間との共同研究を一層推進等するための取組を記載 • 科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画を変更し、「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記	大学や研究開発法人等において、クロスアポイントメント制度を積極的に導入・活用				
	• 2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表 • 国立大学法人等において、267名にクロスアポイントメント制度を適用(2016年10月現在) • 理化学研究所において15名、産業技術総合研究所において44名(2017年2月現在)、物質・材料研究機構において87名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用					

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑨

KPI	2020年度～	2019年度	2018年度	2017年度	2013年度～2016年度	
				概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会	
産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進④	・2025年までに企業から大学、研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。	左記を踏まえ取組を進める	協議会の運営等を通じ、産官でマッチング事業等を担う人材が事業や組織を超えて自在に連携できる自律的コミュニティの確立を目指す	基礎研究とその成果を活用した概念実証を支援し、将来に渡り継続的に民間投資を誘発する方策を実施	文部科学省に設置した「オープンイノベーション共創会議」において、オープンイノベーションの加速に向けた具体的方策の検討を実施	<オープンイノベーション推進> 革新的シーズを有する大学等と、研究機関を核にしたオープンイノベーションアリーナの形成を通じたイノベーション・サイクル・システムの構築
	・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを目指す。	既存のネットワークの推進 ・既存のネットワークの推進 ・共用システムを構築した研究組織数を70組織まで展開	既存のネットワークの推進 ・既存のネットワークの推進 ・2020年度末までに100組織まで展開	技術シーズとニーズのマッチングに関する協議会の設立、シンポジウムの開催	産官の技術シーズとニーズのマッチング事業の取組における現状と今後について課題を抽出	
		・試行的運用を開始 ・物質・材料開発等の研究開発を加速	・試行的運用を開始 ・物質・材料開発等の研究開発を加速	産学官が利用できる物質・材料開発等の研究開発に資するデータベース及び解析ツール等の構築・利活用に向けて、データ収集や解析手法の開発等を進める	物質・材料開発等の研究開発を加速するためのデータの戦略的な共有・利活用について検討	
		中堅・中小企業を対象とした幅広い支援の拡充、支援プラットフォームの構築 地域経済分析システム(RESAS)の利用促進、必要なデータの追加検討				<研究開発推進体制の強化>
		NEDOにおいてプロジェクト・マネジメント人材を育成・確保し、活躍の場を提供				<研究開発推進体制の強化>
		・各省連携による国内外の科学・産業技術動向の調査・分析 ・日本の「強み」、「優位性」を活かした戦略・ロードマップの策定				<研究開発推進体制の強化>
		国立研究開発法人が主体となり、国家プロジェクトの成果を確実に社会への取り込みにつなげる(サンプル提供、技術の国際標準化等)				<研究開発推進体制の強化>
		マッチングプランナーによる企業の技術ニーズと大学等のシーズのマッチングの促進				<地域における産学官連携の促進>
		異分野連携研究開発拠点の採択拠点3件を決定				<地域における産学官連携の促進>
		異分野連携研究開発拠点を2か所以上形成				

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み①	<p>＜ベンチャーや新事業創出の担い手育成＞</p> <p>＜シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小・中堅・ベンチャー企業をシリコンバレー等に派遣（企業の架け橋） 大企業内の新規事業担当者や起業家等をシリコンバレーに派遣（ヒトの架け橋） 東京とシリコンバレー双方でビジネスマッチングイベントやシンポジウムを開催（機会の架け橋） <p>＜起業人材海外研修体制の整備＞</p> <p>文部科学省に設置した「オープンイノベーション共創会議」において、オープンイノベーションの加速に向けた具体的方策の検討を実施</p> <p>＜アジアにおけるベンチャー活力の取り込み＞</p> <p>タイにおいて大使館主催のピッチイベントを開催。また、アジアのベンチャーを日本に招聘、日本企業との協力覚書を締結</p> <p>＜未踏IT人材発掘・育成事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ITを駆使してイノベーションを創出することができる、突出した若い人材を発掘・育成 未踏事業修了者に対する事業化支援の実施 <p>＜「異能vitation」プログラム＞</p> <p>戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に、独創的な人向け特別枠として「異能vitation」プログラムを設置。2014年度から独創的な技術課題への挑戦を支援。</p> <p>＜大学発新産業創出プログラム＞</p> <p>大学の革新的技術の研究開発支援及び民間の事業化ノウハウをもった人材による事業育成を一体的に実施</p> <p>・「グローバルアントレプレナー育成促進事業」により先進的な起業家育成を行う大学を支援。2017年度からは「次世代アントレプレナー育成プログラム」を実施。</p> <p>・起業家教育を受講している大学・大学院生を対象とするビジネスプランコンテストの実施（起業家教育に係る教員も参加）。</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004年～2009年の平均値）） <p>【補助指標】 起業活動指數（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる</p>

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑪

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み②	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育の教員等向けに「生きる力」を育む起業家教育のススメ「指導事例集」を策定（2015年3月） 小中学校でのモデル的な起業家教育の支援、普及に関する実態調査を実施 <p>インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業に対して内閣総理大臣賞を付与する「日本ベンチャー大賞」を創設。第1回表彰式を2015年1月、第2回表彰式を2016年2月、第3回表彰式を2017年2月に実施。</p> <p>創業後間もない女性、若者、シニアの起業家に対する低利融資制度のうち、技術ノウハウ等に新規性がみられる場合における金利優遇措置について、従来の設備資金に加え運転資金も対象に拡充</p> <p><トップ研究者、高度外国人材の呼び込み></p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント制の活用の促進に向けて、2013年12月に年収基準の緩和等の認定要件等の見直しを行うため法務省告示を改正 高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格等の創設を含む入管法一部改正法が2014年の通常国会で成立 潜在的にポイント制対象者が多い業界において制度を周知 在留資格審査手続の対応事例等の周知（2016年3月） 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設 「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン」の改定 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<p>指導事例集の普及周知を通じて、起業家教育を普及促進</p> <p>表彰制度の実施</p> <p>多様な人材を活用したベンチャーを創出するための低利融資の実施</p> <p>研究者の相互派遣に向けて、日米の関心分野を特定するワークショップを開催。研究テーマを特定し、受入れ先や期間を協議。人材交流を実施。</p> <p>研究者の相互派遣を継続し、デジタルサイエンス人材を育成。共同研究に向けて大学や研究機関間で議論</p> <p>「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO等と連携しながら積極的な対外発信</p> <p>高度外国人材の受け入れ加速化</p>		<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004年～2009年の平均値）） <p>【補助指標】 起業活動指數（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる</p>	

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速①	<ベンチャー・チャレンジ2020の実現>	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2020年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレンジ2020」を策定(平成28年4月) 政府全体のベンチャー支援に係る政府関係機関コンソーシアム、アドバイザリーボードを設置(平成28年7月、11月) 	<p>ベンチャー企業の世界市場への挑戦を支援するとともに、国のベンチャー支援策に関するアドバイスを実施</p>			<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値)) 	
	<ベンチャー投資促進>	<ul style="list-style-type: none"> 2013年の研究開発力強化法の改正により、科学技術振興機構等において、出資業務を開始 同機構の出資型新事業創出支援プログラム(平成24年度補正予算)では、2016年度までに12件の出資を実施 	<p>各種派遣プログラムを発展させながら、複数の国際ビジネスマッチング企画との提携関係を構築</p>		2020年グローバルベンチャーサミットの開催		
	VCファンドのパフォーマンスベンチマーク形成に向けた、国際的な時価評価手法の研究(2015年度)、時価評価フレームワークの策定・検証(2016年度)		<p>大企業等によるベンチャーのM&Aなどイノベーションを創出するためのファンド機能の強化を検討する</p>				
	2013年9月に申請様式の改正を行い手続負担の軽減を図った。また、2013年秋から2013年度末にかけて、全国10カ所での施策PRを実施。さらに、2016年度より都道府県への確認事務の移譲を実施。		<p>国立研究開発法人の研究開発成果を一層イノベーション創出につなげていくため、業務・財務の健全性確保等に配慮した上で出資業務の更なる活用の在り方について検討し、2017年度中に結論を得る</p>				
	平成26年度税制改正において、ベンチャー投資促進税制を創設。平成29年度税制改正において、特に地方での利用拡大に向けた所要の改正を実施。		<p>ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル契約等の実証を開始</p>		ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル契約等の普及促進		<p>【補助指標】起業活動指數(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者であるとの回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p>
	産業革新機構における意思決定プロセスの簡略化を規定した産業競争力強化法が2013年の臨時国会で成立し、2014年1月に施行		<p>エンジェル税制活用促進のため、制度の周知・普及</p>				
	クラウドファンディングの手法を用いた地域資源活用型ベンチャー等の新しい資金調達手段を軸とした起業支援モデルの検討		<p>制度の利用促進に向けた周知・普及 制度の在り方に関する検討</p>				
			<p>産業革新機構によるベンチャー支援の継続</p>				
		<p>クラウドファンディングを活用したベンチャー投資を加速化</p>					

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
	<大企業等とベンチャーの連携促進>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速②	大学発ベンチャーの実態状況把握のため、大学発ベンチャー調査を実施 NEDOが認定したベンチャーキャピタル等の支援を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対して、マッチング等の支援を実施(平成26・27・28年度補正予算・平成29年度当初予算)	大学等の研究者や技術シーズのデータベースを300社分構築、国内外に発信 ベンチャーや企業、ベンチャーキャピタル等と共に整理したベンチャーと企業の連携に係る課題解決策の周知及びベンチャーキャピタルの知見をいかした研究開発型ベンチャーへのハンズオン支援等	データベースを更に拡充とともに、国内外への発信を強化 メンター派遣継続の中で、支援機関による先進的な好事例を全国各地に横展開する等により更なるノウハウ強化を推進	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会※の運営 種類株等の活用の促進	・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値))
	活躍している起業家や投資家等の国内有数のメンター陣の活用により全国各地から有望な学生や若手起業家を発掘・育成し、更なる成長や事業化を支援するビジネスプラン発表会「起業家万博」、「起業家甲子園」を毎年度開催	自治体や地域の産業界・金融機関等の起業家支援機関に対するノウハウ強化のためのメンター派遣を開始	素材等の研究開発型ベンチャーと、技術の早期実用化に必要な生産設備を備えた企業とのマッチングを実施	共同発明に基づいたベンチャー企業の設立も含め、多様な出口の創出を促進	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	【補助指標】 起業活動指指数 (「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる
	産業革新機構の主導で、素材・化学分野特化型の「ユニバーサルマテリアルズインキュベーター(UMI)ファンド」が設立。出資・経営サポートに加え、ニーズとシーズのマッチング等を実施。 素材等の研究開発型ベンチャーへの調査を実施し、技術の早期実用化を支援するため、必要な生産設備を備えた企業の活用によるスケールアップ促進が有効ということが判明。	素材等の研究開発型ベンチャーと、技術の早期実用化に必要な生産設備を備えた企業とのマッチングを実施	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会※の運営 種類株等の活用の促進	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る
	共同発明による知財の機動的活用、死蔵回避のためのモデルケースの構築を実施	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る
	大企業とベンチャー企業の連携等を促進するための「ベンチャー創造協議会」を創設(2014年9月) ※民間事業者のオープンイノベーションの取組を推進する「オープンイノベーション協議会」(2015年2月創設)と合併(2017年3月)	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る
	種類株等の活用の促進策やM&Aの促進策について検討を実施し、2015年3月に報告書を作成	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る
	NEDOが認定したベンチャーファンド等の支援を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対して、マッチング等の支援を実施(平成26・27・28年度補正予算・平成29年度当初予算)	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る	左記を踏まえ、今後更なる支援を検討 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、更なる高度化を図る

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑭

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速③	＜ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き 支援人材の育成＞	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
	・「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」による、目利き・支援人材の育成等(平成25年度補正予算) ・「先端課題に対応したベンチャー事業化支援等事業」による、目利き・支援人材の育成等(平成26年度補正予算)					・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値))
	＜政府調達での参入の促進＞					
	研究開発ニーズの解決のために、政府調達による研究開発型中小・ベンチャー企業の技術・着想を発掘するための検討を開始	政府調達による研究開発型中小・ベンチャーの育成・強化を視野に入れた実証モデルを検討	実証モデルの試行・改良を反復し、実効性ある手法を開発			【補助指標】起業活動指數(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者であるとの回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる
		基幹技術の研究開発において、ベンチャー等の外部技術を積極的に活用するための技術領域を設定	ベンチャー等の外部技術の活用を拡大			
	・官公需における創業10年未満の新規中小企業者の活用への配慮を新たに加え、官公需についての中 小企業の受注機会の確保に関する法律を改正、施行(2015年8月) ・新規中小企業者との契約比率の目標や受注の機会の増大のための措置を定めた、国等の契約の基本方針を閣議決定	創業間もない企業(中小ベンチャー企業)の政府調達への参入推進	毎年度「国等の契約の基本方針」を改訂し、基本方針に基づく運用を実施していく			ベンチャー企業へのVC投資額の対GDP比を2022年までに倍増(現状:0.029%(2013年-15年の3か年平均))
	2015年3月、NEDO中期目標等を変更し、大幅に権限を付与されたプロジェクト管理を行う人材の下でのマネジメントの充実、中小・中堅・ベンチャー向け目標の設定等を実施	NEDOにおいて、変更した中期目標等に基づき、業務を実施				
		政府の支援策の申請様式の共通化・オンラインによるワンストップシステムの試行運用を本年度中に開始	本格運用、法人インフォメーションとの連携や他の手続への展開			

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速④	<p><既存企業の経営資源の活用(スピノフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進)></p> <p>「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」等を活用したスピノフ・カーブアウト支援(平成25年度補正予算・平成26年度補正予算) 2014年1月には、当該事業の取組を周知するためのシンポジウムを開催</p> <p>兼業・副業に関する委託調査を実施</p> <p>廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 小規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制度を創設(2015年10月)</p> <p>求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化・周知(2014年7月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることをを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004年～2009年の平均値)) <p>【補助指標】起業活動指數(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者であるとの回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <p>ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増(現状:0.029%(2013年～15年の3ヵ年平均))</p>

中短期工程表「規制の「サンドボックス」制度の創設」

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 規制改正要望等	秋	年末	通常国会			
規制の「サンドボックス」の創設	<p>＜プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」の創設＞</p> <p>規制の「サンドボックス」の創設のための具体的な方策を検討</p> <p>関連する法案を提出</p> <p>「サンドボックス」において様々な実証を実施</p> <p>国家戦略特区法改正法案の施行</p> <p>規制の「サンドボックス」の創設のための具体的な方策を検討</p> <p>検討結果に基づき、必要な措置を講ずる</p>							

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」①

規制・行政手続・コ化の一体的推進①	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI		
	<p>＜目標逆算ロードマップ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略2016」において「目標逆算ロードマップ方式」による規制改革等の実行メカニズムを導入する方針を明記。この方針のもと未来投資会議を設置し、医療・介護や自動走行等の分野で、官民であるべき将来像を共有し、そこから逆算して規制・制度改革を進めため、総理が各省庁に取組を指示。 <p>＜規制改革・行政手続の簡素化・IT化の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国企業の日本への投資活動に関する分野について、「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキンググループ」において緊急報告を取りまとめ(2016年12月)。 上記以外の先行的な取組が開始できるものについては「構造改革徹底推進会合」において選定し(2016年12月)、「未来投資会議」へ報告(2017年1月)。 これらの実施状況等を踏まえ、「規制改革推進会議 行政手続部会」において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」を取りまとめた。 「行政手続部会取りまとめ」では、9つの重点分野(①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行)を選定し、行政手続コストの削減目標(原則20%以上)を決定。「規制改革推進会議」としても了承し、その内容を踏まえ、総理が各省庁に取組を指示した(2017年3月)。 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>「ロードマップ方式」の導入による規制・制度改革の推進</p>					
	<p>対日直接投資会議規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて引き続き検討を進め、2017年4月に最終的な取りまとめを実施</p> <p>取りまとめに定められた施策の実施</p> <p>構造改革徹底推進会合で決定された先行的取組(スマート保安、世界最先端の化学物質開発力の実現、i-Construction-建設現場の生産性革命、ベンチャー支援プラットフォーム)の実施</p> <p>・行政手続部会取りまとめに沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p> <p>・各省庁は基本計画を策定</p> <p>・規制改革推進会議は、「行政への入札・契約に関する手続」、「従業員の納稅に係る事務」、「調査・統計に対する協力」のうち統計調査以外の調査、のコスト削減について検討</p> <p>・行政手続部会は、各省庁の基本計画について、その取組内容や目標設定を含め幅広く点検し、必要な改善を求める</p> <p>・各省庁は、行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定</p> <p>・行政手続部会は各省庁の取組をフォローアップ</p>	<p>※「国税」「地方税」については、①電子申告の義務化が実現することを前提として、大法人の法人税・消費税、法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告利用率100%②中小法人の法人税・消費税、法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告の利用率を、国税85%以上、地方税70%以上③電子納税の推進、e-tax、e-TAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施)、地方税・国税の情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める</p> <p>※「調査・統計に対する協力」については、統計法に基づく統計調査は、統計改革の基本方針等を踏まえ、既存の統計調査を削減目標の対象とする</p>						

中短期工程表「規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
規制・行政手続・IT化の一体的推進②	<行政手続のオンライン化>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
		対日直接投資、起業、引越、結婚、退職等の分野で必要になる一連の行政手続をワンストップで提供するための検討	アクションプランを改定し、そこに掲げられた各項目の着実な実施とフォローアップ	行政手続オンライン化計画(仮称)の策定 各府省システムと法人インフォメーションとの連携によるバックオフィス連携など横断的課題の検討	IT利活用拡大のための規制・制度改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。 ⇒2016年10月公表時26位(前年比2位後退)
	<p>「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を取りまとめ (2013年12月 IT総合戦略本部決定)</p> <p>「IT利活用に係る基本指針」(2015年6月 IT総合戦略本部決定)</p>					

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
規制・行政手続・IT化の一体的推進③	<法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化> <貿易手続改革の検討の実施> <裁判手続等のIT化> <ベンチャー支援プラットフォーム> <ブロックチェーン技術を活用した政府調達等> <世界最先端の化学物質開発力の実現> <産業保安法令関連手続のIT化> <鉱業権の登録手続等のIT化> <i-Construction>	概算要求 規制改正要望等	秋 年末 通常国会			
		法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化に向け、官民一体となった検討を開始	法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化について、結論を得る			• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。 ⇒2016年10月公表時26位(前年比2位後退)
		貿易手続改革に関する官民協議会の立ち上げ、検討を開始	貿易手続改革について、結論を得る			
		裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る				
		ベンチャー支援プラットフォームの試行的な運用	運用経験を踏まえた中小企業向け補助金等での活用			
		政府調達や申請手続等の分野で、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手	革新的電子行政の実現に向けた計画の策定			
		AIによる最先端の有害性予測手法開発プロジェクトの開始・スクリーニング試験の不要化				
		基本設計の検討	化学構造コードを用いた審査システムの構築			
		産業保安法令に基づく申請について、安全を前提とした手続の簡素化、IT化				
		鉱業権の登録手続等の電子化による行政手続の簡素化や鉱区情報等のデータ利活用を促進するためのシステムの構築				
		検査日数5分の1に短縮、検査書類50分の1に削減等の取組を推進				

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会					
規制・行政手続・IT化の 一體的推進④	<マイナンバー等の利活用拡大>	マイナンバー制度の導入、社会保障・税分野等における業務改革の推進					
	預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正法の成立(2015年9月)	マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務)					
	マイナンバーカードの公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討 マイナンバーカードと国家公務員身分証一体化 マイナンバーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現						
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカードの読み取り対応スマートフォンの拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進し、公的個人認証機能のスマートフォンへのダウンロードのための実施体制などの運用面及び法制度の検討を実施	スマートフォンを活用した読み取り申請開始	スマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現			
	自動車検査登録事務 全都道府県共同利用システム構築	提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施 マイナンバーカードを健康保険証として利用					
	各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現						
	ワンストップサービス／プッシュ型サービスや本人確認に係る官民連携等に関する検討 電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討 電子行政手続への多様なアクセス手段の確保		マイナポータルの本格運用開始				
	・マイナンバーカード1枚で新たな魅力的な生活モデルを提供 ・地域経済応援ポイントの導入により、商店街をはじめとする地域の消費を拡大	マイキープラットフォームの検討・構築	マイナポータルの順次利用開始	運用			
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化を順次開始、地方公共団体での利用可能化					
	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向け、2017年通常国会に法案を提出(2017年3月)	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度整備の具体化、制度の利用開始					
	「公開情報への法人番号の併記について」策定(2015年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)	テレビなど多様なアクセス手段の確保					
	「法人インフォメーション」の検討・構築	政府が法人情報を公開する際、順次、法人番号を併記					
		「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充					

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
規制・行政手続・IT化の一体的推進⑤	<p>「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」の決定(2015年6月年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)</p> <p>(マイナポータルとe-Taxの認証連携、国税の申告に係る提出書類の省略、国税のインターネット上のクレジットカード納付、国税の添付書類の電子データ化送信、源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化・提出一元化等を実施した。)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等 → 秋 → 年末 → 通常国会</p>	<p>年金・国税・地方税等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供に向けての取組・順次サービス提供</p> <p>国民年金保険料の簡単な免除申請手続(ワンクリック免除申請)導入に向けての取組 免除候補者に対するマイナポータルを活用した情報提供 簡便な免除手続</p> <p>医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化に向けての取組 実施可能な保険者等から段階的に実施</p> <p>マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の申告手続の簡素化に向けての取組 できる限り速やかにサービス提供</p> <p>年金・国税・地方税の申告・申請等に係る提出書類の省略に向けての取組 地方税関連手続の提出書類省略</p> <p>国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化に向けての取組 滞納者や免除該当者等に対する情報提供 マイナポータルを活用した情報提供</p> <p>国民年金保険料のインターネット上のクレジットカード納付の導入 地方税のクレジットカード納付対応自治体の拡大</p> <p>国民年金保険料の前納時期の柔軟化</p> <p>法人が活用しやすい税・社会保険に係る民間ソフトウェアの開発に向けた会議設置・制度改正やマイナンバー制度への対応などソフト開発に必要な仕様情報等の提供・助言</p> <p>国民年金保険料滞納者についての督促の対象を段階的に拡大 免除対象者等を除く全ての滞納者に対する督促</p> <p>厚生年金適用漏れ解消のための集中的な加入指導等の一層の強化</p> <p>徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化</p> <p>若者に重点を置いた広報活動の強化(スマートフォンで年金情報等を確認できる年金アプリの開発等)</p> <p>年金・国税・地方税当局間の情報共有ネットワークの整備に向けての取組 年金・国税間のネットワーク整備</p> <p>法人番号の活用による年金・国税・地方税当局間での法人に関する情報連携の強化</p>			

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上①	<コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上>							・大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指す。

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上②	<p>＜コーポレートガバナンス・コードの策定及びコーポレートガバナンスの強化＞</p> <p>2013年臨時国会に社外取締役の導入に関する会社法改正法案を提出。2014年通常国会で成立し、2015年5月に施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「「責任ある機関投資家」の諸原則 『日本版スチュワードシップ・コード』～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の策定・公表（2014年2月）。 「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を策定（2015年3月）、コーポレートガバナンス・コードの適用開始（2015年6月）。2017年1月時点で3,500社を超える上場会社がコードへの対応状況を公表。 形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置（2015年8月）。同会議において、「取締役会のあり方」についての意見書を取りまとめ、国内外へ情報発信（2016年2月）。 <p>収益力の低い事業の長期放置を是正するため、企業における経営改善や事業再編を促すための施策について検討する「日本の「稼ぐ力」創出研究会」を開催し、検討結果を取りまとめ（2015年5月）</p> <p>収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックス「JPX日経400」の算出開始（2014年1月）</p> <p>「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」旨の上場規則の改正（2014年2月実施）</p> <p>コーポレートガバナンス・コードの適用開始を踏まえた監督指針の改正等（2016年6月）</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				<p>両コードのフォローアップ会議を引き続き開催し、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言し、国内外に情報発信すること等を通じ、コーポレートガバナンスの実効性の向上を図る</p> <p>国内外に向けた情報発信・周知活動の実施によるコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの普及・定着</p> <p>機関投資家によるスチュワードシップ・コードの受け入れ状況の公表</p> <p>取りまとめを踏まえた必要な措置の実施</p> <p>金融機関による適切な取組状況のフォロー</p>	<p>・大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す。</p>

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
経営システムの強化、中長期的投資の促進	<p>＜経営システムの強化、中長期的投資の促進＞</p> <p>「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」による提言取りまとめ(2015年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会」の報告書における提言を踏まえ、企業の「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動を取りまとめた「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)を策定(2017年3月) ・平成29年度税制改正において、役員給与の損金算入の範囲の拡大やスピンドルの課税繰延べに関する税制の改正を実施 <p>＜プラットフォーム作りの推進＞</p> <p>中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企業と投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を検討するための産業界・投資家コミュニティ、関係機関からなるプラットフォームを創設(2015年6月)</p> <p>＜投資の最適化等を促す政策対応に係る検討＞</p> <p>「価値協創のための統合的開示・対話ガイドンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」(価値協創ガイドンス)の公表(2017年5月)</p> <p>「環境情報開示基盤」の開発</p>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
		CGSガイドラインに即した取組の普及					
		退任した社長・CEOが就任する相談役、顧問等について開示する制度を創設			退任した社長・CEOが就任する相談役、顧問等についての開示を実施		
		税制改正を踏まえた役員へのインセンティブ報酬やスピンドルの活用の促進					
		「経営者・投資家フォーラム」を通じて中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企業と投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を継続的に検討					
		ガイダンスを踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析及びそれを推進する場の設置、機関投資家による運用機関に対するガイダンスの活用促進、非財務情報へのアクセス向上を目的とした関係者による取組					・大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指 す。

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」④

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
経営システムの強化、中長期的投資の促進	<経営システムの強化、中長期的投資の促進>	<株主総会プロセスの見直し等> <ul style="list-style-type: none">・株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会が招集通知添付書類／議決権行使の電子化の課題や必要な措置、適切な基準日設定の在り方等について提言取りまとめ(2016年4月)。関係者の取組についてフォローアップ会議の開催(2017年2月、3月)。招集通知添付書類の電子化については、法制審議会において、会社法制の見直しについて諮問(2017年2月)。・全国株懇連合会が適切な基準日設定について、基準日を変更する場合の定款変更議案例などの実務対応について取りまとめる(2016年10月)とともに、全株懇定款モデル等の変更を決定(2017年2月)。・上場企業等が定時株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、例えば3ヶ月期決算企業が株主総会を7月以降に開催する場合、法人税の申告期限を株主総会後まで延長できる制度の導入(2017年4月)。・全国株懇連合会がグローバルな機関投資家等の株主総会出席ガイドラインを策定(2015年11月)するとともにガイドライン実施のためのモデル定款等を策定(2016年4月)。						•大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指 す。

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
企業の情報開示、会計・監査の質の向上①	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	<企業による情報開示の質の向上>						
	国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を2019年前半を目途に目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進める						
	事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について、投資家との建設的な対話に積極的な企業の協力を得て実際の開示事例に基づく対照表を作成し、企業から共通の記載が困難だと指摘された項目について、関係省庁において具体的な共通化の進め方について検討	引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討					
	決算短信について、自由度を高め、「速報」としての役割に特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しするための見直しを実施(2017年2月)	金融審議会において、十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方にについて総合的に検討し、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始	金融審議会において検討を継続し、成案を得たものについて順次取組を開始				・大企業(TOPIX500)のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す。
<会計基準の品質向上>							
IFRSへの移行を検討している企業の参考とするための「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセミナーを開催(2017年3月) 関係機関と連携し、「国際会計人材ネットワーク」を構築・公表(2017年4月)	我が国において使用される会計基準の品質向上を図るために、関係機関等と連携して、国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進、のれんの会計処理等IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けて必要な取組を推進する						
<会計監査の品質向上・信頼性確保>							
「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を策定・公表(2017年3月)	監査法人が、実効的な組織運営の下で高品質な会計監査を提供することで、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立するため、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップや、業務管理態勢の検証等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図る						

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
事業 再編の円滑化等①		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		<事業再編の円滑化>				
						株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、必要な制度的対応を講じる
		<企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等>				必要に応じて更なる取組を検討
		3メガバンクグループは、各行のコーポレートガバナンス報告書において、政策保有株式の縮減方針を明確化(2015年6月～7月)するとともに、「当面の削減目標」を公表(2015年11月)				・大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指す。
		<企業と投資家との対話の促進等>				・東京証券取引所、日本銀行の取組を支援 ・企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けて、企業と投資家との対話が積極的に進むように促す
		<産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援>				
		企業に対する事業性を重視したファイナンスや経営支援等の促進				
		<グローバルベンチマークの設定による収益力向上に向けた取組や新陳代謝の後押し>				
		グローバルベンチマークについて検討し、2015年12月までに石油化学、石油精製、鉄鋼、エレクトロニクス、板ガラス、紙パルプ及び自動車の7分野について、検討経過を公表				グローバルベンチマークを踏まえつつ、必要に応じ、産業競争力強化法第50条等により、収益力向上に向けた取組等や新陳代謝を後押し

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
事業再編の円滑化等②	<企業における攻めのIT経営促進>	<ul style="list-style-type: none"> 「攻めのIT経営銘柄」の選定(2015年5月) 「攻めの IT-IR ガイドライン」の策定(2015年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づくIT経営に係るIR活動の促進 官民連携によるIT経営の実証研究やIT経営人材の育成・意識改革の推進 その他必要な措置の実施 	企業のIT経営の実態把握のための統計整備	統計の継続的実施	<p>・大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指す。</p>	
	<海外展開に伴うガバナンス機能の発揮>	不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に関する「外国公務員贈賄防止指針」を2015年7月30日に改訂	「外国公務員贈賄防止指針」の普及・啓発				
	<海外M&A・海外展開の促進>	<ul style="list-style-type: none"> 「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の活用(実績:出資ファシリティは17件(約1,442億円)、融資ファシリティは577件(約701億ドル)(2017年3月末)) 「海外展開支援融資ファシリティ」の重点化及び新たな融資手段として「劣後ローン」、「LBOファイナンス」の導入 	JBICの「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の推進				
	<多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進等>	<p>「ふるさと投資」連絡会議(2014年10月～)の開催</p>	各種クラウドファンディングの利用促進				
		地域金融機関と地域経済活性化支援機構が連携・出資するファンド等による資金供給の促進					

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
事業再編の円滑化等③	<民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		・「成長資金の供給促進に関する検討会」において取りまとめ、公表(2014年11月)				
		・日本政策投資銀行法及び商工組合中央金庫法改正(2015年5月)				
	<事業再生の促進>					
	企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直しについて、有識者による検討会が報告書を取りまとめ(2015年3月)					企業再生に関する法的枠組み等の検討・必要な措置の実施
	効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討	・都道府県を中心に域内の支援機関が結集する事業承継ネットワークの構築及び事業承継診断の実施 ・資金繰り管理の支援等によるプレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化				事業承継補助金による事業承継を契機とした経営革新等の促進等による、早期承継のインセンティブ強化
		事業承継を契機に、中小企業の成長性を確保する観点を含め、中小企業の事業の共同化・統合等を推進する枠組みについて検討				必要な措置の実施
	中小企業の事業再生・経営改善を促進するため、 ・中小企業再生支援協議会による事業再生支援 ・認定支援機関による経営改善計画の策定支援 ・準則型私的整理手続における迅速な債務整理の促進に向けた関連条例制定要請・関連規定の整備等の推進	・抜本的な事業再生の促進 ・業況悪化のより早期の段階における資金繰り管理・採算管理等の経営改善の取組を促すための支援等				

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等①						
	<積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
	積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を目指す	積立NISA(平成30年1月開始)を含むNISA制度の更なる普及促進				
	多様な投資家が参加できる厚みのある市場の形成に向けて、ETFの流動性向上や販売チャネル等を金融審議会で検討した	ETF市場の流動性の向上、ETFの認知度の向上等に関する市場関係者の取組を政府として促す				
	<「顧客本位の業務運営」の定着>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、各金融機関等の取組方針と取組の実態が乖離していないか等についてモニタリングを行い、それを通じて把握した事例等の様々な形での公表を検討 各金融機関等に対し、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標(KPI)を、取組方針等に盛り込んで公表するよう働きかけ 				
	<株式等の高速取引への対応>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、株式等の高速取引への対応を含め、提言を取りまとめ、公表(2016年12月) 上記提言を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を通常国会に提出 (2017年3月) <p>株式等の高速取引への制度的な対応を図る観点から、金融商品取引法の一部を改正する法律の早期施行に向け、所要の政令・内閣府令を整備し、市場の公正性・透明性・安定性を確保するための環境整備を推進</p> <p>必要に応じ、市場の公正性・透明性・安定性を確保するための取組の検討</p>				
<中長期的な投資の促進に向けた取組>		中長期的な視点からの投資を促すことにより、日本経済全体の好循環を実現する観点から、積立を利用した長期・分散投資の普及・促進や、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への更なる深化、高速取引に関する登録制の導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に取り組む				

中短期工程表「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI		
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会					
家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等②	<金融資本市場の利便性向上と活性化>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁に「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設(2017年4月) インフラファンド市場を創設(2015年4月) 不動産投資市場の政策を取りまとめ(2016年3月) 日本証券クリアリング機構において、外貨建て金利スワップの取扱い開始や、金利スワップ取引と国債証券先物取引のクロスマージン制度導入(2015年9月) 東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係者による取組を政府としても促進 国債や株式等の決済期間の短縮化に向けた取組の着実な実施を促す <p>総合取引所を可及的速やかに実現、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保</p>							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る 	
	<金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化>	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な金融規制改革の進め方について問題提起 日本の問題提起に沿った動きが国際的にも見られつつある <p>各国の金融当局との間で監督協力等に関する覚書締結・書簡交換を行うなど、連携を推進</p>							<ul style="list-style-type: none"> 金融規制に関する国際的な議論が、日本の考え方と整合的なものとなるよう努める 国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して意見発信、議論に貢献 	
	新興国の金融当局との間で技術協力に関する覚書締結・書簡交換を行い、金融インフラの整備を支援	<p>海外の金融当局との間の監督協力・技術協力を強化</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁にアジア金融連携センターを設置 同センターをグローバル金融連携センターに改組 	<p>グローバル金融連携センターにおける新興国の金融当局職員の受け入れを継続、知日派を着実に育成</p>								

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑪

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等③	<東京国際金融センター構想の推進>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) 東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) 					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
	IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月)					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	<個人型確定拠出年金(iDeCo)や企業年金等の普及・充実>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) 確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) 2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 					
	<IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進>					
	<ul style="list-style-type: none"> IFRSへの移行を検討している企業の参考とするための「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセミナーを開催(2017年3月) 					

中短期工程表「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等④						
	<質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大>					
	投資信託の運用改善に向けた総合的な環境整備等の政府令・監督指針を改正(2014年9月、12月)	モニタリング等を通じて、販売会社・投資運用業者の双方に対し、より質の高い商品の提供を促す				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> NISAの年間投資上限額を引き上げる(100万円→120万円)とともにジュニアNISAを導入(2016年1月) NISAの利用状況や販売されている商品内容及び販売態勢等について総合的な制度の効果検証を実施 NISAの特設サイトを開設、運営 	積立NISA(平成30年1月開始)を含むNISA制度の更なる普及促進、実践的な投資教育・情報提供の促進				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	<その他>					
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪取引所にJPX日経インデックス400先物が上場(2014年11月) 大阪取引所にJPX日経インデックス400オプションが上場(2016年7月) 	JPX日経インデックス400について、更なる普及・定着のための取組の促進				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る
	JBIC「海外展開支援融資ファシリティ」の推進					

中短期工程表「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	<金融仲介機能の質の改善>							
	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく 金融機関に対して、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく 地域金融機関については、持続可能なビジネスモデルを構築して地域の発展に貢献するという観点から、中長期的な経営戦略の策定・実行を促していく 金融機関による企業の海外進出支援について、環境を整備し、関係省庁と連携しつつ、金融機関による更なる取組を促す 							
	<金融仲介機能の更なる充実・強化>							
金融 仲 介 機 能 の 質 の 向 上 ①	<ul style="list-style-type: none"> 2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定。民間・政府系金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定。 ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表。 ガイドラインのQ&Aの一部を改定。 民間・政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表、金融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進。 事業者に対する中小企業基盤整備機構等による窓口相談対応。 周知・普及に向けた広報活動や中小企業団体等への協力要請。 短期継続融資の取扱いの明確化(目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニュアルの明確化)を実施。 上記、短期継続融資の取扱いの周知。 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定(2016年9月) 融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る
	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業において金融機関と連携 一部の雇用関係助成金について、生産性の判定に事業性評価を活用(平成29年度予算) 「戦略産業雇用創造プロジェクト」における地域金融機関等との連携を推進 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
金融仲介機能の質の向上②	<ul style="list-style-type: none"> 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議を設置、同有識者会議において提言を取りまとめ、公表（2013年11月） GPIFは新しい基本ポートフォリオを決定、ガバナンス会議の設置等を公表（2014年10月） より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のためのGPIFの組織等の見直し等の所要の措置を講ずるためのGPIF法改正を含む法律が、2016年の臨時国会で成立（2016年12月） <p>官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつ、民間からの成長資金の供給を促すため、引き続き機能発揮に向けた取組を検討</p>							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る

中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)」①

	2013年度～2016年度	2017年度 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
公的サービス・資産の民間開放①	<ul style="list-style-type: none"> 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の策定(2013年6月) 民活空港運営法の成立(2013年6月) <ul style="list-style-type: none"> - 空港へのコンセッションの本格導入 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」の決定(2014年6月) PFI法の改正(2015年5月) <ul style="list-style-type: none"> - 専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等 構造改革特区法の成立(2015年7月) <ul style="list-style-type: none"> - 特区での有料道路へのコンセッションの導入 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」の策定(2016年5月)、改定(2017年〇月) 水道法一部改正法案の閣議決定(2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体に水道事業者等としての位置付けを維持したままのコンセッションの導入 工業用水道事業法施行規則等を改正(2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> - 運営者が工業用水道事業法上の認可を取得する場合の申請手続等の明確化 	<p>成長対応分野</p> <p>特定の第三者に対して、公共施設等設置の目的の範囲内でも使用を許すことについて措置を実施(PFI法)</p> <p>(空港) 国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場などについて検討</p> <p>ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることについて検討(CIQ施設)</p> <p>北海道7空港について「5原則」に基づき運営権者を選定</p> <p>(クルーズ船向け旅客ターミナル施設) 海外事例やユーザーニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行案件を形成</p> <p>成熟対応分野 (上下水道)</p> <p>債務を運営権対価で繰上償還する際の支援について必要な措置を実施(PFI法)</p> <p>(水道) 料金原価の算定方法等について必要な措置を実施</p> <p>地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討</p> <p>(公営発電施設) 重点分野の指定と目標設定について検討</p> <p>(工業用水道) 導入可能性等調査を実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> 10年間(2013～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目指とする。

中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
公的サービス・資産の民間開放②	<ul style="list-style-type: none"> 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の策定(2013年6月) 民活空港運営法の成立(2013年6月) <ul style="list-style-type: none"> - 空港へのコンセッションの本格導入 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」の決定(2014年6月) PFI法の改正(2015年5月) <ul style="list-style-type: none"> - 専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等 構造改革特区法の成立(2015年7月) <ul style="list-style-type: none"> - 特区での有料道路へのコンセッションの導入 「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成29年改定版)」の策定(2016年5月)、改定(2017年〇月) 水道法一部改正法案の閣議決定(2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体に水道事業者等としての位置付けを維持したままのコンセッションの導入 工業用水道事業法施行規則等を改正(2017年3月) <ul style="list-style-type: none"> - 運営権者が工業用水道事業法上の認可を取得する場合の申請手續等の明確化。 	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
						<ul style="list-style-type: none"> ・10年間(2013～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目指とする。

中短期工程表「国家戦略特区による大胆な規制改革」

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
「国家戦略特区による大胆な規制改革」	<p>2013年10月 国家戦略特区における「規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定</p> <p>2013年12月 臨時国会において「国家戦略特別区域法」成立</p> <p>2014年1月 「国家戦略特別区域諮問会議」設置</p> <p>2014年2月 「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定</p> <p>2014年4月 「国家戦略特別区域を定める政令」閣議決定</p> <p>2014年5月 「区域方針」内閣総理大臣決定</p> <p>2014年6月 「関西圏国家戦略特別区域会議」の立上げ（14回開催、27件の事業を認定）</p> <p>「福岡市国家戦略特別区域会議」の立上げ</p> <p>※2016年1月より「福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議」に改称</p> <p>（11回開催、40件の事業を認定）</p> <p>2014年7月 「新潟市国家戦略特別区域会議」の立上げ（8回開催、21件の事業を認定）</p> <p>「養父市国家戦略特別区域会議」の立上げ（9回開催、20件の事業を認定）</p> <p>新たな措置に関する提案募集を実施</p> <p>2014年10月 「東京圏国家戦略特別区域会議」の立上げ（17回開催、80件の事業を認定）</p> <p>「沖縄県国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、4件の事業を認定）</p> <p>2015年7月 新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立</p> <p>2015年8月 国家戦略特区の2次指定</p> <p>2015年9月 「仙北市国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、7件の事業を認定）</p> <p>「仙台市国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、10件の事業を認定）</p> <p>「愛知県国家戦略特別区域会議」の立上げ（5回開催、19件の事業を認定）</p> <p>2016年1月 国家戦略特区の3次指定</p> <p>2016年3月 「広島県・今治市国家戦略特別区域会議」の立上げ（4回開催、14件の事業を認定）</p> <p>1次指定6区域の認定区域計画の進捗状況に係る評価の実施</p> <p>2016年5月 新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立</p> <p>2017年3月 通常国会において新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を提出</p>							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、2012年4位→3位以内に入る 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る

中短期工程表「サイバーセキュリティの確保」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
サイバーセキュリティの確保 ①	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会				
	＜サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等＞					・2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す
	・「IoT推進コンソーシアム」の設置(2015年10月) ※「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoTセキュリティワーキンググループ」等を設置					
	IoTセキュリティガイドラインの策定(2016年7月)	IoTセキュリティガイドライン等の普及・見直しの検討				
	事業や政府系ファンドによるベンチャー企業等の育成、NEDOの支援等 制御システム等のセキュリティの国内での評価・認証を行う機関による制御機器の認証制度を創設(2014年度)	セキュリティ製品・サービスの認定制度の構築等を通じたサイバーセキュリティ産業の成長産業化				
	企業サイバーセキュリティ対策等に係る情報開示、経営上行うべき事項を明確化したガイドラインを策定(2016年8月) ※「企業経営のためのサイバーセキュリティに係る基本的な考え方」	「企業経営のためのサイバーセキュリティに係る基本的な考え方」を踏まえ、対策の推進を検討				
	国際標準に基づく第三者評価・監査の実施					
	サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化					
	「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」の策定(2017年4月)	対処機関における人的基盤の強化 IT化や技術進展を踏まえ、重要インフラの対象範囲を継続的に見直し 重要インフラの情報共有体制の整備及び基盤構築、実践的な演習・訓練の実施等				
	個人情報保護委員会による監視・監督体制を整備 LGWANについて集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備 官民連携を実現するための認証連携のための枠組の取組方針を策定 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律成立(平成28年4月15日)、施行(同年10月21日)	サイバーセキュリティ戦略の推進 ※「2020年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方」の検討を実施(2017年夏頃まで)及びその結果を踏まえた戦略の見直しを実施				
	政令等の策定	情報処理安全確保支援士制度の運用・周知拡大				
	サイバーセキュリティ戦略本部の業務範囲拡大等 ※ 改正法施行に合わせて9法人を指定					
	中央省庁に加え、独立行政法人、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等についても監視対象を段階的に拡大 ※ 改正法施行に合わせて9法人を指定					
	GSOCシステムの検知・解析能力、運用体制の強化に係る方針の策定 ※推進体制の機能強化に関する取組方針等を踏まえて、検知・解析能力を強化した第3期GSOCシステムを構築し、独法等を監視する体制を整備(2017年3月)					
	攻撃リスクの低減等を含む政府機関等の対策方針の策定 ※ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(2016年3月)	事案の発生状況やサイバー攻撃の動向、IT利活用環境の変化等を踏まえた見直し 監査を通じた政府機関等の情報セキュリティ対策水準の向上				

中短期工程表「サイバーセキュリティの確保」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
サイバーセキュリティの確保②	<p>「サイバーセキュリティ国際連携取組方針」を策定（2013年10月情報セキュリティ政策会議決定） 「サイバーセキュリティ戦略」（サイバーセキュリティ分野での国際戦略を含む）を策定（2015年9月閣議決定） 「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」を策定（2016年10月サイバーセキュリティ戦略本部報告）</p> <p>「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」を策定（2014年5月 情報セキュリティ政策会議決定） <ul style="list-style-type: none"> 政府の製品・サービス調達における情報セキュリティの要件化 サイバーセキュリティに係る人材育成のための訓練・演習教材等の取組推進 情報処理技術者試験をはじめとした能力評価基準・資格等の在り方について検討 </p> <p>「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を策定（2016年3月 サイバーセキュリティ戦略本部決定）</p> <p>サイバーセキュリティの人材育成に係る施策の総合的な推進 ※ サイバーセキュリティ人材育成プログラム（2017年4月）</p> <p>高度セキュリティ人材の民間登用</p> <p>施策推進に当たり必要となる予算や体制についての措置（追加的に必要な経費等は、業務・システム改革その他施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向け）</p> <p>推進体制の機能強化に関する取組方針を策定（2014年11月） 内閣サイバーセキュリティセンターを設置（2015年1月）</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

中短期工程表「シェアリングエコノミー」

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
シェアリングエコノミー		<p>「シェアリングエコノミー検討会議」を開催し、必要な措置を取りまとめた「シェアリングエコノミー推進プログラム」を公表(2016年11月) また、シェアリングエコノミー促進室を設置(2017年1月)</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・シェアリングエコノミー活用地方公共団体の事例を平成29年度中に少なくとも30地域で創出する。

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進①	<p><IT・ロボット導入></p> <ul style="list-style-type: none"> 「スマートものづくり応援隊」の拠点整備（2016年度：5拠点） 汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えた「プラットフォームロボット」の導入が効果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野、備えるべき仕様等を整理、取りまとめ（2016年6月） 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引下げ（2020年まで） ロボット導入支援人材（システムインテグレーター）の倍増（2020年まで） 	<p>「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の拡大（全国40か所へ）</p> <p>「プラットフォームロボット」の開発、上市</p> <p>IT・ロボット導入の専門家による1万社への支援</p>	<p>拠点を通じた支援</p> <p>導入促進</p> <p>専門家による継続的な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値））
	<p><中小企業等経営強化法></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法案が2016年の通常国会で成立 事業分野別指針を14分野で策定（製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送業、船舶産業、自動車整備、建設業、有線テレビジョン放送業、電気通信） 事業分野別経営力向上推進機関を7団体認定 			<p>中小企業者に対するITクラウドサービス等による生産性向上の効果やセキュリティ対策等の「見える化」、サービス間の連携等を通じた更なる普及策の検討</p>	<p>業種の特性に応じた生産性向上の指針の策定、業種毎に牽引する事業者団体との連携・推進体制づくり</p>	
		<p><技術開発支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援ポータルサイト「ミラサポ」において、中小企業・小規模事業者の開発成果を提供 中小ものづくり高度化法の技術分野の見直し等について公示（2014年2月） 中小ものづくり高度化法の技術分野の見直し等について公示（2015年2月） 中小企業を研究機関等が支援し、国レベルの課題に挑戦するプロジェクト委託型の研究開発事業を創設（2015年度～2016年度） 		<p>IoT・AI等の技術革新の取り込み等に向け、中小ものづくり高度化法の指針等を含め技術開発の枠組みについての見直し</p>	<p>見直し後の制度の運用</p> <p>ネットワークを活用した開発成果の普及啓発</p>	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進②	<p>＜下請事業者の取引条件の改善＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請ガイドラインの改訂(2015年3月) (コスト転嫁に関する望ましい取引慣行等の好事例の追加等) 下請法運用基準、下請振興法振興基準、下請代金の支払手段に関する通達の改正(2016年12月) 下請ガイドラインの改訂・策定(～2017年3月) (基準等の改正を踏まえて違反行為事例等を追加。食品関係で初めてとなる食品製造業と小売業のガイドラインを策定。) 業種特性に応じた要請文書等の発出 (トラック運送業と荷主、建設業と金属加工業の取引の適正化等) 							<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004～2009年の平均値)) 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進③	<p>＜サービス産業の活性化・生産性向上（横断的取組）＞</p> <p>サービスの品質を評価するおもてなし規格認証の運用（2016年8月下旬認証、2017年4月上位認証の運用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス産業の高付加価値化に向けた人材の育成 产学連携による大学等のサービス産業の経営人材育成に向けたプログラム、カリキュラムの開発等を支援 <p>【日本貿易振興機構を活用した海外展開支援】</p> <p>ミッション派遣、有力者招聘、フランチャイズ展示会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「サービス業の生産性向上協議会」の開催（2015年6月～） 5分野での生産性向上のためのモデル創出・ノウハウの標準化（2016年度） <p>「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」を策定（2015年2月）、改定（2016年2月）</p> <p>日本サービス大賞の創設（2015年3月）</p> <p>IT利活用状況を自己評価できるツールの策定</p> <p>ボランタリーチェーン化のノウハウをまとめたマニュアルの策定に向けた検討</p> <p>IoTやクラウド等を用いた外国人旅行者等の属性情報等の活用や決裁環境の提供等に向けた実証事業（2016年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「クラウド等を活用した地域ICT投資の促進に関する検討会」において、地方の小規模事業者等によるICT利活用促進策を取りまとめ 地域の中堅企業等にクラウドサービス等のICT利活用の普及啓発やICT投資を促進する体制を整備 新たに整備した推進体制を支援することにより、地域においてクラウド等のICT利活用を促すセミナーを開催 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証制度の普及、認証数の拡大 おもてなし規格のISO化に向けた検討 <p>サービス業に関わる現場人材が備えるべきスキル（「おもてなしスキルスタンダード（仮称）」）の策定</p> <p>スキルスタンダード（仮称）の導入促進</p> <p>サービス産業に特化した学部・学科・コース等の設置支援（2019年までに30校）、海外の高等教育機関との連携促進</p> <p>サービス経営人材育成プログラムの自走</p> <p>【サービス産業のグローバル化に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス海外展開グランドデザイン（仮称）を策定し、日本貿易振興機構を活用しつつ実行 ハンズオン支援を中心としたワンストップサービスの実現 <p>商慣行等の是正に必要な対応策の検討</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>分野ごとにノウハウ・優良事例の横展開</p> <p>ベストプラクティスの充実を検討・実施</p> <p>定期的な表彰を実施（第2回は2018年に開催）</p> <p>ツールの普及・活用推進</p> <p>マニュアルの普及・活用推進</p> <p>社会実装化に向けた取組</p> <p>推進体制を活用したICT利活用の成功事例の普及、セミナー開催等、地域の中堅企業におけるICT利活用促進の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年:0.8%）となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値）） 【補助指標】起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する 			

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資 ④						
	＜サービス産業の活性化・生産性向上(横断的取組)＞					• 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
	地域の専門支援人材のリスト化	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す
	事業者の経営課題と解決策、対応施策等を「見える化」し、公表(2015年7月)	• 「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供				• 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援
	中小サービス事業者にIT利活用の助言・支援を行うITコンサル人材のリスト化	• これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサル機能の発揮を推進				• 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))
	＜サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別取組(卸・小売))＞	ITコンサル人材に対する評価の仕組を含むマッチングプラットフォームの構築・運用				【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる
	POSデータや気象情報等のビッグデータとAIを用いた需要予測システムの構築(平成26年度～平成28年度)	民間を主体とした運用体制の構築及び更なる普及の検討	更なる普及に向けて必要な措置の検討			• 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する
	• 多言語での商品情報提供の課題抽出に係るワーキンググループの設置(2015年7月) • 製・配・販連携協議会において、商品情報を多言語で蓄積するデータベースと、当該データを用いて商品情報を多言語で提供するスマートアプリを開発(2017年3月)	データベースへの多言語化された商品情報の更なる蓄積を目指し、当該取組を普及				
	• 倉庫や店舗内での自動走行や隊列走行を行うロボット車両の活用に向け物流業務の自動化実証(平成26年度) • 高齢者の買物支援等の先行実施(平成27年度予算)	卸・小売におけるロボット活用の普及促進				
	• 納品期限の見直しに係る業界による実証事業の実施(2013年度) • 製・配・販連携協議会において、納品期限の見直しや、賞味期限の年月表示等を内容とした手引書を策定(2016年7月)	手引書の普及を後押しし、納品期限の見直しや賞味期限の年月表示等の取組を拡大				

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等 				
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進⑤	<p><サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別取組(宿泊産業))></p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設に関する情報提供の在り方について、今後の方向性を取りまとめ(2014年4月) 外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの開設(2015年7月開設) 旅館ホテル生産性向上協議会の設置(2015年10月) 旅館経営者向けe-ラーニング講座(経営入門編)の配信開始(2015年5～8月) 旅館経営者向け産官連携教育プログラム(経営実践編)の開催 宿泊業の生産性向上推進事業の実施(2016年度)(モデル旅館・ホテルへのコンサルティング、経営者向けワークショップ、宿泊業の生産性向上事例集・動画の作成) 	<p>旅館・ホテル等の経営者を対象とした、宿泊業の生産性向上事例集や動画の活用</p>		<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) 		
	<p><サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別取組(運送業))></p> <ul style="list-style-type: none"> トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経産省等が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央(2015年5月)及び各都道府県(2015年7月・8月)で立ち上げ、先進事例の共有や実態調査、長時間労働改善に向けたパイロット事業を実施 上記協議会の枠組みの中で、運賃・料金の適正収受に向けた方策の検討を開始(2016年7月) 	<p>長時間労働改善に向けたパイロット事業の実施、課題や対策をまとめたガイドラインの策定・普及、運賃・料金の適正収受に向けた方策を検討・実施等</p>	<p>ガイドラインの普及・定着の促進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する 		
	<p>中継輸送の実証実験を実施(2015年4月～2017年3月)し、その結果を踏まえ、中継輸送の実施に当たっての手引き書を作成(2017年3月)</p>	<p>セミナーの開催等を通じて、各種ガイドライン等の周知・普及を図る等、取引条件の改善に向けた取組を実施</p>	<p>中継輸送の普及・実用化に向けて、HPや説明会を通じた周知や事業者の利用を促す方策の検討等を実施</p>			

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進⑥	<p>＜サービス産業の活性化・生産性向上（事業分野別取組（外食・中食））＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、有識者、農水省及び厚労省が参画する外食・中食産業の生産性向上協議会の立ち上げ（2015年6月） ・製造業の専門家等と連携した活動、外食・中食事業者の現場におけるモデル的コンサルティング、セミナー等を通じたモデル事例から得られたノウハウの横展開（「外食・中食産業の生産性向上に向けた手引き」の作成配付）等（2015年度・2016年度） <p>・「外食における原産地表示ガイドライン」「惣菜・弁当の情報提供ガイドライン」を通じた原産地表示等の情報提供</p> <p>・ムスリムフレンドリー、メニューの多言語化の推進セミナーの開催、飲食事業者向けインバウンド対応ガイドブックの作成、インバウンド対応セミナーの開催</p> <p>・「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」の設立、「日本食魅力発信アクションプラン10」の策定（2015年2月）、同プランを「日本食・食文化魅力発信アクションプラン（2016-2018）」へ改訂（2016年5月）</p> <p>・海外進出する外食事業者の支援（有望市場情報収集、商圈マップの作成等）</p>		<p>セミナーの開催等を通じて、「外食・中食産業の生産性向上に向けた手引き」の普及を図り、外食・中食事業者の現場での実践を推進</p>	<p>新たな原料原産地表示を踏まえた「外食における原産地表示ガイドライン」等の作成や、食材アレルギー情報等、消費者への付加価値情報の提供</p>	<p>作成したガイドブックの活用の推進セミナーの開催等を通じた飲食事業者のインバウンド対応の促進と、ムスリムフレンドリー、多言語化対応等の顧客満足度向上に取り組む企業の顕彰</p>	<p>改訂したプランに基づく食文化や食産業の海外展開を推進とともに課題を整理の上、新たなアクションプランを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす ・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年:0.8%）となることを目指す ・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値）） 【補助指標】起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる ・今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する
	<p>全都道府県で地域医療構想の策定完了（2017年3月）</p> <p>＜サービス産業の活性化・生産性向上（事業分野別取組（医療））＞</p> <p>医療機関間等での情報やり取りに使用する用語、コード等の標準規格を順次策定</p> <p>・医療勤務環境改善センターの設置（2017年3月 47都道府県で設置済）</p> <p>・医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を提供する「いきいき働く医療機関サポートWeb」の開設（2015年3月）・周知</p> <p>・各医療機関における勤務環境改善計画策定のための具体的な手引書の策定（2014年10月）・周知</p>					<p>各都道府県が策定した地域医療構想に基づく質が高く効率的な医療提供体制の構築を支援</p> <p>診療データをオンラインで参照できるシステムの構築等ITを活用した効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を推進</p> <p>・医療機関の取組事例の追加等、サポートWebの掲載情報の充実 ・セミナー等を通じた手引書の周知、改善計画策定の推進</p>	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
中小企業・サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進⑦	<p>＜サービス産業の活性化・生産性向上（事業分野別取組（介護））＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護人材の需給推計（確定値）の公表（2015年6月） 介護人材確保に向けた福祉人材センターの機能強化や介護福祉士の資格取得方法の一元化等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律が成立（2016年3月） 「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材確保の事業の実施（2015年度～） 介護人材の働き方の実態把握 <p>「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」において、ニーズに即した実用性の高い機器の開発に向けた介護現場と開発現場のマッチングを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の対象となる福祉用具・住宅改修に係る要望の随時受付を開始 <p>「介護人材確保地域戦略会議」において、介護業界のIT活用方策を都道府県担当者と共有（2016年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域医療介護総合確保基金」により、都道府県が行うIT活用事例の普及促進等を支援 	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	秋	年末	通常国会			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年:0.8%）となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値）） 【補助指標】起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する
	<p>＜サービス産業の活性化・生産性向上（事業分野別取組（保育））＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所において、ガイドラインに基づく第三者評価の実施（第三者評価の受審及び公表を行った事業者に対する受審料の補助（2015年4月～）） ガイドラインに、IT利活用を位置付け（2016年3月） <p>保育士の雇用管理のための手引きや事例集の策定・周知（2015年）</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	秋	年末	通常国会			<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を踏まえ更に受審促進 段階的な受審率の引上げに向けた取組 <p>手引きや事例集の普及啓発</p>

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進①	<事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資の促進>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関の目利き力強化に向けた取組 民間金融機関の呼び水となるような、官民ファンドや政府系金融機関による成長資金の供給 地域金融機関と地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援 DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給 REVICからの地域金融機関への専門家派遣 日本人材機構の活用による人材支援 				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004～2009年の平均値)) 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する
	<p>地域企業の経営支援等の参考となる評価指標・手法「ローカルベンチマーク」を策定し、公表(2016年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定(2016年9月) 融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 					
	<ul style="list-style-type: none"> 2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定 民間・政府系金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定 ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表 ガイドラインのQ&Aの一部を改定 民間・政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果の公表、金融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 事業者に対する中小企業基盤整備機構等による窓口相談対応 周知・普及に向けた広報活動や中小企業団体等への協力要請 					

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継・適切な新陳代謝等の促進②	<p>＜事業再生・事業承継、適切な新陳代謝の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討 事業承継ガイドラインを策定(2016年12月) <p>後継者不在の中小企業者の事業引継ぎを支援する「事業引継ぎ支援センター」の全国展開を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業引継ぎガイドラインを策定(2015年4月) <p>事業承継の円滑化を図るため、民法特例の親族外対象化や小規模企業共済の機能強化等を盛り込んだ「承継円滑化法案」が2015年通常国会で成立し、2016年4月に施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 小規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制度を創設(2015年10月) <ul style="list-style-type: none"> 信用保証制度の在り方について検討(2016年12月 中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにて報告書とりまとめ) 関連する改正法案が2017年通常国会で成立 <p>中小企業の事業再生・経営改善を促進するため、 • 中小企業再生支援協議会による事業再生支援 • 認定支援機関による経営改善計画の策定支援 • 求償権放棄条例の整備に係る地方公共団体への要請</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県を中心に域内の支援機関が結集する事業承継ネットワークの構築及び事業承継診断の実施 資金繰り管理の支援等によるプレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化 <p>プレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化や、事業承継補助金による事業承継を契機とした経営革新等の促進等の早期承継のインセンティブ強化</p> <p>事業承継を契機に、中小企業の成長性を確保する観点を含め、中小企業の事業の共同化・統合等を推進する枠組みを検討</p> <p>事業引継ぎ支援センターの機能強化及び金融機関・士業等との一層の連携強化を図るとともに、事業承継診断を実施すること等により、事業引継ぎのマッチングを更に促進</p> <p>事業引継ぎデータベースの開示範囲の拡大と利便性の向上、民間データベースとの連携の検討を実施</p> <p>民間データベースとの連携方策の実施</p> <p>法の執行・周知広報</p> <p>不採算事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進</p> <p>指針等の整備、制度改正内容の周知・普及</p> <p>中小企業の資金繰りの状況を注視していくとともに、今般の制度改正が現場に浸透しその目的を果たすようモニタリングを実施</p> <p>抜本的な事業再生の促進</p> <p>資金繰り管理・採算管理等の早期の段階における経営改善の取組を促すための支援等</p>	<p>2018年度</p> <p>2019年度</p> <p>2020年度～</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す ・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004～2009年の平均値)) 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進③	<p>＜中小企業支援体制の構築＞</p> <p>中小企業・小規模事業者の経営支援を行う「よろず支援拠点」の整備(平成26年度予算)</p> <p>「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく商工会・商工会議所の支援能力強化のための認定制度の創設(2014年9月)</p> <p>認定経営革新等支援機関の検索データベースの整備(2015年)</p> <p>事業者の経営課題と解決策、対応施策等を「見える化」し、公表(2015年7月)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多数の事業者への支援を一層行き渡らせるために、支援人材の増強やアクセシビリティの向上等の取組を進めるなど、支援体制の大幅な強化を図る 優れた支援人材の確保に努めるとともに、中小企業大学校等を活用したよろず支援拠点で活動する支援人材の早急な育成・レベルアップ よろず支援拠点を中心とした中小企業団体等との連携体制の構築 	<p>よろず支援拠点の実績向上のための行動指針・評価手法の策定・導入</p> <p>行動指針・評価手法の継続的な改善</p> <p>商工会・商工会議所等の中小企業支援機関における支援体制強化</p> <p>「経営発達支援計画」の認定の枠組みを活用した経営支援の質の向上推進</p> <p>商工会、商工会議所等のサポート役である、中小企業全国団体によるサポートの充実に向けた取組促進</p> <p>個々の機関の支援可能分野の精緻化やその中の得意分野・支援実績等の情報強化</p> <p>経営革新等支援機関について、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を検討</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>・「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供</p> <p>・これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサル機能の発揮を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) <p>【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <p>今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する</p>	

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑪

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進④	<起業・創業前後の切れ目ない支援> 全国の市町村で創業支援事業計画を策定し、地方公共団体を中心とした産学官金の連携の下、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げ 日本政策金融公庫等や商工会・商工会議所等の支援機関による創業支援 ・創業マインド向上の推進(日本公庫による高校生向け出張授業・ビジネスグランプリの推進、創業スクールの開催) ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画による地域の相談体制の整備の促進(相談窓口のネットワーク化・ワンストップ化の促進) ・民間金融機関との連携・協調の促進(ノウハウ共有・連携促進のための体制整備) ・創業者向けの円滑な資金供給の強化(地元の市町村と支援機関の連携強化)	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004~2009年の平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する 	
	政府系金融機関による貸付金利の引下げや貸付限度額の拡充等 (平成25年度補正予算、平成26年度予算及び平成26年度補正予算)						
	融資に活用できる技術評価手法の標準化を目指しモデル事業を実施						
	求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化・周知(2014年7月)						
	NPOを含むソーシャルビジネス事業者向け融資制度の拡充(2016年2月)						
	高額の資金需要に対応する小規模事業者向け融資制度の新設(平成27年度予算)						
	地域経済活性化支援機構等による「地域中核企業活性化ファンド」の設立(2015年4月)						

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継・適切な新陳代謝等の促進⑤	＜事業継続計画(BCP)の裾野の広い普及の促進＞ <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画(BCP)の策定等の取組を積極的に行っている企業等を第三者が認証する仕組み(国土強靭化貢献団体認証制度)を構築するため、認証に関するガイドラインを公表(2016年2月) 認証実施機関による募集を開始(2016年4月) 	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	中小企業向けのBCP策定に係るノウハウ集の活用による普及啓発	更なる普及啓発		・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
	＜成長分野進出に向けた専門的支援体制の構築＞ <p>地方公共団体・地域金融機関・大学・大企業OBらによる生産性改善指導員の育成機関(カイゼンスクール)を平成27年度より全国13か所で立上げ(2016年4月時点)</p>		認証実施機関と協力して、認証制度の周知のための説明会を実施		・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す	
	平成26年度予算において、技術研究組合を設立し、次世代産業用3Dプリンタ技術等の開発を開始(2014年4月)		金融機関等への周知・説明を通じて、例えば、金融機関がBCPに関連した融資等を行う際に本認証を活用するなど、本認証取得のインセンティブの充実等を推進		・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援	
	国際認証の取得に向けた専門家派遣制度等について、支援ポータルサイトを通じた情報提供開始(2014年3月)		カイゼンスクールの全国展開、業界スクールへの横展開、企業体质強化に向けた指導方法の深掘り		・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値))	
	・中小企業・小規模事業者が医療機器の国際規格認証を取得する際の費用を「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の補助対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> 開発初期段階から事業化までワンストップ支援を行う「医療機器開発支援ネットワーク」を構築(2014年10月) 		技術開発プロジェクトの推進、進捗状況を踏まえた更なる措置の検討		【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる	
	＜大企業・異業種をターゲットにした新分野展開の促進＞ <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミラサポ」の本格運用を開始(2013年10月) 優れた技術・製品を有する中小企業と、国内大手メーカー・海外企業のマッチングサイトを設立(2014年10月) 		ポータルサイトを通じた情報提供の推進、関係機関への専門家派遣制度の周知		・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する	
			中小企業と医療機関等との連携支援			
			・企業間の連携を促進する仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> 支援ポータルサイトのマッチング機能の改善 マッチングサイトの登録企業拡大 			

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの強化①	<p>＜地域経済牽引事業、地域中核企業の成長支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな産業クラスター政策の方向性を定義(2013年11月) 産学官金の連携体制を構築、地方競争力協議会で示された地域ごとの戦略産業を踏まえ、地域企業の成長を支援(平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算) 産官学金の連携体制により、地域中核企業候補の発掘及び支援体制の構築 「グローバル・ネットワーク協議会」を設立し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援(2016年度) <p>・地域経済分析システム(RESAS)の利用を促進するため、全国セミナー及び政策アイデアコンテストを実施</p> <p>・RESASに地域経済循環や企業の保有特許等に関するデータ等を追加</p> <p>・地域の産業・雇用創造チャートの公表、掲載データの拡充(2015年度)</p> <p>・地域の産業・雇用創造チャートを含む様々な統計データをグラフ等に加工して一覧表示する統計ダッシュボードの運用開始(2017年5月)</p> <p>＜地域活性化パイオニアプランの推進＞</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑭

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの強化②	<p>＜商店街、中心市街地の活性化＞</p> <p>「地域・まちなか商業活性化支援事業」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗活用等に対する支援を実施（平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算） ・商店街の成功要因や課題の分析、これに基づく効果的な取組の見える化及び地方公共団体と連携した意欲ある商店街の先進的な取組の一層の後押し、成果の普及促進（平成28年度予算） ・中心市街地の波及効果の高い商業施設整備等に対する支援を実施（平成28年度予算） <p>＜多様な人材の活用・支援＞</p> <p>「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」を策定（2016年度）</p> <p>兼業・副業に関する委託調査を実施（2016年度）</p> <p>地域の中小企業・小規模事業者に対し、人材確保から定着まで一貫支援を行う事業を開始（2015年3月）</p> <p>＜中小企業大学校の機能強化＞</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>地域に期待される商店街の特徴や機能を類型化し、規模・ステージに合った支援策を検討</p> <p>更なる支援策を実施</p> <p>中心市街地におけるまちづくり政策との連携、人材育成・活用に向けた強化策等の検討</p> <p>強化策等を通じ中心市街地活性化を支援</p> <p>送出し企業や受入れ企業、働き手の抱える課題の調査、インセンティブや受入ノウハウ等の必要な対応方針の検討</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>ガイドラインの発信・周知</p> <p>必要に応じて改訂</p> <p>兼業・副業の促進のための地域のモデル事例等の創出</p> <p>兼業・副業の促進のための環境整備の検討</p> <p>兼業・副業を促進</p> <p>地域の中小企業・小規模事業者に対し、地域内外から多様な人材の発掘・紹介・定着まで一貫して支援する取組を継続</p> <p>中小企業大学校の研修拡充・高度実践プログラム等の試行</p> <p>研修拡充・高度実践プログラム等の実施</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす ・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年:0.8%）となることを目指す ・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに4.5%（2004～2009年の平均値）） 【補助指標】起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる ・今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの強化⑬	<p>＜地域活性化プラットフォームの推進＞</p> <p>地域活性化に関する関係閣僚会合を設置し、持続可能な都市・地域の形成、地域産業の維持・創出に関するモデルケースを選定</p> <p>各省の地域活性化関連施策をワンパッケージで実現するための改正地域再生法が2014年臨時国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法を改正し、新たな広域連携の仕組みとして「連携協約」の制度を創設 連携中枢都市圏の先行的なモデルを構築 連携中枢都市圏の都市圏条件を確定 定住自立圏のモデルケースを選定、取組成果の検証 <p>集落ネットワーク圏の形成による個性ある地域資源型産業と、日常生活機能の確保のためのコミュニティ・ビジネスの育成に関する支援策の具体化</p>		<p>選定されたモデルケースに対し、政策対応チーム、ワーキングチームの専門家による現地総合コンサルティング等を通じて、地域活性化の取組を支援</p> <p>地域再生法に基づき各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現</p> <p>地方交付税措置等の支援策を通じた連携中枢都市圏の全国展開</p> <p>検証結果を踏まえ、定住自立圏の形成等を支援</p> <p>小さな拠点形成への支援 (地域再生法や関係府省の関係施策による地域の取組への支援、先発事例の情報発信等)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0% (2013年: 0.8%) となることを目指す ・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004～2009年の平均値)) 【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する
	<p>＜地域のリソースの活用・結集・ブランド化＞</p> <p>中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミラサポ」の本格運用を開始(2013年10月)</p> <p>創業に必要な基本的知識からビジネスプランの作成支援までを実施する「創業スクール」を開催するため、「地域創業促進支援事業」を実施(平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 支援ポータルサイトの運用・機能の改善 積極的な周知や施策マップの掲載情報の充実 <p>創業希望者の知識習得を支援するために「創業スクール」認定制度を実施し、潜在的創業者の掘り起こしを行うため、全国的なビジネスプランコンテストを開催</p>			

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの強化④	<p><「プレミアム地域ブランド」の創出></p> <ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正による地域団体商標の登録主体の拡充等を盛り込んだ「特許法等の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(2014年4月) 地域団体商標に係る審査基準等の見直し(2014年8月及び2015年3月) <p>・「地域産業資源活用支援事業」において、地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓を支援(平成26年度予算、平成26年度補正予算、平成27年度予算)</p> <p>・地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓の取組の支援等に向け、中小企業地域資源活用促進法の改正法が2015年通常国会にて成立</p> <p>・小売業者等が製造業者と連携して行う販路開拓を通じて、消費者嗜好を捉える取組の支援(平成26年度補正予算)</p> <p>・「ふるさと名物」を地域ブランド化する人材育成に対する支援を実施(平成26年度補正予算)</p> <p>・地方版図柄入りナンバープレート等図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が2015年通常国会にて成立</p> <p>・「図柄入りナンバープレート制度検討会」において、具体的な制度設計について検討、制度の創設・公表(2016年5月)</p> <p>高機能JISの策定を促進するため、「高機能JIS等整備事業」を実施(平成26年度より予算措置)</p> <p><企業に対する経営支援強化等></p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	秋	年末	通常国会	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004~2009年の平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる 今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの強化⑤	<p>＜中小企業等の海外展開支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業」において、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣(平成24年度・25年度補正予算) 「中核企業等輸出拡大支援事業」において、地方の中核となる中堅・中小企業105社の海外販路開拓に向けた戦略作りから成約までを専門家が一貫して支援(平成27年度予算) 中堅・中小企業等の海外展開を後押しするために「新輸出大国コンソーシアム」においてJETROがハンズオン支援を行う体制を構築。2017年3月までに4,062社に対し会員証を発行。専門家を割り当て、支援を開始。 <p>「中小企業・小規模事業者海外展開支援事業」において、金融機関等の認定支援機関に対し、海外展開等の経営支援の手法の研修を実施(平成25年度補正予算、平成26年度補正予算、平成28年度予算)</p> <p>「小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業」において、海外向けHP、決済、物流のパッケージ化を支援(平成25年度補正予算)</p> <p>「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」において、海外事業の実現可能性調査の支援、海外向けHP、決済、物流のパッケージ支援を拡充し、継続実施(平成27年度予算)</p> <p>海外ワンストップ窓口(中小企業海外展開現地支援プラットフォーム)を2017年3月までに21か所設置</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004~2009年の平均値)) <p>【補助指標】起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる</p> <p>今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する</p>

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
生産現場の強化①	<農地中間管理事業の実施>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県段階に農地中間管理機構を整備する法律の成立・施行(2013年12月成立。2014年3月施行) 都道府県における農地中間管理機構の指定(2014年11月時点で全都道府県で指定完了) 機構の活動を農林水産業・地域の活力創造本部で検証・評価(2016年5月) 約9割の地域で人・農地プランの作成を実施(2016年3月末時点) 平成28年度税制改正において、農地保有に係る課税の強化・軽減について措置 	<p>毎年度、実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化</p> <p>人・農地プランの継続的な見直しを行い、プランに則した担い手の育成・農地集積を促進</p> <p>遊休農地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた遊休農地予備軍も含めた遊休農地の発生防止・解消対策の実行</p>			<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される 	
	農地整備における担い手への集積・集約化を促す措置の強化等(2013年度)	<p>大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する 	
	<米政策の見直し>	<ul style="list-style-type: none"> 5年後(2018年産)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むことを決定(2013年11月) 主食用米以外の作物の本作化(戦略作物の生産性向上・本作化、生産コストの低減) 米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3月以降随時) 生産数量目標の配分の工夫(2015年～) 「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ(2015年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で行政による生産数量目標の配分を2018年産から廃止 	
	<経営所得安定対策の見直し>	<ul style="list-style-type: none"> 米の直接支払交付金の2018年産からの廃止を決定(2013年11月) 畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施する担い手経営安定法(通称)の改正法が成立(2014年6月) 「農業競争力強化プログラム」において、収入保険制度の骨格を取りまとめ(2016年11月)、収入保険制度に関する関係法案を国会に提出(2017年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2025年まで)で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる 	

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
	<p>＜経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法等の改正(2013年12月成立)により、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等 日本農業経営大学校の開校(2013年4月)、2学年体制のスタート(2014年4月) 国から都道府県に対し、都道府県別目標を設定するよう要請(2015年7月) 法人経営体数の目標を都道府県別に設定(2016年度) 		<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする 			
生産現場の強化②	<p>＜農業生産資材価格の引下げ＞</p> <p>農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定(2016年11月)するとともに、農業競争力強化支援法案を国会に提出、2017年5月に成立</p>		<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する 			
	<p>＜農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員の選出方法の見直し 農業生産法人の役員要件・構成員要件の見直し 農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行等を盛り込んだ農業協同組合法等の改正法が成立(2015年9月) 改正法の周知 		<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間(2025年まで)で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる 			

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
バリューチェーン全体での付加価値の向上①	<革新的技術>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会	公的機関が保有する地図、気象、市況、研究成果などのデータ提供 「農業データ連携基盤」立ち上げ 「農業データ連携基盤」プロトタイプ版運用 有人監視下でのほ場内での無人システムの市販化実現 個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進	「農業データ連携基盤」本格運用 遠隔監視による無人自動走行システムの実現に向けた開発及び環境整備		• 2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践
	「新品種・新技术の開発・保護・普及の方針」を策定(2013年12月) (2016年末までに強みのある農畜産物を100以上創出)			取組の更なる推進		
	<生産者が安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立>		生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現 に資する各般の施策の実行 流通の取引情報等の「見える化」ウェブサイトの構築 民間事業者による継続的な運用 農産品物流におけるICTの活用、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等の推進による効率化			
	<規格・認証の戦略的推進>	農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定するとともに、農業競争力強化支援法案を国会に提出、2017年5月に成立	• GIマークを活用した流通・消費段階における制度周知の展開 • 登録産品の増加による制度の定着を図り、地域におけるブランド化を推進 改正GI法に基づき、海外における我が国GIの保護を推進 タイ王国と合意した地理的表示の相互保護に向けた試行的事業の実施 国際水準のGAPの実施、認証取得の拡大推進 我が国発のGAP認証、水産エコラベル認証、HACCPベースの食品安全規格認証の普及と国際承認に向けた取組促進 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応 国際人材育成・体制整備 ・事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる規格を順次制定 ・規格作成、国際化対応が戦略的に行われるよう、規格についての普及・啓発、官民における人材の育成・確保及び体制の整備を実施	監視と模倣品排除による知的財産保護の着実な実施	• 6次産業の市場規模を2020年度に10兆円とする	
	JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討(定め得る規格の類型の拡大等を行うJAS法改正法案を国会提出(2017年2月))		具体的な枠組みの整備 報告書を踏まえ、食品表示基準(内閣府令)の一部改正	運用の開始 新たな加工食品の原料原産地表示制度の普及啓発・完全移行		
	<食品表示の充実>	・消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置(2016年1月) ・検討会において、全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、国別重量順表示を原則とし、実行可能性を考慮した仕組みを整備することを内容とする報告書を公表(2016年11月)				

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
バリューチェーン全体での付加価値の向上②	<p><農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 48サブファンドを設立し、112件出資決定(2017年4月) 農業参入した企業等によるファンド活用推進のためのガイドライン策定(2014年10月) サブファンドの出資割合の引上げを可能とするための措置(2014年10月) 農業の6次産業化に必要な農業生産基盤の充実のためのガイドライン策定(2015年3月) 支援事業者を出資対象に追加(2016年5月) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<p>6次産業化事業体に加え、農林漁業を行う法人を出資対象に追加するため、支援基準を改正</p>	<p>今回の改正内容(農林漁業を行う法人の出資対象への追加)を含めた制度の一層の周知を図り、更なる出資拡大を推進</p>			
	<p>地域食材の利用を促進する「食のモデル地域構築計画」を65件認定(2013年11月)</p>					国産農林水産物の消費拡大や学校給食における利用拡大等	
	<p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)が2013年11月成立、2014年5月施行</p>					2018年度までに再生可能エネルギー電気の発電を活用し地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で100地区以上実現	
	<p><ジビエの利活用の促進等></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合対策交付金により、ジビエの処理加工施設の整備等に対する支援を実施 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が2016年11月成立、2016年12月施行 ジビエ関係省庁連絡会議の設置(2017年3月)、開催(2017年4月～) 					有害鳥獣の捕獲強化、ジビエの需要開拓、安全・安心なジビエの供給体制の整備を推進	
							需要開拓のための働きかけ、ジビエの流通ルールの試行・導入、人材育成(地方創生カレッジeラーニングへの掲載等)等の実施
							福祉、観光等と連携した都市と農村の交流を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 指定団体との生乳取引の多様化を図るための通知を発出(2014年9月)・関係者へ周知 6次産業化のための小規模な乳業施設等の設置規制の緩和に係る告示制定等を実施(2014年11月)・関係者へ周知 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を盛り込んだ「農業競争力強化プログラム」を決定(2016年11月)し、加工原料乳生産者補給金制度を見直すため、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案を国会に提出(2017年3月) 6次産業化の取組件数 303件(2016年4月) 					<p>法案成立後、必要な準備・周知</p> <p>牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を推進</p>	
						<ul style="list-style-type: none"> 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする 	

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
輸出の促進①							
	<戦略的輸出体制の整備>						
	「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)	戦略に基づく取組を着実に実施					
	<関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供>	継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供 HPでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等					
	JETROのHPにポータルサイトを開設						
	<日本食材の品質を世界にアピール>						
	外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大	「農泊 食文化海外発信地域」の募集	認定地域の決定、「Savor Japan」の統一ブランドでの海外プロモーションの実施	適宜追加認定		• 2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。	
	日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・モデルコースの策定	企画立案 有識者委員会において、支援対象地域を決定	イベントの実施 マーケティング、交流型滞在プログラムの開発等の実施 実績・効果の取りまとめ	引き続き取組を実施 引き続き支援を実施 引き続き支援を実施			
	在外公館やジャパン・ハウスの日本产品・日本食材の発信拠点としての活用	在外公館に対する指示	広域観光周遊ルートの各地域へ専門家を派遣 在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本食・日本产品PRのイベントを継続的に実施	ジャパン・ハウスの開館後、日本产品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討			
	<日本食材の戦略的な販売・プロモーション>	企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新たに日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を設置。)	JFOODOを中心としたオールジャパンでのプロモーションの企画と実行				

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
輸出の促進 ②	<p>＜日本食材の戦略的な販売・プロモーション＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャパンブランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備(青果物について、香港でリレー出荷(2016年度)) ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成(JETROのHPにおいてイベントカレンダーを公表(2016年8月)し、随時更新) ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発 (高電圧方式の鮮度保持冷蔵コンテナの輸送サービスの開始) (「農林水産物・食品輸出の手引き」にて鮮度保持技術を紹介) (グローバルバリューチェーンの構築に向けた支援を実施) (コールドチェーンの確立等に向けた実証的な取組の支援を実施) (「革新的技術開発・緊急展開事業」において鮮度保持輸送技術の実証研究を実施) 	<p>概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会</p> <p>イベント時期・出荷の調整</p> <p>青果物のリレー出荷について、 ・香港における対象品目を拡大 ・取組を行う国・地域を拡大</p> <p>輸出業者による取組を促進 ・対象品目や国・地域を拡大</p> <p>1ヶ月ごとに更新・見直し・公表</p> <p>最新の鮮度保持輸送技術(CAコンテナ、高電圧方式等)について生産者等への周知・普及を促進</p> <p>新たな生産・加工・流通システムの構築による民間事業者等の輸出促進</p> <p>更なる鮮度保持輸送技術等についての研究を実施</p>					
	<p>＜農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援＞</p> <p>シンガポール等での産直市場設置に向けた調査を実施</p>	<p>海外での農水産物産直市場設置に 向けた支援を実施</p>					
	<p>＜国際空港近辺等の卸売市場の輸出拠点化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進 ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和 ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備 						
	<p>＜規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化＞</p> <p>内閣官房に「輸出規制等対応チーム」を設置(2016年6月)</p>						
	<p>＜国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の範囲の拡大(2017年3月) ・動植物検疫について、主要空海港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応 						
						<ul style="list-style-type: none"> ・2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。 	

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
林業の成長産業化	<p><林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理></p> <p><ICTを活用した取組の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> CLT(直交集成板)に関する日本農林規格(JAS規格)を制定(2013年12月)、CLTを用いた建築物の一般的な設計法を策定(2016年4月)、CLTの普及に向けた新たなロードマップの作成・公表(2017年1月) CLTの6万m³程度の生産能力を実現(2017年4月) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における、未利用間伐材等を活用した小規模(2,000kW未満)な木質バイオマス発電の調達価格区分を新設(2015年4月) 環境関連投資促進税制の対象に木質バイオマス発電・熱供給設備を追加(2016年4月) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のための新たな仕組みを、森林環境税(仮称)と併せて検討・結論</p> <p>必要な措置の整備・実施</p> <p>ICTを活用した資源状況や境界把握等の推進</p> <p>素材生産業者、加工業者、需要者等をつなぐジャストインタイムの供給体制の構築</p> <p>CLTのまとめた需要の確保を進めるとともに、2020年度までに年間10万m³程度の生産体制の構築</p> <p>国産材の安定的・効率的な供給体制の構築 (「花粉症ゼロ社会」を目指した花粉の少ない森林への転換を含む)</p> <p>2020年までにエネルギー源等としての木質バイオマス利用量を600万m³に拡大</p>				
水産業の成長産業化	<p>「水産基本計画」を閣議決定(2017年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」を全国の水揚げの約7割をカバーする635か所で策定(2017年3月) 複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編・中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」を120の地域・業種で策定(2017年3月) 「漁港漁場整備長期計画」を閣議決定(2017年3月) <p><ICTを活用した取組の推進></p>	<p>数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化に必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討・結論</p> <p>「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進</p> <p>複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」を170の地域・業種で策定</p> <p>ICTの開発・普及推進により、大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設け、以下を実施 ①資源評価の精度向上 ②経験と勘のみに頼らない漁業の実現</p> <p>最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムの構築</p>				

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に①	<魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放>							<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂迎賓館について、通年で一般公開を実施（2016年4月19日～） ・我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始
	京都迎賓館について、通年で一般公開を実施（2016年7月21日～）							<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施 ・「特別開館」について、実施事例の積み重ね ・和風別館の予約枠の拡充、季節等に応じた夜間開館を実施 ・赤坂迎賓館前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を整備
								<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施 ・季節等に応じた夜間開館を実施 ・「特別開館」の試行を開始
								その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開
								<p>桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充するほか、外国人専用の英語ガイドツアーを実施</p> <p>公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るため、料金徴収の在り方について、有識者の意見を踏まえ検討</p>
	<新たなツーリズムの創出>							エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、インフラツーリズム等新たなツーリズムの創出を促進
								産業遺産等を活用した産業観光を、国、地方公共団体、観光協会、商工会議所等が連携して推進
	<国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化>							<p>「国立公園満喫プロジェクト」の実施</p> <p>「国立公園ステップアッププログラム2020」に基づく取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然や温泉をいかしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンター等への民間ツアーデスクの設置、施設の維持管理や自然保全コストについて利用者に負担を求める仕組みの導入 ・質の高いホテルの誘致、エリア内の景観デザインの統一等の景観改善や多言語標識整備、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、公園施設の長寿命化、電線の地中化 ・関係省庁が連携して作成したプロモーション動画等を活用し、Web、SNSなど様々な媒体を通じた、国立公園の魅力の海外への発信 ・消費額などの「質」に着目した指標を開発し、ステップアッププログラムのPDCAを回していく
	8つの国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定（2016年12月）							その他の公園への成果の展開
								優れたガイド人材の養成、自然资源を活用した魅力あるプログラム開発等によりエコツーリズムを推進

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度			2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に②	＜文化財の観光資源としての開花＞							
	「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定							・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
								・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
								・地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
	＜地域の文化財の保存・整備、自然、文化遺産、伝統工芸体験や伝統芸能などの国内外への発信・活用＞							・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。
	・地域の文化財の情報発信・活用方法について、文化審議会文化財分科会企画調査会が提言を取りまとめ(2013年12月) ・日本遺産の発信手法等に係る調査研究を実施(2014年度) ・日本遺産を2015年度18件、2016年度19件、計37件を認定 ・東京で日本遺産フォーラム(2015年6月)、パリで日本遺産展(2015年11月)を開催、東京で海外メディア等を招聘した日本遺産国際フォーラムを開催(2017年3月)等、日本遺産を国内外へ発信(2015年度～2016年度)							・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	文化財の英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等の検討							・地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。
	地域の文化財の多言語での情報発信に対する支援							
	美術館・博物館の作品、各地域の文化財をデジタルアーカイブ化し、インターネット上で配信							
	能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、地域の伝統工芸体験、伝統芸能などの地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る							
	・世界文化遺産活性化事業等により、以下の取組等を支援(2015年度、2016年度) －文化財の修理修復作業の見学等 －HPやパンフレット、解説展示パネル等の制作・多言語化 －モニターツアーの実施 －観光ボランティアガイドの養成 －ガイドツール整備のための調査研究等 ・世界文化遺産の活用実態とその効果・影響に関する調査研究事業の実施(2016年度)							
	＜景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上＞							
	2020年を目指す主要な観光地で景観計画策定を促進、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進							
	「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を指定(2017年3月)							
	「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区における面的な景観整備を3年間かけて重点支援							
	観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るために、無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の策定とともに、PPP/PFI手法等の活用により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の重点区域等で無電柱化を推進							

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等 				
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に③	＜滞在型農山漁村の確立・形成＞	<p>「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす取組を認定、一体的に海外に発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「農泊」を取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現 「農泊」の推進を後押しするものとして「Savor Japan」、「日本農業遺産」等の取組を推進 			<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
	＜地方の農林水産物・食品の販売促進＞	<ul style="list-style-type: none"> 主要空港(新千歳、成田、羽田、関西、福岡)に輸出検疫カウンターを設置(2015年4月以降順次設置) 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成し、外国人旅行者等に配布(2015年7月以降実施) お土産を購入しようとする訪日外国人旅行者の利便性向上を実現するための検疫円滑化モデルの確立及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> 中部国際空港に輸出検疫カウンターを設置 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出検疫の利便性向上による農畜産物の持ち帰りの促進 		<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	＜古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進＞		<ul style="list-style-type: none"> 地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に平成32年までに全国200地域で展開 不動産証券化手法の活用による古民家等の再生を促進するため、不動産特定共同事業法の改正により小規模不動産特定共同事業制度の創設等を行うとともに、地方公共団体や地域金融機関等と連携し、地域の事業者に対する普及・啓発を進める 			<ul style="list-style-type: none"> 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
	＜新たな観光資源の開拓＞		<ul style="list-style-type: none"> 従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソンなどの参加型コンテンツについて、外国人のニーズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催など受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化 関係省庁、関係団体、関係企業等の協力により検討会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進 ・インバウンドの多い新宿御苑等の国民公園等において、各公園の質の向上や施設のユニバーサルデザイン化を推進 		<ul style="list-style-type: none"> 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。
	＜地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大＞	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度税制改正において全ての品目を免税対象とともに、手続を簡素化(2014年10月運用開始) 平成27年度税制改正において、①免税手続の第三者への委託を可能とする「手続委託型輸出物品販売場制度」、②外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を創設(2015年4月運用開始) 平成28年度税制改正において以下4点を改正 <ul style="list-style-type: none"> ①免税販売の対象となる購入下限額の引下げ、②免税対象物品を海外直送する場合の免税販売手続の簡素化、③手続委託型輸出物品販売場制度における特定商業施設の範囲の見直し、④購入者誓約書の電磁的な記録による提出・保存(2016年5月運用開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地方運輸局・地方経済産業局において説明会を実施し、「手続委託型輸出物品販売場制度」の活用を促して、特に地方での免税店の拡大を促進するとともに、下記に取り組むことで、地方での外国人旅行者による消費の更なる拡大を図る 外国人旅行者を惹きつけて消費を拡大するためプロデューサー派遣等を通じて地域の名産品の磨き上げを行う 商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境を整備(免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等) 商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例の周知 地域産品の販売拡大を図るため、地方整備局が港湾管理者と連携して、クルーズふ頭における臨時の免税店届出制度の活用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的工芸品産地への訪日外国人などの呼び込み 海外有識者の産地招へい、広報強化を通じた外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。 	

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に④	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
	＜広域観光周遊ルートの世界水準への改善＞					<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。
	地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信					
	地域で気づかれていなかった魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上を支援					
	テーマ別観光ルートをコンテスト方式で選定	古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、共同プロモーション、モニターツアー等を実施				
	広域観光周遊ルート内における「都市周遊ミニルート」の選定、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等のパッケージでの重点支援					
	駐車待ち車両と通過交通との分離による渋滞対策、円滑で確実な駐車により周辺駐車場への利用分散を促す「事前予約」の社会実験を実施	ビッグデータを活用した既存の道路・駐車場の有効利用、即効性のある渋滞対策強化				
	訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データの整備、活用促進					
	＜東北の観光復興＞					
	海外の旅行会社やメディア関係者等の招請					
	交通フリーパスの改善					
	PDCAサイクルを明確化し、効果的な観光資源の磨上げ、受入環境整備等を実施					
	広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化					
	宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)					
	全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第一弾として、東北プロモーションを実施	デスティネーション・キャンペーンとして、SNSや海外の著名人による東北地域の体験映像を活用したプロモーション等を実施				
	「復興観光拠点都市圏」への重点的な支援					
	福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施					

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に①						
	<観光資源の発掘と磨き上げ、新たな発想による観光地域づくり>	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
	観光地域のブランド化の支援と観光地づくりのビジネス化の促進					
	世界水準のDMOの形成・育成					
	日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進	手引書の関係者への普及				• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
	日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施					• 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	「DMOネット」の開発(2017年3月)	DMO形成を行う者に対する提供 「DMOネット」の機能強化				• 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
	「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進					• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。
	世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供、研修の試行	民間による研修の本格実施				• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	専門的な知識を有するマーケッターと地域のマッチング、派遣までの一体的支援					• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	地方創生推進交付金なども活用した日本版DMOに対する総合的な支援					
	官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施	都道府県単位の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を2018年1月より本格実施				
	観光まちづくりを総合的に推進するため、地方公共団体向けの「観光まちづくりガイドライン」を作成・周知するとともに、観光まちづくりに関する相談窓口を国土交通省に設置	ガイドラインの関係者への普及				
	JNTOに地域コンサルティング窓口を設置し、地域に出向き、海外プロモーションに関するコンサルティングを行う事業を開始(2013年8月)・継続して実施					
	観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が、包括的連携協定を締結(2014年5月)	観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力の下、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築				
	観光地域づくりを担う組織の運営体制の在り方について、先進事例の情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を促進					

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に②	<観光経営人材の育成・強化>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会					
	トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階(MBAを含む)に形成するため、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムを開発、海外大学等との連携		2018年度に設置・開学し、2020年に第一期生修了を目指す				
	地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証の実施、産学官でのカリキュラムポリシーの策定を促進						
	観光分野を含めたサービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムの共同開発に対して支援						
	2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」を取りまとめ						
	2016年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための養育の多様化と質保証の在り方について」取りまとめ						
	2017年3月 学校教育法の一部を改正する法律案閣議決定						
	学校教育法改正法案提出等		設置認可手続		専門職大学の開設		
	地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る						
	<観光地再生・活性化ファンド>の継続的な展開						
「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を平成30年度以降も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討							
<次世代の観光立国実現のための財源の検討>							
昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後更に増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う							
<宿泊施設の提供>							
宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出(2016年6月)		地方公共団体による制度の運用を推進					
古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援							
宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)							

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に③	<p><ビザの戦略的緩和></p> <p>2013年7月～: タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長</p> <p>2013年10月～: アラブ首長国連邦向けの数次ビザ導入</p> <p>2013年11月～: カンボジア、ラオス及びパプアニューギニア向けの数次ビザ導入</p> <p>2014年1月～: ミャンマー向けの数次ビザ導入</p> <p>2014年7月～: インド向けの数次ビザ導入</p> <p>2014年9月～: インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和</p> <p>2014年11月～: インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの実質ビザ免除(観光目的、指定旅行会社経由)</p> <p>2014年12月～: インドネシア向けのビザ免除</p> <p>2015年1月～: 中国向けの数次ビザ発給要件の緩和</p> <p>2015年6月～: ブラジル向けの数次ビザ導入</p> <p>2015年8月～: モンゴル向けの数次ビザ導入</p> <p>2016年1月～: インド向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和</p> <p>2016年2月～: ブラジル向けの数次ビザに係る滞在期間延長</p> <p>2016年2月～: ベトナム、インド向けの数次ビザの発給要件の緩和</p> <p>2016年10月～: 中国向けの商用目的・文化人・知識人向け数次ビザの緩和及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続きの簡素化</p> <p>2016年10月～: カタール向けの数次ビザ導入</p> <p>2017年1月～: ロシア向けの数次ビザの導入、商用・文化人・知識人向け数次ビザの緩和、自己支弁渡航の場合の身元保証書等を省略する措置を実施</p> <p>2017年2月～: インド向けの大学の学生等に対するビザ申請手続きの簡素化</p> <p>2017年2月～: ブラジル向けの数次ビザ発給要件の緩和</p> <p>2017年5月～: 中国向け一次・数次ビザの発給要件の緩和</p> <p><観光関係の規制・制度の総合的な見直し></p> <p>通訳案内士制度の在り方に関する検討会の取りまとめ</p> <p>通訳案内士法の改正</p> <p>旅行業全般について幅広く検討を行う旅行産業研究会の設置(2013年9月)及び取りまとめ(2014年5月)</p> <p>新たな時代の旅行業法制に関する検討会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドオペレーターの実態把握、問題のある事業者に対して適切に指導・監督するための制度の検討 ・地域限定旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を検討 <p>観光産業革新検討会の開催、取りまとめ</p> <p>ICTの活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む</p>	<p>The timeline diagram illustrates the implementation of visa liberalization measures from 2013 to 2017, followed by a comprehensive review of tourism regulations and the establishment of a research institute.</p> <p>Visa Liberalization Timeline:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013: Thailand, Malaysia, Vietnam, Philippines, Indonesia 2013: UAE 2013: Cambodia, Laos, Papua New Guinea 2014: Myanmar 2014: India 2014: Indonesia, Philippines, Vietnam 2014: China 2015: Brazil 2015: Mongolia 2016: India 2016: Brazil 2016: Vietnam, India 2016: China (commercial purpose, cultural figures, experts) 2016: Qatar 2017: Russia 2017: India (university students) 2017: Brazil 2017: China (once-off, multiple entries) <p>Comprehensive Review and Research Institute:</p> <ul style="list-style-type: none"> Establishment of a Travel Industry Research Institute (September 2013, completed May 2014) Review of tourism laws and regulations (including land operators, regional operators, and accommodation providers) Implementation of new measures for regional operators and business models (including ICT integration and accommodation sector business model transformation) 	<p>訪日プロモーション事業の重点20か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国(中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア)を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制を整備 - 戰略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 ・2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。 				

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に④	<民泊サービスへの対応> <ul style="list-style-type: none"> イベント開催時に一時的に自宅等を提供する際に旅館業法が適用されない場合を周知(2015年7月) 旅館業法施行規則を改正し、小規模の農林漁業民宿に係る構造設備基準の特例措置の対象の範囲を拡大(2016年4月) 年1回のイベント開催時に地方公共団体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為を実施する地方公共団体において行うべき内容・手順等を周知(2016年4月) 							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	<日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の海外出展等の事業を含めたプロモーション方針を策定(2014年7月) リオ大会の開催中に設置された「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」に他省庁と連携して出展 海外メディア向け映像・画像プラットフォームを2016年8月に開設 							<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国という国際的注目度をいかしつつ政府一体となって日本の魅力を海外に発信</p>
	<海外の学校関係者などの招請や、海外におけるセミナーの開催等支援パッケージを検討し、「学校交流・体験促進プログラム」(仮称)として取りまとめ、実行	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定)において、観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、原則としてJNTOが発注主体となって実施することを決定、所要の体制を整備 						<ul style="list-style-type: none"> JNTOが訪日プロモーション事業の実施主体として迅速な意思決定のもと、海外目線で事業を実施 現地の旅番組や、パワープロガー・Youtuberなど、現地において高い発信力を有する者を招請し、地方の魅力を海外の隅々に発信 夏シーズンに加え、春の桜、秋の紅葉、冬の雪のシーズンの魅力を発信することにより、年間を通して訪日需要を創出 地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースを、地方ブロックごとに作り上げて、JNTOが海外に発信
								<p>在外公館等を活用した日本紹介事業に加え、ビザ緩和や現地国との友好年・周年事業等の各種機会を活用し、海外プロモーション事業を展開する</p>
								<ul style="list-style-type: none"> 欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信 海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信とともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進
								<p>独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が地場の工芸品、製造業、農業等地域の魅力を分野横断的に海外にPRし、輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」及び「産業観光事業」を実施。JNTOの協力を得て、メディア関係者の招へい等を行い、対外発信力を強化。</p>
								<p>欧米豪旅行者や海外富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むため、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人有識者からなるアドバイザリーボード、マーケティングやICTの専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化 デジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、在外公館や民間企業等と連携しつつ、国別戦略に基づく現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開 訪日旅行の魅力を表す統一的なメッセージやビジュアルを活用したグローバル・キャンペーンの実施 地方公共団体・DMOとの連携やコンサルテーション等の地方支援を行う部署の設置による方が行うプロモーションの質の向上 外国人の視点を取り入れたJNTOウェブサイトの抜本的リニューアルやブロガー等の活用 等 <p>招へい記者やプレスツアー参加記者による地方の観光資源取材を実施し、現地国民の心に響く形で日本の魅力を発信</p>

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
						<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>概算要求 税制改正要望等</td> <td>秋</td> <td>年末</td> <td>通常国会</td> <td></td> </tr> </table>
概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑤	<クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信促進>					<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。
	<ul style="list-style-type: none"> 海外のテレビ局招請による観光地紹介番組の制作・放映等の訪日プロモーションを実施 日本関連コンテンツのローカライズ・プロモーション支援を実施 観光促進に資する映像コンテンツ等を継続的に海外発信 		<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)や(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)とJNTOとの連携を強化。 クールジャパン機構の投資により、海外での日本のコンテンツ専用チャンネルを確保し、日本の魅力をPR。2020年までに22か国1.5億人(4100万世帯)への放送を実施。 観光促進に資する映像コンテンツを、継続的に海外発信。 既存の海外ネットワークを活用して日本関連コンテンツを放送し、効果的な日本の魅力発信。 海外の消費者に対して影響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品質なサービス事業等のインバウンド需要の拡大等を支援。 			
	<2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた観光振興及びインバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組>					<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針を策定(2015年11月閣議決定)。 ホストタウン関係府省庁連絡会議を内閣官房に設置(2014年7月)。 「ホストタウン推進要綱」を決定(2015年9月)。 第一次(2016年1月)、第二次(2016年6月)、第三次(2016年12月)の登録申請において計138件(複数の地方公共団体による共同申請があるため、地方公共団体数としては186。相手国・地域数は63。)を登録。 JNTOのウェブサイトにおける日本の伝統文化や地域の祭り等についての情報発信や、フランスで開催される日本のポップカルチャーの祭典「JAPAN EXPO」への出展等の取組を実施。 ラグビー人気が高いフランスの旅行会社を招請する際、ゴールデンルート上の観光地に加え、会場となるスタジアムも行程に組み込み視察してもらう等の取組を実施。 「beyond2020プログラム」ロゴマークを策定し、認証開始(2017年1月)。
	<ul style="list-style-type: none"> ビジット・ジャパン官民連携事業において、様々な主体と連携したプロモーションを展開 クールジャパンを活用した訪日外国人の増加等を目的としたクールジャパン資源を観光に活用した地域経済活性化研究会を開催 		<ul style="list-style-type: none"> 日本政府観光局(JNTO)海外事務所が中心となって、現地日系企業や政府関係機関とコンソーシアムを形成し、日本ブランド全体を売り込む直接的で強力なプロモーションを展開 観光資源として活用可能なクールジャパン資源の発掘・磨き上げ、海外情報発信等を実施 旺盛なインバウンド需要の開拓のため、魅力ある観光地作りや海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対し、クールジャパン機構が支援を実施する 			
	外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略本部を観光庁に設置(2014年4月)		より科学的なマーケティングを実施			

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑥	<p>「日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築」</p> <p>「MICE推進関係府省連絡会議」及び 「MICE推進関係府省連絡会議ワーキングチーム」 を設置しMICE支援策の検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「グローバルMICE戦略・強化都市」として7都市を選定(2013年6月)し、支援 「グローバルMICE戦略・強化都市」として2013年6月に選定した7都市に対し、2013年～2014年にマーケティング高度化支援事業を実施 「グローバルMICE強化都市」として5都市を選定(2015年6月)し、マーケティング高度化支援事業を実施 学会の有力者等をMICEアンバサダーに任命(2013年度、2014年度) 具体的な国際会議の誘致活動を行っている者をMICE誘致アンバサダーに任命(2015年度、2016年度) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>					
	<p>「関係府省MICE支援アクションプラン」(仮称)の策定等</p> <p>新たにMICEの取組に先進的な都市を選定し、コンベンションビューロー機能高度化のための支援を実施</p>				MICE支援策の検討を継続		
						各都市への支援の深化	
						MICE誘致アンバサダープログラムにより、より効果的なMICEの誘致を促進	
		<p>JNTOの市場動向の分析等に係るマーケティング機能を強化</p> <p>JNTOのノウハウを活用したコンサルティング等を通じ、都市の司令塔となるコンベンションビューローの人材育成を強化</p> <p>ユニークベニューの開発、利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民関係者から成るユニークベニュー利用促進協議会を設置(2013年8月) ユニークベニューの開発・利用促進のため、制度の運用上の課題及び対策を整理した事例集を取りまとめ ユニークベニューのリスト化・海外発信 一元化した問合せ窓口の設置 <p>訪日外国人増加を目的とした共同行動計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者により「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」を策定(2013年6月)、定期的に4者会合を実施 海外の旅行博等において連携して日本の魅力を発信 <p>国際的な大規模イベントの招致・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京への招致実現(2013年9月) 数千人規模の複数の大型国際会議の日本誘致を実現 スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催(2016年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ユニークベニューの海外発信 ユニークベニュー利用促進のため、国内関係者への普及啓発を実施 日本学術会議と観光庁の連携強化により、学会やアフターコンベンションでのユニークベニューの活用を促進 ユニークベニューを活用した文化プログラムを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に4者会合を実施し、海外での旅行博等において連携して日本の魅力を発信 共同行動計画に基づき、クールジャパン戦略に基づく取組と訪日プロモーション事業を連携して「JAPAN WEEKEND」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。 		

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」(1)

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に①	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会			
	＜最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現＞					・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
	観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、外国人旅行者が我が国への出入国を迅速かつ円滑に行えるよう、また、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるよう、計画的に、地方空港・港湾を含めたCIQ(税関・出入国管理・検疫)及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を促進					
	船舶観光上陸許可制度の創設とクルーズ船で再入国する際の手続の迅速化を内容とした改正入管法が施行(2015年1月)	施行				・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定された者について、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築(2016年11月)	施行	対象者の更なる拡大に向けた検討			・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。
	入国審査待ち時間を利用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得 2016年中に、関西・高松・那覇にて実施	2017年4月から成田空港等12空港に拡大	対象空港の拡大の必要性の検討			・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。
	出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国情の手続を簡素化するためのプレクリアランス(事前確認)の早期実現に向けた相手国・地域との調整協議		運用開始(運用開始に向けた準備を含む)			・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けた必要な準備 (2017年度中に一部の空港で先行導入予定)		導入・拡大			
	個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等を検討					
	・ファーストレーン実施に向けて航空会社、空港会社、航空局、観光庁、CIQ(税關・出入国管理・検疫)機関等をメンバーとする検討会を設置、対象旅客の範囲、費用負担のあり方について検討 ・成田空港・関西空港の入国審査場において実現(2016年3月)	他の主要空港でのファーストレーン早期導入の実現に向けた検討				
成田空港・関西空港において、入国諸手続に要する時間の計測・公開の実証実験	両空港における実証実験結果を踏まえた公開システムの導入準備	先進的なボディスキャナーを那覇など8空港に導入	全国主要空港への拡大			
		ボディスキャナー以外の先進的な保安検査機器(爆発物等自動検査機器)の導入を推進				
＜新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備＞						
2017年3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する						
観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の充実及び共通乗車券券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーション等を実施						
すべての利用者にわかりやすい道案内の実現のため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」について、2020年概成に向け、全国の高速道路等において整備を推進						
・SA・PAの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、道路空間の利活用による鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化 ・地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進						
過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、国家戦略特別区域法の枠組みを活用して、自家用自動車の活用拡大						
高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で乗降り自由な外国人旅行者向け周遊ドライブバスなどの企画割引を展開						

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度			2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に②	<p>郵便局・道の駅等における観光情報の提供を促進 「道の駅」を地域の観光振興の核として位置付け、優れた取組を行う「道の駅」を全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」として選定し、各省庁の施策を総動員して、観光拠点化の取組を支援 全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する、特定テーマ型モデル「道の駅」を新たに選定(2016年度～)</p> <p>＜地方空港等のゲートウェイ機能強化＞</p> <p>首都圏空港を含めたオープンスカイについて、パプアニューギニア、ポーランド、カンボジア、ラオス等32か国・地域と合意</p> <ul style="list-style-type: none"> LCC(低成本航空会社)の参入促進のため、着陸料の引き下げ、手荷物取扱施設使用料の引き下げ等を実施(成田空港、関西空港) LCC専用ターミナルの整備(成田空港:第3ターミナル(LCCターミナル)2015年4月8日供用開始、関西空港:第2ターミナル(国際線)2017年1月28日供用開始) LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備(中部空港) 操縦士の年齢上限について、一定の条件を付した上で65歳未満から68歳未満に引き上げ <p>北海道において、複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の国管理・共用空港において、地域の国際線誘致等の取組と協調して着陸料の軽減を実施 地方空港における国際線の就航を強力に推進するため、国が重点的に支援を行う「訪日誘客支援空港」の認定に向けた募集を実施 新千歳空港において、2017年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を拡大 新千歳空港において、2016年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大 <ul style="list-style-type: none"> 外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一定の条件を満たす場合に、それに接続する国内区間に許可対象とする措置を実施 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業を対象とした運航基準に係る包括的な基準の策定 羽田空港国際線旅客ターミナル内に専用CIQ施設等を備えた専用動線を整備 羽田空港において、ビジネスジェットの運航計画の月次申請締切日及び確定日の早期化(5日前倒し) 関西国際空港において、訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用可能なファーストレーンの設置 成田空港において、ビジネスジェットが利用可能なスポットの増設 羽田空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大、発着調整における優先順位の引き上げ、駐機可能機数の拡大を実施 外国籍ビジネスジェットに係る手続期間の短縮 <p>訪日需要の急速な増加等に対応するため、地域の拠点空港等の機能強化や先進的な保安検査機器の導入等を推進</p>	<p>日本との往来の増加が見込まれる国・地域に対して、首都圏空港を含めたオープンスカイを戦略的かつ積極的に推進</p> <p>LCC専用ターミナルの整備(中部空港)</p> <p>操縦士・整備士の確保・養成対策の推進などLCCの参入促進に資する施策の検討・実施</p> <p>新規就航・増便に係る着陸料の割引や補助、航空旅客の受入環境高度化に係る施設整備への補助など、総合的な支援措置を実施</p> <p>新千歳空港において、国際線航空便の乗り入れ制限の緩和及び1時間当たりの発着枠の拡大を最大限活用し、国際航空便の受入拡大を着実に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 羽田空港において、駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港においても受入環境改善に向けて関係者間で協議を進める 羽田・成田両空港はもとより、他空港も活用しながら、ビジネスジェット需要を万全に受け入れられるよう検討を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 					

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑬

2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
首都圏空港の機能強化方策の具体化に向けた協議・方策の実施					
<ul style="list-style-type: none"> 首都圏空港年間合計発着枠75万回化達成 羽田空港…年間発着枠44.7万回化達成(2014年3月) 成田空港…年間発着枠30万回化達成(2015年3月) 年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、2014年8月に羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について、関係地方公共団体や航空会社が参画する協議会を設置 羽田空港の機能強化について、住民の幅広い理解を得るため、関係地方公共団体の協力を得ながら、双方方向の対話を実施(住民説明会:2015年7月～9月、2015年12月～2016年1月) 2016年7月に環境影響に配慮した方策を策定し、羽田空港の機能強化に必要となる施設整備に係る工事費及び環境対策費を国が予算措置することについて、関係地方公共団体から理解を得た 羽田空港の飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、2017年1月より住民説明会を順次開催 成田空港の第3滑走路の整備等の更なる機能強化策について、地域住民に説明することが2016年9月の地方公共団体との協議会において了承されたことを受け、地域への説明を実施 	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。
メディア等を活用した広報					
引き続きの丁寧な情報提供					
施設整備					
防音工事等					
深夜早朝時間帯の利便性向上などの空港アクセスバスの更なる改善					
国内の地域間交流や訪日外国人の国内移動を更に活性化させるため、低廉かつ良質な交通サービスであるLCCや高速バス等のネットワークの充実及び新たな旅行需要の創出等を図る					
<ul style="list-style-type: none"> 国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会において取組方針をとりまとめ(2016年3月) 高速バス情報プラットフォーム-Japan Bus-Gateway-を開設(2017年1月) 					
イメージ向上のためのプロモーション戦略の実施、低廉で利便性の高い空港アクセスの確保及びLCC等と空港アクセスのセットでのプロモーション、高速バス情報プラットフォームの運営・「道の駅」との連携等に取り組む					
国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会の取組方針を踏まえ、各課題についての具体的な施策を着手可能なものから実施					
<クルーズ船受入の更なる拡充>					
<ul style="list-style-type: none"> 外国クルーズ船に対応する「ワンストップ窓口」のPRを実施(2013年9月ハングルク、2014年3月～2015年3月マイアミ、2016年3月フォートローダーデール、2017年3月フォートローダーデール) 寄港地周辺の観光情報を提供するウェブサイトを開設(2014年3月)、港湾周辺で行われるイベントスケジュール一覧機能追加など同ウェブサイトの拡充(2015年11月) 全国クルーズ活性化会議と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、地方公共団体が参加する商談会(2014年11月から2015年2月に3回、2015年11月から2016年2月に4回、2016年10月から2017年2月に5回)、クルーズシンポジウム(2015年1月)を開催 クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、クルーズ船の受入環境を緊急整備(2015年、2016年) クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度を創設(2016年) 民間事業者による旅客施設の整備等を無利子貸付制度の対象として追加(2016年) 国が指定した国際クルーズ拠点の形成を図る港湾において、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用などを認める新たな仕組みを創設するため「港湾法の一部を改正する法律案」(2017年3月に国会へ提出) 「日本ASEANクルーズ振興戦略」策定(2014年11月) ASEANと日本をつなぐクルーズのモバイルルートをASEANと共同して作成するとともに、クルーズによる交流拡大のためのシンポジウムを開催(2016年3月) 訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催 振興戦略に基づき、ASEANからのクルーズ客の増加に寄与する施策を実施 					
クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現を目指し、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・桟橋等の整備を推進するとともに寄港地のマッチングを推進					
「みなとオアシス」の活用等による新たなクルーズビジネスを確立					
民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、旅客ターミナルビル等への投資を行なうクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、国際クルーズ拠点を形成					
全国クルーズ活性化会議と連携して、寄港地の全国展開に向けたプロモーションを推進(クルーズ船社等のキーパーソンを招請し、商談会を開催)					
訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催					
振興戦略に基づき、ASEANからのクルーズ客の増加に寄与する施策を実施					
シンガポール・タイにおいて開催(2017年1月)					
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に③					

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑭

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に④	＜公共交通利用環境の革新＞	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の設置（2015年3月） 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 地方ブロック別連絡会を発展的に改組し、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を設置 幅広い関係省庁や多数の官民の関係者との連携・調整により、観光ビジョン掲載施策の具体化について協議 					<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とするため、東海道山陽新幹線・九州新幹線等関係鉄道事業者との調整を継続							
	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者に対するアンケート調査及びモニターアーによる手ぶら観光のニーズ把握 共通ロゴマークの選定及び運用開始（2016年度末現在163カウンターにおいて使用を認定） 「手ぶら観光」をPRするホームページ・パンフレットの作成 多言語による補助媒体の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 手ぶら観光の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> 手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置 <ul style="list-style-type: none"> 共通ロゴマークの普及・活用 ホームページやパンフレットを活用した「手ぶら観光」の周知や海外旅行会社・航空会社への商品組込みの促進等 商店街等における免税販売手続と配達手続の一括化等によるサービスの高度化 免税品の海外直送（国際手ぶら観光サービス）の本格的な展開 等 						
	<ul style="list-style-type: none"> 貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位まで拡大する弾力化措置を実施（2014年4月） 地方ブロック単位又は営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を実施（2015年4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を2018年3月まで延長 同年4月以降の対応については、訪日外国人旅行者の動向等を確認しつつ、恒久化を含め検討 						
	<ul style="list-style-type: none"> 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会取りまとめ（2015年7月） 片利用共通接続システムの構築に向けた検討会取りまとめ（2017年3月） 交通系ICカードの普及状況及び導入における諸課題・効果等の把握 							
	検討結果を踏まえて、ICカードの普及・利便性拡大に向け、関係者へ働きかけを実施							
	外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語表示の充実等の取組を実施							

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑤	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p> <p style="text-align: center;">秋 年末 通常国会</p>					
	<p style="text-align: center;"><キャッシュレス環境の飛躍的改善、通信環境の飛躍的向上、誰もが一人歩きできる環境の整備></p> <p>海外発行カードで現金が引き出せるATMの設置を促進とともに、利用可能なATMの情報をJNTOのHP等にて提供</p> <p>クレジットカード決済端末の普及促進</p>					
	<p>クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対策の義務付け等を措置した、割賦販売法の一部を改正する法律による改正後の割賦販売法の円滑な施行に向けて、政省令等を整備</p>					
	<p style="text-align: center;">無料公衆無線LAN環境の整備促進</p> <p>(エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化、共通シンボルマーク(Japan.Free Wi-Fi)の普及促進、海外への情報発信、地方公共団体等への支援、民間事業者提供拠点の活用促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年度までに約3万箇所の防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を推進 既設の無線LANアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上のシームレスな無線LAN利用が可能な環境を実現 					
	<p>新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の2020年までの解消を目指す</p> <p>訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等における国内発行SIMカードの利用円滑化のため、電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正電波法の施行(2016年5月)</p>					
	<p>空港・店舗への販売拠点の設置推進を通じた、訪日外国人向けの国内発行SIMカードの利用促進</p>					
	<p>国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月)</p>					
	<p style="text-align: center;">JNTO認定の外国人観光案内所を2017年度中に1,000か所程度とすることを目指し、認定制度の周知を行うとともに、案内所の整備を促進</p> <p>観光拠点情報・交流施設の整備を促進するほか、観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進</p>					
	<p>拡大するムスリム旅行市場からの誘客に向けた、プロモーション、受入環境整備等を内容とする省庁横断のアクション・プランを2017年度中を目指し策定</p>					
	<p>ムスリム対応の推進</p>					
	<p>ピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出</p> <p style="text-align: center;"><外国人患者受入体制等の充実></p> <p>外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制及び外国人旅行者への医療機関情報提供を充実</p>					
	<p>休暇改革</p> <p>5日間の年次有給休暇付与使用者に義務付けることについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ、同年の通常国会に労働基準法等の一部を改正する法律案を提出</p>					
	<p>10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時期に年次有給休暇取得の集中的な広報</p> <p>地域において、関係労使、地方公共団体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成</p>					
	<p>「地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点からの学校休業日の設定について(依頼)」を発出(2016年4月)</p>					
	<p>各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むよう、教育委員会や学校等に対して一層の周知を実施</p>					
	<p>教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進</p>					
	<p>国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇取得促進</p>					
	<p>大人と子供が向い合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、学校休業日の分散化分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保、これらの取組を官民一体となって推進する(「キッズウィーク」)</p>					

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度			2019年度	2020年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑥	＜多言語対応＞							<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 多言語対応の改善・強化のための共通ガイドラインを策定・公表(2014年3月) 多言語音声翻訳システムの研究開発及びデータベースの整備を実施 「グローバルコミュニケーション計画」発表(2014年4月) 社会実証の内容やシステムの検討 宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等における多言語表記の整備支援(2016年4月～) 						<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの周知 各モードにおける多言語対応の推進 飲食店において、多言語メニューの用意等の取組が進むよう、事業者団体と連携しながら、先進的事例の紹介やセミナーの開催 翻訳精度の高度化に係る研究開発、観光現場や病院など実フィールドでの社会実証の実施 クラウド型翻訳サービスプラットフォームを開発 	
	外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方について検討								
	高精度測位技術等ICTを活用した情報提供、ナビゲーションの高度化に向けた課題の検討及び推進体制の構築								
	成田空港や横浜国際総合競技場、東京駅・新宿駅で位置情報サービスの実証実験を実施								
	＜ツアーオペレーターの認証制度、宿泊施設についての情報提供制度＞								
	日本旅行業協会(JATA)が2013年度より運用を開始したツアーオペレーターの認証制度の普及促進及び認証取得事業者の周知								
	・宿泊施設に関する情報提供のあり方について、今後の方向性を取りまとめ(2014年4月)								
	・外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの開設(2015年7月開設)								
	外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ(旅館のPR動画等)の充実								
	＜宗教上の制約に配慮した受入環境の整備等＞								
	・日本における食事や礼拝環境等の情報を発信								
	・宿泊施設・旅行業者向け講習会、手引きの作成・配布による受入関係者への情報提供を実施								

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑯

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑦	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>					
	<p><2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置 2017年2月、上記連絡会議を「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」に格上げ <p>上記連絡会議において、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する検討を行い、閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定</p> <p>連携</p> <p>○「ユニバーサルデザインの街づくり(東京大会に向けた重点的なバリアフリー化及び全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進)」及び「心のバリアフリー」を推進するべく、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年度～2016年度のバリアフリー化調査等を踏まえ、空港からのアクセスルート、競技会場周辺、主要ターミナルや観光スポットにおける面的・一体的なバリアフリー化の推進 「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」の場において、今後達成すべき新たなベンチマークについて検討 ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入等、分かりやすい案内情報の提供を推進 心のバリアフリーについて、副教材や、当事者参画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成 バリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ 交通・観光分野における接遇の向上(接遇ガイドライン等の作成)と職員研修の充実 バリアフリー法に基づく交通・バリアフリー基準・ガイドライン、建築設計標準の改正 交通機関における車いす利用環境改善に向けた検討 バス及びタクシー(特に空港アクセスバス及びユニバーサルデザインタクシー)について 図柄入りナンバープレート寄付金も活用したバリアフリー車両の導入支援 オリパラ関連駅へのエレベーター増設やホームドア整備の重点支援 全国の主要な旅客船ターミナルのバリアフリー状況点検とバリアフリー化促進 成田空港・羽田空港旅客ターミナルのバリアフリー化促進 競技会場と周辺の駅を結ぶ道路及び全国の主要な鉄道駅、観光地周辺の道路等におけるバリアフリー化や道路案内標識の改善を推進 外国人観光客への道案内や困っている障害者等への声掛けをオールジャパンのムーブメントとして具体化 <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、障害の有無に関わらず全ての人々にとって、参加可能な大会となるよう、大会会場やそのアクセス経路等に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化の基準となる「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を2016年春を目指し、その考えに沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化</p> <p>バリアフリー法に基づく基本方針に定める整備目標の確実な達成を支援</p>					<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑯

	2015年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	KPI
観光立国へのシヨーケース化（①観光地域）【改革2020】	<p>＜シヨーケースの認定＞ エリア選定・確定（釧路市、金沢市、長崎市）</p> <p>＜関係省庁連携チーム＞ 部局横断プロジェクトチーム発足</p> <p>各省庁連携し、シヨーケースの磨き上げについて、優先的に支援 民間事業者とのマッチング及び関係省庁からの積極的な助言・提案による民間からの投資促進 必要に応じ、規制緩和を実施</p> <p>＜日本版DMO＞ ・日本版DMOの立て上げ、取組体制整備 ・実施計画の策定 観光資源の磨き上げ・プロモーション等</p> <p>＜観光資源の磨き上げ＞ ・地域資源を活用した新商品の開発・提供 ・日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用 ・文化財や地域の歴史的まちなみの保存・整備・活用、良好な景観の形成等 ・エコツーリズムの推進 等</p> <p>＜ストレスフリーの環境整備＞ Wi-Fiの整備、クレジットカード決済・IC対応端末の普及促進、免税店数の増加などストレスフリーの優先的な環境整備</p> <p>＜海外への情報発信＞ ・在外公館等も活用した海外への魅力発信、クールジャパンとの連携 ・地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信 ・文化プログラムを活用した文化の発信 等</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>	<p>中間評価</p>	<p>東京大会</p>	<p>中間評価を踏まえ、更なる観光資源の磨き上げを推進 中間評価を踏まえ、更なる充実を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑯

	2015年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	KPI	
観光立国 のショーケース化 （②東京）【改革2020】	<ユニバーサルデザイン2020>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会	中間 取組 評価		<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
	ショーケースとしての取組主体及び場所・内容の決定	進捗状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 中間年における取組内容の見直し ショーケースとしてのプロモーションを検討 				
	<公共交通機関等におけるバリアフリー化>	引き続き、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法の整備目標の着実な達成を目指すことで、利用者の9割以上をカバーする旅客施設において全ての方がバリアフリー化された公共交通施設を利用できるようにする					
	<心のバリアフリー>	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン2020に基づき、心のバリアフリーについて、副教材や当事者参加によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成 交通・観光分野における接遇の向上（接遇ガイドライン等の作成）と職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーに関する国民的な運動の展開→国民的運動を推進し、高齢者・障害者等に対して市民が手助けする文化を醸成 			東京大会	
	<分かりやすい案内情報提供の推進>	共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に必要な仕組みやルールの検討・社会実装に向けた取組の推進			中間評価を踏まえた改善とプロモーション		
	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージによる使用言語等の属性に応じた情報提供機能の拡大の検討 個人の属性（言語等）に応じた情報提供を実現するための共通クラウド基盤の機能や仕組みを検証 	2015年度、2016年度の調査結果等を踏まえ、ピクトグラムやデジタルサイネージを活用した新しい案内表示の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリールート等の情報提供の充実 ICTオープンデータプラットフォームの構築 各省施策の連携によるプレサービスの実現 				
	<ul style="list-style-type: none"> 案内表示の統一化、ピクトグラムの新規作成等に向けた調査→オリパラに向けたピクトグラムの在り方について交通エコモ財団による検討会に参画 作成したピクトグラムのJIS化に向けた調整 情報提供設備の調査 						
	<ul style="list-style-type: none"> 屋内外の電子地図等の整備・活用の促進に向けた先行的な実証実験の実施 オープンデータサイトの開設 大会関連施設や周辺地域における実証、試行的なオープンデータ環境の整備等 						

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⁽²⁰⁾

	2015年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	KPI		
観光立国のショーケース化(③成田空港・羽田空港)【改革2020】	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>中間評価 評議会</p> <p>進捗状況の確認</p> <p>中間年における取組内容の見直し 実装箇所におけるヒアリング</p> <p>進捗状況の確認 ショーケースとしてのプロモーションを実施</p> <p>東京大会</p> <p>中間評価を踏まえた改善とプロモーション</p> <p>実装 ロボットの随時活用</p> <p>実証事業の実施</p> <p>ルールの検討</p> <p>実証事業の実施</p> <p>PDCAを回しルールを改訂</p>	<p><省庁連絡協議会の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の設置 海外の事例を収集 おもてなしを検討 設置主体及び場所・内容の決定 <p><ストレスフリー等の取組(無線LAN、多言語対応)></p> <table border="1"> <tr> <td>無料公衆無線LAN環境の整備促進等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備の促進 成田空港におけるバリアフリー情報等提供の実証実験実施 無料公衆無線LANの整備促進及び周知広報 多言語音声翻訳技術の研究開発・社会実証を通じた社会実装 </td> </tr> </table> <p><空港アクセスの改善(鉄道・バス)></p> <table border="1"> <tr> <td>東京圏における今後の都市鉄道の在り方について交通政策審議会で審議・答申(2014年5月～2016年4月)</td> <td>空港アクセス関連駅におけるバリアフリー化等を推進</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区における空港アクセスバス事業の推進(運賃の柔軟な設定等)、深夜早朝時間帯におけるバスアクセスの利便性向上等を通じたバスアクセスの更なる充実 深夜早朝時間帯の利便性向上等の空港アクセスバスの更なる改善 <p><空港をゲートウェイとしたコンテンツの発信(デジタルサイネージ・ロボット・世界最先端のトイレ)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタルサイネージの普及 <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様を策定 個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通クラウド基盤の機能や仕組みを検証 ○世界最先端のトイレ <ul style="list-style-type: none"> トイレの質の向上の検討 トイレ等の環境整備・利用の在り方に関する調査の実施 ○ロボットの活用 <ul style="list-style-type: none"> 実証事業の実施 ルールの検討 	無料公衆無線LAN環境の整備促進等	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備の促進 成田空港におけるバリアフリー情報等提供の実証実験実施 無料公衆無線LANの整備促進及び周知広報 多言語音声翻訳技術の研究開発・社会実証を通じた社会実装 	東京圏における今後の都市鉄道の在り方について交通政策審議会で審議・答申(2014年5月～2016年4月)	空港アクセス関連駅におけるバリアフリー化等を推進	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p> <p>中間評価 評議会</p> <p>進捗状況の確認</p> <p>中間年における取組内容の見直し 実装箇所におけるヒアリング</p> <p>進捗状況の確認 ショーケースとしてのプロモーションを実施</p> <p>東京大会</p> <p>中間評価を踏まえた改善とプロモーション</p> <p>実装 ロボットの随時活用</p> <p>実証事業の実施</p> <p>ルールの検討</p> <p>実証事業の実施</p> <p>PDCAを回しルールを改訂</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 地方部での外国人延泊宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。
無料公衆無線LAN環境の整備促進等	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備の促進 成田空港におけるバリアフリー情報等提供の実証実験実施 無料公衆無線LANの整備促進及び周知広報 多言語音声翻訳技術の研究開発・社会実証を通じた社会実装 							
東京圏における今後の都市鉄道の在り方について交通政策審議会で審議・答申(2014年5月～2016年4月)	空港アクセス関連駅におけるバリアフリー化等を推進							

※同様の取組を成田空港・羽田空港以外の地方の空港に波及させる。

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
スポーツ産業の未来開拓・成長産業化①	<p>＜スポーツ産業の未来開拓・成長産業化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁発足(2015年10月) ・スポーツ未来開拓会議開催(2016年2月より) (2016年6月 中間報告) ・第2期スポーツ基本計画策定(2017年3月) (「スポーツの成長産業化」を明記) <p>(スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタジアム・アリーナ改革指針公表(2016年11月) ・「スタジアム・アリーナガイドブック」(仮称)公表 (2017年6月頃) <p>部活動指導員の制度化(2017年4月)</p> <p>スポーツ経営人材プラットフォーム協議会を開催し、スポーツ経営人材の育成・活用に向けた検討の開始 (2016年10月)</p> <p>大学スポーツの振興に関する検討会議 最終取りまとめ(2017年3月)</p> <p>新たなスポーツメディアビジネスの創出に向け、諸外国の先進事例も踏まえた検討を開始(2016年度)</p>	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p> <p style="text-align: center;">秋 年末 通常国会</p>	<p>第2期スポーツ基本計画等に基づき、具体的な取組を実施 (下記の取組とも連動)</p> <p>スタジアム・アリーナ改革の推進</p> <p>専門家派遣等による個別の計画策定案件の支援等</p> <p>学校と地域のスポーツ団体等による協働に向けた取組の実施</p> <p>スポーツ経営人材の育成・活用の具体化に向け、協議会においてカリキュラムの策定や学位の創設等について検討</p> <p>人材育成、マッチング、研究開発を柱とする教育機関の設立に向けた検討</p> <p>日本版NCAAの創設に向けた制度設計の検討を行い、日本版NCAAの創設を目指す</p> <p>スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)の構築に向けた検討</p> <p>「スポーツツーリズム」の活性化に向けた官民協働のプロモーション戦略の策定・実施</p> <p>「地域スポーツコミッション」の取組の支援</p> <p>日本独自のスポーツコンテンツの海外展開に向けた官民連携による促進策の検討</p> <p>アスリートが競技に専念できる環境整備と引退後のキャリア構築の推進策の検討</p> <p>海外地域での放映権ビジネスの拡大に向けた戦略的取組の検討</p>	<p>更なる支援策の実施</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>日本版NCAA設置を通じた施策の推進</p> <p>スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)を通じた施策の推進</p> <p>プロモーションの普及・実施</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>必要な対応策の実施</p> <p>必要な対応策の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。 ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から、2021年までに65%に向上することを目指す。 ・全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
スポーツ産業の未来開拓・成長産業化②	<p>スポーツ人口の増加方策についての検討</p> <p>全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するため、「Special プロジェクト2020」文部科学省推進本部を設置(2016年6月)。同年9月には、ブレイベント(ボッチャ)を開催。</p>	<p>スポーツ参画人口の拡大に向けてライフステージに応じたスポーツ活動を推進</p> <p>女性のスポーツ実施率向上に向けた「女性スポーツキャンペーン」の検討</p> <p>スポーツ関係機関の役職員の女性比率に関する目標・対策等の方針の検討</p>	<p>必要な対応策の実施</p> <p>障害者のスポーツ実施率向上に向けた全国的スポーツイベントの開催や特別支援学校の障害者スポーツ拠点活用支援</p>					<ul style="list-style-type: none"> • スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。 • 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から、2021年までに65%に向上することを目指す。 • <u>全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。</u>

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
	<文化芸術資源を活用した経済活性化>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会					
文化芸術資源を活用した経済活性化①	・我が国の文化GDPの試算 ・文化芸術資源の活用による経済波及効果の事例収集 ・我が国の文化芸術による経済効果の把握 ・諸外国の成功事例の分析や文化芸術にかかるデータの収集等 ・政策ロードマップの策定に向けた検討 ・文化経済戦略特別チームの設置(2017年3月)	文化経済戦略(仮称)の策定	文化経済戦略(仮称)の実行	文化芸術に係るデータの充実		・2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。	
	「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定(2016年4月)	文化芸術資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進める	文化財保護制度全般の見直しの検討 文化施設のマネジメント改革等を促すガイドラインの策定 文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に関する検討	必要な制度的対応 ガイドラインの普及 文化財公開・活用に係るセンター機能の整備	学芸員や文化財担当職員等に対する観光振興講座等による博物館の機能強化 高度プロデューサー人材等の育成をはじめ多様な人材の戦略的な育成・確保	・2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。	
	(人材・体制)						
	・学芸員や文化財担当職員等に対する文化財活用促進、観光振興についての研修(2016年度～) ・史跡等マネジメントについての調査研究 ・活用・情報発信の優良事例を収集・公表						
	(分かりやすい解説・多言語化)						
	・多言語解説・情報発信に対する支援 ・分かりやすい英語解説の在り方についての検討 等	文化財解説の多言語化や美術館・博物館におけるニーズを踏まえた開館時間の延長等による、文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信					
	(修理・美装化)						
	・重要文化財建造物等の保存と修理・整備 ・防災施設の整備	適切な周期による修理・整備、防災施設等の整備 文化財建造物についての美装化事業を引き続き実施	VRやクローン文化財(高精度の文化財の複製)の技術等を活用した展示等を促進するための検討	VRやクローン文化財(高精度の文化財の複製)の技術等を活用した展示等の促進策の実施			

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
文化芸術資源を活用した経済活性化②	(一体的活用) <ul style="list-style-type: none"> 文化財総合活用戦略プランの開始、優先支援枠の新設(2016年度) 「日本遺産」認定制度の創設:計37件の認定、日本遺産魅力発信推進事業等による国内外への戦略的発信の支援(2016年度) 世界文化遺産活性化事業を開始(2016年度) 歴史文化基本構想の策定支援(2016年度) ブランド化推進のための事業を開始(2016年度) 							<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
文化芸術資源を活用した経済活性化 ③	(地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信)	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会			
	<ul style="list-style-type: none"> 全国における地方公共団体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援等 「文化プログラム」に向けた検討、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催(2016年10月)、ポータルサイトに関する有識者会議の開催・試行版の構築等 「日本の美」懇談会の実施、障害者や高齢者等による共生社会の実現に向けた取組に関する事例収集等 	<p>全国における地方公共団体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸・産学官連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成 文化芸術活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成 	<ul style="list-style-type: none"> 文化プログラム(東京2020文化オリンピアード、beyond2020プログラム)等の全国展開、海外発信 海外で活躍する文化人が参画するプロジェクトの実施等 	<p>ポータルサイトの試行的運用・検証</p> <p>本格運用による国内外への情報発信</p> <p>日本の美の国内外への発信のため、内閣官房・外務省と連携した「日本博(仮称)」の実施</p> <p>共生社会の実現に向けた取組の全国展開 地域における文化芸術における潜在的顧客・担い手の開拓</p> <p>障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備等を促進</p> <p>国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備、「文化交流使」の発信強化や外国人アーティストの招へいの実施、「アーティスト・イン・レジデンス」の全国展開 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。 	
	(デザインを通じた文化の潜在力の発揮)					
	<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等へのデザイナー等の派遣による新たな商品・サービスの開発支援(2014年度～2016年度) 企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携のためのプラットフォームの構築(2016年度) 高度デザイン人材の育成・活用に向けた検討報告書の取りまとめ(2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等へのデザイナー等の派遣による新たな商品・サービスの開発支援、連携のためのプラットフォームの活用 デザイナーによるスタートアップへの支援の検討、実施 	<p>報告書に基づき、高度デザイン人材の育成活用に向けた取組の実施</p> <p>モデルとなる教育カリキュラムの検討、開発</p> <p>教育機関横連携・産学連携プラットフォームの構築支援</p> <p>高等教育機関における新たな教育カリキュラムの普及</p>	<p>企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用の在り方の検討</p>	<p>必要な対応策の実施</p>	

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
<p>文化芸術資源を活用した経済活性化④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの海外新市場開拓を支援 ・技術マップ2015(コンテンツ分野)の策定(2015年2月) ・コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術分野における人材育成やアーカイブの取組の推進 ・「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」において報告書の取りまとめ、ガイドラインの策定(2017年4月) 	<p>(コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略)</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>コンテンツの海外展開促進</p> <p>地域の魅力発信・広域展開の促進</p> <p>ガイドラインの普及</p>	<p>映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の人材育成・展示等への支援・アーカイブ化・多言語化・国内外への発信機能の強化等の推進</p> <p>デジタルアーカイブ化・活用の円滑化、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築の推進</p> <p>メディア芸術祭等を通じた海外への発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。 ・2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。 	
<p>消費マインドの喚起策</p> <p><消費マインドの喚起策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省、経団連、小売業・サービス業等の経済団体により、官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」を設置し、実施方針・ロゴマークの決定(2016年12月) ・「プレミアムフライデー」を2017年2月より実施 						<p>地方への浸透に向けた好事例の横展開等</p>

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
経 済 連 携 交 渉、 投 資 協 定・ 租 税 条 約 の 締 結・ 改 正 の 推 進	<国益に資する経済連携交渉の推進>	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				• 2018年までに、 FTA比率70%以上	
	<経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組>						
	2013年7月に規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループ(2014年9月以降は投資促進等ワーキング・グループに再編)を設置し、対日投資促進を阻害する各種規制の改革や海外との相互認証制度の推進等について検討を実施						
	<投資協定・租税条約の締結・改正推進>						• 2020年までに 100の国・地域 を対象とする投 資関連協定(投 資協定及び投 資章を含む経 済連携協定)の 署名・発効
	<外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ>						

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」②

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援①	＜海外展開支援体制強化＞	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<ul style="list-style-type: none"> 『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍 	
	2016年2月以降中堅・中小企業等の海外展開を後押しするために「新輸出大国コンソーシアム」においてJETROがハンズオン支援を行う体制を構築。2017年3月までに4,062社に対し会員証を発行。専門家を割り当て、支援を提供。						
	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月に支援ポータルサイト「ミラサポ」を開設し、海外展開支援の情報を提供 2013年末に「海外展開一貫支援ファストパス制度」を構築、2014年2月より運用開始(参加機関は運用開始時の321から2016年2月の577まで拡大) 2013年度より、在外公館が民間のコンサルタントを活用し、情報収集体制を強化 2015年度より、在外公館が日本の弁護士を活用し、法的側面からの企業支援を強化 2015年度より、在外公館に日本企業支援担当官(食産業担当)を指名 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣 						
	＜海外現地における「海外ワンストップ窓口」創設＞						
	海外ワンストップ窓口 (中小企業海外展開現地支援プラットフォーム)を2017年3月までに21か所設置						
＜我が国企業の人材の育成とグローバル化の推進＞							
国際化促進インターンシップ事業により、HIDA・JETROが連携し2013年度～2016年度の4年間を通じて25か国に500人以上の日本の若手人材を派遣	<p>インター ン 公募・選定</p> <p>派遣</p> <p>取組推進</p>						
HIDAを通じて、2013年度～2016年度の4年間において7,000人以上の現地日系企業における「社長の右腕・実務のトップ」となる現地人材を育成							

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援②	<p>＜国内外人材の活用による企業の海外展開支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクト、海外人材確保・定着支援事業)を実施 外国人雇用サービスセンターでの外国人留学生に対する就職支援を実施 2014年度から新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを新設 <p>＜ODAを活用した中小企業等の海外展開支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以降、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証事業」により計482件を採択、「民間技術普及促進事業」により計89件、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」により計52件を採択し、JICAとの契約を了した案件から順次事業を実施 中堅企業も対象にした「民間技術普及促進事業」、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を平成27年度補正予算(普及促進のみ)、平成28年度予算にて計上 平成28年度補正予算において、民間技術普及促進事業に「インフラシステム輸出特別枠」を新設 平成28年度から、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を発展・拡充し、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」を実施(中堅・中小企業等の採択、事業実施、報告書作成) 	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>秋 年末 通常国会</p>				

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
対内直接投資誘致の強化①	<対内直接投資の促進体制強化>					
		<ul style="list-style-type: none"> 投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として対内直接投資推進会議を2014年4月に立ち上げ、2015年3月に総理出席のもと、同会議において、小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、無料公衆無線LANの整備、地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、企業担当制の実施等を内容とする「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定 対内直接投資推進会議において、TPPを契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることをを目指し、2016年5月に地域の中堅・中小企業に対する外国企業の出資・業務提携を含めた提携の促進策、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的簡素化、高度人材の呼び込み強化、外国人留学生の日本での就労促進、日本人に対する英語教育の強化、外国人児童生徒の教育環境改善、日常生活における外国語対応、日本法令の外国語訳拡充の促進等を内容とする「政策パッケージ」を決定 外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的簡素化については、対内直接投資推進会議の規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、平成28年12月に法人設立・登記関係、在留資格関係、行政手続のワンストップ化、外国語での情報発信、輸入関係等の項目について、「緊急報告」をとりまとめ、2017年4月に最終的なとりまとめを行った。 2014年にロンドン(5月)及びニューヨーク(9月)で、2015年はロサンゼルス(5月)及びニューヨーク(9月)で、そして2016年は、ブリュッセル(5月)、ニューヨーク(9月)において対内直接投資セミナー等を開催し、総理自ら日本への投資を呼び掛けるなど、トップセールスを展開 国家戦略特別区域法改正法が成立(2015年通常国会) 外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設 「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン」の改定 	<p>「外國企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の着実な実施</p> <p>「政策パッケージ」に定められた各施策について、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施</p> <p>既に実施されている法人設立時の出資金払込等の手続の改善に加え、在留資格手続のオンライン化を平成30年度より開始すべく準備を進める等、規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめに定められた施策の実施</p> <p>高度外国人材の受入れ加速化(再掲)</p> <p>外国人の就労状況を把握する仕組みの改善(再掲)</p> <p>在留管理基盤の強化(再掲)</p> <p>在留資格手続のオンライン化に向けた所要の準備(再掲)</p> <p>オンライン化を始めた在留資格手続の円滑化・迅速化(再掲)</p> <p>留学生就職促進プログラム等を通じた留学生の日本への就職率5割達成(再掲)</p> <p>留学生就職促進プログラム修了者に対する在留資格変更手続上の優遇措置の検討(再掲)</p> <p>左記施策の着実な実施(再掲)</p> <p>イベーティブ・アジア事業の外務省政府及び提携大学との連携(再掲)</p> <p>イベーティブ・アジア事業で指定する在留資格取得上の優遇措置、インターンシップ、ジョブフェア等の実施等を通じた受入れ促進(再掲)</p> <p>提携大学の開拓・調整、対象者の募集・選定、フォローアップ体制の整備・強化</p> <p>可能な限り早期に、必要とする全ての外国人子弟が日本語と教科の統合指導(JSLカリキュラム)を受けられるようにする。(再掲)</p> <p>全ての小学校へのALT等外部人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等による全ての児童生徒に対する質の高い英語教育の実施</p> <p>「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所で整備する目標を前倒し、2017年度中の達成を目指す</p> <p>・基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の根柢拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す</p> <p>左記の取組を着実に実施</p> <p>日常生活的な場面での外国語対応拡充及び情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 総理・閣僚のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携強化による対内直接投資の案件発掘・誘致活動を実施 中堅・中小企業と外国企業との出資・業務提携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末時点19.2兆円) 		
	<JETROの誘致体制の強化、外国企業に対する包括的なサポート等の実施>					
	<ul style="list-style-type: none"> JETROにおける誘致専門のスタッフを60名(2013年度)から180名(2016年度)に増員するとともに、外国企業の拠点整備のための支援措置を整備(2016年度予算等) 各自治体のニーズと強みに応じたテイラーメード支援を強化。2016年度においては、9の自治体が対内投資事業をJETROに委託。 2015年4月より、東京圏国家戦略特別区域において、法人登記や税務、労務、保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続の窓口を新設して、起業・開業に必要な各種申請等について電子申請を行うことができる支援体制等を整備 ワンストップセンターにおいて、2016年12月より窓口における申請の受付等の対象範囲を、すべての事務(8種類)に範囲を拡大することに加え、申請可能な在留資格の対象に、「技術・人文知識・国際業務」を追加し、在留資格についても、法人開設後に同センターにて申請できる期限を5年まで段階的に延長 2013年9月、JETROに対内直接投資相談ホットラインを設置し、包括的サポートを開始 進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業支援課」をJETROに新設 	<p>JETROにおいて「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、重点10分野に関するビジネス・政策情報の外国語による発信や誘致担当者・分野別専門家と各省庁との連携による外国企業へのコンサルテーションの充実を図る</p> <p>自治体担当者への人材育成や、内外における投資成功事例の提供に加え、自治体事業の支援等、自治体への支援策の充実。また、JETROの体制強化を通じ、投資インセンティブの提供等個別案件への営業と支援を強化することによる、研究開発部門等の高付加価値部門の積極的誘致。</p>				

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑤

	2015年度・2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
対内直接投資誘致の強化②	<p><Japan Business Conferenceの開催、Regional Business Conferenceの開催、グローバルベンチャーサミットの開催></p> <p>リオ五輪 ★ スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催 ※フォーラム終了後も引き続きWEFとの連携活用を図る</p> <p>開催に向けた検討</p> <p>企業誘致目標(470件)期限 ★</p> <p>地方自治体(地方版総合戦略などとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 強み・弱みの把握/誘致戦略の策定 海外地域とのビジネス交流促進 トップセールス・情報発信 個別企業へのアプローチ 立地支援・フォローアップ <p>JETROによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記事業に対する支援メニューを用意し、自治体が利用 貿易情報センターを活用、支援体制を強化 地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業を実施(2016年度) 外国企業との橋渡しをはじめ、ビジネス交流に繋がる実践的な取組を支援 	ベンチャーチャレンジ2020決定 進捗評価 派遣プログラムの充実、対象地域の拡大 準備会合開催 方針決定	ラグビーW杯 東京大会 Japan Business Conference の開催 Regional Business Conference の開催 グローバルベンチャーサミットの開催			
架け橋プラットフォーム、アドバイザリーボードの設置	<p>★ ベンチャーチャレンジ2020決定</p> <p>★ 進捗評価</p> <p>★ 進捗評価</p> <p>各種派遣プログラムを発展させながら、複数の国際ビジネスマッチング企画との提携関係を構築</p> <p>シリコンバレー派遣 プログラム開始</p> <p>派遣プログラムの充実、対象地域の拡大</p> <p>準備の検討</p> <p>準備会合開催</p> <p>方針決定</p>					

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
インフラシステム輸出の拡大①	<インフラシステム輸出の拡大>	<p>「インフラシステム輸出戦略」の早期実現に向け、経協インフラ戦略会議にて2013年10月に実施状況の取りまとめ、2014年6月、2015年6月、2016年5月及び2017年5月に同戦略の改訂を実施</p> <p>トップセールスの実行と官民連携体制強化 (実績:総理・閣僚による外国を訪問してのトップセールス実施件数は2013年から2016年の合計で286件(うち総理131件、閣僚155件)、うち50件には経済ミッションが同行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年4月、10月、2014年6月、11月、2015年6月、2017年5月に円借款・海外投融資の戦略的活用のための制度改善を実施 2015年2月、開発協力大綱を閣議決定 <p>2015年5月、「質の高いインフラパートナーシップ」を公表。同年11月、その更なる具体策を公表</p> <p>2016年8月より順次、総理出演のインフラ広報映像等を作成し、官邸ウェブサイト及びTICAD VI等の国際会議・外遊等の際に発信</p> <p>2016年10月、APEC質の高い電力インフラガイドラインを策定</p> <p>2016年5月、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表。これを受け、円借款の更なる迅速化や海外投融資の柔軟な運用・見直し、JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び財務基盤確保等を実施。</p> <p>主要産業・重要分野における海外展開戦略の策定及びそれを踏まえたインフラシステム輸出の展開</p>	<p>重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、その工程管理を実施。公的関係機関等から支援の取組につき、ヒアリングを実施。定期的に「インフラシステム輸出戦略」のフォローアップを実施</p> <p>「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の着実な実施及び毎年度の改定</p> <p>首脳・閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施</p> <p>経済協力の戦略的な活用</p> <p>施策の着実かつ効果的な実施・活用</p> <p>国際開発金融機関との連携強化</p> <p>戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化</p> <p>PR映像等対外広報資料の更なる拡充、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備 重点国・重点地域に向けた戦略的な対外広報</p> <p>質の高いインフラに係るガイドラインの電力以外の分野への取組拡大</p> <p>世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び必要に応じて関係機関の体制強化等を引き続き実施</p> <p>海外展開戦略を踏まえたインフラシステム輸出の展開 電力、鉄道、情報通信等の主要産業の海外展開戦略策定(その他の産業に関しても要検討)</p> <p>「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の着実な実施及び毎年度の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円(2010年約10兆円) 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 		

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度			2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
インフラシステム輸出の拡大②	<ul style="list-style-type: none"> 貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法の一部を改正する法律が2014年4月、通常国会で成立し、同年10月に施行 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法が2014年4月に通常国会で成立、同年10月に同機構を設立 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法が2015年5月に通常国会で成立、同年11月に同機構を設立 NEXIを特殊会社化する貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が2015年7月に通常国会で成立（2017年4月に施行） 「質の高いインフラ投資」推進のため、JICAとADBの新たな連携パッケージの合意（2015年12月） 「質の高いインフラ投資」推進のための米州開発銀行（IDB）とのパートナーシップに合意（2016年4月） JBICの機能強化のため、国際協力銀行法の一部を改正する法律が2016年5月、通常国会で成立 							
	<p>インフラシステム海外展開の推進体制の強化</p> <p>「産業人材育成協力イニシアティブ」の公表（2015年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の整備に向けたグローバル認証基盤整備事業を実施（平成25年度補正予算）（2015年度末に施設整備完了） 大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の運用開始（2016年4月） 							<p>公的ファイナンススキームの充実</p> <p>新スキームの周知・積極的活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p>株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p>都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化</p> <p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の積極的な活用によるICTインフラ、サービス及び放送コンテンツのパッケージ展開等の推進</p> <p>特殊会社化、貿易保険の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p>鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるようにする制度的措置の検討を含めた体制構築</p> <p>2017年度末までに4万人の産業人材を育成</p> <p>幅広い新興国における戦略的な人材育成の実施</p> <p>先進的な技術・知見等をいかした国際標準等の獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアとなる分野への進出支援</p>

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI			
クールジャパンの推進①	<発信・連携の強化>	概算要求 税制改正要望等	秋 年末 通常国会						
	<ul style="list-style-type: none"> 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」の取りまとめ（2015年6月） クールジャパン関係府省連絡・連携会議による各省連携プロジェクトの創出・実施 クールジャパン官民連携プラットフォームの立ち上げ（2015年12月） クールジャパン拠点構築検討会の開催・取りまとめ（2016年5月～2017年5月） クールジャパン拠点間の連携による効果の実証（2016年10月～2017年3月） クールジャパン人材育成検討会の開催（2017年2月～） 			<ul style="list-style-type: none"> 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」のアクションプランを受けた具体的な施策の実施、実施状況・成果の検証 クールジャパン関係府省連絡・連携会議をプラットフォームとして新たな各省連携プロジェクトを創出・実施（大規模国際イベント等を利用した効果的な日本の魅力発信（ジャパンプレゼンテーション事業等）） 地方版クールジャパン推進会議の定期的開催、地域のブランド化支援による地方の魅力の発掘・発信 在外公館等を活用した我が国の多様な魅力の発信とメディア関係者を含む人的交流の一層の推進 					
	<(株)海外需要開拓支援機構の設立>		<ul style="list-style-type: none"> 人材像を明確化し、人材育成・集積の在り方及び方策を取りまとめ 拠点連携に関する方策・ノウハウを取りまとめ 		<ul style="list-style-type: none"> マッチングフォーラム等において、コンテンツと周辺産業との連携プロジェクト形成を促進 				
	<コンテンツ等の海外展開の促進>		<ul style="list-style-type: none"> クールジャパン機構により、事業化アドバイスなどマッチング支援策の拡充 		<ul style="list-style-type: none"> 民間等によるクールジャパン拠点間の連携・ネットワーク化を後押し 実証で得られたクールジャパン拠点間の連携に関する方策・ノウハウを横展開 地域産品データベースの構築を推進 				
	<ul style="list-style-type: none"> (株)海外需要開拓支援機構の設立（2013年11月） JETRO、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、日本政府観光局、九州経済連合会、四国経済連合会、北海道、鳥取県とそれぞれ業務提携 2017年3月下旬までに合計20件、約454億円の投資決定を公表 		<p style="text-align: center;">リスクマネー供給等によるクールジャパンの推進</p>						
<ul style="list-style-type: none"> 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)における権利利用料の徴収・分配のシステム化(自走化)(2015年措置済) 実演家に係る権利処理、レコード原盤権に係る権利処理について、初めから海外での販売を想定した権利処理ルールの策定(2016年措置済) 		<p style="text-align: center;">日本コンテンツの権利関連情報を集約したデータベースと連携した情報発信</p>		<p style="text-align: center;">放送コンテンツ等海外展開促進の取組の継続実施</p>			<p style="color: red;">・2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 2016年度末までに5000件以上のローカライズ・プロモーション支援を実施。 2013年度末までに72件の国際共同製作支援を採択(平成24年度補正予算) 		<p style="text-align: center;">コンテンツの製作・現地化(字幕付与等)から継続的な発信・プロモーション活動に至るまで、一体的、総合的かつ切れ目ない支援を実施</p>							

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
クールジャパンの推進②	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)の設立(2013年8月) ASEANをはじめとするアジア諸国を中心として、BEAJとの協力のもと、日本の魅力を紹介する放送コンテンツを継続的に発信(平成26年度より113事業を実施) (株)海外需要開拓支援機構において、世界22か国以上において日本のコンテンツを24時間365日放送するジャパンチャンネル事業等の支援を決定(現在8カ国に展開) 	<p style="text-align: center;">概算要求 税制改正要望等</p>				
クリーンで魅力ある「日本型IR」の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産戦略本部「映画の振興施策に関する検討会議」の取りまとめ(2016年12月～2017年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)と密接に連携しながら、ASEAN等のアジア諸国に統いて、段階的に展開先を拡大し、日本の魅力ある放送コンテンツの継続的な放送を実施 (株) 海外需要開拓支援機構を活用した放送枠の確保等 				
	<日本産酒類の輸出促進>	<p style="text-align: center;">映画の海外展開促進のための取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際共同製作を促す基盤整備として、国際共同製作協定の交渉等を推進 「ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議」の設置を通じ、内外作品のロケを促進 フィルムセンターの機能強化を通じて、日本映画の対外発信を強化 映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし 				
	<海外広報体制の強化>	<p style="text-align: center;">「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」(2017年3月改定)に基づき、官民が連携して、日本産酒類のさらなる輸出拡大を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 在外公館等の政府関係機関を日本産酒類の情報発信拠点として効果的に活用するなど、情報発信を強化する 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を活用するなどし、日本産酒類の効果的な販路開拓・市場開拓を行う 海外の酒類の専門家や有識者に対する専門的知識の啓発等を通じて、日本産酒類に携わる人材の育成を行う 地理的表示(GI)制度の活用促進等を通じて日本産酒類の品質・ブランド力の向上を図る 地域の観光資源と連携して酒蔵ツーリズムの推進を図る等、インバウンドとの連携を図る 				<ul style="list-style-type: none"> 日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す
	<クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合観光施設)の整備推進>	<p style="text-align: center;">制度設計について、大枠取りまとめ (2017年夏頃)</p>				

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI				
地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓												
	<地域別戦略の開始> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"> 中国・ASEAN <ul style="list-style-type: none"> トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先: インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス) インフラ開発によるサプライチェーン強化(2014年4月に供与決定したティラワ経済特別区開発への海外投融資などを活用して2016年9月に同区に開業。ダウエー開発について、2015年7月に今後の協力に関する覚書を、同年12月にSPVへの出資に関する新たな協定を日本・タイ・ミャンマー3か国で署名、日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ(PROMOSI)の立ち上げを2015年3月の日インドネシア首脳会談で合意) 新分野進出支援(2013年12月のインドネシアでのクリエイティブ・プロダクト・ワークなどクールジャパンによる市場獲得) 日本方式の制度の海外展開(ミャンマーの車検、インドネシアの信用情報制度等) </div> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"> 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米 <ul style="list-style-type: none"> トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先: ロシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、UAE、トルコ、バーレーン、クウェート、カタール、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ、インド、バングラデシュ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、メキシコ、コロンビア、チリ、ブジル、キューバ、イラン、トルコミニスター、ギルギス、タジキスタン) 有望分野での投資交流・技術協力の合意形成(2015年4月「日印間の投資貿易促進及びインド太平洋経済圏に向けたアクションプラン」合意) 資源国との関係強化(サウジアラビアや UAEにおいて、日本企業の投資促進、人材育成協力等により現地の産業多角化に貢献) インドAP州の新都建設に向け日本の包括的協力に合意(2014年11月)、AP州官民協議会を設立(2016年3月) 投資協定の締結(2015年9月コロンビアとの協定発効、2015年10月カザフスタンとの協定発効、2015年11月ウクライナとの協定発効、2015年6月オマーンとの協定署名、2016年2月イランとの協定署名) </div> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"> アフリカ <ul style="list-style-type: none"> トップセールス(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先: コートジボワール、モザンビーク、エチオピア、タンザニア、エジプト、ケニア)、ミッション派遣(アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション等)。 第5回アフリカ開発会議(TICAD V)(2013年6月)で表明した、官民合わせて3.2兆円の取組によるインフラ整備、人材育成(ABEイニシアティブ等)を通じた貿易・投資促進のフォローアップ。 アフリカ経済戦略会議の立ち上げ(2014年3月～)。 資源・インフラ獲得のための協力枠組みの構築・取組開始(「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」に基づく現地人材育成)。 投資協定の締結(2014年8月モザンビークとの協定発効、2016年8月ケニアとの協定に署名)。 JETROアフリカ事務所の5年間での倍増計画(5→10か所)に基づき、2014年12月にモロッコ事務所を設置、2016年3月にエチオピア事務所を設置。 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)(2016年8月)において、約1000万人への人材育成を始めとする官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備等を表明。JETROはビジネスカンファレンス・展示会を開催し、民間セクター活動促進。 </div> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"> <支援体制の整備> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"> 新興国市場獲得のためのJETRO機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 「海外展開一貫支援ファストバス制度」を2014年2月から開始 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を2017年3月までに21か所設置 中堅・中小企業へのシニア人材の派遣(2013年度と2014年度に計1,616社への支援を実施) 関係府省等が海外発信のために統一ロゴ「ジャパンマーク」を使用することに合意(2015年3月) </div> </div>											
	<戦略の深化> <p>※ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き下記を実施</p> <p>○制度整備への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本企業の製品・サービス・技術が適切に評価されるような、社会課題分野におけるルール形成を推進 東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)を活用し、ASEAN内の規制の調和と履行強化に協力 中国、ASEAN諸国における法制度整備支援の実施 											
	<p>※関係強化はできているものの、保護主義の傾向が多い国が多いことを踏まえ、従来の取組に続き下記を実施</p> <p>○進出企業の課題解決のため、在外公館による現地政府への働きかけ及び民間等によるロビイング強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 在外公館を中心とした現地政府への働きかけ JETROや現地日系企業等による相手国でのロビイング強化 											
	<p>※投資協定等環境整備は進んでいるものの進出企業数がまだ少ないため、下記の従来の取組を引き続き実施</p> <p>○商機の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民経済ミッション(アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション、官民インフラ会議)派遣、ビジネス・フォーラムの開催(日アフリカ官民経済フォーラムの立ち上げ)、TICAD V支援策及びTICAD VI支援策の着実な実施 見本市・展示会の開催、投資協定の締結、安全対策セミナー等の継続実施等 JETROによるアフリカ投資誘致機関との連携強化(日本企業窓口「Japan Desk」の運営) 											
	<p>※これまでのJETROを通じた支援の経験を踏まえ、更に必要な支援を強化</p> <p>○海外市場獲得の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一ロゴ「ジャパンマーク」の展示会等での使用、新輸出大国コンソーシアムの体制整備・充実や中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の拡充等により、JETROを中心として、我が国の製品・サービス、農林水産品・食品等の海外市場の獲得、知財活用ビジネス等中堅・中小企業の海外展開を、強力に推進 <p>○中堅・中小企業群の展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> JETROを活用し、日本の中堅・中小企業群が持つ技術・サービスにより新興国各地の課題を解決 											
	<p>2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中国、ASEAN等」: 2倍 「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」: 2倍 「アフリカ地域」: 3倍 											